春日部市
都市インフラ
マネジメント
公園計画

２０１８年度～２０４７年度
（平成30年度～平成59年度）

春日部市
KASUKABE CITY

都市インフラ施設の再生と老朽化対策の推進に当たって

本市では、昭和 40 年代から 50 年代にかけて、数多くの公共施設等の整備を進めてまいりましたが、これらの施設は老朽化が進行しており、今後まもなく、一斉に更新時期を迎えます。

その一方で、人口減少・少子高齢化の進行に伴う財政規模の縮小により、公共施設等に充てられる財源は、ますます厳しさを増していく見込みです。さらに、人口構造やライフスタイル等の変化に伴い、市民ニーズも多様化・高度化してきており、公共施設等のあり方を見直す時期に差し掛かっています。

このような状況の中、本市では、2014 年度（平成 26 年度）に、今後の公共施設等の総合的かつ計画的な管理についての基本的な考え方を定めた「春日部市公共施設等総合管理計画」、2016 年度（平成 28 年度）に、取り組みを進めるに当たってより実行性のある計画とした「春日部市公共施設マネジメント基本計画」の策定を行ってまいりました。

そしてこの度、道路や河川、公園といった都市インフラ施設を対象に、今後の具体的な取り組みに関する実施計画として、「春日部市都市インフラマネジメント計画」を策定したものでございます。

本計画は、これまでに行った施設の点検結果や維持管理の実績等を踏まえ、また、再整備に関する市民アンケート、学識経験者からの意見聴取やパブリックコメントにより、市民の皆様からのご意見を伺いながら、策定を進めてまいりました。その中では、都市インフラマネジメントについて多くの方からご賛同いただくとともに、様々なご意見を頂戴し、計画に反映してきたところでございます。

維持管理の取り組みは、一足飛びに理想的な姿になるものではなく、計画ー実行ー評価ー改善といったサイクルを回しながら、管理する施設の実態や市民ニーズの変化を捉えつつ、より効率的な維持管理の体制を実現すべく段階的な改善を図っていかなければなりません。今後は本計画に基づき、市と市民の皆様との協働により都市インフラ施設の管理の課題に着実に取り組むことで、安全で持続可能な都市インフラ施設の確保に努めてまいります。

結びに、この計画策定に当たり、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、また、多大なるご尽力をいただきました検討会委員の皆様に心から感謝を申し上げます。

2018 年（平成 30 年）3 月

春日部市長 石川良三

目 次

1. 都市インフラマネジメント計画の概要 1
1.1 計画策定の背景 1
1.2 計画の目的（取組方針） 2
1.3 計画の位置づけ 3
1.4 計画期間 3
1.5 全体目標と計画の効果（３分野） 4
2. 公園の現状と課題 5
2.1 春日部市が管理する公園 モノ 7
2.2 対象施設の現状～春日部市が管理する公園～ モノ 45
2.3 春日部市の財政状況と公園事業に関する費用実績 費用 63
2.4 公園管理に関する業務と情報管理の現状 ヒト・情報 68
2.5 公園管理に関するコストの実績と将来推計 71
2.6 本市における公園管理の課題～計画策定における着眼点～ 75
2.7 公園に関する市民の意識（市民アンケート調査結果） 77
3. 基本方針と目標の設定 84
3.1 基本方針 84
3.2 【方針①】公園立地の再編 87
3.3 【方針②】公園施設の再編 124
3.4 【方針③】公園施設の安全性の保持とコスト縮減 146
3.5 【方針④】様々な担い手による維持管理の実施 178
3.6 計画の効果 185
4. 具体的な取組方法 187
4.1 概要 187
4.2 実施計画 188

【資料編】 194
1. 本計画の策定体制 196
2. 市民意見の把握 197
2.1 市民アンケート調査概要 197
2.2 市民意見提出手続き 197
3. 検討会 199
3.1 春日部市都市インフラマネジメント計画策定検討会要綱 199
3.2 春日部市都市インフラマネジメント計画策定検討会委員名簿 200
3.3 検討経過 200
4. 庁内検討会議 201
4.1 春日部市都市インフラマネジメント計画策定庁内検討委員会要領 201
5. 策定経過 204
6. 用語集 205

1.都市インフラ[1]マネジメント計画の概要

「春日部市都市インフラマネジメント計画」とは、「春日部市公共施設マネジメント基本計画」（以下、「基本計画[2]」）を踏まえた、特にインフラ施設を対象とした個別施設計画です。これは現状と課題に照らした中長期的な視点からの今後の維持管理・更新に関する基本方針を策定し、それらに基づく具体的な取り組み推進の方法（対策の時期や内容、必要な予算の概ねの見通し等）を計画するものです。計画期間は 2018 年度（平成 30 年度）から 2047 年度（平成 59 年度）までの 30 年間とします。

なお、本計画は、本市の都市インフラマネジメント計画のうち、「公園」に関する計画となります。

1.1　計画策定の背景

本市のインフラ施設の多くは、昭和 40 年代から 50 年代の高度成長期に整備されたことから、近年では老朽化が顕著となっている施設も多く、近い将来、集中的に更新時期を迎えることが想定されます。

一方、財政面では人口減少に伴う税収の伸び悩みや社会福祉関連経費の増大に伴う財政の逼迫が懸念されており、これまでと同様の水準で公共施設などへの投資を継続していくことが困難になると予想されます。

このことから、本市では長期的な視点に立ち人口減少や少子高齢化などの社会情勢を踏まえ、公共施設の現状と将来見通しを明らかにしたうえで、2014 年度（平成 26 年度）に総合的で計画的な管理を推進するため、「春日部市公共施設等総合管理計画」（以下、「総合管理計画」）を策定しました。そして 2016 年度（平成 28 年度）には、この「総合管理計画」の基本的な考え方を取り込んで具体化した「基本計画」を策定しました。

[1] インフラ・・・道路、河川、公園などの都市基盤施設

[2] 「春日部市公共施設マネジメント基本計画」・・・総合的かつ計画的な管理を推進するために 2014 年度（平成 26 年度）に策定した「春日部市公共施設等総合管理計画」をもとに、より実行性のある計画として、公共施設等を対象に 2016 年度（平成 28 年度）に策定した計画

「基本計画」では、インフラ施設について、新規整備を含めた維持管理、改修・更新費用が今後 30 年間で年平均約 36.6 億円の財源が不足すると推計されており、維持管理・更新に関する取り組み推進に向けた、施設ごとのより具体的な計画の策定が必要となっています。

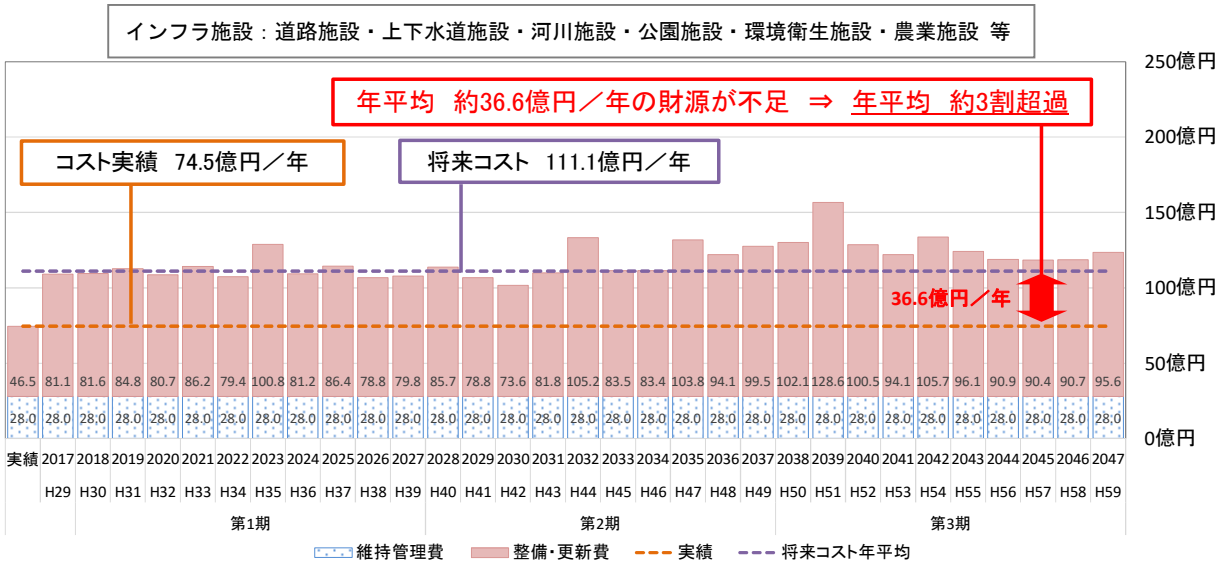

図 1-1 基本計画におけるインフラ施設の将来コスト推計

1.2 計画の目的（取組方針）

本計画は、「基本計画」で示された取組方針に基づき、将来に亘り持続可能な維持管理・更新を実現するため、施設ごとに戦略的な再生と老朽化対策を定めるものです。

表 1-1 基本計画で示された取組方針

■供給に関する方針
社会構造の変化に対応した適正な供給
■品質に関する方針
予防保全の取組と安全性の確保
長寿命化の取組
■財務に関する方針
長期的費用の縮減と平準化[3]
維持管理費の縮減
民間活力の導入と新規財源の確保

[3] 平準化・・・年度によってばらつきのある予算を長期計画期間内で割り振り、一定の年間予算規模とすること

1.3　計画の位置づけ

本市の都市インフラマネジメント計画は下図に示すように、施設に関する法令や本市の上位計画として位置づけられている総合振興計画等に即して策定するものです。そのうち、本計画は公園に関するものとなります。

本計画に基づき、「基本計画」や「都市計画マスタープラン」といった周辺計画との整合を図りながら取り組みを進めていきます。

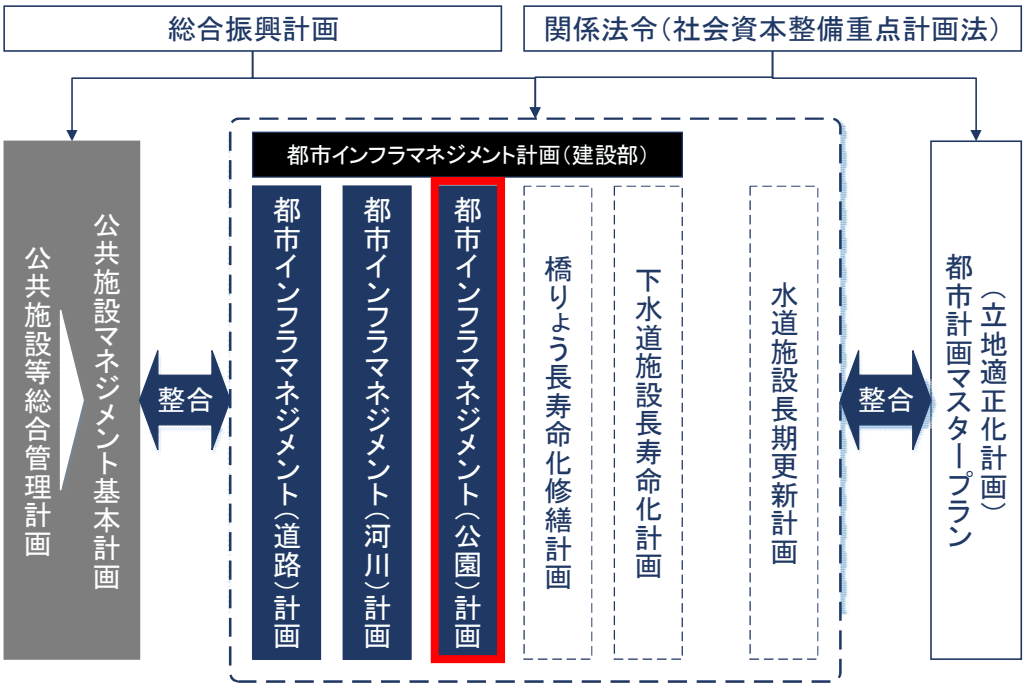

図 1-2　都市インフラマネジメント計画の位置づけ

1.4　計画期間

本計画は、2018 年度（平成 30 年度）から 2047 年度（平成 59 年度）までの 30 年間を見据えており、長期的視点に立ったインフラ施設の戦略的な再生と老朽化対策を定めます。

また、具体的な実施計画を策定し、10 年ごとに計画の見直しを図っていきます。

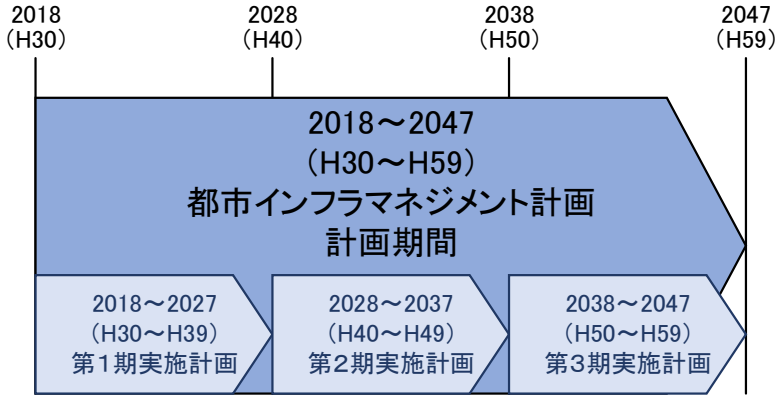

図 1-3　計画策定期間

1.5　全体目標と計画の効果（３分野）

本計画にて、道路・河川・公園の３分野について、計画的な管理を行わずに現状の施設を維持管理・更新した場合の将来コストを試算したところ、現状の予算（維持管理費＋更新費）を大きく超過します。このことから、「基本計画」における実績値と将来コストより、３割（74.5 億円／111.1 億円）のコスト縮減を全体目標とし、本計画を策定しました。

「基本計画」では、新規整備を含んでいますが、新規整備は別途、それぞれの計画に基づき実施されるものであるため、本計画では、既存施設の維持管理・更新を論点とし、新規整備を除いた検討を進めていきます。

各分野について本計画の取組を実行することで、約３割のコスト縮減が可能となります。また、このようにコスト縮減を図りながら、既存施設を計画的に管理し、賢く使っていくことで、今後も安全・安心で快適な市民生活や都市の経済活動を支える基盤として維持していくことができます。

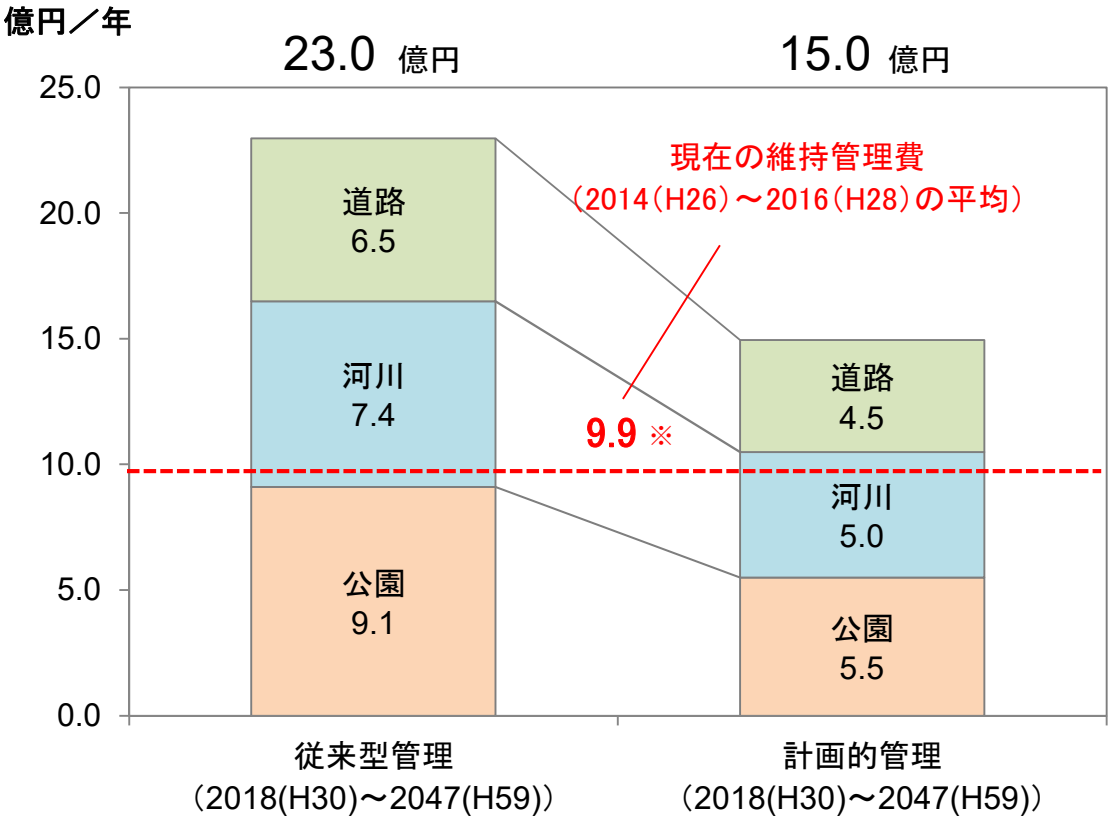

※　災害などの非常時における対応については本計画の対象外としており、将来コストには計上していません。

※　計画的管理でも、必要となる年間コストは現在の維持管理費（直近３か年の平均値）を上回りますが、国の補助制度の活用など、必要な財源確保に努めながら計画を実行していきます。

図 1-4　計画の実施によるコスト縮減効果

2.公園の現状と課題

本市の公園は 315 か所、広場は 80 か所、併せて 395 か所、面積 1,200,294m2 となっています（2016 年度(平成 28 年度)末現在）。ここでは、本市が管理する公園及び広場を「公園」として扱います。

公園面積 1,000m2 未満の公園が全体公園数の 63%を占め、その中でも 100～200m2 未満の小規模公園数が圧倒的に多くなっております。これらの公園の多くは、民間開発事業による提供公園ですが、近年の宅地開発の小規模化に伴い小規模公園の数が増えてきております。ただし、これらの小規模公園は、その規模から十分な機能を備えていない公園、また利用が制限される公園も多くなっております。

本市では、身近な公園には、子供たちが遊ぶための遊具やベンチ、水飲み場、緑地などの公園施設及び広場スペースを配置することが望ましいと考えており、これらの施設を配置した場合に必要な公園面積は 150m2 以上と設定しています。

借地公園については、地権者から土地を借りて、市が借地料を負担し、市で管理してきましたが、市が負担する借地料については全体の維持管理費の約 15%を占めており、借地公園においても小規模公園と同様に利用が制限される公園も多くなっています。

また、長期未整備公園は、都市計画公園面積の 764,900m2 のうち、未整備公園の面積が約 82,000m2 であり、10.7%を占めています。

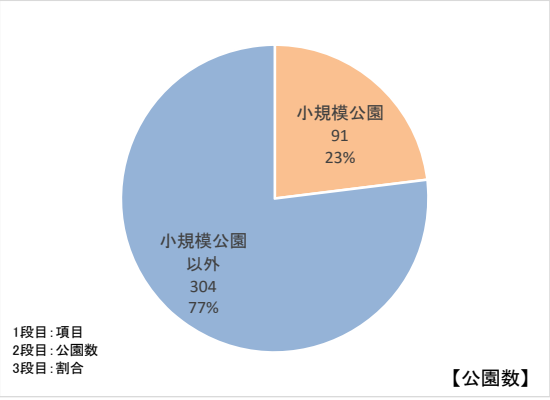

図 2-1　小規模公園の公園数と割合

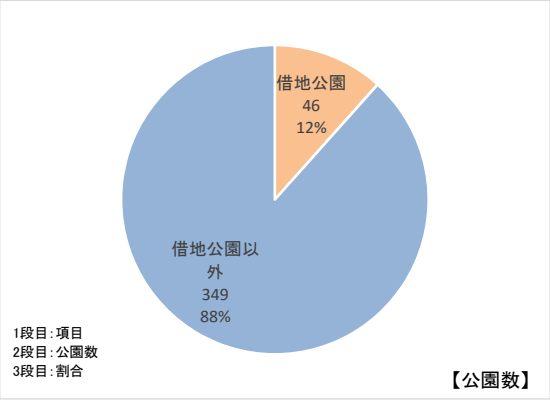

図 2-2　借地公園の公園数と割合

表 2-1　公園施設の現状(マネジメント 4 要素の観点)

マネジメント要素	公園
①モノ **：管　理　数　量** **：劣　化　状　況**	• 開園から３０年以上経過した公園が全体の 45%存在し、施設老朽化が進行しており、更新が必要な施設割合は全体の約 68%（安全性の観点より緊急対応が必要な施設も存在） • 遊具点検結果（2017 年度（H27 年度））より修繕および改築（更新）が必要な施設（判定区分 C）が全体の 30%存在し、緊急な修繕および改築（更新）が必要な施設が全体の 3%存在
②ヒト・情報 **：維持管理体制** **：情報管理体制**	• 効率的な補修を実施するための計画が未整備 • 定期点検は、遊具は年１回実施。実施している遊具以外の施設は定期点検未実施 • 維持補修は、施設は、劣化が顕著な箇所を中心に事後的に実施 • 植栽は要望案件を中心に樹木剪定を実施（植栽に関する要望は全体の約 4 割） • 各台帳・調書がそれぞれ存在（データは分散して存在、一部は電子化未対応） • 指定管理者による管理（7 公園）の実施
③費用 **：コ ス ト 実 績** **：　将 来 コ ス ト**	• 樹木管理・除草・土地の借り上げが公園の維持管理費全体の 7 割 • 将来的に、施設老朽化に伴い施設の補修に関する費用が増大する見込み • 現状維持のままでは、将来コストは従来予算を超過

2.1　春日部市が管理する公園　モノ

2.1.1 公園の体系

インフラマネジメント計画では、公園、緑地、広場、その他が対象となります。

また、公園は、都市公園法で規定される都市公園と都市公園以外の公園(公共施設緑地)に分かれています。

表 2-2　インフラマネジメント計画対象施設[4]

種類	内容
公園	主として自然的環境の中で、休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション及び大震災等の災害時の避難等の用に供することを目的とする公共空地。
緑地	主として自然的環境を有し、環境の保全、公害の緩和、災害の防止、景観の向上及び緑道の用に供することを目的とする公共空地。
広場	主として歩行者等の休息、鑑賞、交流等の用に供することを目的とする公共空地。
その他	道路整備によって生まれた小さなスペースを歩行者の休憩や集いの場として整備されたポケットパーク等。

[4] 公園、緑地、広場の定義については、都市施設の定義を準用しており、具体的には、「都市計画運用指針Ⅳ-2－2 都市施設」Ⅱ)施設別事項 B 公園、緑地等の公共空地 1 公共空地の都市計画の考え方」に明記されている。

(1) 都市公園

都市公園は、機能、目的、利用対象、誘致圏域(誘致距離)[5]等により、基幹公園（住区基幹公園、都市基幹公園)、大規模公園、緩衝緑地等の種類となっています。

表 2-3　基幹公園[6]

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 1 か所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1か所当たり面積2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1か所当たり面積4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園(カントリーパーク)は、面積4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1か所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1か所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。

表 2-4　大規模公園[7]

種類	種別	内容
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1か所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。

[5] 当該公園を利用する人の徒歩圏内の範囲を表す距離。本市での誘致距離は、街区公園は半径 250m、近隣公園は半径 500m、地区公園は 1km としている。

[6] 国土交通省 HP「都市公園の種類(http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/syurui/index.html)」より抜粋

[7] 同上

表 2-5　緩衝緑地等[8]

種類	種別	内容
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1か所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。 （都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20ｍを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

(2) 都市公園以外の公園

都市公園以外の公園(公共施設緑地)は、広場であり、ちびっこ広場、運動広場、遊水地広場の種別となっています。

表 2-6　都市公園以外の公園

種類	種別	内容
広場	ちびっこ広場	周辺に都市公園が少なく、主として子供のための遊び場として整備されたもの。
	運動広場	市民のスポーツ振興と健康及び体力向上促進を目的に整備されたもの。
	遊水池広場	遊水池を有効活用し、広場として整備されたもの。

[8] 国土交通省 HP「都市公園の種類(http://www.mlit.go.jp/crd/park/shisaku/p_toshi/syurui/index.html)」より抜粋

2.1.2 公園の整備状況

本市における 2017 年度 4 月現在の公園の整備状況は以下のとおりです。

公園は 395 か所あり、そのうち都市公園は 315 か所、広場は 80 か所となっています。ここでは、本市が管理する公園及び広場を「公園」として扱います。

表 2-7　公園の整備状況

【春日部市全体】　　面積：㎡

区分	公園種別	整備済	箇所数	暫定整備	箇所数	未整備	箇所数	計	箇所数
公園	総　　合	228,325	2	6,609	0	28,066	0	263,000	2
	地　　区	124,356	2	0	0	13,746	0	138,102	2
	近　　隣	151,808	10	23,692	2	33,016	2	208,516	14
	街　　区	239,919	254	6,609	1	17,167	5	263,695	260
	緑地・緑道	73,205	30	9,296	4	2,247	3	84,748	37
計		817,613	298	46,206	7	94,242	10	958,061	315
広場	ちびっ子広場	34,378	38	7,132	2	4,201	2	45,711	42
	運動広場	161,740	10	0	0	0	0	161,740	10
	遊水池広場	12,503	14	0	0	0	0	12,503	14
	そ の 他	8,305	14	0	0	13,974	0	22,279	14
計		216,926	76	7,132	2	18,175	2	242,233	80
合計（公園＋広場）		1,034,539	374	53,338	9	112,417	12	1,200,294	395

※公園数　＝　整備済　386　箇所+暫定整備　9　箇所　＝　395

公園面積を公園と広場別にみると、公園は 958,061m2 であり全体の 80%を占めます。そのうち、未整備が 94,242m2(8%)、暫定整備は 46,206m2(4%)となっています。公園面積の 20%は広場の 242,233m2 であり、未整備と暫定整備はともに 1%程度です。

また、市街化調整区域に 479,640m2(40%)、301 か所(76%)の公園が整備されています。

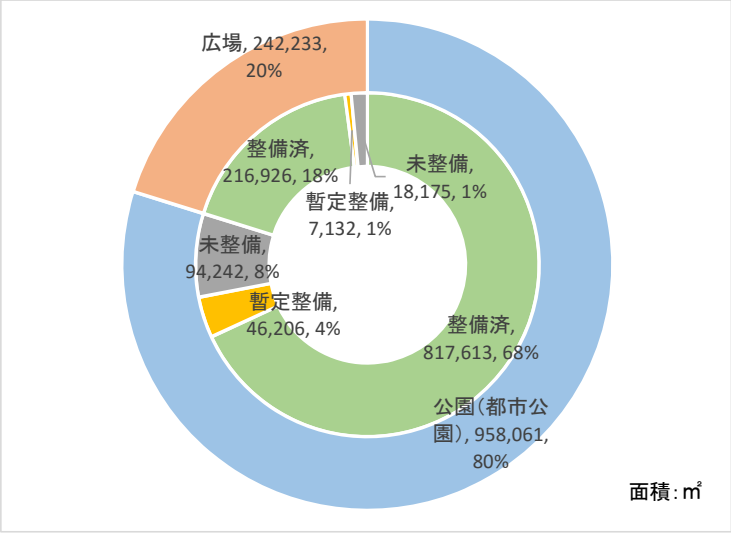

図 2-3　公園の整備状況

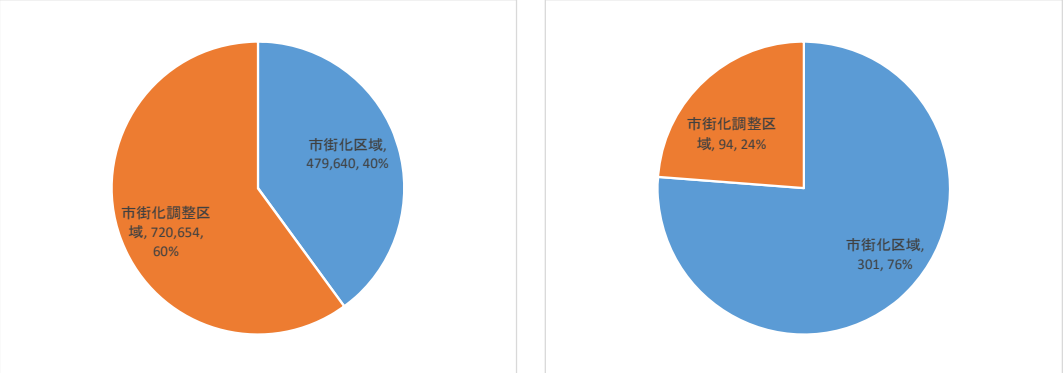

図 2-4　都市計画区域による集計　左：面積、右：個数

補足

- 「整備済」：すべて整備が完了している公園
- 「暫定整備」：暫定的に整備している公園
- 「未整備」：計画区域であるが、未買収地で公園以外の利用がされている個所

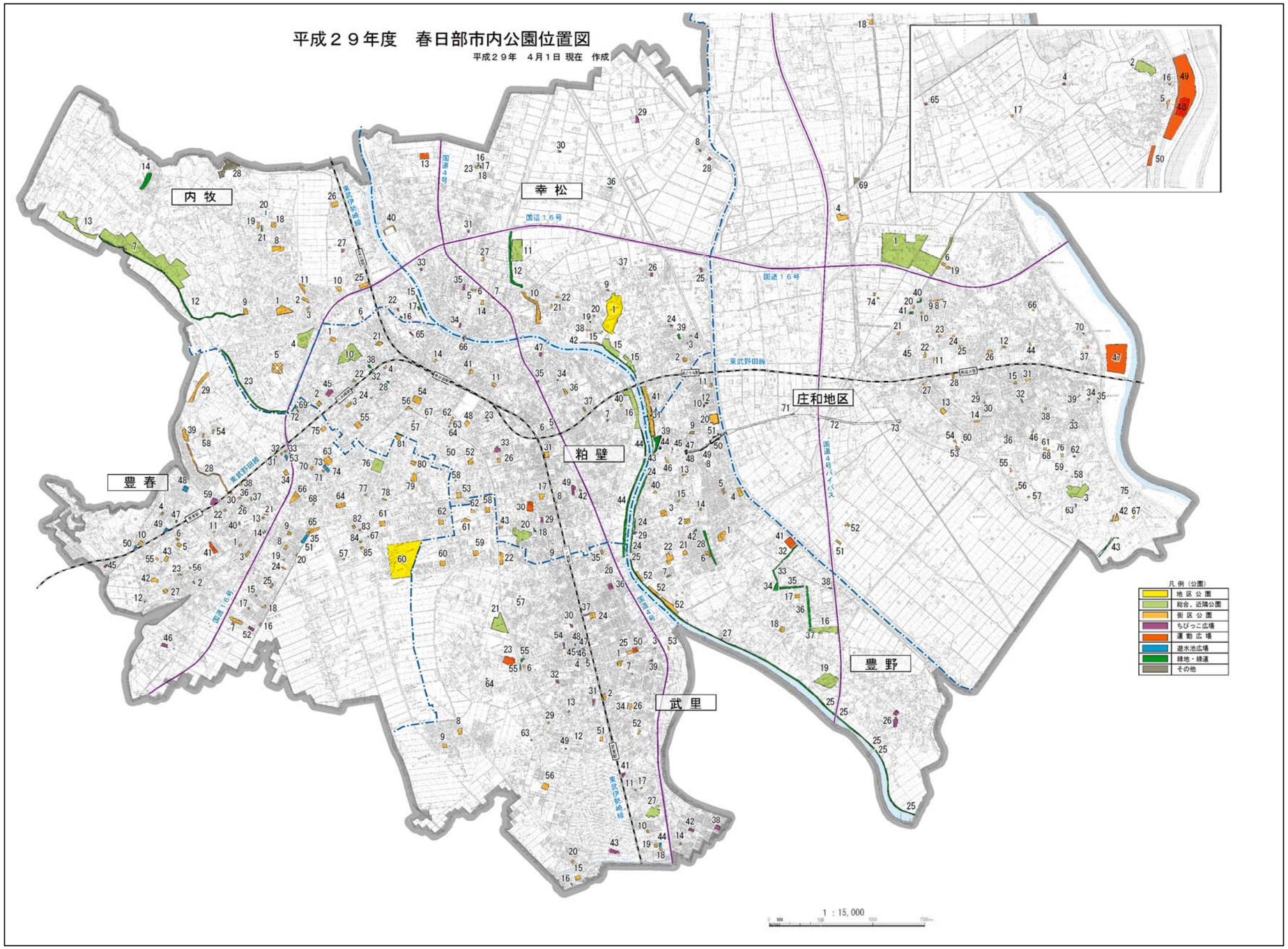
平成２９年度　春日部市内公園位置図
平成２９年　４月１日 現在　作成
内 牧
幸 松
粕 壁
豊 春
庄和地区
豊 野
武 里
国道１６号
東武野田線
凡 例（公園）
地 区 公 園
総合、近隣公園
街 区 公 園
ちびっこ広場
運 動 広 場
避水池広場
緑地・緑道
その他
1 : 15, 000

図 2-5　公園位置図

表 2-8　内牧地区公園リスト

地区　　内牧地区

公園名	種類	面積(㎡)	番号	公園名	種類	面積(㎡)
深町公園	街	7,767	15	梅田緑道	緑	1,871
深町第2公園	街	1,269	16	古隅田川緑道(第1)	緑	169
深町第3公園	街	530	17	梅田第2公園	街	100
南栄町第1近隣公園	近	15,618	18	四方谷第1公園	街	1,551
南栄町中央児童公園	街	6,539	19	四方谷第2公園	街	741
梅田第1公園	街	282	20	四方谷第1緑地	緑	169
内牧公園	総	114,000	21	四方谷第2緑地	緑	211
谷中公園	街	5,872	22	梅田ちびっ子広場	ち	700
塚内公園	街	2,081	23	古隅田川緑道(第2)	緑	8,661
山王公園	街	1,363	25	梅田本田公園	街	2,967
七曲公園	街	2,490	26	梅田新田公園	街	2,492
内牧黒沼緑道	緑	9,000	27	梅田本町二丁目ふれあい広場	ち	878
内牧黒沼公園	近	14,143	28	(仮称)内牧三堂公園	そ	13,974
内牧高野の森	緑	7,143				

表 2-9　粕壁地区公園リスト

粕壁地区　　粕壁地区

番号	公園名	種類	面積(㎡)	番号	公園名	種類	面積(㎡)
1	浜川戸第1公園	街	1,889	35	一宮町第2ちびっ子広場	ち	183
2	浜川戸第2公園	街	1,705	36	粕壁東第3公園	街	992
3	八木崎公園	街	1,652	37	粕壁東第4公園	街	563
4	八木崎第2公園	街	141	38	八木崎第3緑地	緑	132
5	粕壁東第1公園	街	100	40	緑町第3公園	街	148
6	粕壁東第2公園	街	101	41	まちなみ公園	街	994
7	緑町第1公園	街	103	42	緑町第4公園	街	104
8	緑町第2公園	街	174	43	南五丁目第1公園	街	199
9	南町第1公園	街	51	44	大落古利根川緑道(右岸)	緑	3,120
10	八幡公園	近	26,000	45	税務署跡地	ち	3,323
11	元町公園	街	1,413	47	粕壁東二丁目ちびっ子広場	ち	281
14	春日部駅東口駅前公園	街	637	48	春日部駅西口南公園	街	1,247
16	川久保公園	近	13,818	49	元新宿ふれあい広場	ち	1,810
17	南四丁目公園	街	2,155	50	中央町第10公園	街	100
18	南四丁目緑地	緑	376	52	中央町第2公園	街	2,348
20	大池親水公園	近	13,049	53	中央町第3公園	街	2,383
21	浜川戸公園	街	1,185	54	中央町第4公園	街	4,801
22	宮本町公園	街	397	55	中央町第5公園	街	2,548
23	南一丁目第1公園	街	443	56	中央町第7公園	街	727
24	八木崎第3公園	街	101	57	中央町第8公園	街	103
26	南二丁目第1公園	街	142	58	中央町第9公園	街	77
28	八木崎第1緑地	緑	107	62	東西ふれあい通り西口第1公園	街	371
29	南四丁目ちびっ子広場	ち	1,256	63	東西ふれあい通り西口第2公園	街	253
30	南四丁目運動広場	運	5,044	64	東西ふれあい通り西口第3公園	街	62
31	緑町ちびっ子広場	ち	1,556	65	粕壁三丁目広場	ち	537
32	八木崎第2緑地	緑	222	66	古利根公園橋	そ	1,720
33	南二丁目ちびっ子広場	ち	2,158	67	会之堀川ふれあい広場	そ	85
34	一宮町ちびっ子広場	ち	188				

【種類の凡例】

〈公園〉	〈広場〉
総：総合公園	ち：ちびっ子広場
地：地区公園	運：運動広場
近：近隣公園	遊：遊水池広場
街：街区公園	そ：その他
緑：緑地緑道	

表 2-10　武里地区公園リスト

武里地区　　武里地区

番号	公園名	種類	面積(㎡)	番号	公園名	種類	面積(㎡)
1	備後第1公園	街	2,438	32	備後須賀第2ちびっ子広場	ち	1,032
2	備後第2公園	街	674	34	備後正善第2公園	街	496
3	備後第3公園	街	126	35	備後東第1公園	街	741
4	備後第4公園	街	103	36	備後宮田ちびっ子広場	ち	1,982
5	備後第5公園	街	111	37	備後宮田第2ちびっ子広場	ち	1,009
6	備後第6公園	街	100	38	大枝ふれあい広場	ち	1,884
7	備後第7公園	街	69	39	正善ちびっ子広場	ち	280
8	みどり第1公園	街	2,296	41	大畑第2ちびっ子広場	ち	1,376
9	みどり第2公園	街	1,233	42	大枝第2ちびっ子広場	ち	977
10	武里第1公園	街	379	43	五街区広場	ち	2,491
11	武里第2公園	街	85	44	シティプラザ内遊水池広場	遊	1,227
12	武里第3公園	街	90	45	備後角栄団地内第1遊水池広場	遊	184
13	武里第4公園	街	100	46	備後角栄団地内第2遊水池広場	遊	428
14	武里第5公園	街	104	47	備後角栄団地内第3遊水池広場	遊	241
15	武里第6公園	街	1,681	48	備後角栄団地内第4遊水池広場	遊	314
16	武里第7公園	街	99	49	武里第3ちびっ子広場	ち	100
17	武里第8公園	街	100	50	備後運動広場	運	2,783
18	武里第9公園	街	472	51	武里第13公園	街	125
19	武里第10公園	街	912	52	武里第14公園	街	300
20	武里第11公園	街	100	53	備後第9公園	街	145
21	一の割公園	近	16,913	54	備後西ちびっ子広場	ち	842
22	一ノ割上根公園	街	4,064	55	備後第1　緑地	緑	821
23	中野運動広場	運	5,311	56	谷中小記念公園	街	3,301
24	宮田記念公園	街	2,761	57	一ノ割三丁目公園	街	110
25	備後公園	街	1,865	58	大沼第4公園	街	2,122
26	備後正善公園	街	1,432	59	大沼第5公園	街	2,455
27	大枝公園	近	8,673	60	大沼第6公園	街	2,450
28	備後第8公園	街	99	61	四季の彩公園	街	877
29	武里第12公園	街	126	62	ロシュパルク	街	867
30	武里第2ちびっ子広場	ち	626	63	大場長島公園	街	173
31	備後須賀第1ちびっ子広	ち	980	64	武里中野北公園	街	120

【種類の凡例】

〈公園〉
総：総合公園
地：地区公園
近：近隣公園
街：街区公園
緑：緑地緑道

〈広場〉
ち：ちびっ子広場
運：運動広場
遊：遊水池広場
そ：その他

表 2-11　豊春地区公園リスト

豊春地区　　豊春地区

番号	公園名	種類	面積(㎡)	番号	公園名	種類	面積(㎡)
1	豊春第1公園	街	555	43	上蛭田公園	街	924
2	豊春第2公園	街	269	45	花積ちびっ子広場	ち	246
3	豊春第3公園	街	216	46	増戸ちびっ子広場	ち	1,282
4	豊春第4公園	街	244	47	上豊川緑地	緑	138
5	豊春第5公園	街	747	48	日立住宅内遊水池広場	遊	1,853
6	豊春第6公園	街	462	49	ルネ春日部内第1遊水池広場	遊	831
7	豊春第7公園	街	2,748	50	ルネ春日部内第2遊水池広場	遊	904
8	豊春第8公園	街	919	51	高島屋住宅内遊水池広場	遊	2,327
9	豊春第9公園	街	826	52	増富バスケット広場	ち	415
10	豊春第10公園	街	900	53	松の木団地内遊水池広場	遊	1,085
11	豊春第11公園	街	102	54	豊春第28公園	街	103
12	豊春第12公園	街	131	55	豊春第29公園	街	178
13	豊春第13公園	街	100	56	豊春第30公園	街	134
14	豊春第14公園	街	171	57	谷原新田第1公園	街	213
15	豊春第15公園	街	104	58	時鳥公園	街	228
16	豊春第16公園	街	739	59	上蛭田ふれあい広場	ち	6,595
17	豊春第17公園	街	101	60	大沼公園	地	81,102
18	豊春第18公園	街	420	61	大沼第2公園	街	2,455
19	豊春第19公園	街	119	62	大沼第3公園	街	2,450
20	豊春第20公園	街	196	63	豊町第1公園	街	3,656
21	豊春第21公園	街	120	64	豊町第2公園	街	3,072
22	豊春第22公園	街	96	65	豊町第3公園	街	2,777
23	豊春第23公園	街	153	66	豊町第4公園	街	4,257
24	豊春第24公園	街	369	67	豊町第5公園	街	143
25	豊春第25公園	街	502	68	豊町第6公園	街	234
26	豊春第26公園	街	234	69	新方袋第1公園	街	100
27	豊春第27公園	街	688	70	新方袋第2公園	街	736
28	古隅田公園	街	4,000	71	新方袋第3公園	街	791
29	古隅田第2公園	街	2,000	72	新方袋第4公園	街	296
30	古隅田第3公園	街	236	73	サニータウン内第1遊水池広場	遊	636
31	南中曽根第1公園	街	148	74	サニータウン内第2遊水池広場	遊	1,493
32	南中曽根第2公園	街	228	75	新方袋東公園	街	998
33	南中曽根第3公園	街	226	76	谷原第1公園	近	10,189
34	南中曽根第4公園	街	257	77	谷原第2公園	街	305
35	南中曽根第5公園	街	566	78	谷原第3公園	街	163
36	南中曽根第6公園	街	273	79	谷原第4公園	街	3,146
37	南中曽根第7公園	街	328	80	ふじ広場	街	1,230
38	南中曽根第8公園	街	761	81	中央町第6公園	街	2,442
39	川面公園	街	3,292	82	大沼第7公園	街	546
40	豊春小学校前緑地	緑	196	83	大沼第8公園	街	144
41	上蛭田運動広場	運	3,814	84	大沼第9公園	街	566
42	下蛭田下道公園	街	1,877	85	大沼第10公園	街	489

【種類の凡例】

〈公園〉	〈広場〉
総：総合公園	ち：ちびっ子広場
地：地区公園	運：運動広場
近：近隣公園	遊：遊水池広場
街：街区公園	そ：その他
緑：緑地緑道	

表 2-12　豊野地区公園リスト

豊野地区

番号	公園名	種類	面積(㎡)
1	藤塚第1公園	街	4,461
2	藤塚第2公園	街	2,511
3	藤塚第3公園	街	3,597
4	藤塚第4公園	街	2,618
5	藤塚第5公園	街	1,432
6	藤塚第6公園	街	1,294
7	藤塚第7公園	街	191
8	藤塚第8公園	街	101
9	藤塚第9公園	街	583
10	藤塚第10公園	街	616
11	藤塚第11公園	街	701
12	藤塚第12公園	街	256
13	藤塚第13公園	街	305
14	藤塚第14公園	街	399
15	藤塚第15公園	街	75
16	豊野町第1公園	近	10,969
17	豊野町第2公園	街	2,498
18	豊野町第3公園	街	1,801
19	薬師沼親水公園	近	16,524
20	藤塚野口公園	街	6,181
21	藤塚根郷下公園	街	1,423
22	藤塚公園	街	3,550
24	藤塚橋上流部緑道	緑	2,860
25	藤塚橋下流部緑道	緑	14,623
26	赤沼ちびっ子広場	ち	2,947

豊野地区

番号	公園名	種類	面積(㎡)
27	藤塚第16公園	街	148
28	藤塚文化村緑道	緑	1,200
29	藤塚ちびっ子広場	ち	687
31	藤塚三本木公園	街	5,325
32	豊野町第1緑地	緑	1,886
33	豊野町第2緑地	緑	1,597
34	豊野町第3緑地	緑	2,179
35	豊野町第4緑地	緑	3,397
36	豊野町第5緑地	緑	5,969
37	豊野町第6緑地	緑	189
38	豊野町第7緑地	緑	239
39	藤塚三本木緑地	緑	3,811
40	藤塚新田公園	街	660
41	銚子口運動広場	運	6,719
42	藤塚文化村緑地	緑	23
43	ユリノキ橋上流部緑道(左岸)	緑	5,355
44	藤塚遊水池広場	遊	436
45	藤塚三本木第1公園	街	400
46	藤塚三本木第2公園	街	599
47	藤米線ポケットパーク①	そ	179
48	藤米線ポケットパーク②	そ	197
49	藤米線ポケットパーク③	そ	372
50	藤米線ポケットパーク④	そ	645
51	藤米線ポケットパーク⑤	そ	250

表 2-13　幸松地区公園リスト

幸松地区

番号	公園名	種類	面積(㎡)
1	牛島公園	地	57,000
2	牛島第2公園	街	922
3	牛島第3公園	街	101
4	牛島第4公園	街	100
5	八丁目第1公園	街	29
6	八丁目第2公園	街	59
7	八丁目第3公園	街	169
8	樋籠第1公園	街	126
9	樋籠第2公園	街	125
10	倉松公園	街	6,167
11	旧倉松公園	近	19,579
12	倉松緑道	緑	3,680
13	小渕山下運動広場	運	3,760
14	八丁目上組公園	街	930
15	牛島古川公園(第2期)	近	9,549
16	小渕第1緑地	緑	72
17	小渕第2緑地	緑	6
18	小渕第3緑地	緑	6
19	牛島第5緑地	緑	8
20	牛島第5公園	街	134
21	樋堀第1公園	街	270

幸松地区

番号	公園名	種類	面積(㎡)
22	樋籠第3公園	街	189
23	小渕第1公園	街	260
24	牛島ちびっ子広場	ち	440
25	新川ちびっ子広場	ち	322
26	樋籠ちびっ子広場	ち	563
27	小渕第2公園	街	141
28	向島ちびっ子広場	ち	1,286
29	不動院野ちびっ子広場	ち	1,190
30	下谷ちびっ子広場	ち	356
31	小渕前田ちびっ子広場	ち	322
33	小渕ちびっ子広場	ち	118
34	八丁目ちびっ子広場	ち	693
35	八丁目第3ちびっ子広場	ち	953
36	不動院野大栄住宅内遊水池広場	遊	544
37	樋籠第4公園	街	101
38	牛島第6公園	街	120
39	牛島第1緑地	緑	55
40	小渕彩龍公園	街	1,061
41	牛島古川公園	街	7,722
42	牛島ポケットパーク	そ	2,786

【種類の凡例】

〈公園〉
総：総合公園
地：地区公園
近：近隣公園
街：街区公園
緑：緑地緑道

〈広場〉
ち：ちびっ子広場
運：運動広場
遊：遊水池広場
そ：その他

表 2-14　庄和地区公園リスト

庄和地区　　庄和地区

番号	公園名	種類	面積(㎡)	番号	公園名	種類	面積(㎡)
1	庄和総合公園	総	149,000	38	東映団地暫定公園	街	109
2	大凧公園	近	18,016	39	リーベ公園	街	248
3	東中野公園	近	15,000	40	金崎有楽東緑地	緑	622
4	上柳公園	街	6,800	41	金崎有楽西緑地	緑	487
5	西宝珠花町通公園	街	938	42	ミニ工業団地内公園	街	1,011
6	風早第1公園	街	663	43	ミニ工業団地内緑地	緑	4,148
7	風早第2公園	街	272	44	松永住宅公園	街	110
8	風早第3公園	街	1,037	45	大衾公園	街	129
9	風早第4公園	街	390	46	吉岡東公園	街	172
10	平松谷東公園	街	630	47	西金野井グランド	運	49,697
11	大蔵屋公園	街	651	48	西宝珠花グランド	運	14,400
12	ガーデンタウン公園	街	602	49	西宝珠花多目的広場	運	62,176
13	外谷津第1公園	街	796	50	西宝珠花緑地	運	8,036
14	外谷津第2公園	街	997	51	水角第1公園	街	1,031
15	殖産公園	街	708	52	水角第2公園	街	722
16	宝珠花神社公園	街	656	53	米島第1公園	街	100
17	木崎神社公園	街	522	54	米島第2公園	街	131
18	ふるさと公園	街	879	55	東中野吉岡公園	街	300
19	東急南桜井タウンハウス東公園	街	544	56	東中野吉岡第２公園	街	174
20	有楽三角公園	街	510	57	東中野吉岡第３公園	街	127
21	大衾ローズタウン公園	街	493	58	東中野榎台公園	街	138
22	大衾ホープ公園	街	967	59	東中野駿河公園	街	112
23	桜台二区六建公園	街	535	60	米崎第１公園	街	108
24	桜台二区中央公園	街	472	61	東中野房田公園	街	130
25	桜台二区南公園	街	317	62	東中野駿河第２公園	ち	155
26	南桜井団地みどり公園	街	845	63	中野香取神社公園	ち	426
27	サニータウン三角公園	街	601	64	塚崎雷電神社公園	ち	200
28	駅前トントン公園	街	698	65	芦橋香取神社公園	ち	221
29	グリーンホーム地蔵公園	街	139	66	西金野井愛宕公園	街	150
30	グリーンホームなかよし公園	街	200	67	東中野南台公園	街	146
31	新生公園	街	1,931	68	東中野房田第２公園	街	176
32	三栄団地公園	街	286	69	農村公園	そ	1,719
33	文化村公園	街	307	70	谷頭なかよし公園	そ	97
34	パークアベニュー桜井団地北公園	街	281	71	藤米線ポケットパーク⑥	そ	122
35	パークアベニュー桜井団地東公園	街	283	72	藤米線ポケットパーク⑧	そ	86
36	米島吉岡公園	街	136	73	藤米線ポケットパーク⑦	そ	47
37	犬塚・谷頭わんぱく公園	街	661	74	金崎禿地公園	街	297

【種類の凡例】

〈公園〉	〈広場〉
総：総合公園	ち：ちびっ子広場
地：地区公園	運：運動広場
近：近隣公園	遊：遊水池広場
街：街区公園	そ：その他
緑：緑地緑道	

2.1.3 地区別に着目した整備状況

地区別の整備状況は、公園面積では、庄和地区が 30%で最も多く、続いて、内牧地区 19%、豊春地区が 14%となっています。

公園数では、豊春地区が 21%で最も多く、続いて、庄和地区が 19%、武里地区が 16%となっています。内牧地区は 7%です。

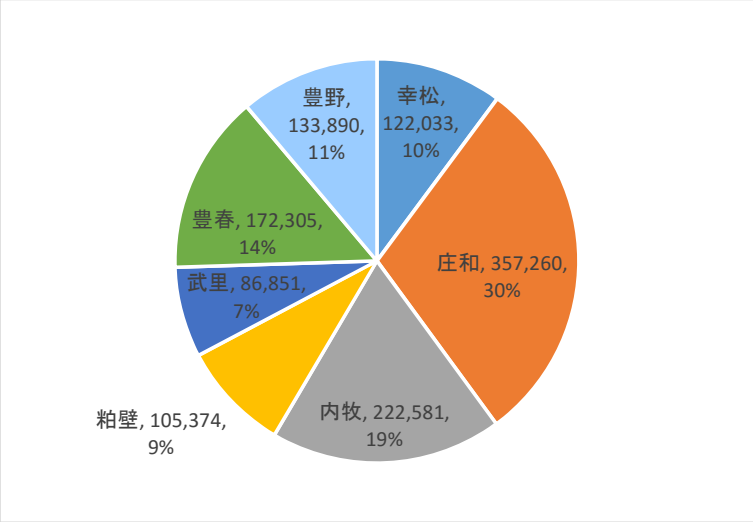

図 2-6　地区別による整備状況(面積)

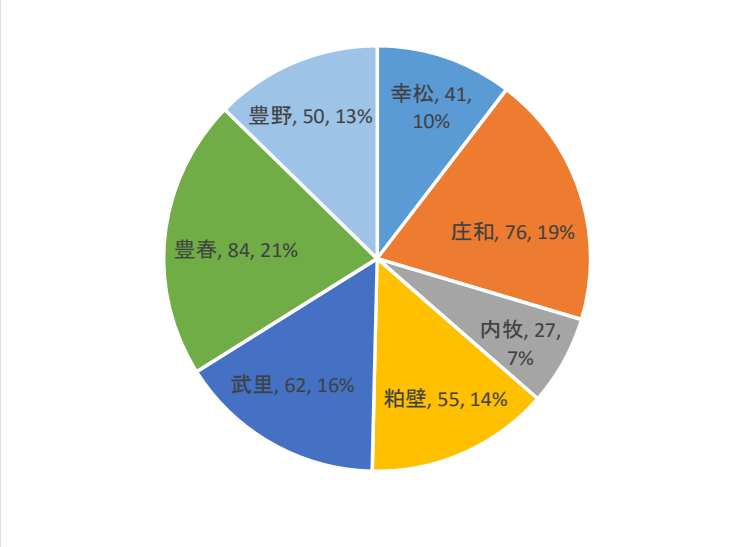

図 2-7　地区別による整備状況(個数)

2.1.4 経過年数に着目した整備状況

経過年数(公園を設定してからの年数)の整備状況は、公園面積では、30～40年が37%で最も多く、続いて、10～20年が33%となっています。40～50年が1%となっています。

公園数では、公園面積と同様に、30～40年が38%で最も多く、続いて、20～30年が25%、10年未満と10～20年が15%となっています。60年以上経過している公園が2%(7か所)あります。

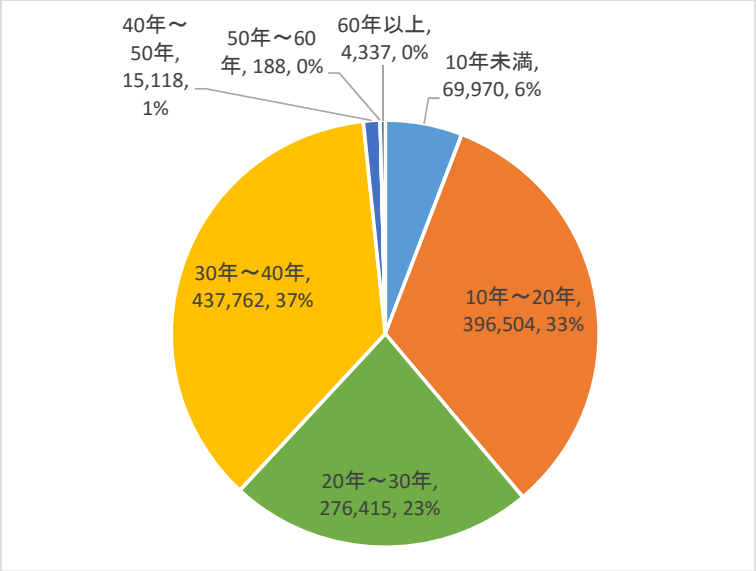

図 2-8　経過年数による整備状況(面積)

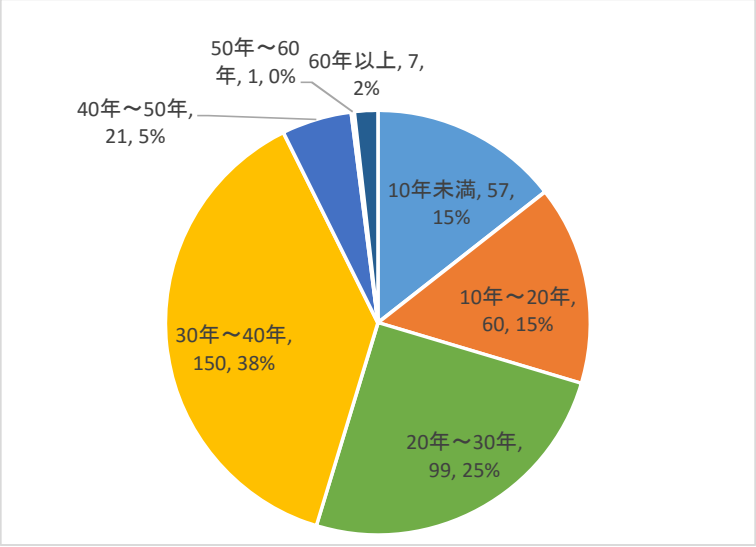

図 2-9　経過年数による整備状況(個数)

経過年数の整備状況を地区別でみると、公園数では、豊春地区が 84 か所と最も多く、続いて、庄和地区が 76 か所です。内牧地区では、27 個所であり、地区により公園数のバラつきが見られます。また、豊春地区では、30～39 年が 52 か所となっています。

個数比率では、幸松地区は 20～29 年が 56%、豊春地区は 30～39 年に占める割合が顕著に多くなっています。庄和地区では、0～9 年の新しい公園が 26%と比較的多くなっていますが、40～49 年を経過している公園も 11%となっており、新旧の公園が配置されています。

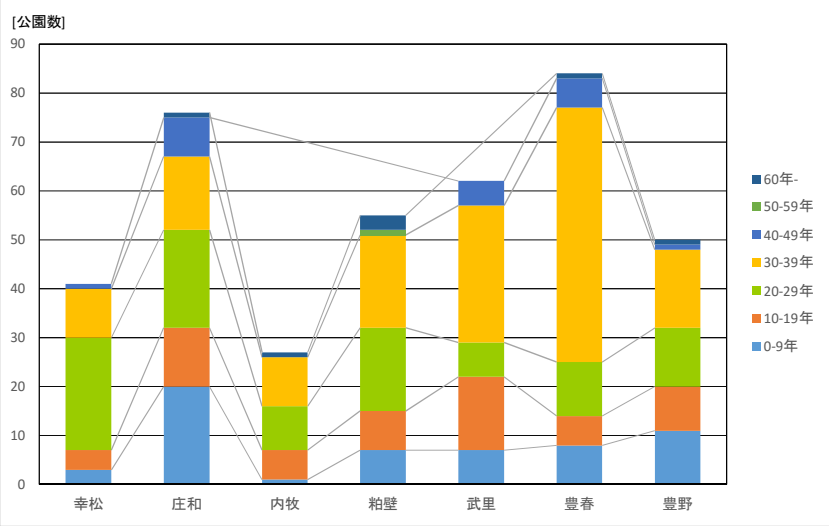

図 2-10　経過年数による整備状況(地区別)(個数)

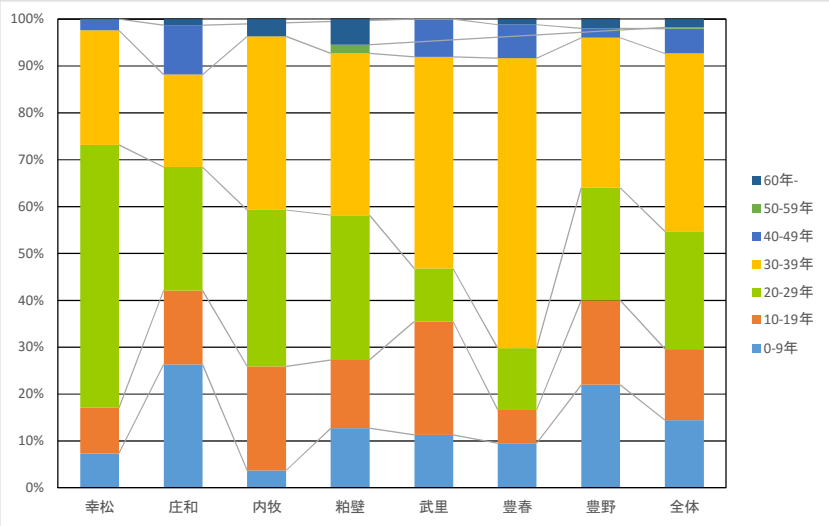

図 2-11　経過年数による整備状況の割合(地区別)(個数)

年度別の整備状況は、公園面積では、1983 年が 223,189m2 と最も多く、続いて、1980 年が 147,143m2 となっています。2000 年、2003 年には 150,000m2 程度が整備されています。1990 年代は継続的に、25,000～50,000m2 程度が整備されています。1980 年代から公園の整備が多くなっています。

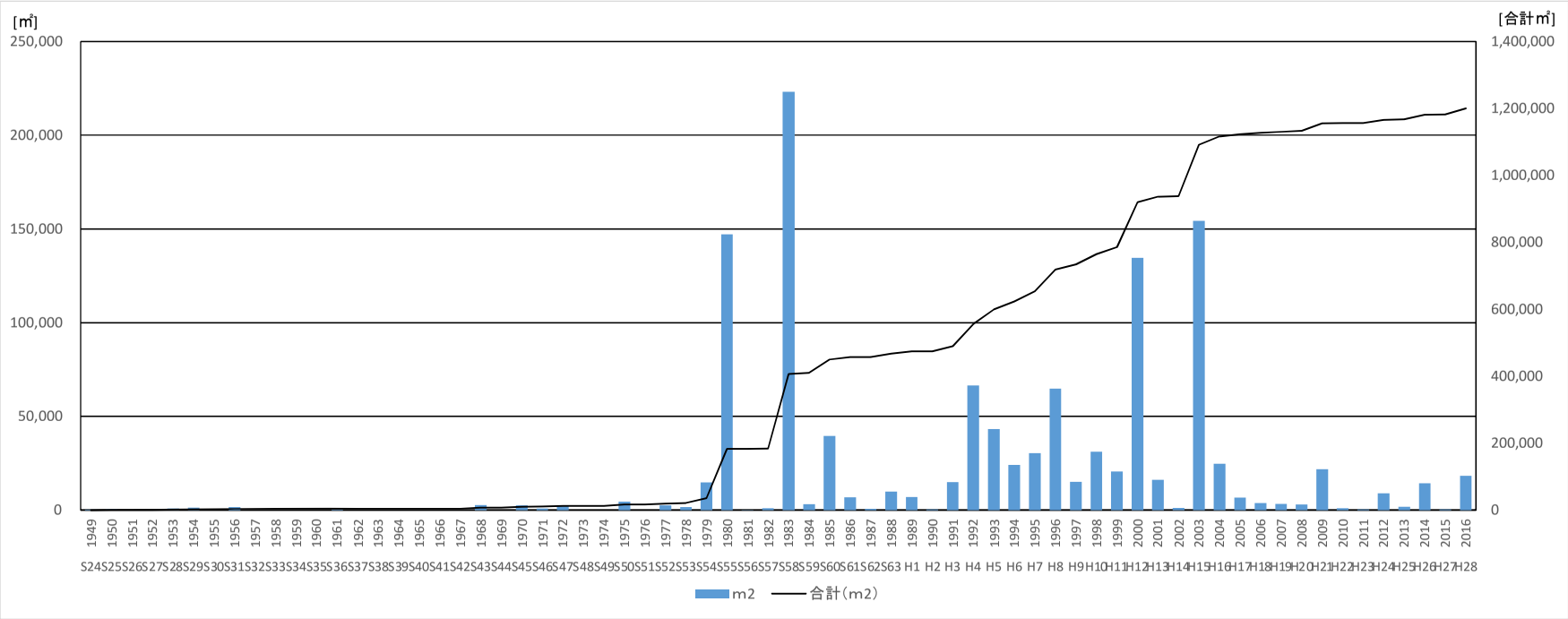

図 2-12　経過年数による整備状況(面積)

年度別の整備状況を地区別にみると、公園面積では、1983 年と 2003 年に庄和地区での整備が多くなっています。1980 年は豊春地区で、2000 年は内牧地区での整備が多くなっています。

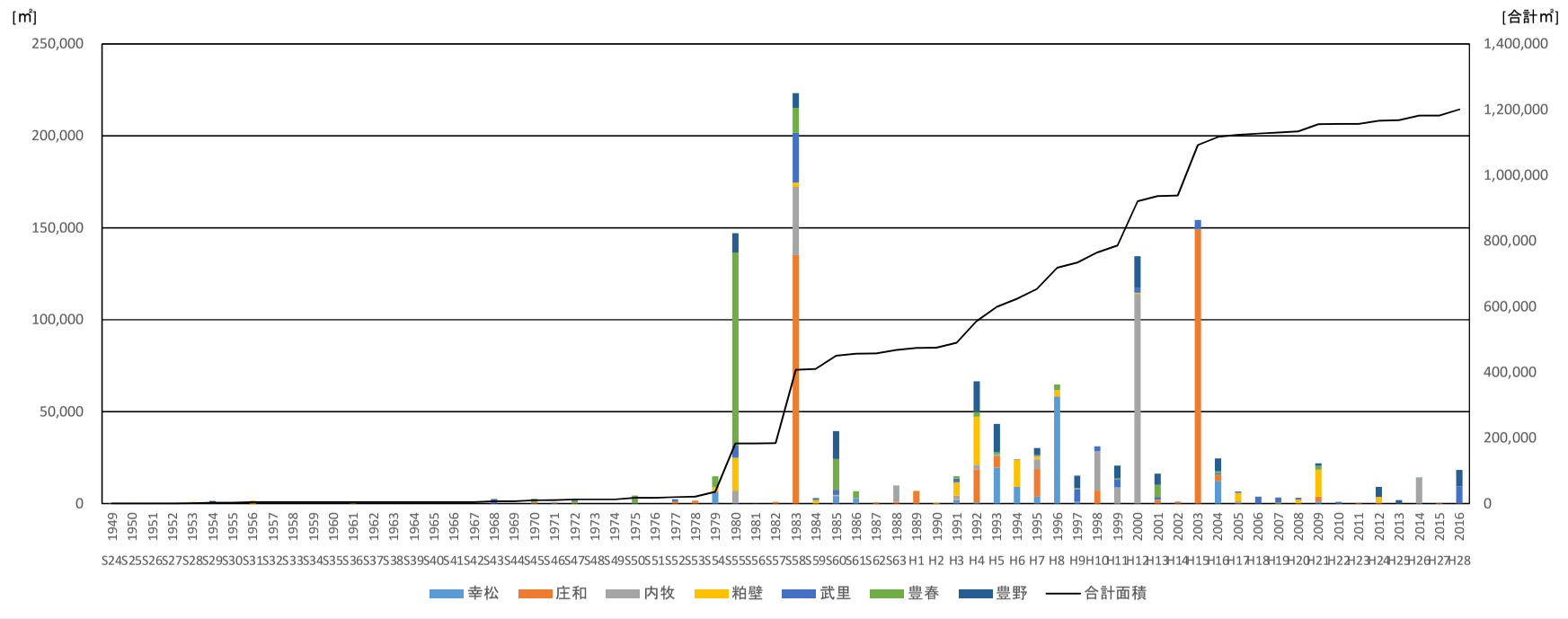

図 2-13　経過年数による整備状況(地区別)(面積)

年度別の整備状況を地区別にみると、公園数では、豊春地区が 1980 年、1983 年、1985 年、2009 年で多くなっています。

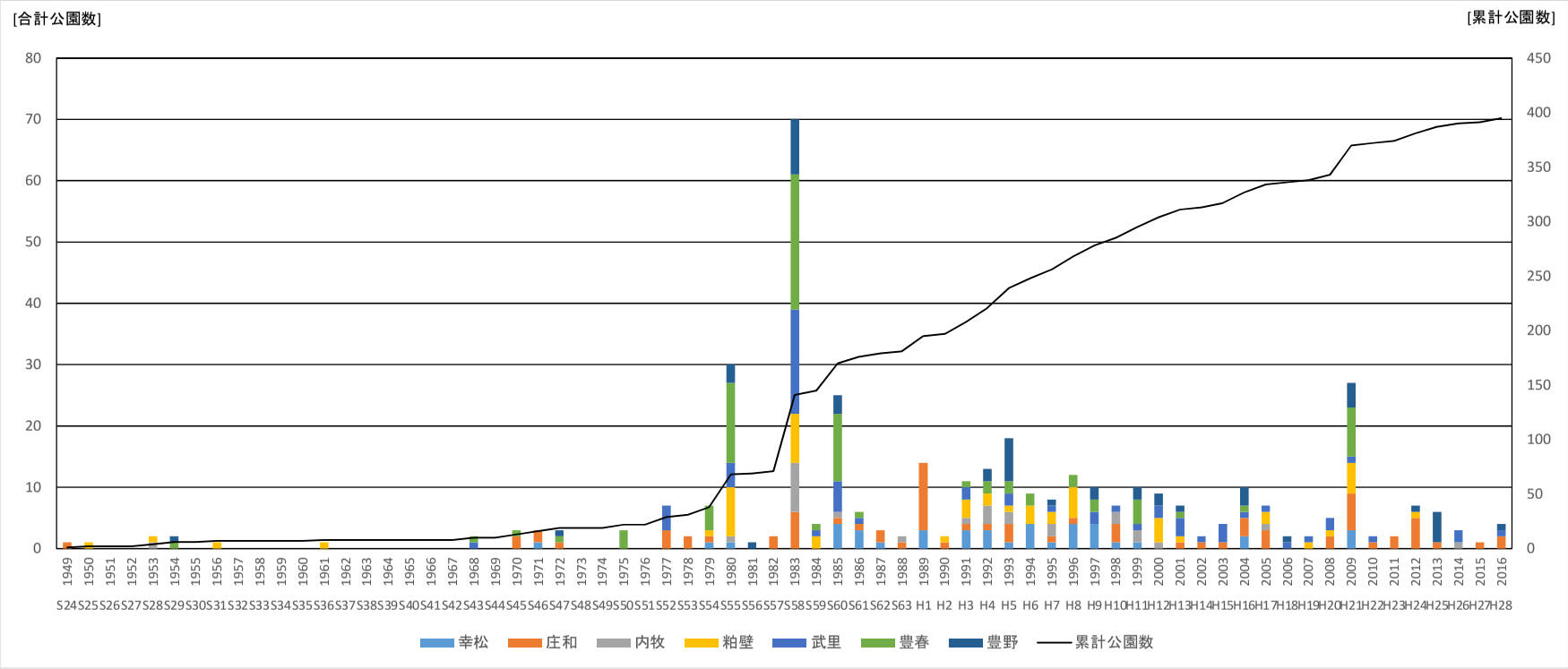

図 2-14　経過年数による整備状況(地区別)(個数)

年度別の整備状況を公園種別にみると、公園面積では、1983 年に緑地緑道、2000 年と 2003 年に総合公園が整備されています。

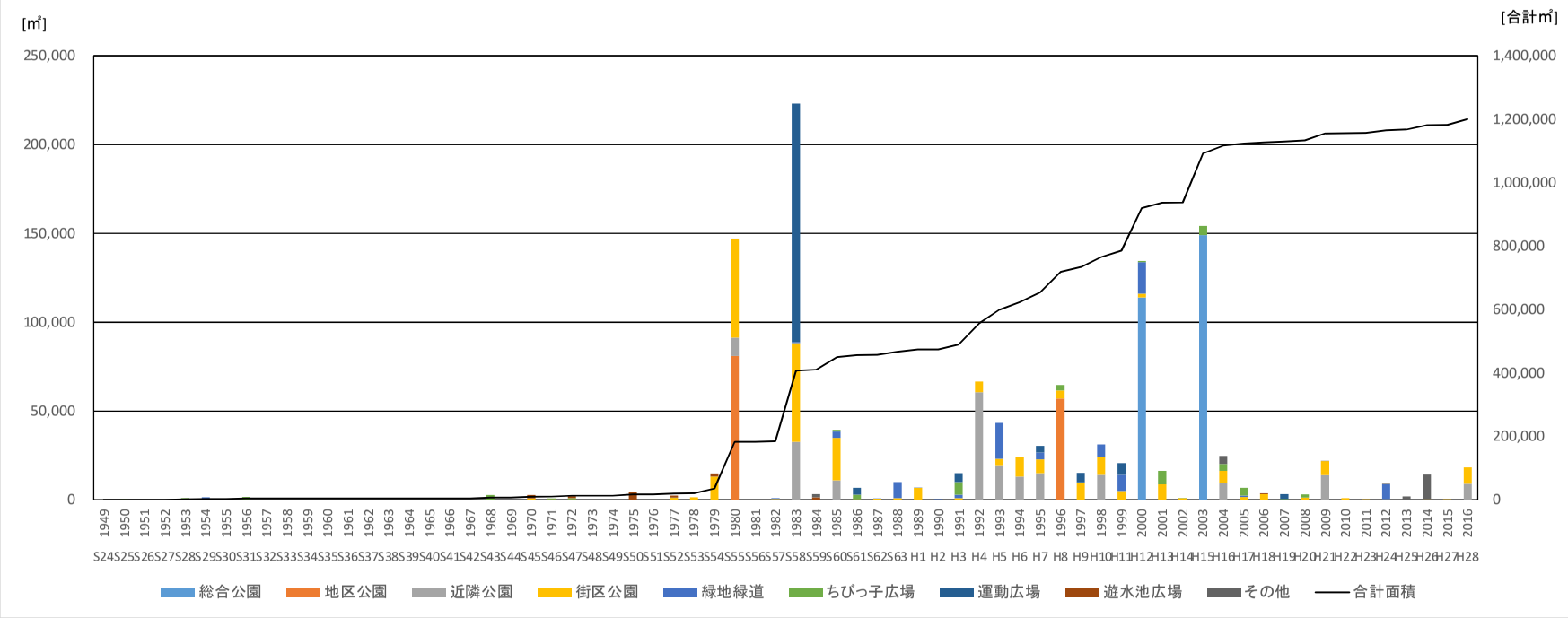

図 2-15　経過年数による整備状況(公園種別)(面積)

年度別の整備状況を地区種別にみると、公園数では、街区公園は 1983 年に多く整備されており、1980 年、1985 年、2009 年も多くなっています。また、1993 年は運動広場が多く整備されています。

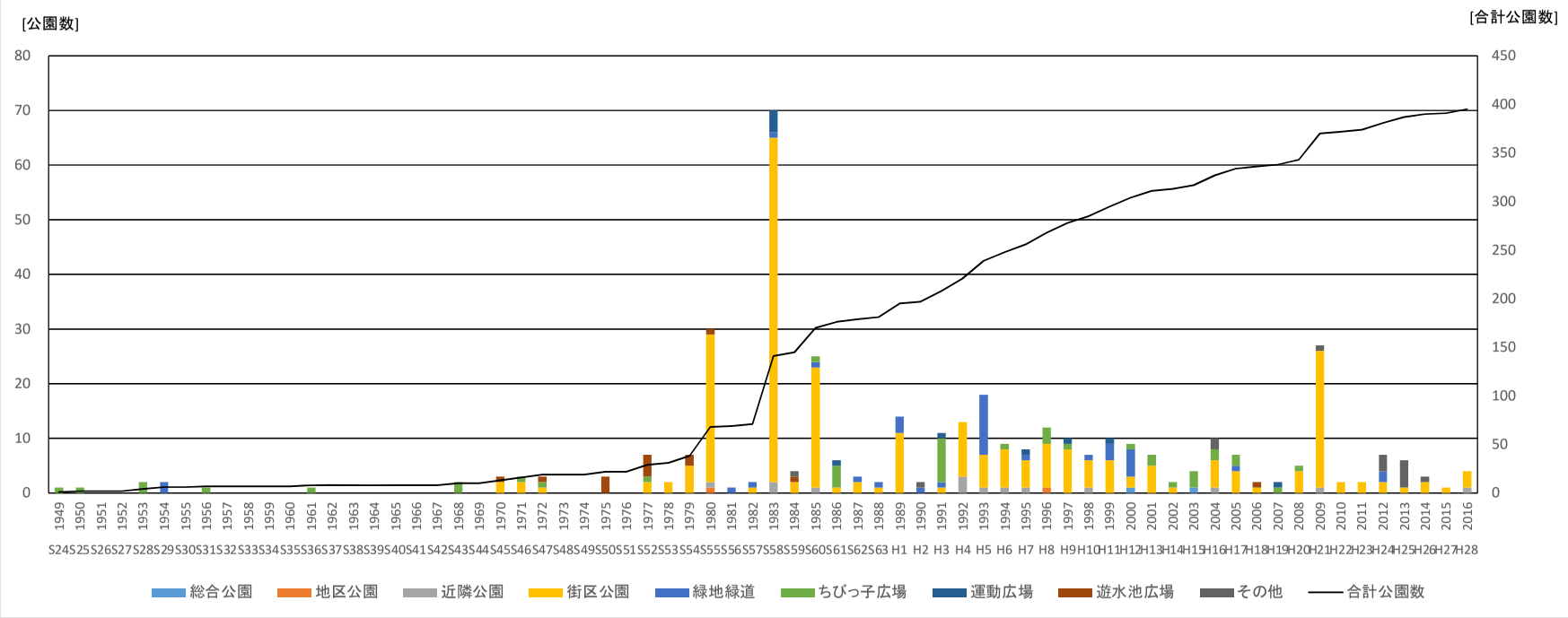

図 2-16　経過年数による整備状況(公園種別)(個数)

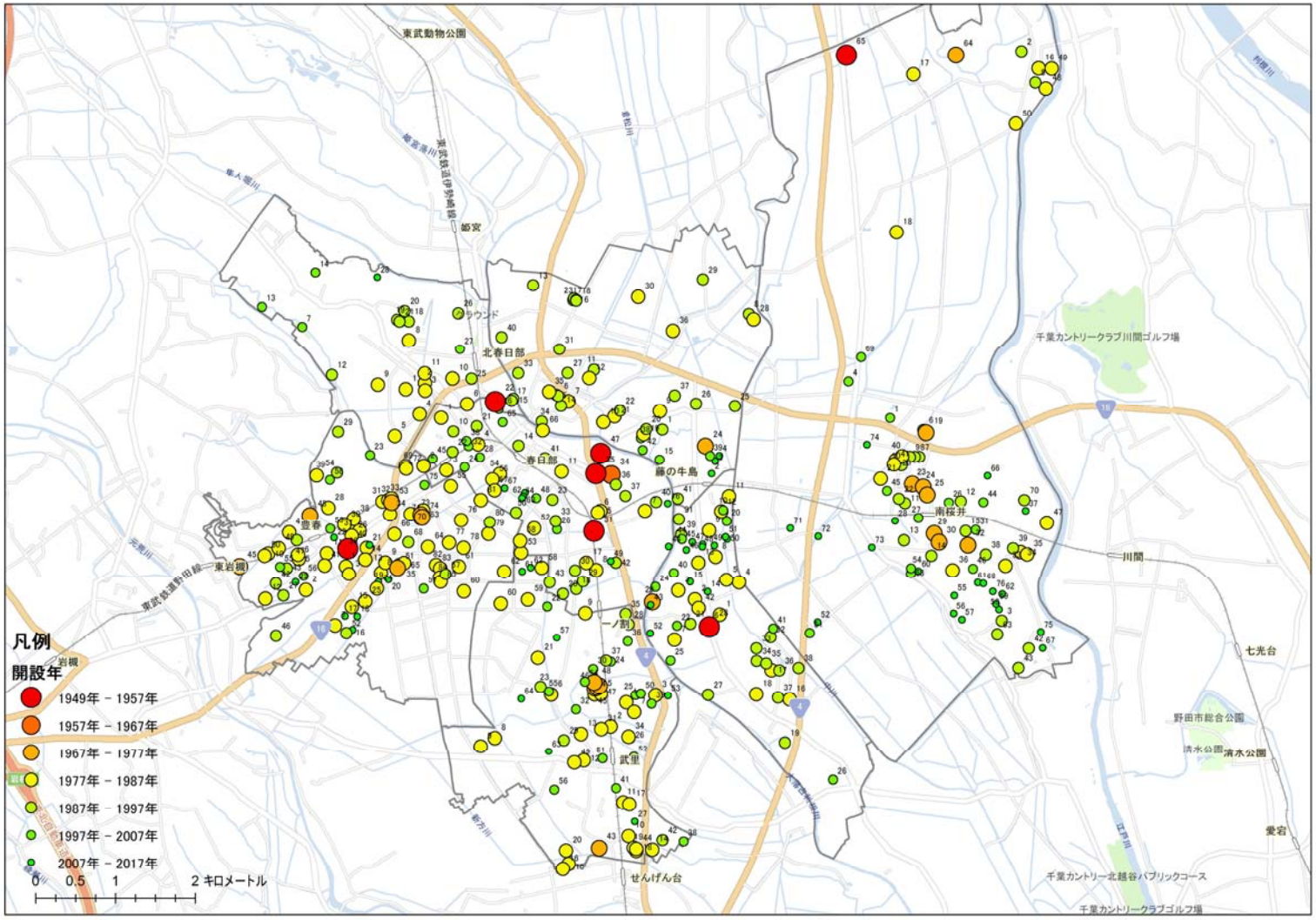

図 2-17　設置年の分布状況

2.1.5 公園種別に着目した整備状況

公園種別は、面積別では、街区公園、総合公園が全体の 22%であり、近隣公園 17%、運動広場、地区公園が 13%前後で続きます。

個数別では、街区公園が著しく多く、全体の 66%となっています。

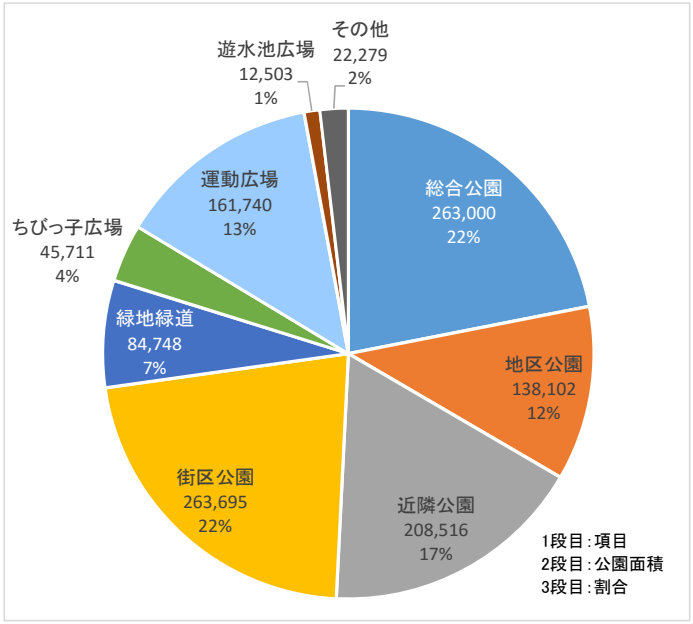

図 2-18　公園種別による整備状況(面積)

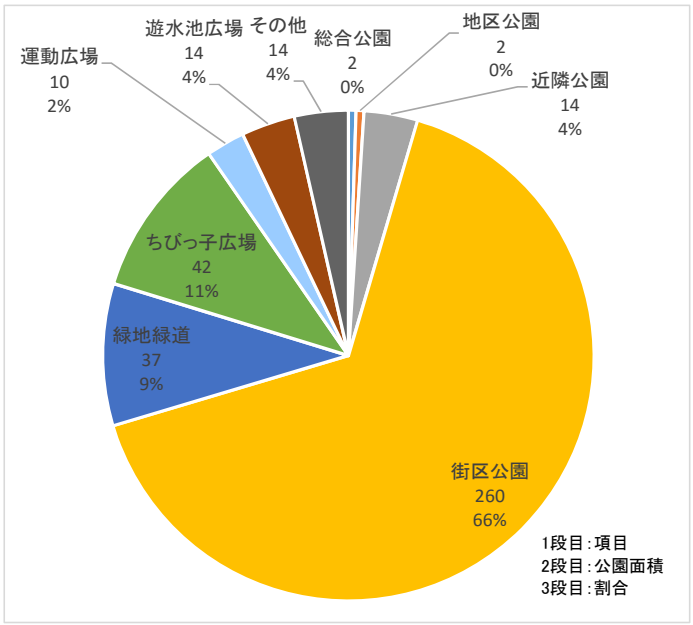

図 2-19　公園種別による整備状況(個数)

公園種別の整備状況を地区別でみると、公園面積では、庄和地区では運動広場、総合公園、内牧地区では総合公園が多くなっています。

街区公園では、粕壁地区、武里地区、豊春地区、豊野地区で全体の 30%程度を占めています。

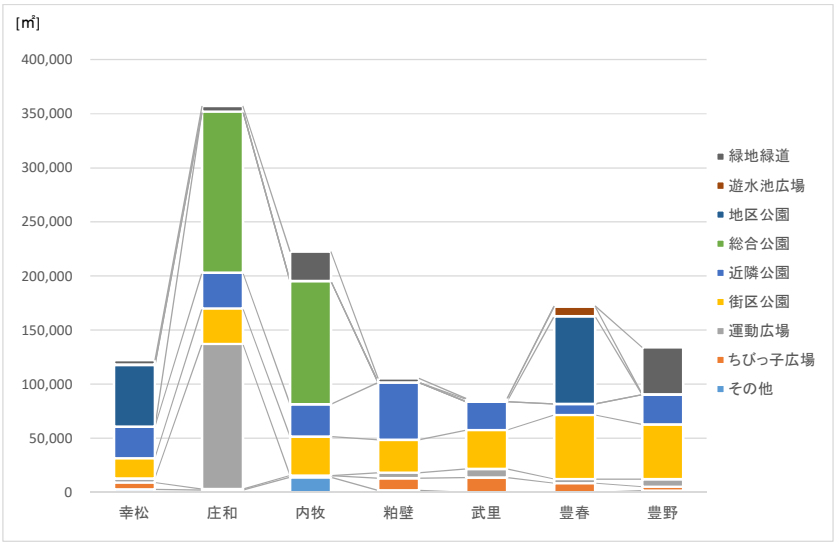

図 2-20　経過年数による整備状況(地区別)(面積)

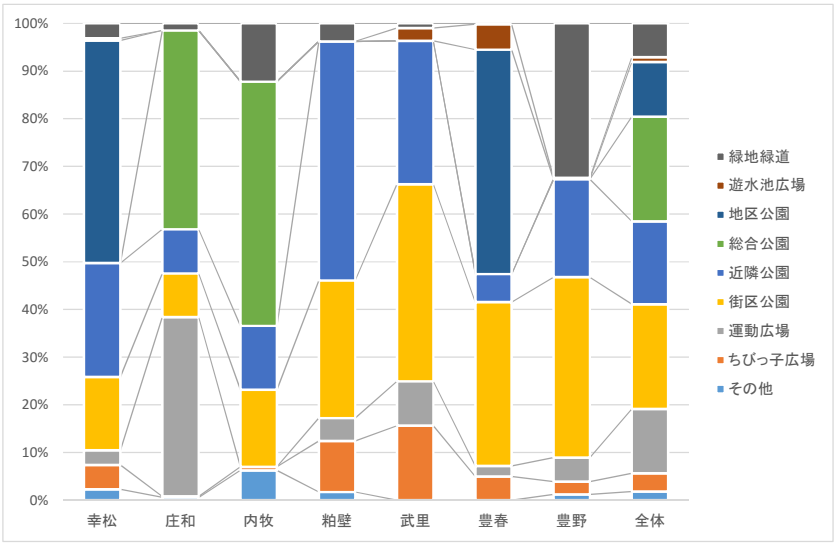

図 2-21　経過年数による整備状況の割合(地区別)(面積)

2.1.6 公園面積に着目した整備状況

(1) 全体

公園面積による整備状況は、1,000m2 未満の公園数が 250 か所程度と多く、公園面積が大きくなるに従い、公園数は少なくなります。10,000m2 以上の公園は 21 公園となっています。

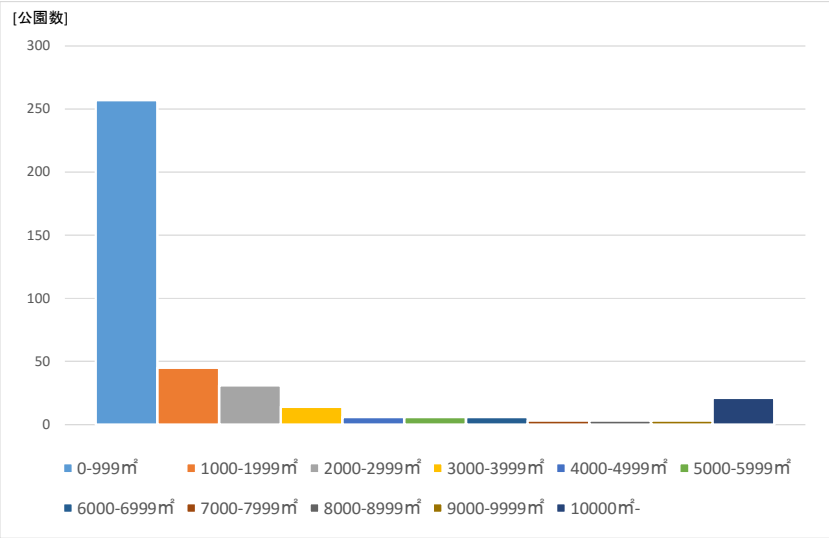

図 2-22　公園面積別公園数の集計

公園面積による整備状況は、1,000m2 未満の公園数が全体的多く、庄和地区と豊春地区では 60 か所程度、武里地区では 40 か所程度、幸松地区と粕壁地区では 30 個所程度となっています。

公園比率では、内牧地区と豊野地区以外では、全体の 50%以上となっています。庄和地区では、80%となっています。

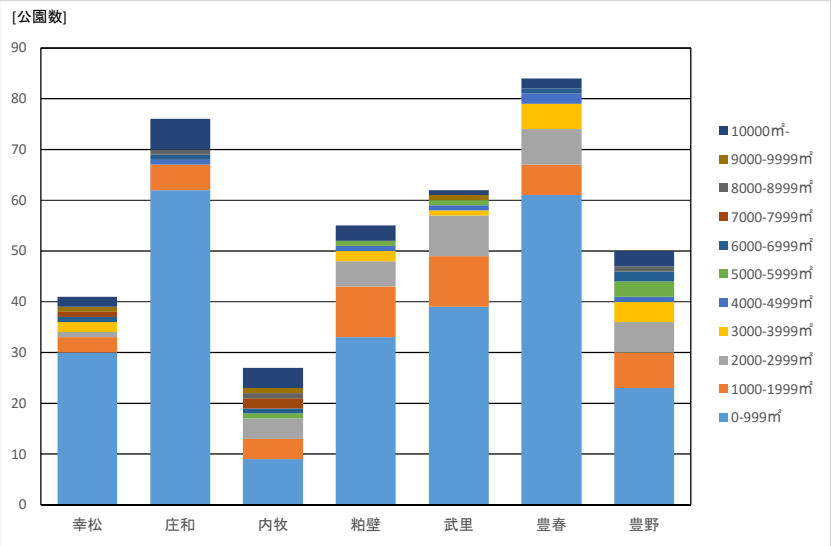

図 2-23　公園面積による整備状況(地区別)(個数)

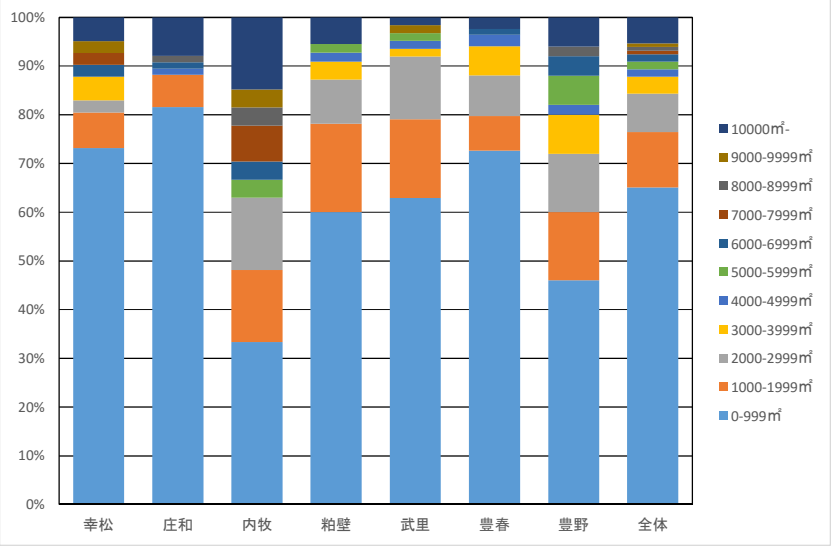

図 2-24　公園面積による整備状況の割合(地区別)

(2) 公園面積が 1,000m2 未満の公園

次に、全体に個数が最も多い、公園面積が 1,000m2 未満に着目して整理を行いました。公園面積が 1,000m2 未満の公園のうち、公園面積の 100～199m2 が著しく多く、90 か所程度占めています。

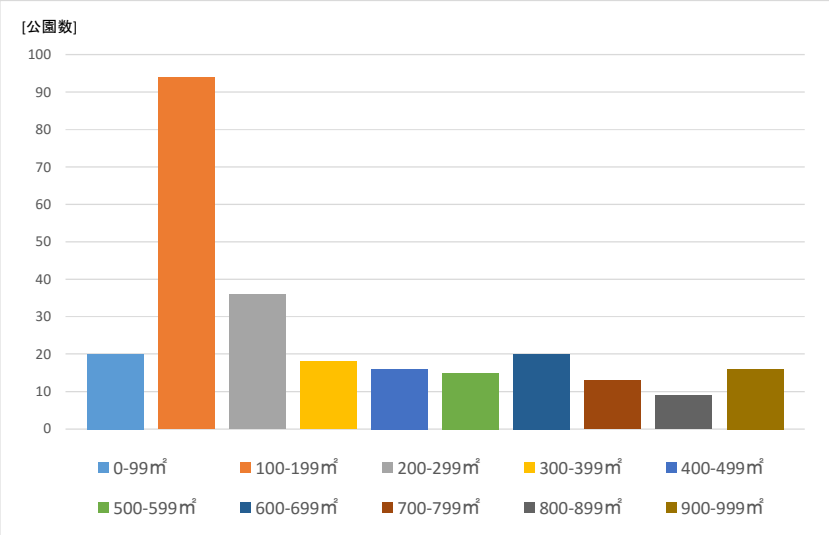

図 2-25　公園面積別公園数の集計(1,000m2 未満)

地区別では、公園面積 100～199m2 が、庄和地区と豊春地区では 60 か所程度、武里地区では 40 か所程度、幸松地区と粕壁地区では 30 か所程度となっています。

公園比率では、公園面積 100～199m2 が、全地区で概ね 30%程度となっています。

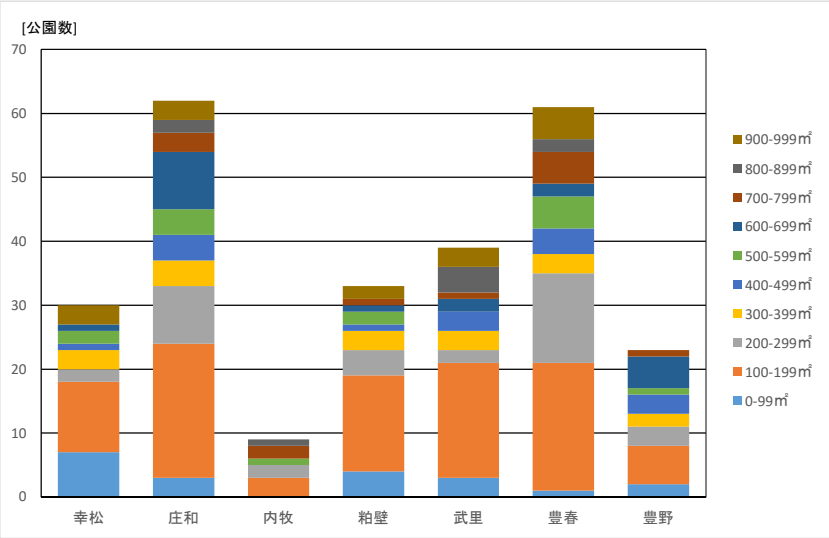

図 2-26　公園面積による整備状況(地区別)(個数) (1,000m2 未満)

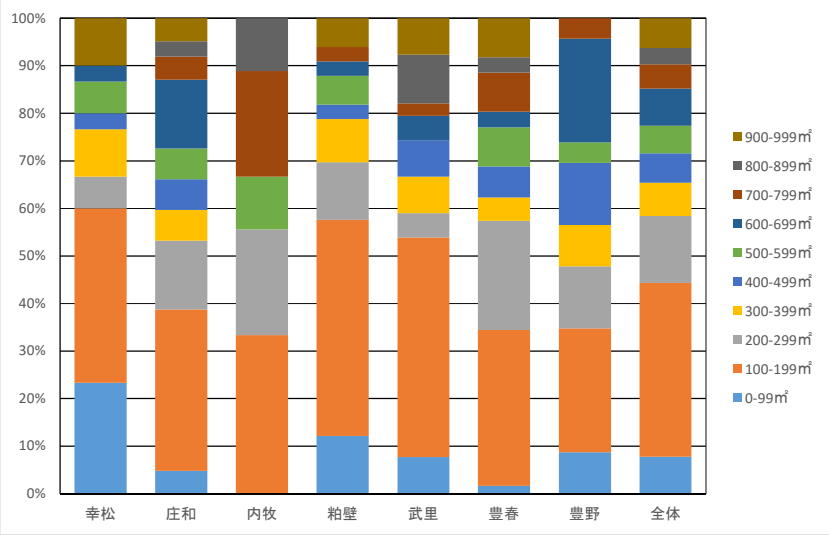

図 2-27　公園面積による整備状況の割合(地区別)(1,000m2 未満)

(3) 小規模公園

小規模公園について明確な定義は定められていませんが、一般的に小規模公園とは住区基幹公園のなかで最も小規模な街区公園を示すことが多くみられます。

本市では街区公園が 260 か所ありますが、街区公園などの身近な公園には、子供たちが遊ぶための遊具やベンチ、様々な用途に使える広場など複合的な機能が求められています。そのうち遊具・ベンチ・水のみ場・緑地などの公園施設を配置した場合、公園として広場スペースが狭小（約 25m2）となる公園面積 150m2 以下の公園を小規模公園と定義しています。

小規模公園は、公園の十分な機能を発揮するのが難しく、また、市内に分散をしているため、維持管理をしていく効果が低い公園です。

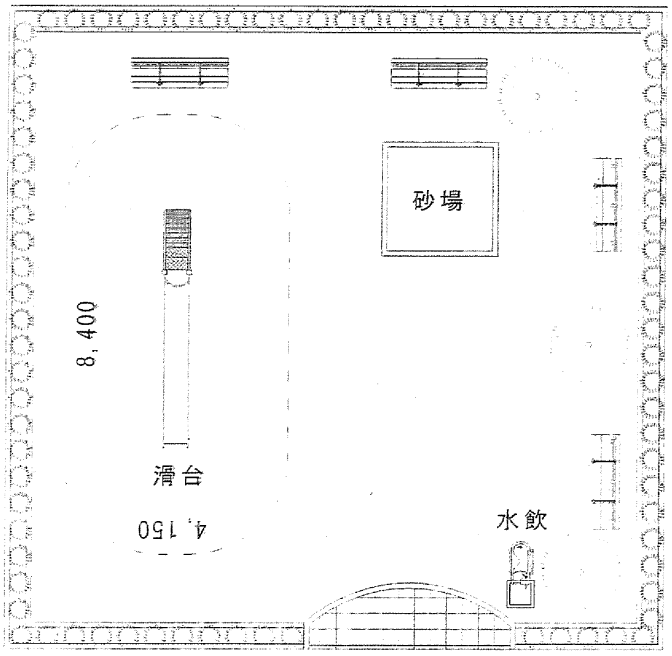

図 2-28　150m2 の公園における公園施設の配置例

小規模公園は、公園面積では全体の 1%程度、公園数では全体の 15%となっています。

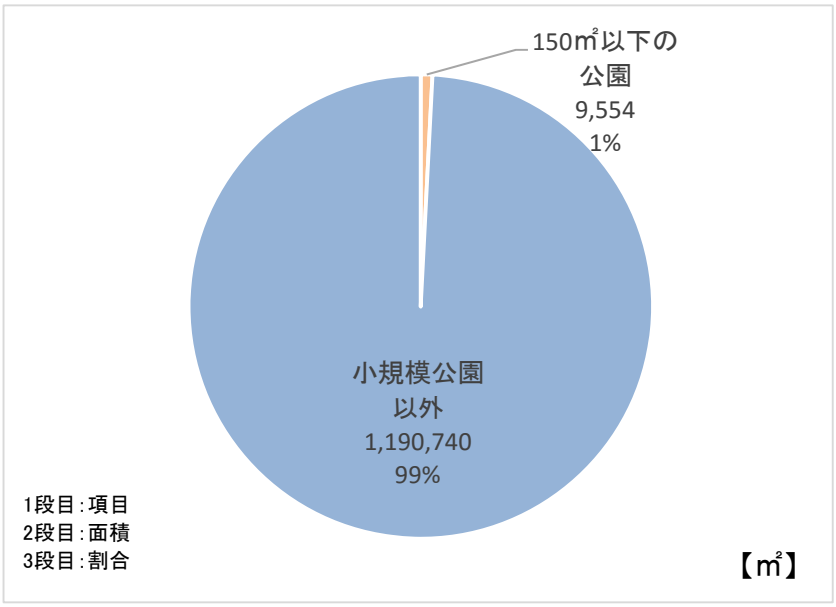

図 2-29　公園面積による整備状況の面積割合（150m2 以下）

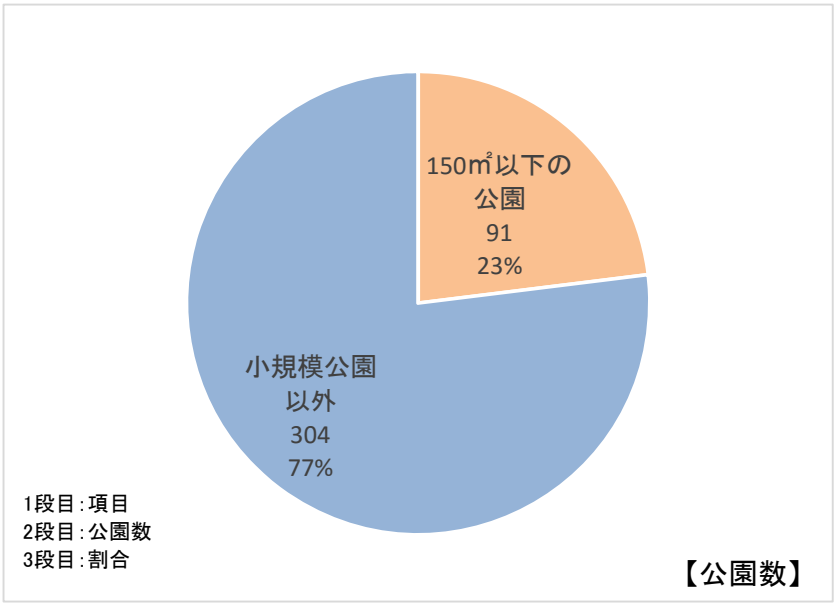

図 2-30　公園面積による整備状況の個数（150m2 以下）

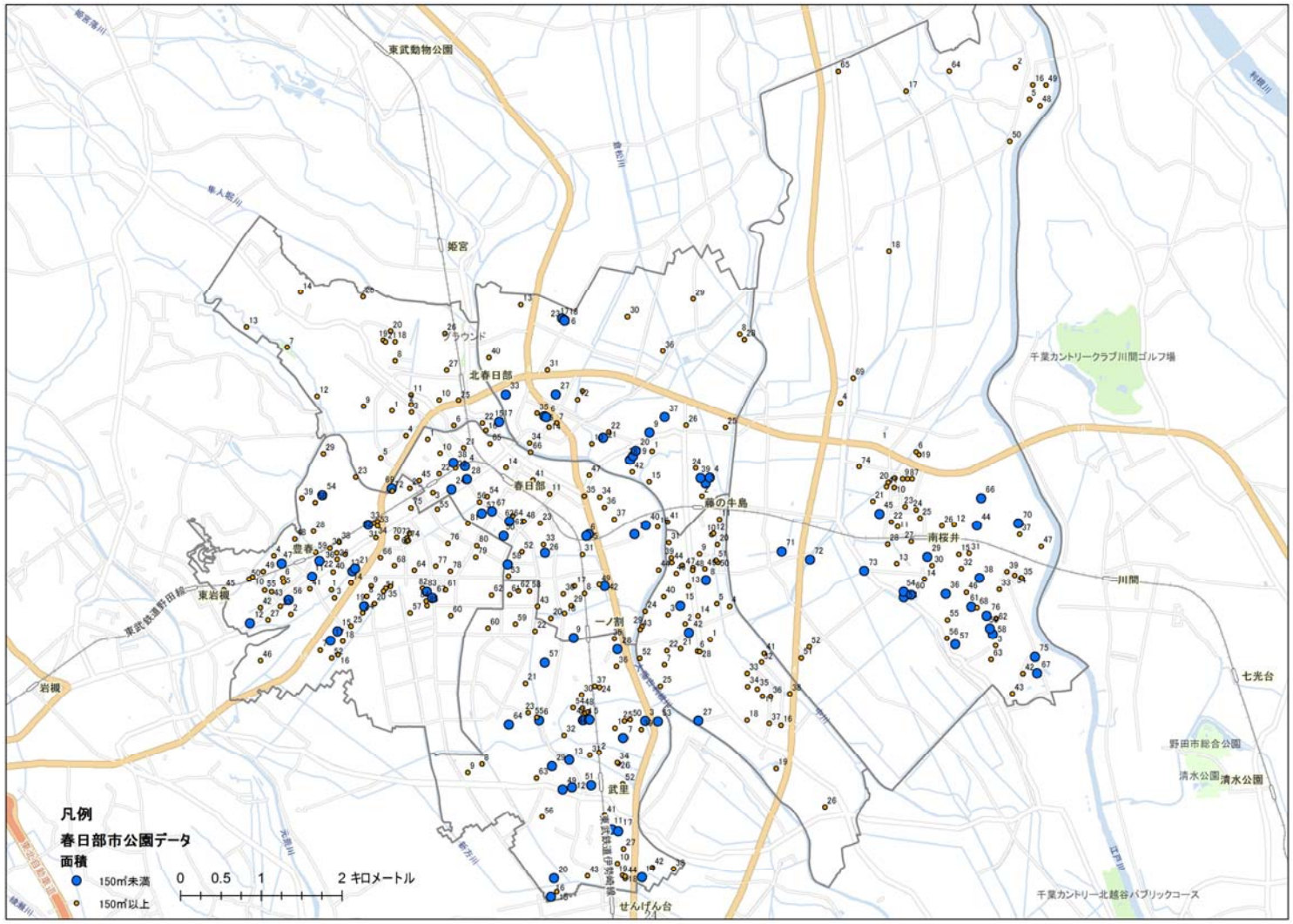

図 2-31　小規模公園の分布状況(150m2 以下)

(4) 経過年数公園面積に着目した公園分布

経過年数と公園面積に着目した公園の分布を整理しました。

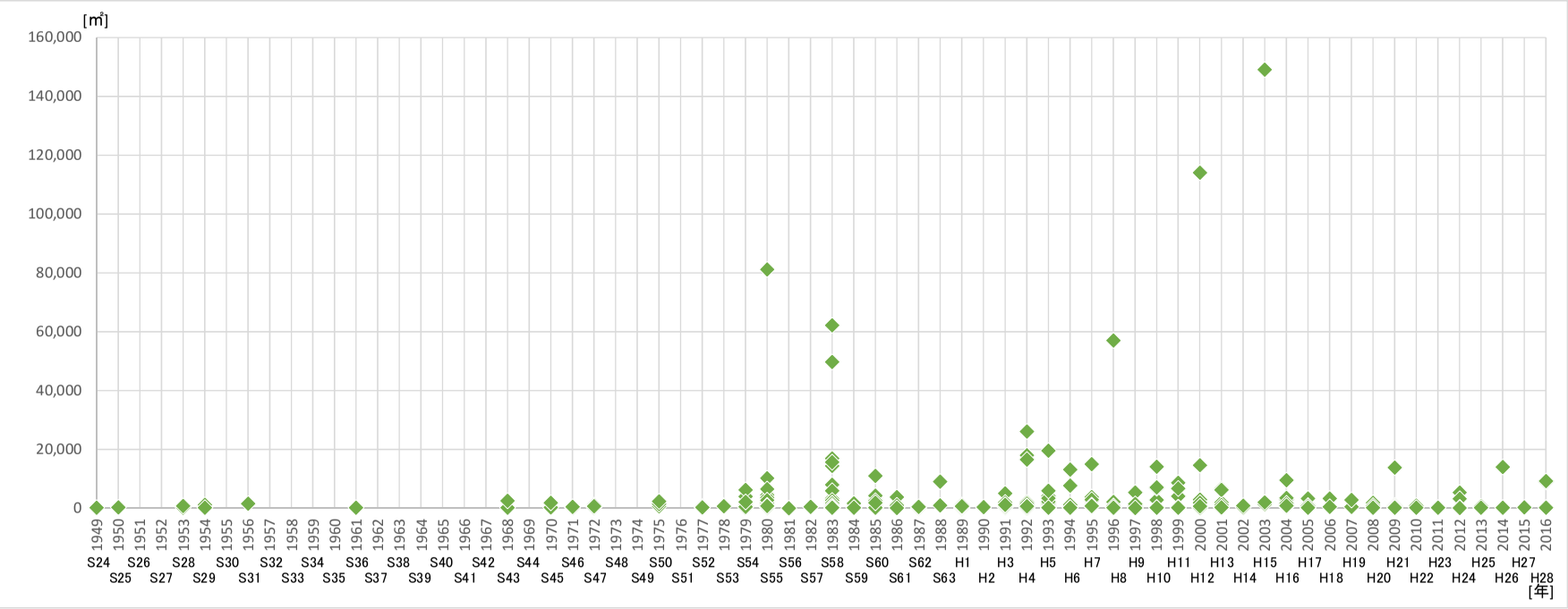

図 2-32　経過年数と公園面積に着目した公園分布

公園面積と経過年数で、1,000m2 以下の公園に着目して整理しました。200m2 以下の公園は、1983 年～2000 年、2008 年～2012 年当たりに多くなっています。

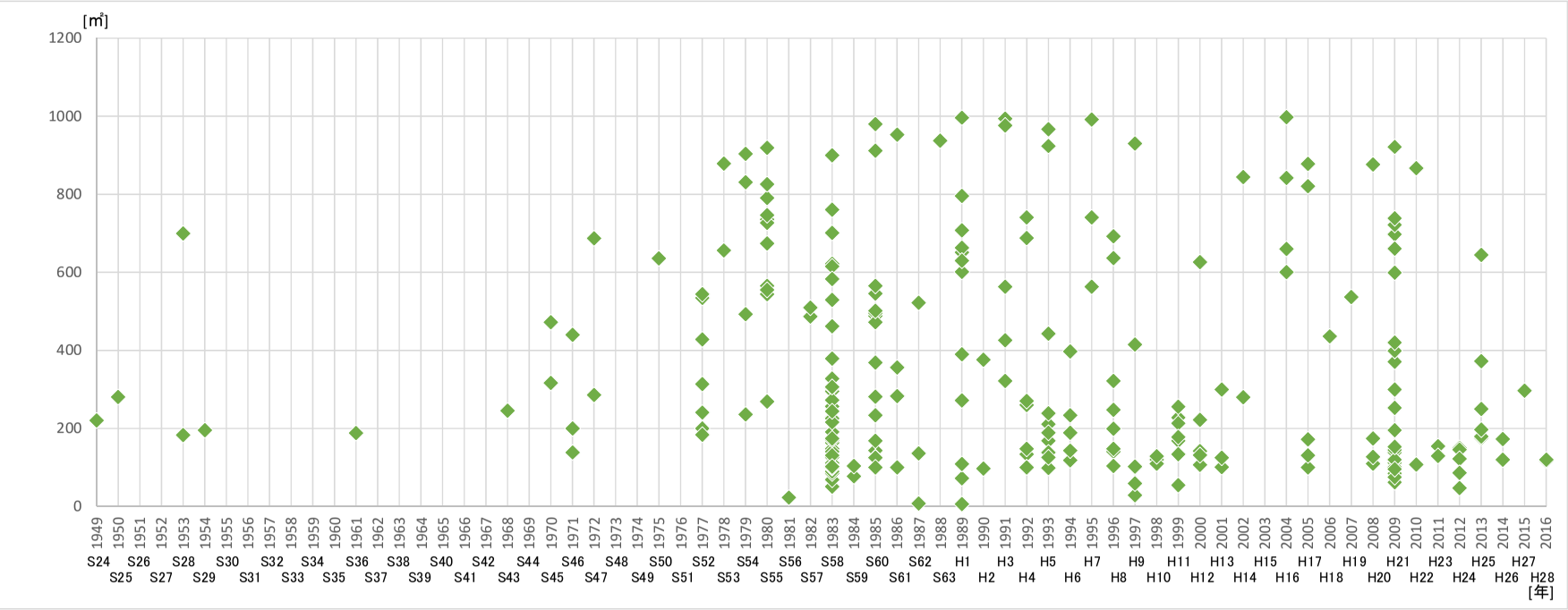

図 2-33　経過年数と公園面積に着目した公園分布（1,000m2 以下）

(5) 一人当りの公園面積

本市の一人当りの公園面積について、3.06m2/人(2017 年 4 月現在)となっています。国や県の平均値と比較すると一人当たりの公園面積が少ない状況です。

次に、本市と埼玉県市町村の都市計画区域内の都市公園について、一人当りの公園面積の比較を行いました(2016 年 3 月 31 日現在)。埼玉県市町村の平均は、6.86m2/人です。本市は 3.05m2/人です。

人口別では、同等規模の草加市よりも多く、上尾市よりも低くなっています(**図 2-34**)。公園数別では、草加市よりも多く、所沢市、川越市よりも低くなっています(**図 2-35**)。公園面積別では、越谷市や上尾市と同規模となっています(**図 2-36**)。

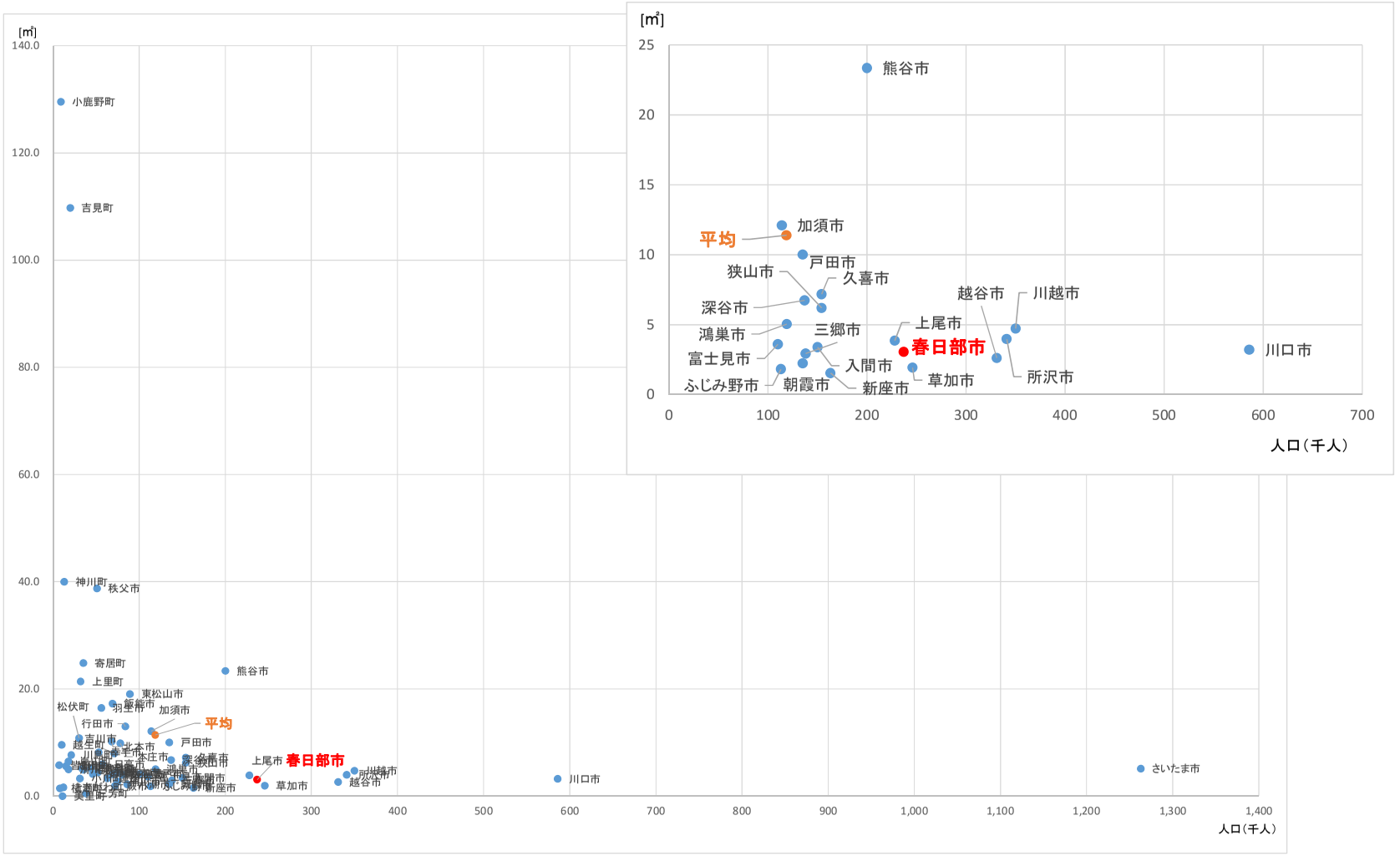

図 2-34　一人当りの公園面積の比較(人口別)

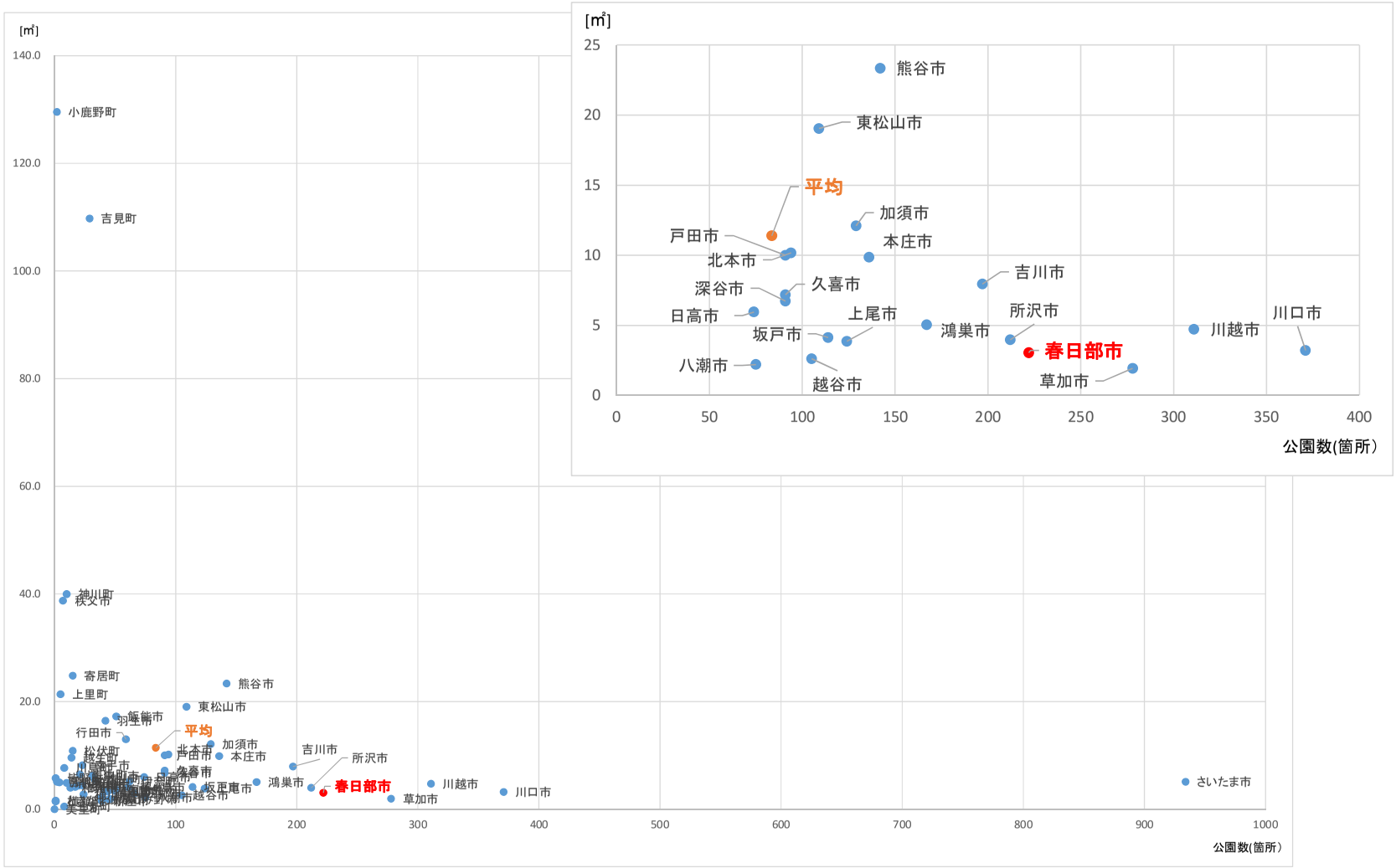

図 2-35　一人当りの公園面積の比較(公園数別)

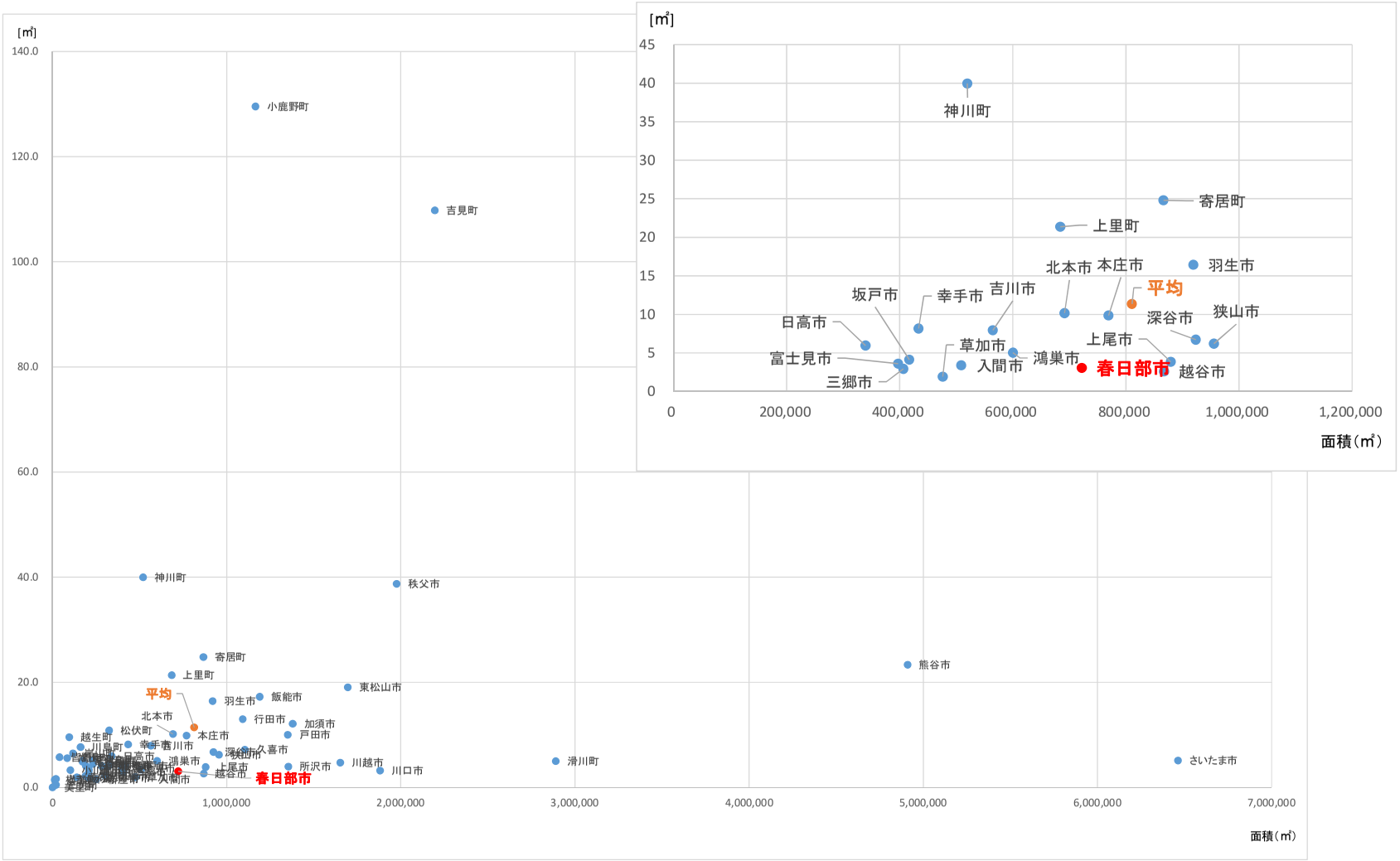

図 2-36　一人当りの公園面積の比較(公園面積別)

2.1.7 その他整備状況

その他、本市の特徴的な公園について整理します。

(1) 借地公園

借地公園は、公園に係る維持管理費のほか、借地料も発生している公園です。また、借地している公園であることから、容易に返却ができるように、遊具などの施設を設置していないなどの公園の機能が十分ではない公園です。そのような公園の現状を整理しました。

借地公園は、公園面積全体の 10%を占めています。

地区別では、内牧地区が最も多く 23%、続いて、粕壁地区 19%、幸松地区 18%となっています。

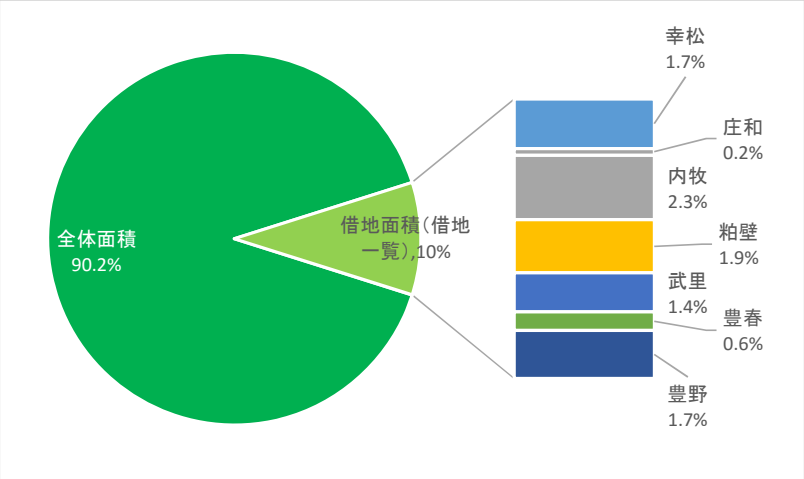

図 2-37　借地公園が公園全体に占める割合

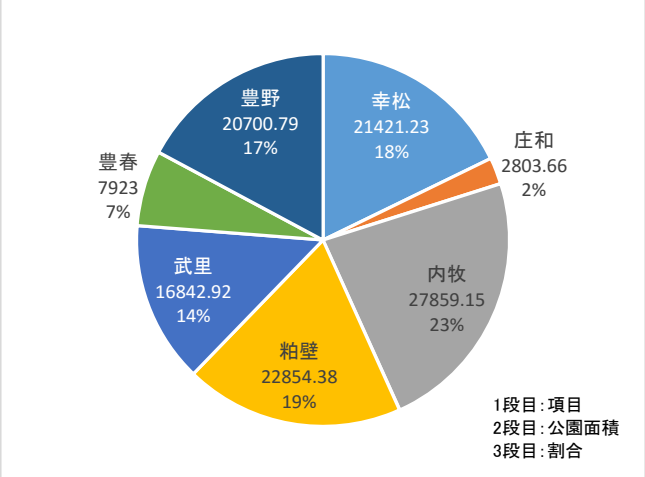

図 2-38　借地公園の地区別割合

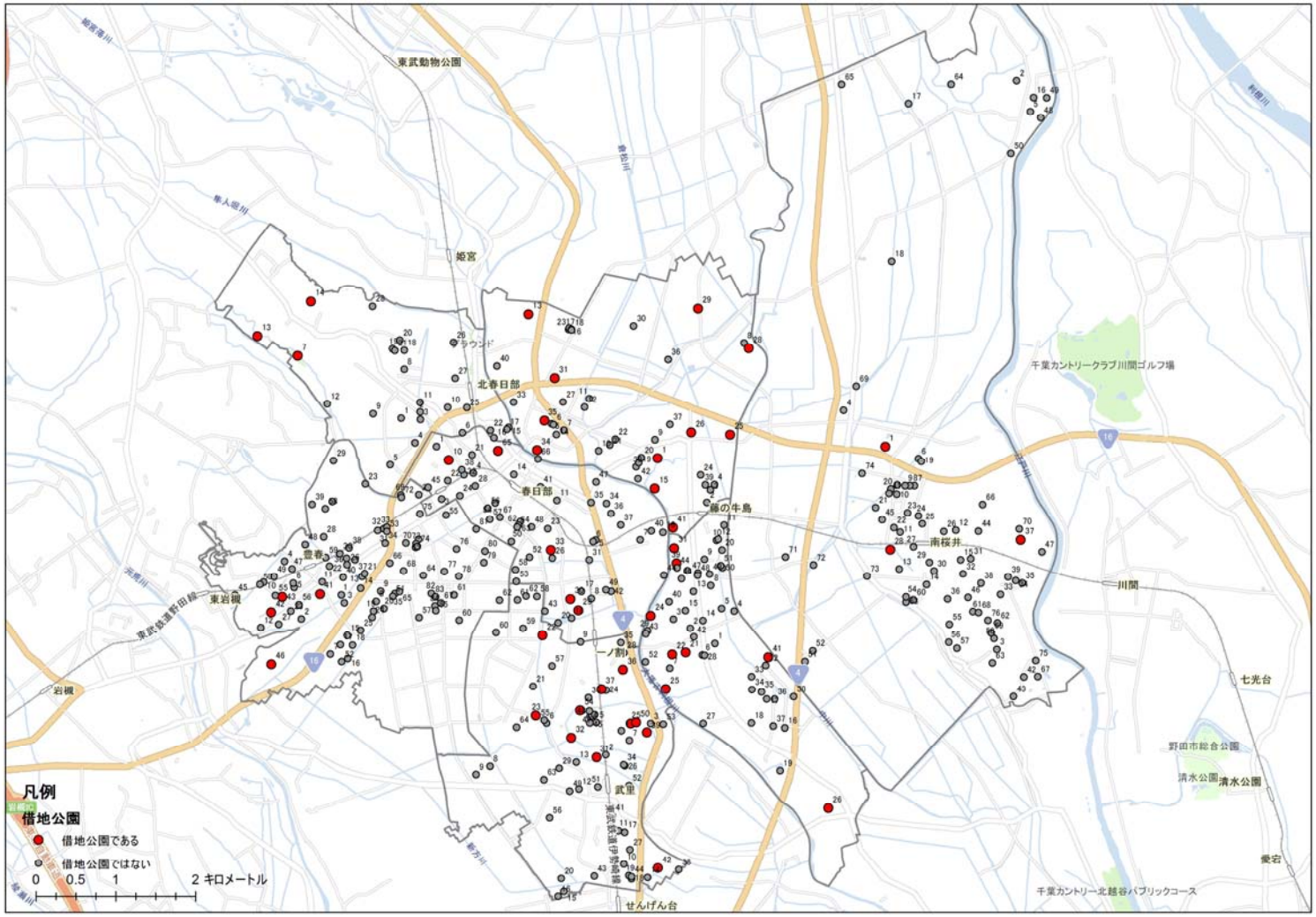

図 2-39　借地公園の分布状況

⑵ 子育てふれあい公園リニューアル事業

子育てふれあい公園リニューアル事業は、2012 年度から創設され、毎年 1～2 件を実施しています。

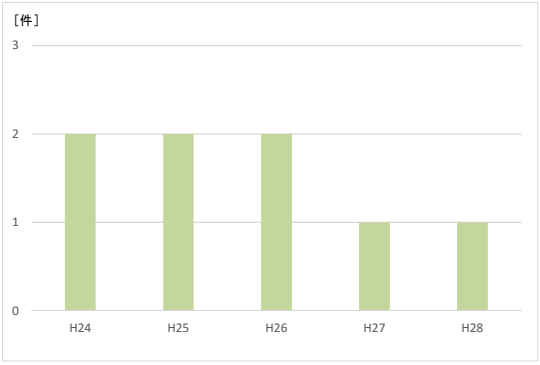

図 2-40　リニューアル事業の集計

子育てふれあい公園リニューアル事業を実施する公園の選定方法は、以下のとおりです。

【子育てふれあい公園リニューアル事業を実施する公園の選定方法】

① 公園開設後 25 年経緯
② 面積 900 ㎡以上の街区公園
③ 公園美化協定締結

①から③の条件を満たし、④地域バランス、⑤地元要望を考慮しながら決定していく。

2.2　対象施設の現状～春日部市が管理する公園～　モノ

2.2.1 劣化状況

定期点検(健全度調査)は、遊具点検を毎年実施しています。また、過年度では、公園施設長寿命化計画策定時に実施しています。

(1) 遊具の劣化状況

遊具の劣化状況は、総合評価では、B 評価の遊具が最も多く、50%程度を占めています。D 評価の遊具は 3%となっています。

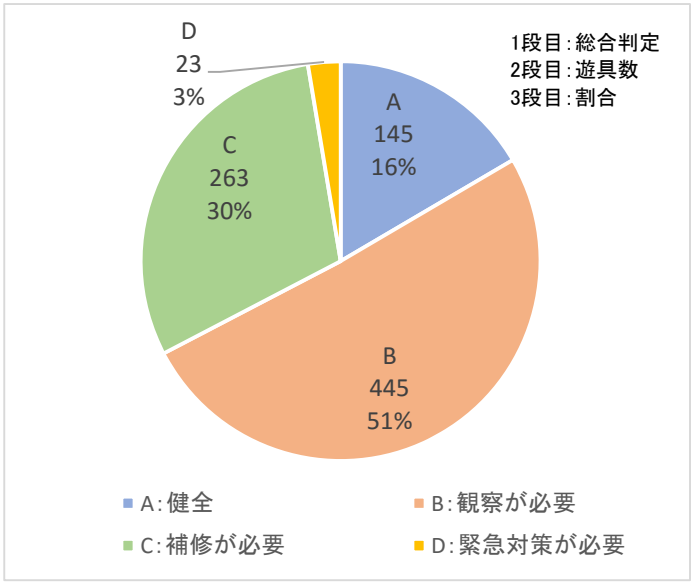

※点検結果の集計は H27 年度

図 2-41　遊具点検（総合評価）の集計

表 2-15　(参考)機能の部分における総合判定

機能判定区分	定義
A	修繕の必要はない。通常点検(定期点検)で管理
B	修繕の必要はないが、通常点検のほか定期的な観察が必要
C	重大な事故には繋がらないが、部分的な修繕又は改築等で利用可能
D	重大な事故に繋がるおそれが有り、緊急な修繕又は改築等、あるいは使用の中止措置が必要

図 2-42　総合評価 D 判定の遊具

(2) 施設の劣化状況

過年度実施した公園施設長寿命化計画の 12 公園(合計：328,061m2)では、長寿命化計画の策定に当たり、健全度調査を実施しています。

健全度調査の結果では、安全面に影響を及ぼす劣化は少数でしたが、経年劣化がみられる施設は多数存在することが調査により明らかになりました。

2.2.2 要望状況

市民から日々寄せられる公園に関する要望について、要望状況の整理を行いました(2015 年度・2016 年度を対象)。

(1) 要望件数別（地区別）

要望件数を地区別にみると、豊春地区が最も多くなっています。豊野地区、幸松地区、内牧地区は比較的少ない状況です。

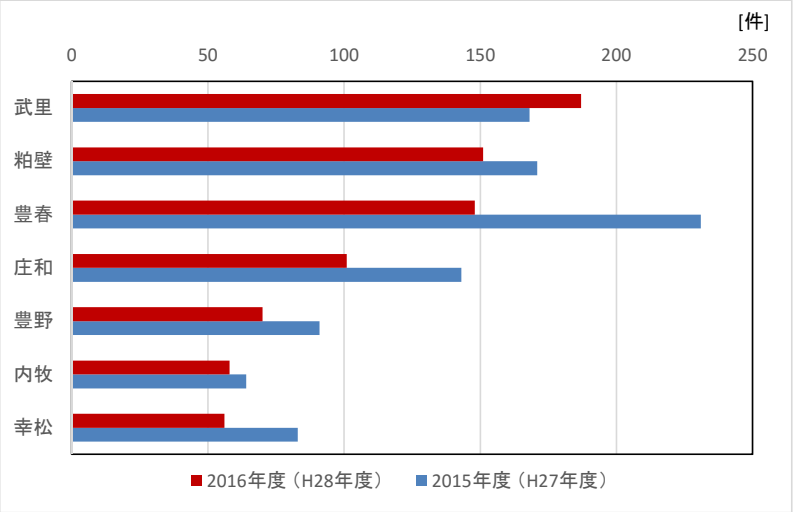

図 2-43　地区別要望件数集計（時系列）

(2) 要望件数別（施設別）

要望件数を施設別にみると、樹木保守が最も多く、続いて、管理施設となっています。年度によって要望件数の傾向は大きく変わりません。

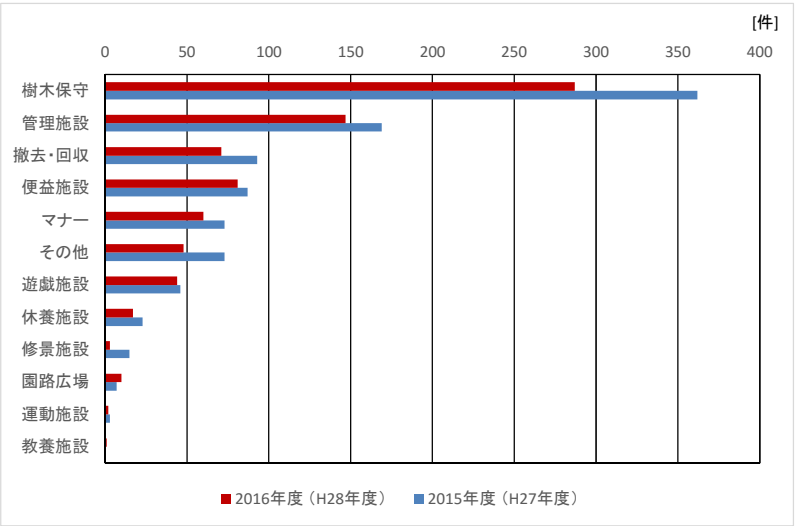

図 2-44　要望分類別集計（時系列）

表 2-16　公園施設の例

施設種別	公園施設	施設種別	公園施設
管理施設	照明施設、時計、門･柵、等	修景施設	噴水、日陰だな、等
便益施設	便所、給排水、等	運動施設	バックネット、バスケットゴール、等
休養施設	休憩所、四阿、等	教養施設	ステージ、デッキ、記念碑、等

(3) 要望件数別（項目別）

要望件数を項目別にみると、剪定が最も多く、トイレ、虫(害虫駆除を含む)、不法投棄、公園灯も比較的多くなっています。

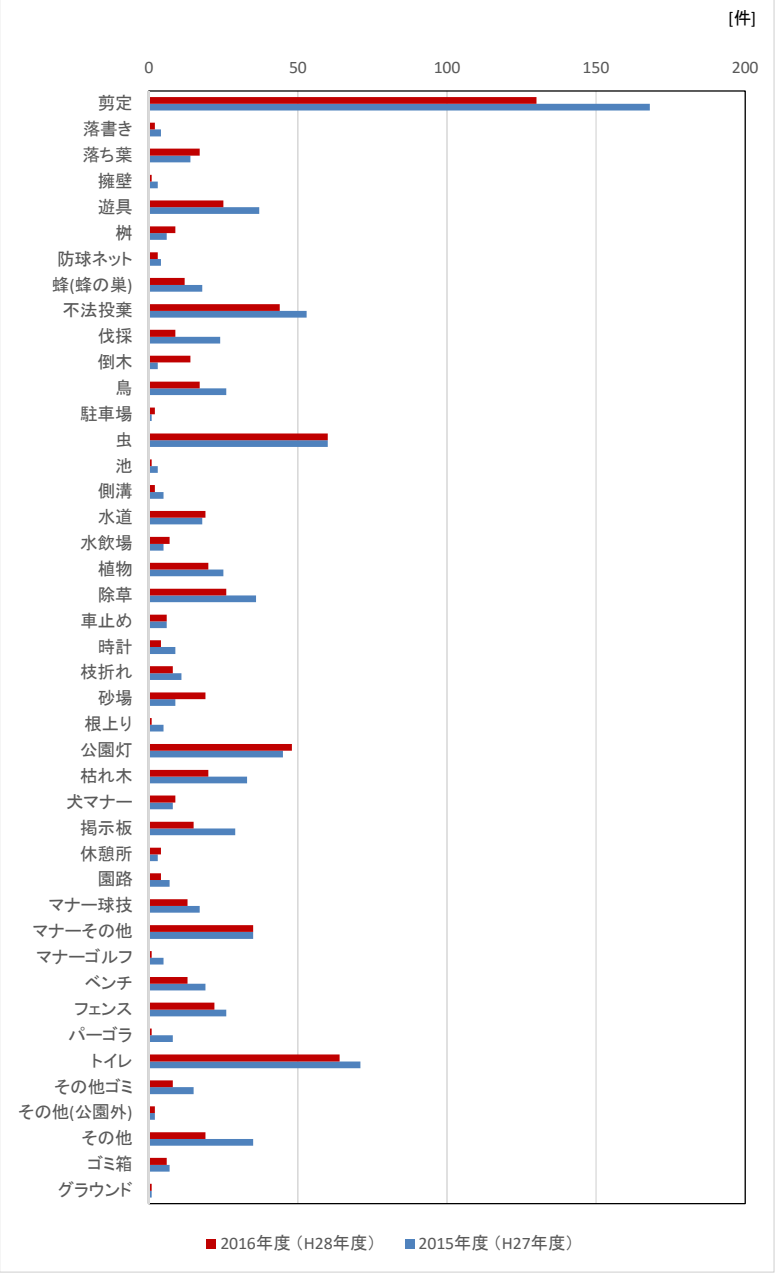

図 2-45　要望項目別集計（時系列）

(4) 要望件数

要望件数は、800～900 件/年程度発生しています。年度によって、要望件数の月に差異が見られます。

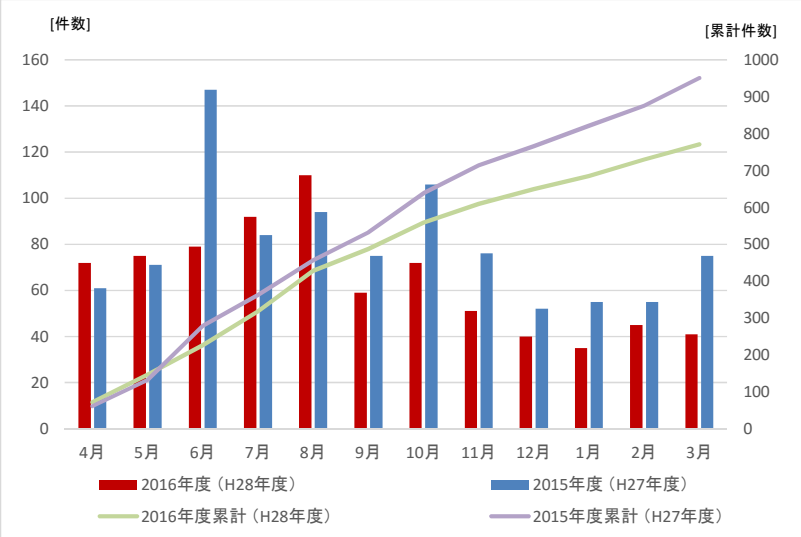

図 2-46　月別要望件数集計（時系列）

2.2.3 公園利用状況(公園利用度調査結果)

公園の利用状況を把握するために、公園の利用調査を実施しました。

(1)調査概要

1) 対象施設

対象施設は、本市が管理する公園、395 か所（2017 年 4 月 1 日現在）（未整備を含む）です。

2) 調査方法

調査方法は、国土交通省の都市公園利用実態調査を参考として、1 時間おきに公園内の利用者数をカウントし、利用者の年齢層および利用状況を記録しました。なお、利用者への聞き取り調査やアンケートによる調査は実施していません。

- ◆ 実施時期：6 月 2 日（金）～6 月 5 日（月）
  1 公園ごとに平日 1 日、休日 1 日の計 2 日間

- ◆ 調査時間：
  1 回／1 時間×7 回の調査を実施。
  （11 時台、12 時台、13 時台、14 時台、15 時台、16 時台、17 時台）

- ◆ 調査方法：目視により利用人数を計測

- ◆ 調査記録：年齢層、利用状況

- ◆ 年齢層、利用状況を含む利用者数のカウント（1 時間ごとに記録）

- ◆ 年齢層（4 区分）
  - 未就学児（0 歳～5 歳）
  - 小学生・中学生（6 歳～14 歳）
  - 生産年齢人口層（15 歳～64 歳）
  - 高齢者（65 歳以上）

◆ 利用状況

- 施設利用：遊具やトイレ等の施設利用
- 運動：鬼ごっこなどの遊び（施設利用なし）、バドミントンなどの運動
- 休憩：ピクニックや休憩施設（ベンチ等）の利用、食事、対話、集会等
- 散歩：散歩（ペットの散歩も含む）や通過している状況
- その他（花壇の清掃、携帯ゲーム機なども含む）

(2) 調査結果

1) 利用者数

利用者数の分布を以下に示します。平日は約半数の公園で利用者の見られない状況となりました。利用ありの公園については 10 人未満の公園と 10 人以上 100 人未満の公園が同程度存在していました。休日では利用なしの公園の割合は約 4 割となり 100 人以上利用されている公園数が増加しました。

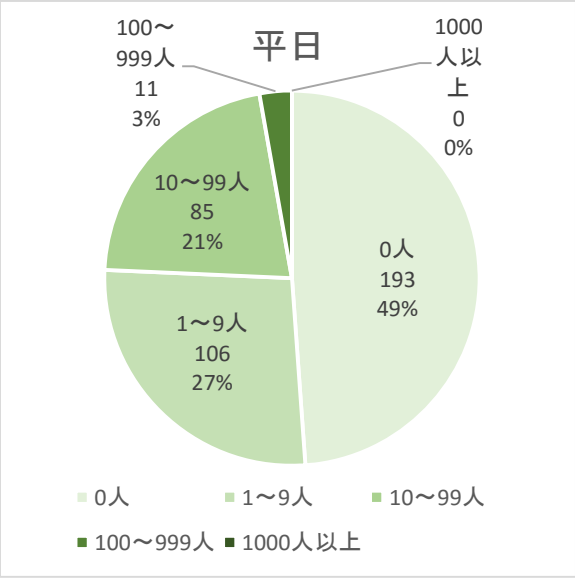

図 2-47 利用者数の分布（平日）

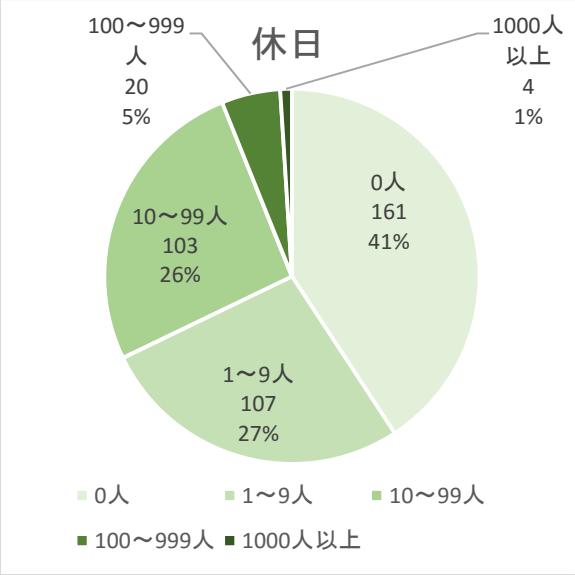

図 2-48 利用者数の分布（休日）

平日および休日の利用者の有無の点から利用状況を整理しました。平日・休日ともに利用のある公園は 183 公園となり全体の半数を下回りました。平日のみ利用は 20 公園、休日のみ利用は 50 公園であり、平日休日ともに利用が見られない公園は 142 公園（全体の約 3 分の 1）となりました。

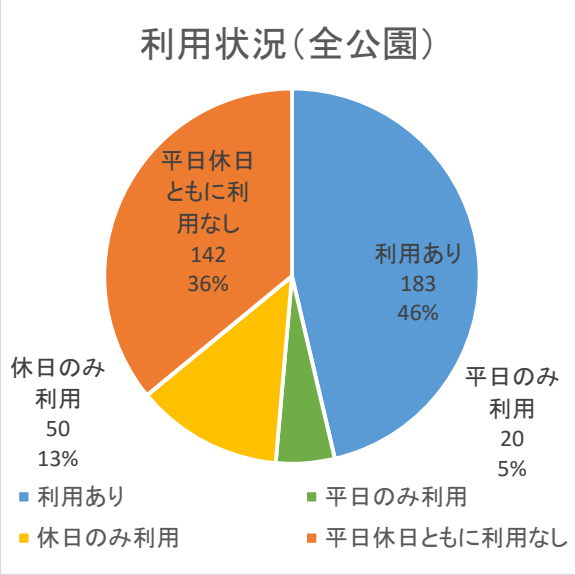

図 2-49　利用状況の分布

2) 時間帯ごとの利用者数

時間帯ごとの利用者数を以下に示します。平日は 1 時間ごとの利用者数が平均 873 人となり、夕方にかけて利用者の増加が見られました。17 時台が最も多く 1,434 人となりました。休日では 1 時間ごとの利用者数が平均 2,557 人となり、平日の約 3 倍となりました。利用者の分布は平日とは異なり日中（11～14 時）に多い結果となりました。11 時台が最も多く 3,022 人となりました。

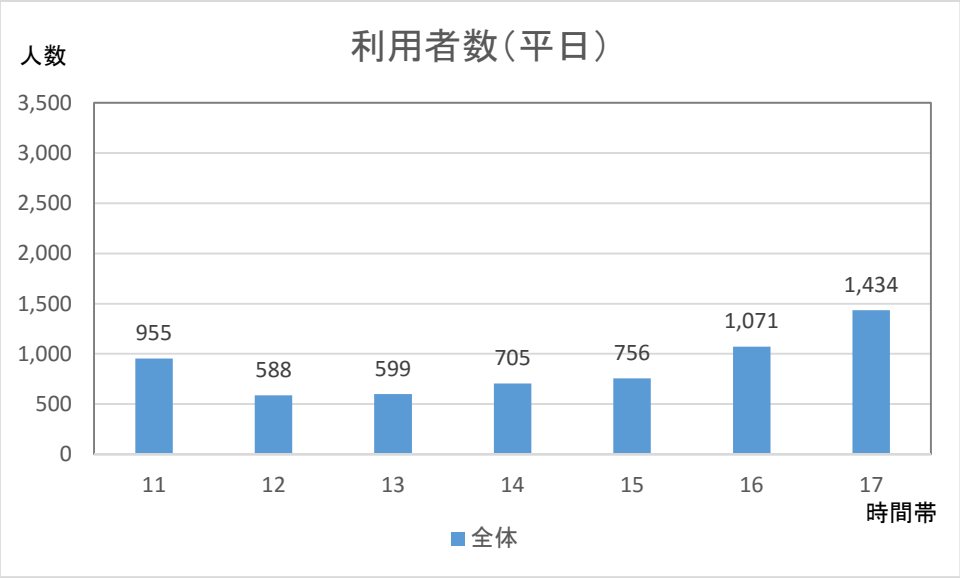

図 2-50　時間帯ごとの利用者数（平日）

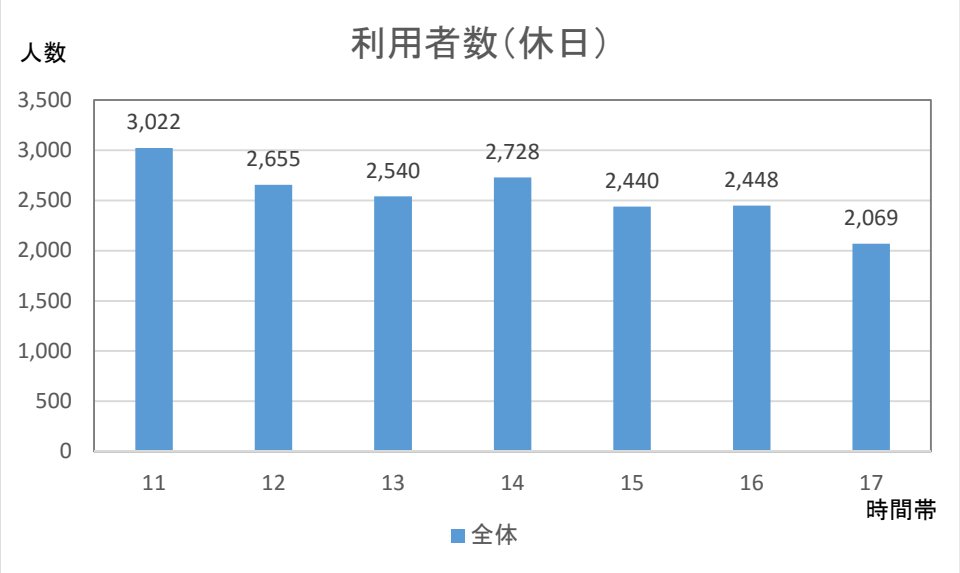

図 2-51　時間帯ごとの利用者数（休日）

3) 年齢階層別の利用者数

時間帯ごとの利用者数を以下に示します。平日と休日の比較としては休日における 6-14 歳（小学生・中学生）の人数が実数として約 4.5 倍（割合で 1.5 倍）となっているのに対し、65 歳以上の割合が少なくなる傾向が見られました。0-5 歳および 15-64 歳において割合は微増であり、実数としては休日が 4 倍前後となっていました。また、65 歳以上の世代以外が休日では利用者が増加しており、特に 6-14 歳の増加が顕著となっていました。

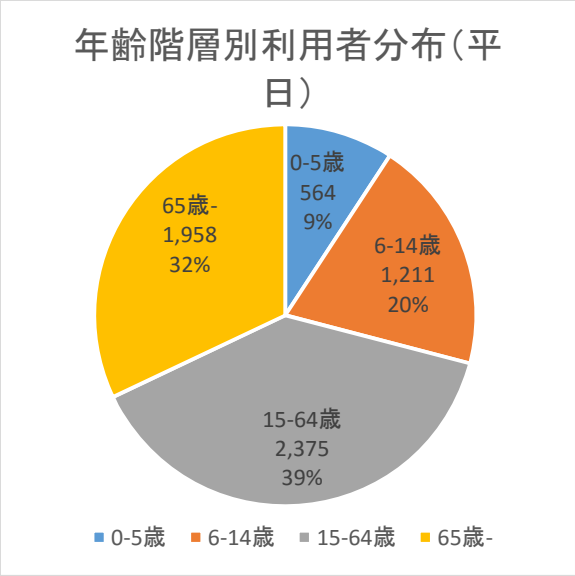

図 2-52　年齢階層別の利用分布（平日）

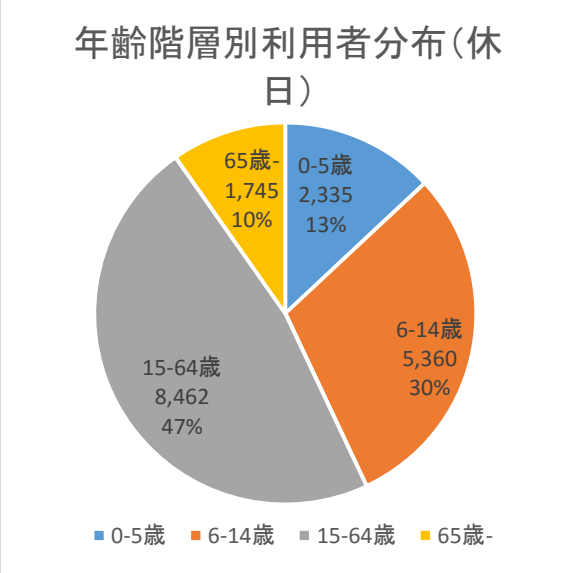

図 2-53　年齢階層別の利用分布（休日）

時間帯ごとの年齢階層別の利用者数を以下に示します。平日では 6-14 歳（小学生・中学生）の人数が 16 時以降に増加しており、17 時においては最も多い世代となっています。その他の年齢階層においては概ね横ばいとなっています。休日では、15-64 歳において 15 時以降に利用者が減少傾向にあり、その他の年齢階層においては時間ごとの差はあまり見られません。15-64 歳の分布については上述の大沼公園の結果が影響しているとみられます。

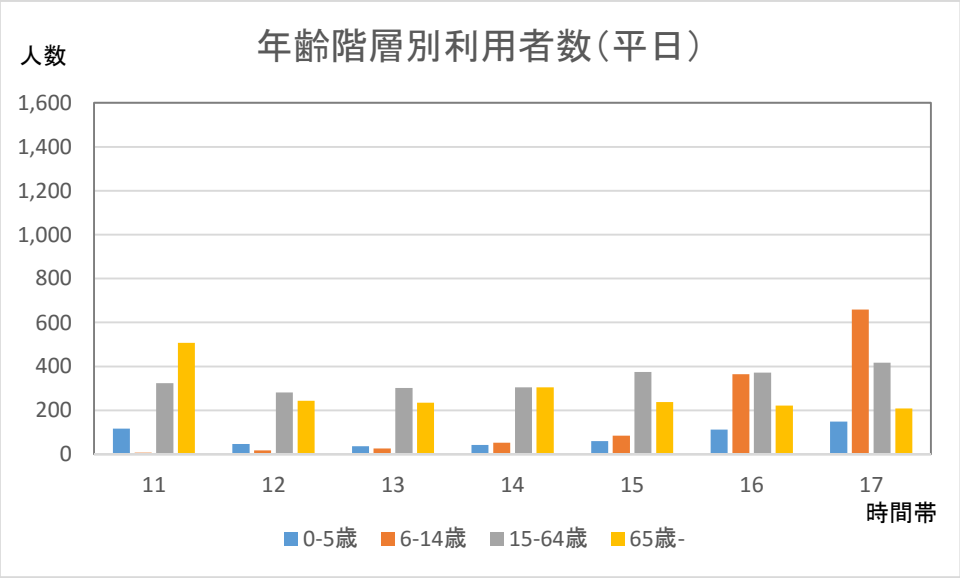

図 2-54　年齢階層別時間帯ごとの利用者数（平日）

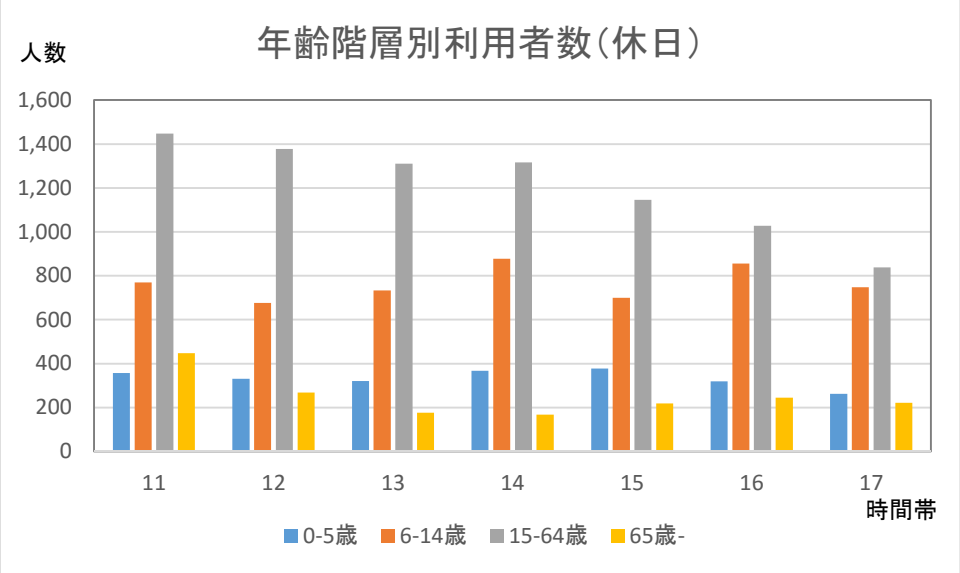

図 2-55　年齢階層別時間帯ごとの利用者数

4） 利用状況別の利用者数

利用状況別の利用者数を以下に示します。平日と休日のいずれにおいても運動の利用が最も多く、休憩、散歩と続きます。平日と休日の相違点としては、休日に運動利用の割合が増加し、散歩利用の割合が減少しています（実数としては増加しています）。大沼公園等の大規模な運動施設を有する公園の結果が影響しているものと推測されます。

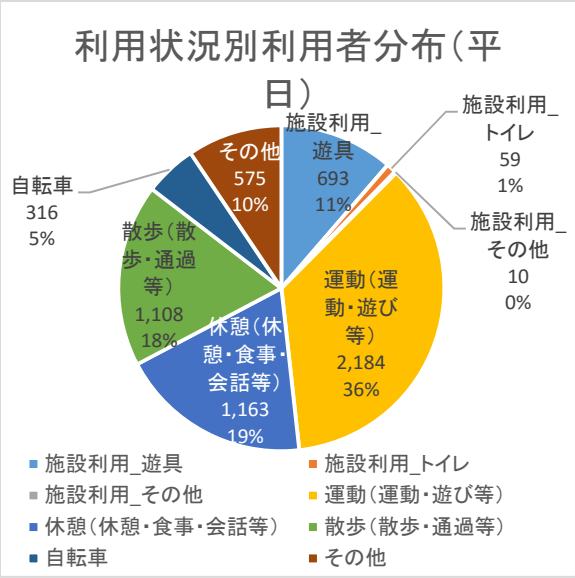

図 2-56　利用状況別の分布（平日）

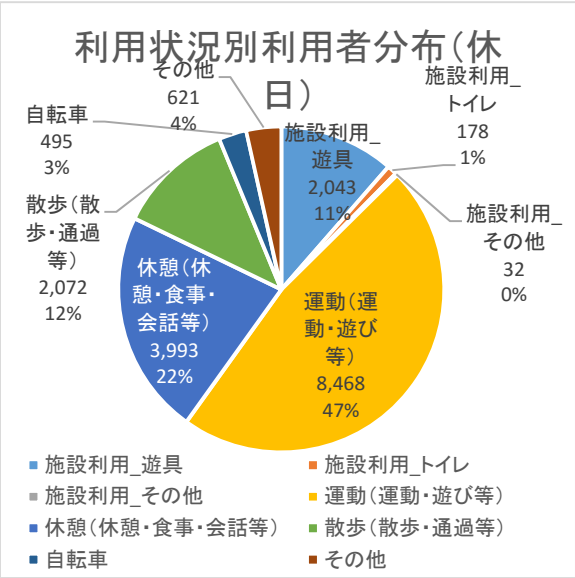

図 2-57　利用状況別の分布（休日）

利用状況別の時間帯ごとの利用者数を以下に示します。休日において 15 時以降の利用者数が減少しており、上述の大沼公園の調査結果の影響とみられます。

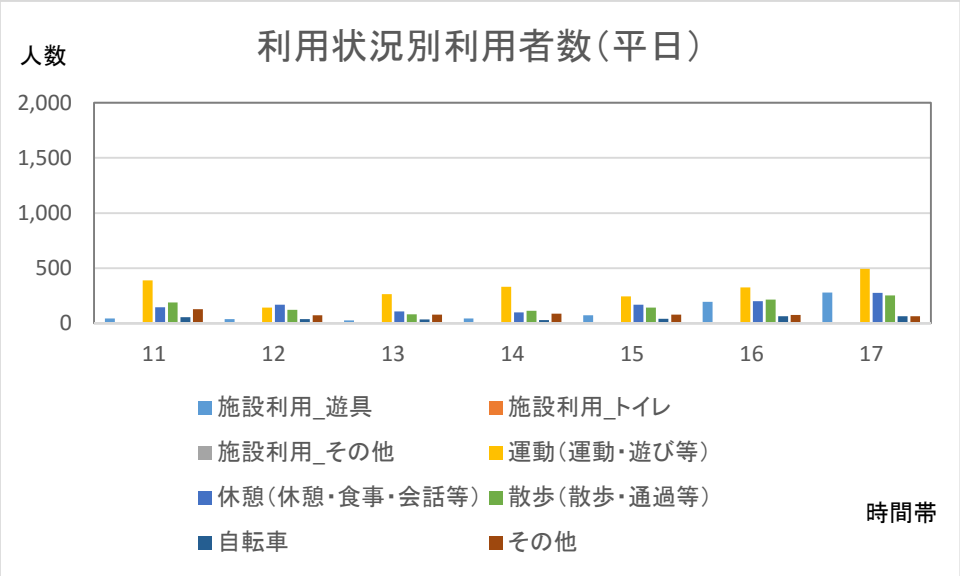

図 2-58　時間帯ごとの利用状況（平日）

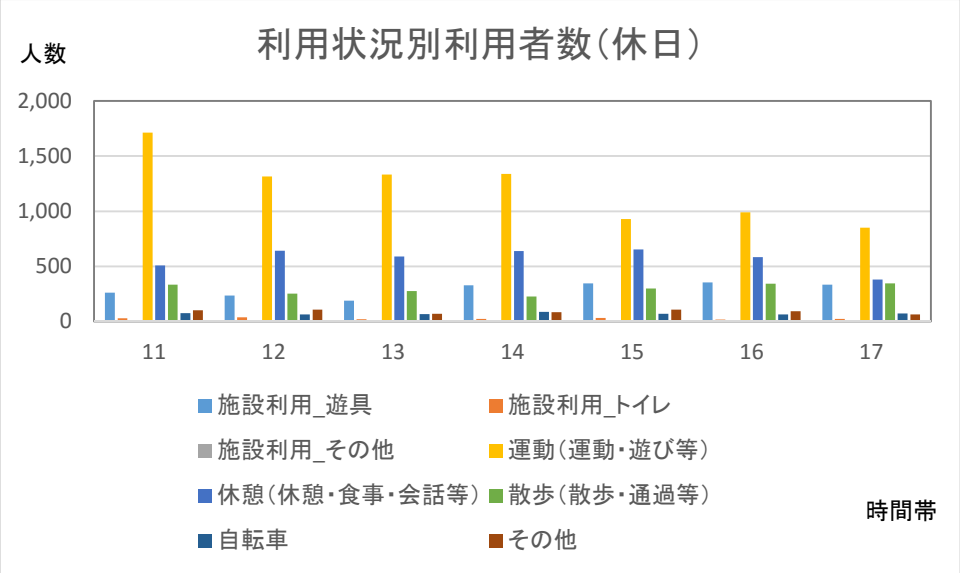

図 2-59　時間帯ごとの利用状況（休日）

5) 小規模公園における利用状況

面積 150m2 以下の小規模公園における利用状況を以下に示します。小規模公園 91 公園のうち平日では 78 公園、休日では 71 公園で利用者の見られない状況でした。利用ありの公園についてもほとんどが利用者 10 人以下（1 日を通して）となっていました。

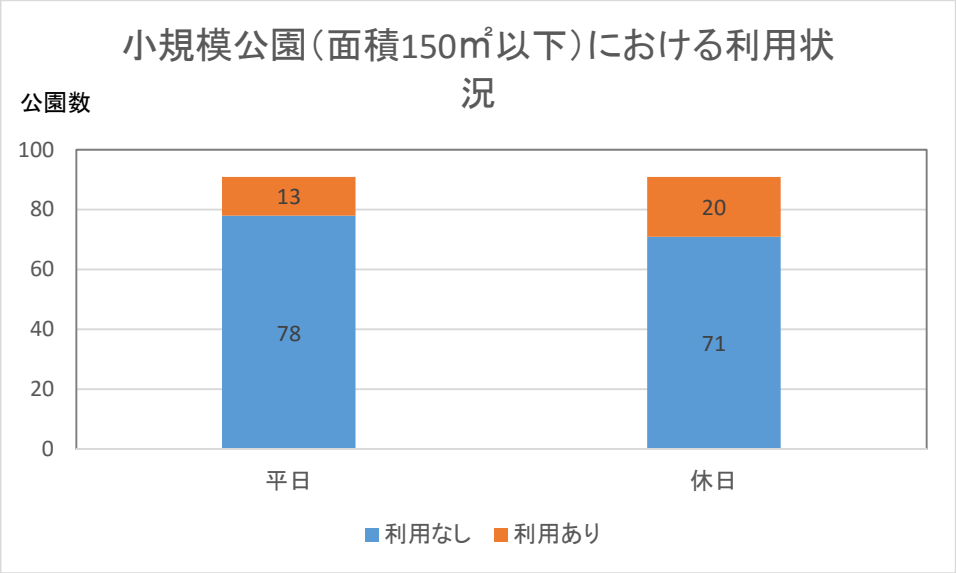

図 2-60 小規模公園の利用の有無の状況

小規模公園における平日および休日の利用者の有無の点から利用状況を整理しました。平日・休日ともに利用が見られない公園は 63 公園（全体の約 7 割）に達し、両日とも利用されたのは 5 公園にとどまることから小規模公園は利用状況が低い結果が示されました。

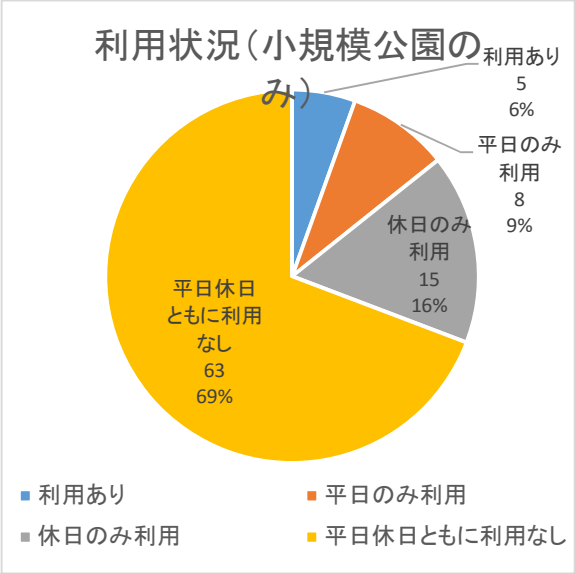

図 2-61 小規模公園の利用の有無の分布

地区別に見た小規模公園における平日の利用状況を以下に示します。粕壁・豊春・武里など人口密度が他地区と比較して高い地域においても利用なしの公園が平均 15 公園程度分布していました。

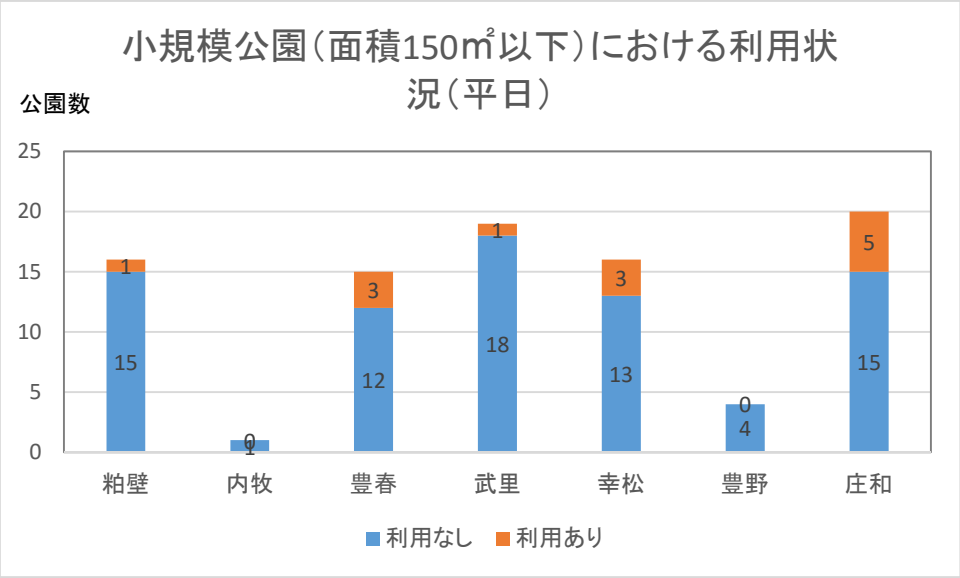

図 2-62　地区別に見た小規模公園の利用状況（平日）

地区別に見た小規模公園における休日の利用状況を以下に示します。平日とほぼ同様の傾向がみられました。

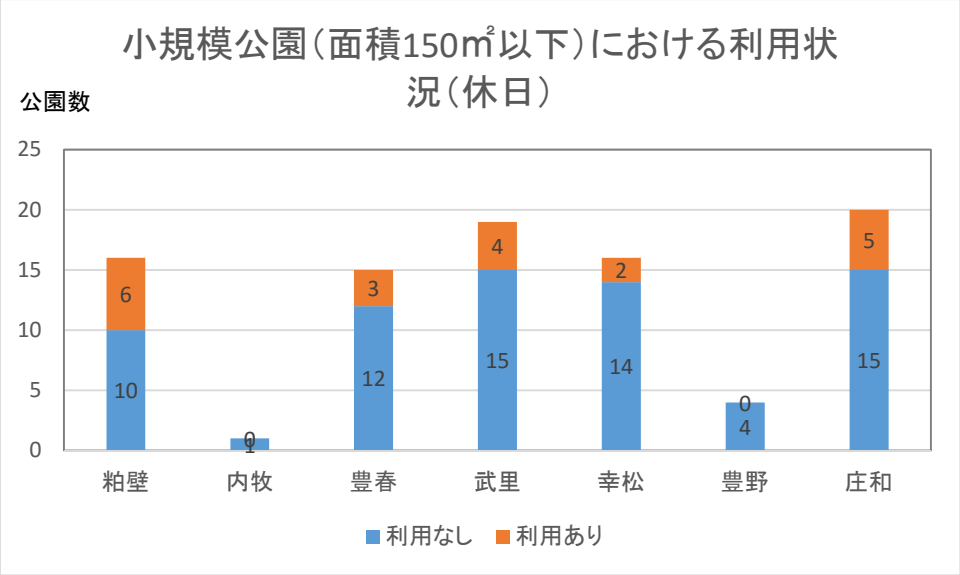

図 2-63　地区別に見た小規模公園の利用状況（休日）

小規模公園における利用状況別の利用者数を以下に示します。平日では運動の利用が最も多く、休憩、遊具利用が次いで多い結果となっています。一方、休日では運動の利用が減少し、休憩の利用が増加していました。

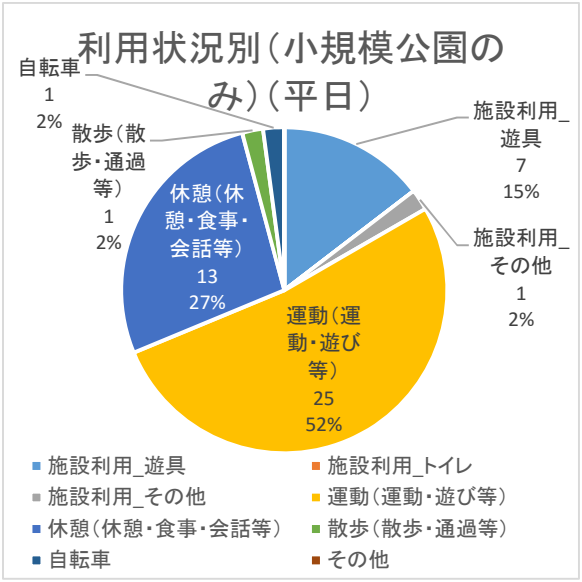

図 2-64　小規模公園の利用状況別の分布（平日）

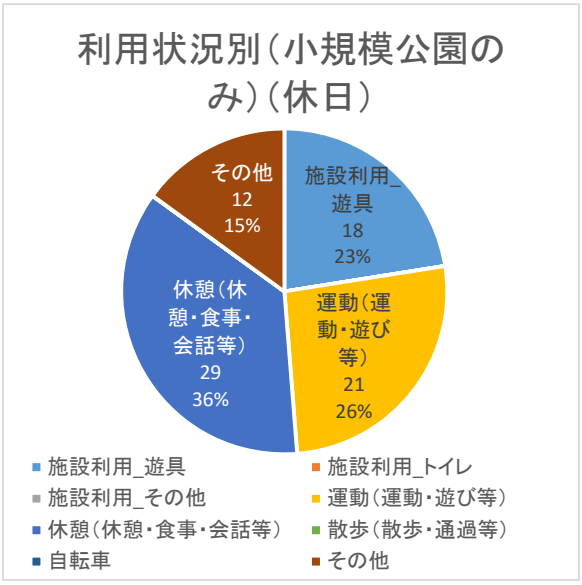

図 2-65　小規模公園の利用状況別の分布（休日）

6) 公園全体と小規模公園における利用状況

小規模公園において利用者の見られない公園が多くなっていることから、公園全体でみたときには、どのような傾向になっているのか、比較を行いました。

利用者の見られない公園数の割合は、平日では公園全体の割合が 49%に対して小規模公園が 86%、休日では公園全体の割合が 41%に対して小規模公園が 78%となっています。小規模公園において、利用者の見られない公園数の割合が大きくなっていることが分かります。

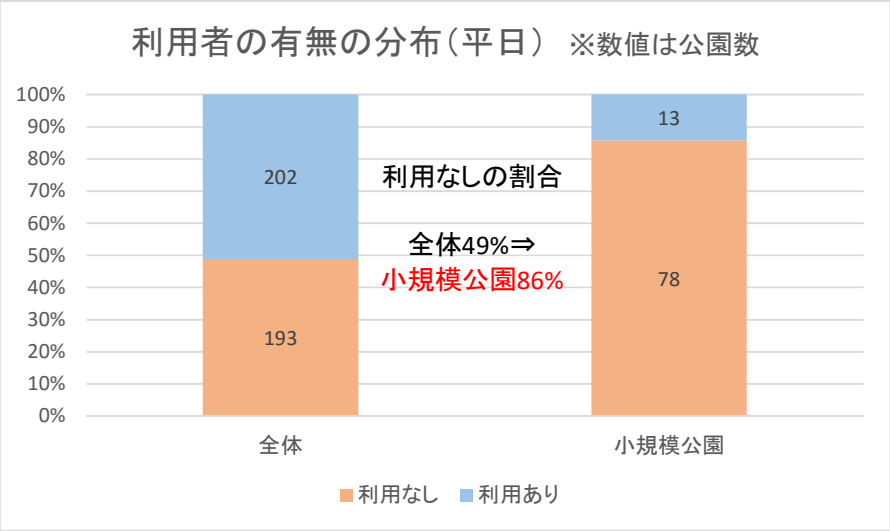

図 2-66 公園全体と小規模公園における利用状況の割合（平日）

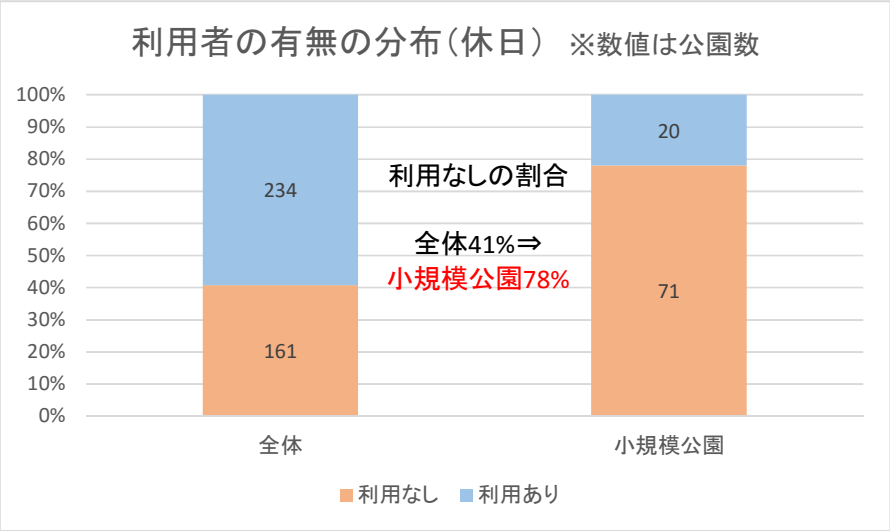

図 2-67 公園全体と小規模公園における利用状況の割合（休日）

2.3　春日部市の財政状況と公園事業に関する費用実績　費用

2.3.1 公園事業費（歳出）

公園事業費(歳出)は、公園整備事業が新規整備事業を実施した年度（2014年度は川の駅整備事業、2015年度は大枝公園整備事業)で大きくなっています。公園維持管理事業が全体に占める割合が最も多く、年間3億円程度で推移しています。

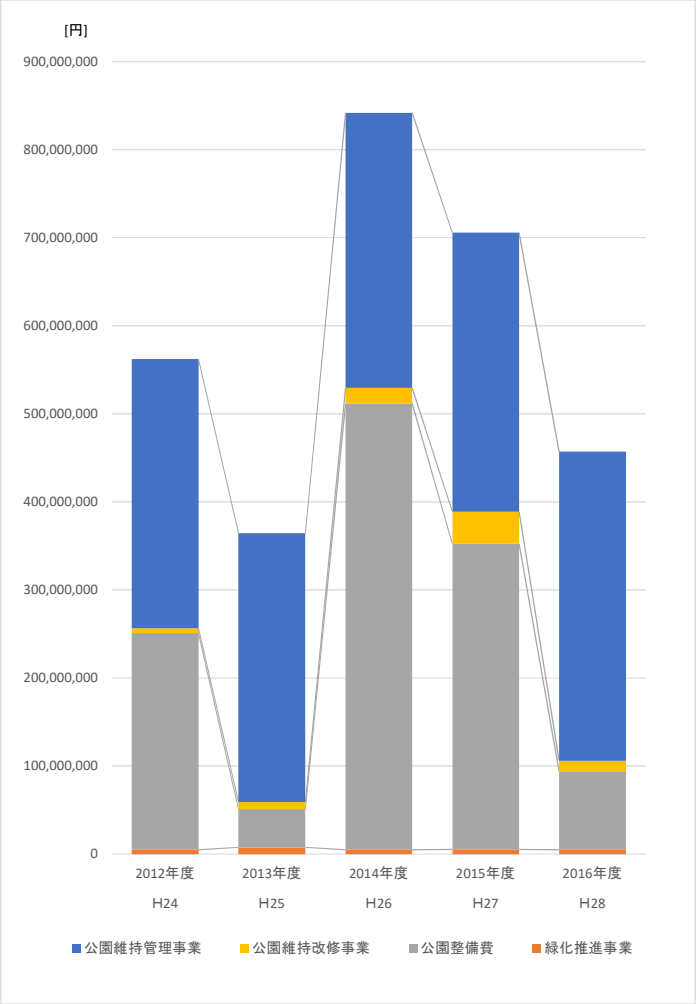

図 2-68　公園事業費(歳出)

表 2-17　公園事業費の構成

公園事業費種別	事業費の構成
公園維持管理事業	公園の清掃・除草・樹木の剪定、及びトイレや遊具等の公園施設を修繕するための費用
公園維持改修事業	公園施設の計画的な維持改修工事を実施するための費用
公園整備事業	公園用地の取得や公園施設の新設工事。計画的な公園の新規整備を実施するための費用
緑化推進事業	公園内の緑化及び民有地における緑化の推進・保全を補助するための費用

公園維持管理事業では、委託料の占める割合が最も多く、年々増加傾向にあります。2016 年度は需要費が例年よりも多くなっています。他の費用は横ばい状況であり、年間 3 億円程度で推移しています。

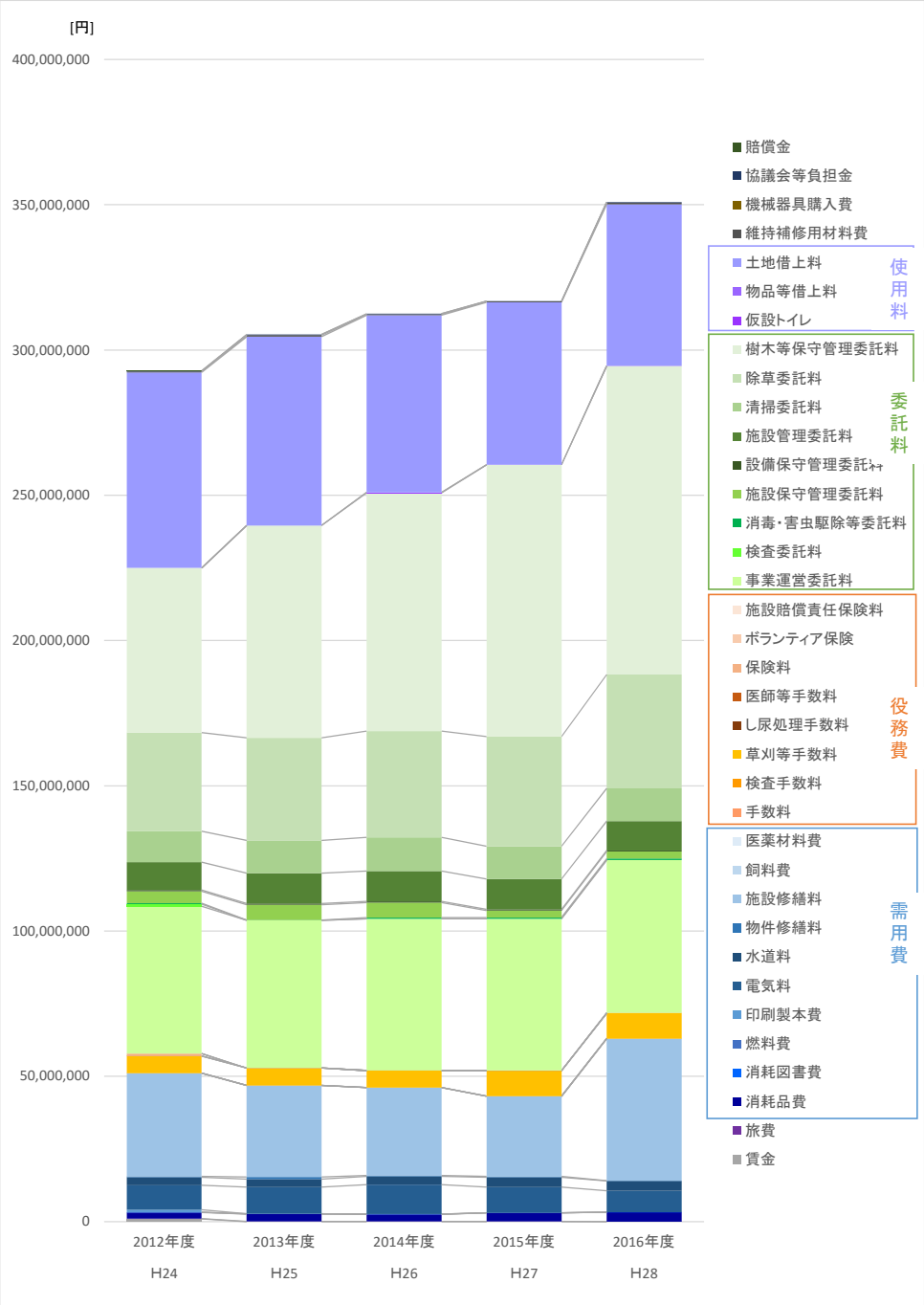

図 2-69　公園維持管理事業費

公園維持管理事業の委託料では、樹木等保守管理委託料の占める割合が最も多く、年々増加傾向にあります。続いて、事業運営委託料、除草委託料の占める割合が多くなっています。

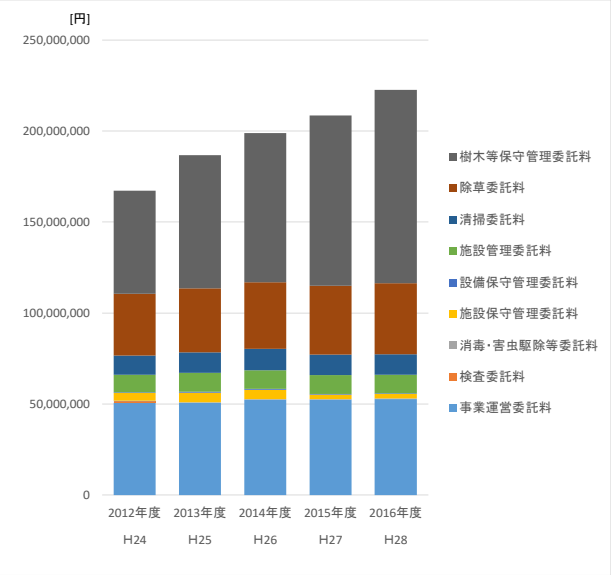

図 2-70　公園維持管理事業費(委託料内訳)

公園維持管理事業の使用料及び賃借料は、土地借上料で占められています。全体としては、減少傾向にあります。

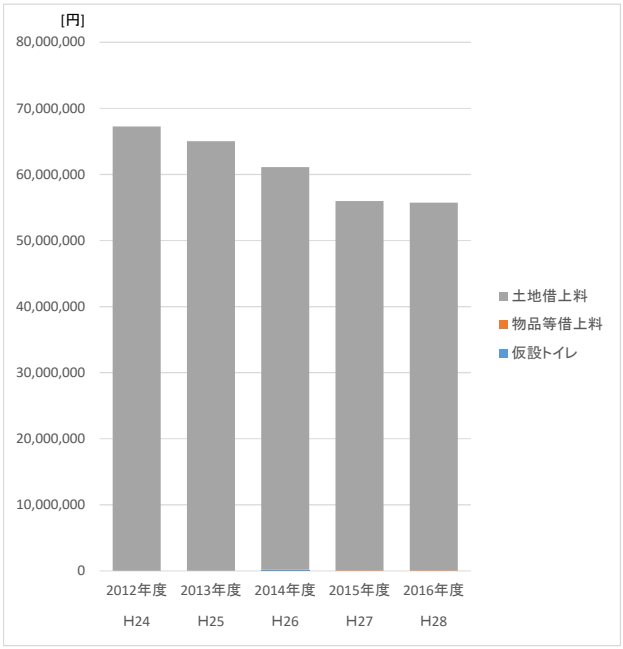

図 2-71　公園維持管理事業費(使用料及び賃借料内訳)

公園維持管理事業の需要費では、施設修繕料の占める割合が多く、2016 年度は例年よりも著しくなっています。電気量の占める割合も比較的大きくなっています。

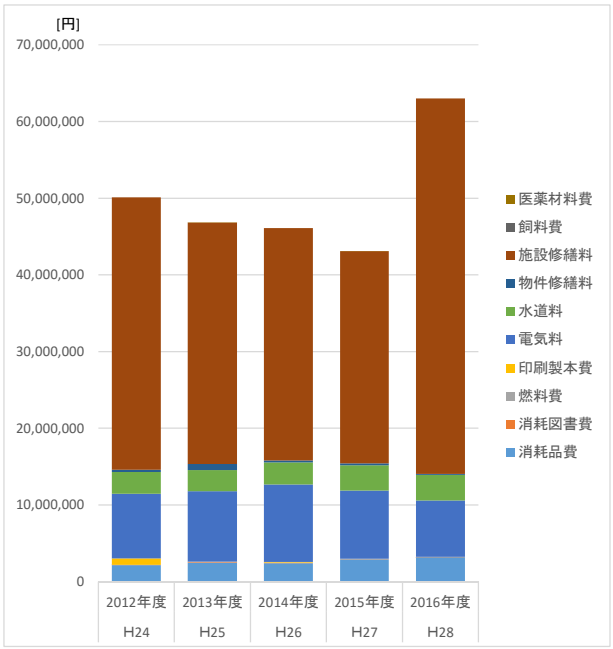

図 2-72　公園維持管理事業費(需用費内訳)

公園維持管理事業の役務費は、草刈り手数料で占められています。2015 年度と 2016 年度の伸びが著しくなっています。

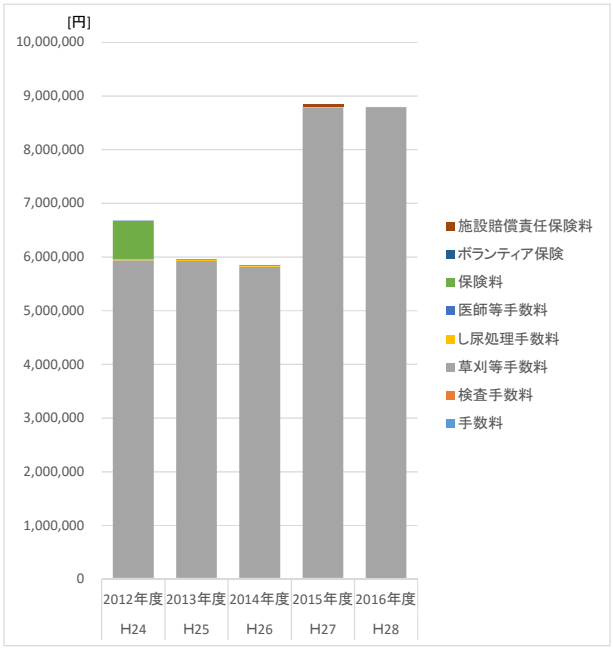

図 2-73　公園維持管理事業費(役務費内訳)

2.3.2 公園事業費(歳入)

公園事業費(歳入)は、2014 年度は事業による市債のため、著しく大きく、2016 年度は市債と国庫支出金がなかったため、小さくなっています。その他の年度では、5,000 万円前後で推移しています。

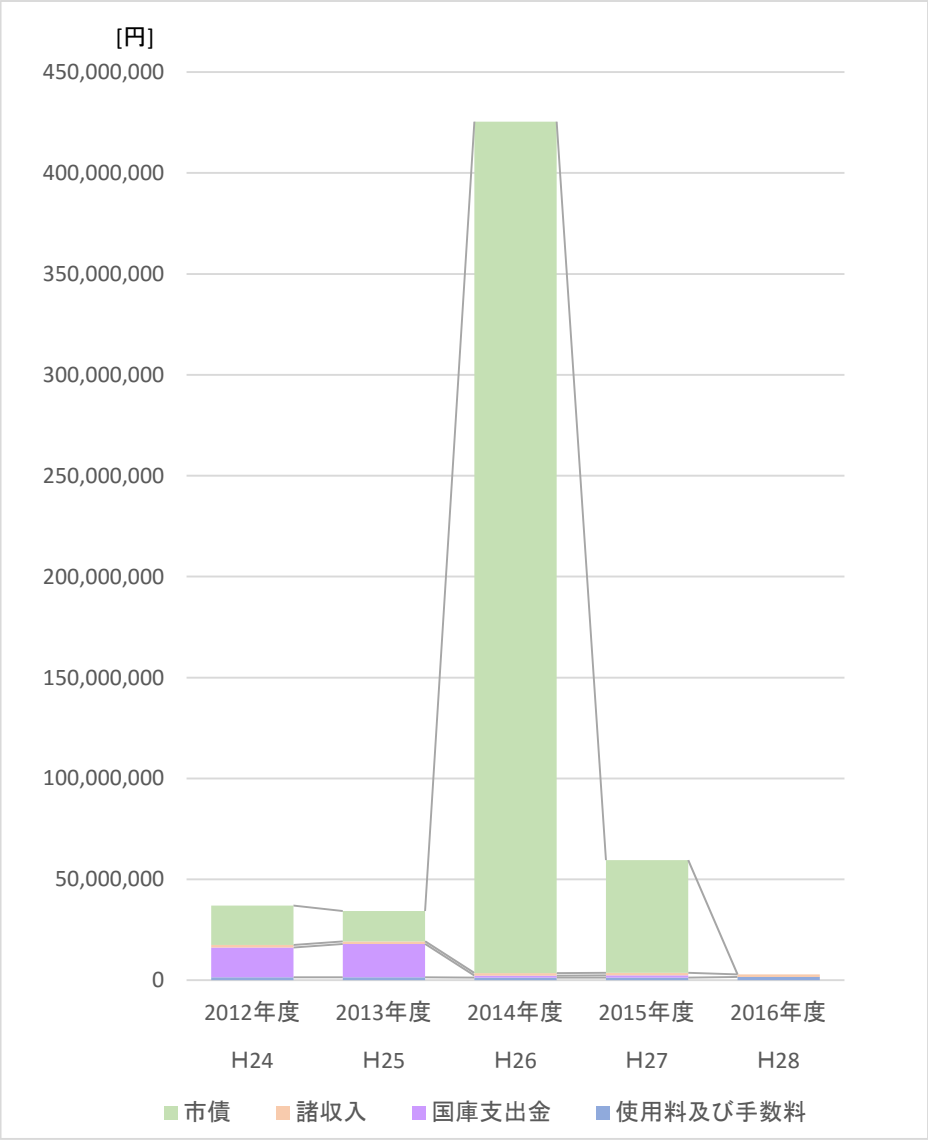

図 2-74　公園事業費(歳入)

2.4　公園管理に関する業務と情報管理の現状　ヒト・情報

2.4.1 公園管理の概要

公園管理の概要を以下に示します。

表 2-18　公園管理の概要

項目	状況
日常管理	• 美化協定により、自治会等が公園内及び周辺の除草並びに清掃を実施し、公園施設に異常があれば報告 • 美化協定以外の公園では、委託業者がトイレ清掃、砂場清掃を実施 • 市民からの要望に対して対応 • 指定管理者により管理している公園は、要求水準書に従って実施
定期点検	• 遊具は、委託業者により、遊具点検を 1 回／年で実施。遊具以外の施設は定期点検が未実施 • 浄化槽、し尿検査は定期的に実施 • 指定管理者により管理している公園は、要求水準書に従って実施
対策（維持修繕）	• 維持修繕は、劣化が顕著な箇所や市民からの要望に対して、事後的に実施 • 植栽は、市民からの要望を中心に樹木剪定を実施 • 子育てふれあい公園リニューアル事業により、老朽化した公園施設が、毎年数公園でリニューアルされている
情報管理	• 公園概要や公園施設、および、植栽は、「都市公園台帳」で管理(紙面、一部電子データ) • その他、公園諸元などの情報は、「都市公園等調書」および「公園管理調書」で管理(電子データ) • 公園に対する要望は、台帳で管理(電子データ)

2.4.2 維持管理体系

公園の除草、清掃等の維持管理を実施している団体は、地元住民による美化協定[9]や指定管理者[10]などがあります。

(1) 美化協定

除草・清掃などの維持管理は、地元自治会・グラウンドゴルフ団体・野球団体などと美化協定を締結しています。

表 2-19　対象施設と協定を締結している団体

対象施設	団体数
公園114カ所	地元自治会など団体 104団体
広場41カ所	地元自治会など団体 104団体
緑地など6カ所	地元自治会など団体 104団体
グラウンド3カ所	野球団体など 3団体

＊2015 年 4 月 1 日現在

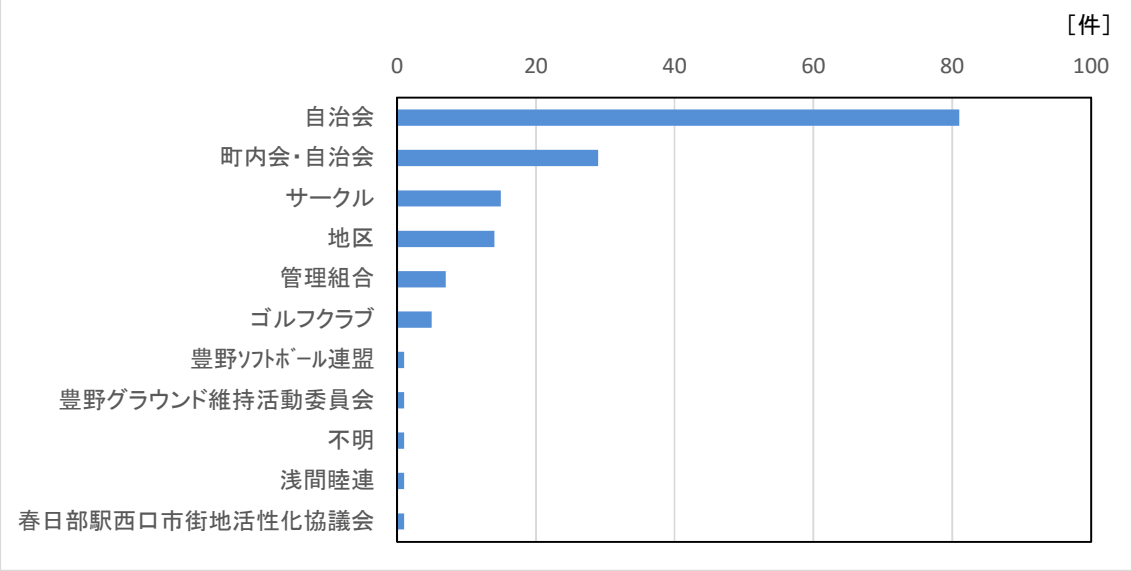

図 2-75　団体数の集計

[9] 本市では、公園等の美化実施を行う団体と協定を結び助成金を交付している。

[10] 市に代わって、公園の管理を行う(代行する)企業団体。この制度を導入することで、民間事業者のノウハウを活用し、各施設でより一層サービスを向上させることや管理経費を節減することなどが期待されている。

管理団体数は、105 団体程度で推移しています。

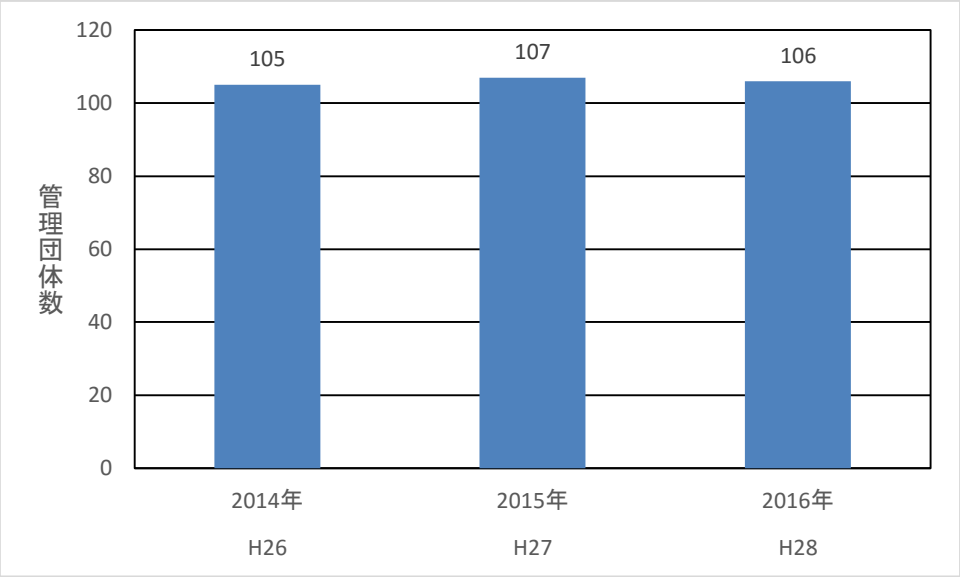

図 2-76　管理団体数の推移

(2) 指定管理者

指定管理者により管理している公園は、7 公園です。指定管理者により、園路広場等の巡視点検、清掃（ゴミ拾い等）などの維持管理や運営が行われています。指定管理期間は、2016 年度から 2021 年度です。

表 2-20　指定管理公園

No.	公園名	所在地	面積(m2)
1	大沼公園	大沼七丁目12番地	81,102
2	中央町第3公園	中央八丁目6番地	2,383
3	南栄町第1近隣公園	南栄町17番地1	15,618
4	谷原第1公園	谷原一丁目3番地	10,189
5	牛島公園	牛島626番地	43,254
6	庄和総合公園	金崎746番地1	140,400
7	内牧公園	内牧2735番地1	87,904

2.5　公園管理に関するコストの実績と将来推計

2.5.1 公園ごとの維持管理費　費用

維持管理費は、樹木管理が全体の 35%であり、続いて、除草 19%、土地借り上げ 15%となっています。全体的に植栽に係る費用が大きな割合を占めています。

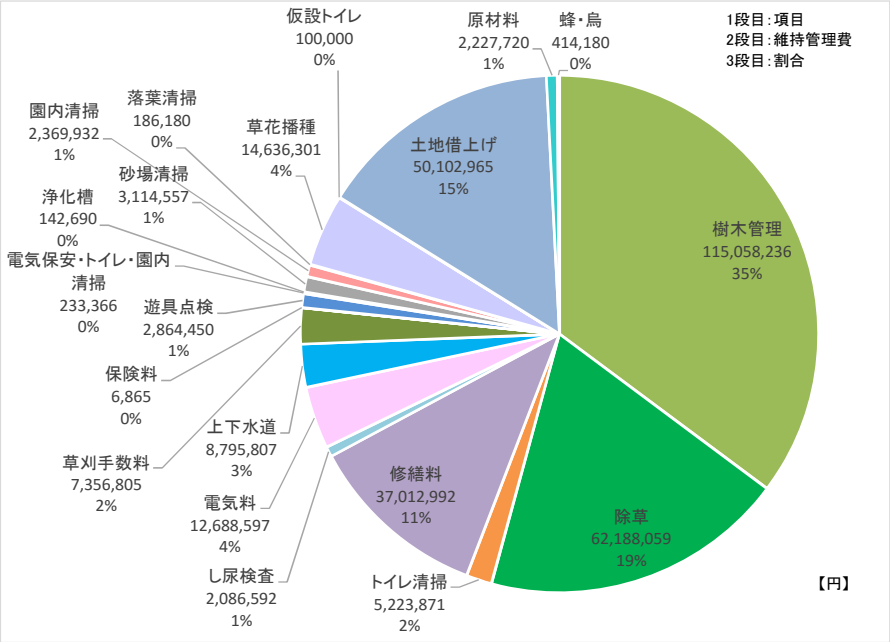

図 2-77　維持管理費の割合

維持管理費を公園種別ごとにみると、樹木管理は、総合公園では 60%以上、続いて、緑地・緑道と地区公園が 50%程度を占めています。ちびっこ広場や運動広場での占める割合は小さくなっています。運動広場、ちびっこ広場、地区公園では、土地借り上げの割合が大きくなっています。緑地・緑道では、樹木管理と除草が同程度の割合となっています。

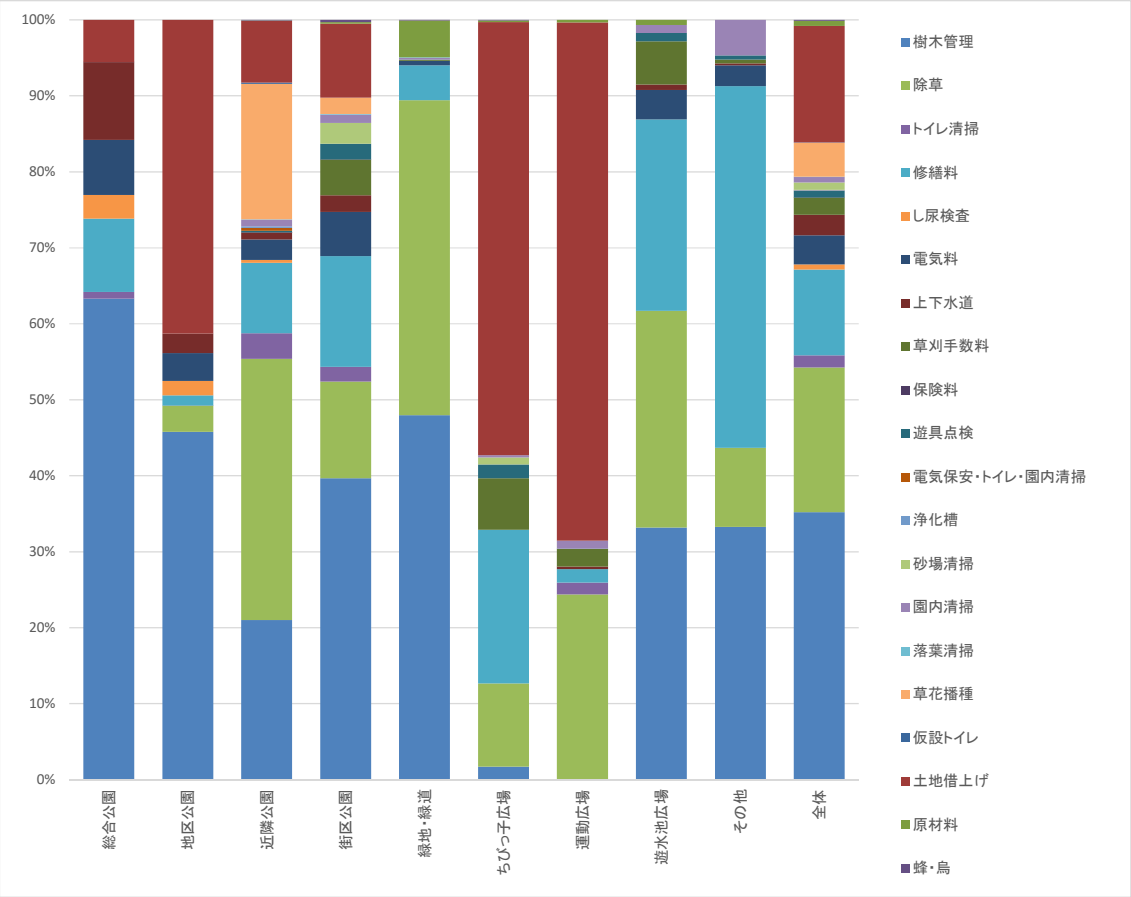

図 2-78　維持管理費の割合(公園種別)

維持管理費を地区別ごとにみると、樹木管理は、内牧地区、豊春地区、豊野地区、庄和地区で大きな割合を占めていますが、幸松地区では 15%程度と占める割合は小さくなっています。除草は、幸松地区、庄和地区、粕壁地区、豊野地区で比較的多くなっています。土地借り上げでは、武里地区と幸松地区が比較的多くなっています。

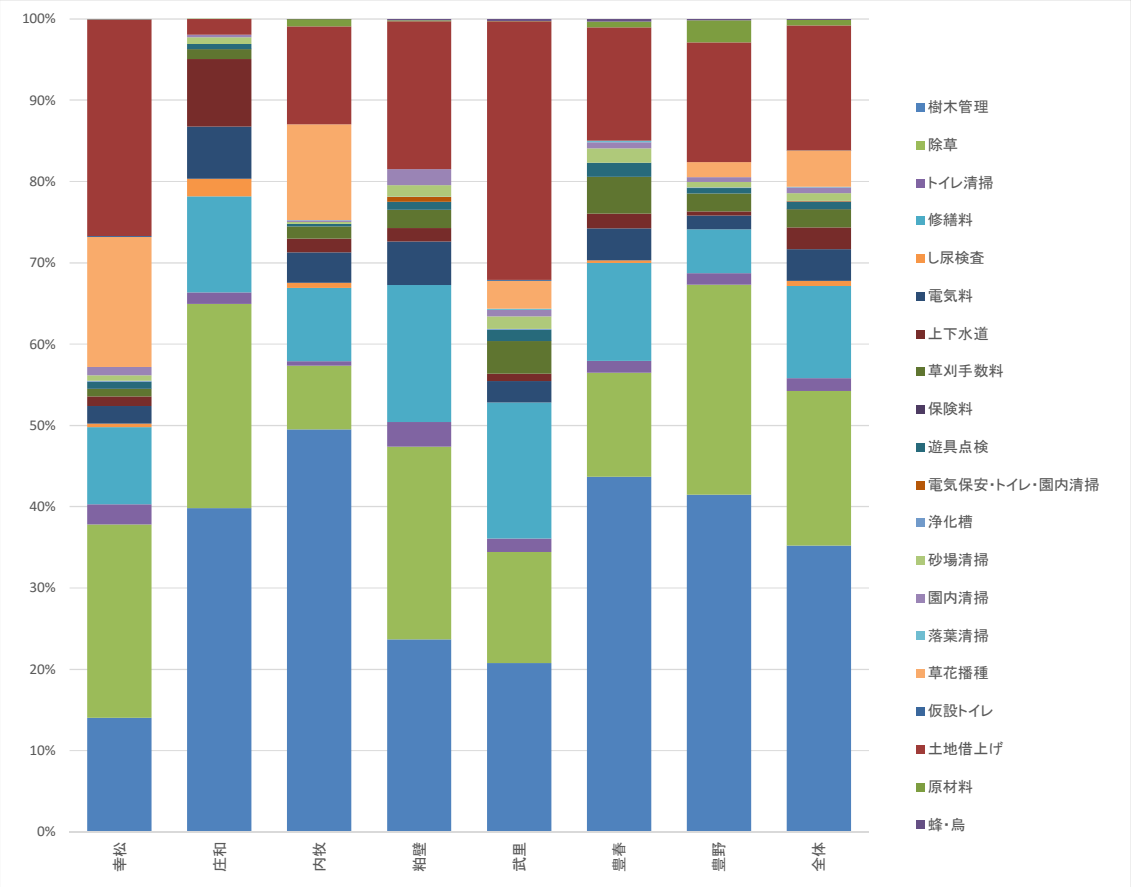

図 2-79　維持管理費の割合(地区別)

2.5.2 将来コストの推計　費用

インフラマネジメント計画の対象となる公園施設の将来コスト（維持管理費用及び更新費用）を算出したところ、約 9.1 億円／年の維持管理費と更新費が必要となり、直近 3 か年（2014 年度（平成 26 年度）～2016 年度（平成 28 年度））の平均の実績費用と比較すると、約 5.2 億円／年の財源不足が見込まれます。これは、今後、施設の老朽化に伴い、施設の更新費に係る費用が増大するためです。

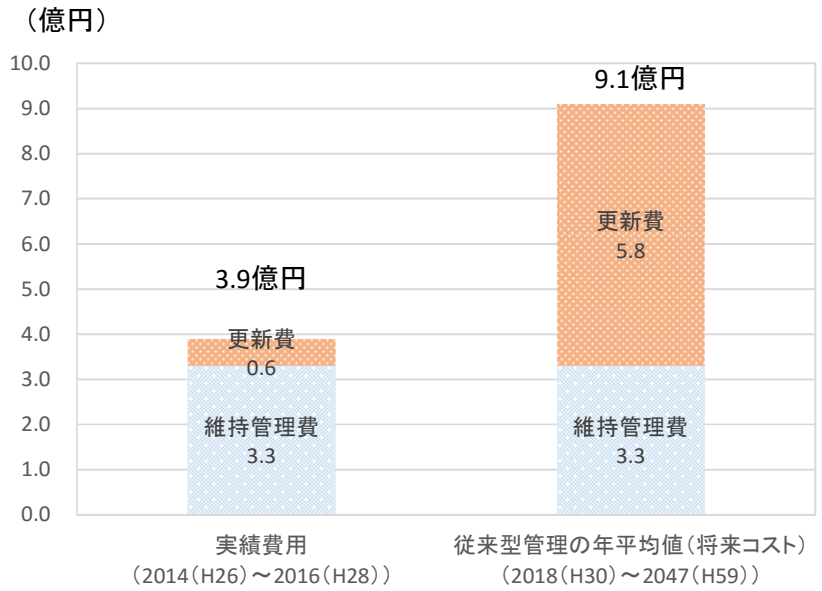

図 2-80　将来コストと実績費用との比較

※ 更　新　費：遊戯施設、休養施設、便益施設、管理施設等の更新や補修に係る費用
※ 維持管理費：公園の維持管理に係る費用（例．樹木管理、除草、清掃等）

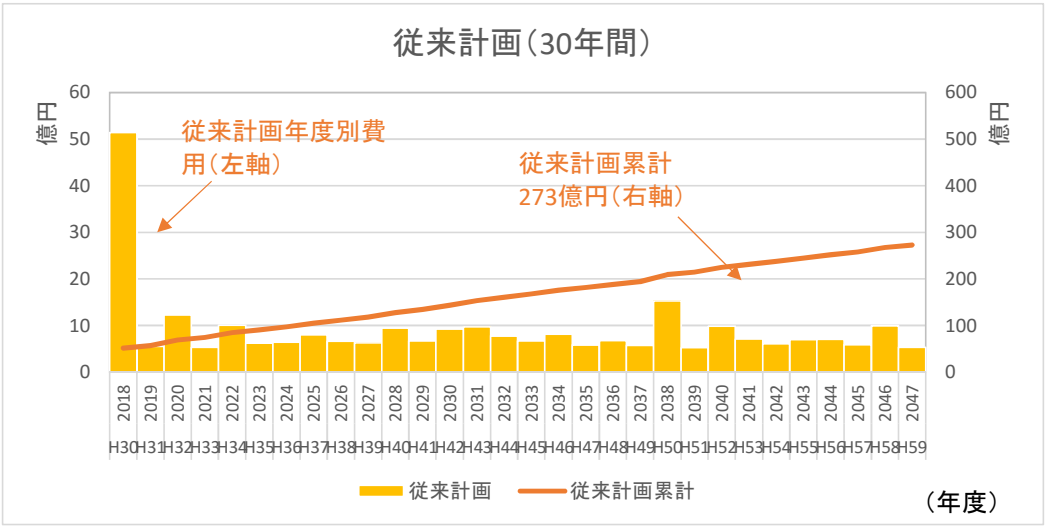

図 2-81　将来コストの LCC

2.6　本市における公園管理の課題～計画策定における着眼点～

2.6.1 フィッシュボーンチャートによる整理

本市における公園管理の課題をフィッシュボーンチャートにより整理しました。

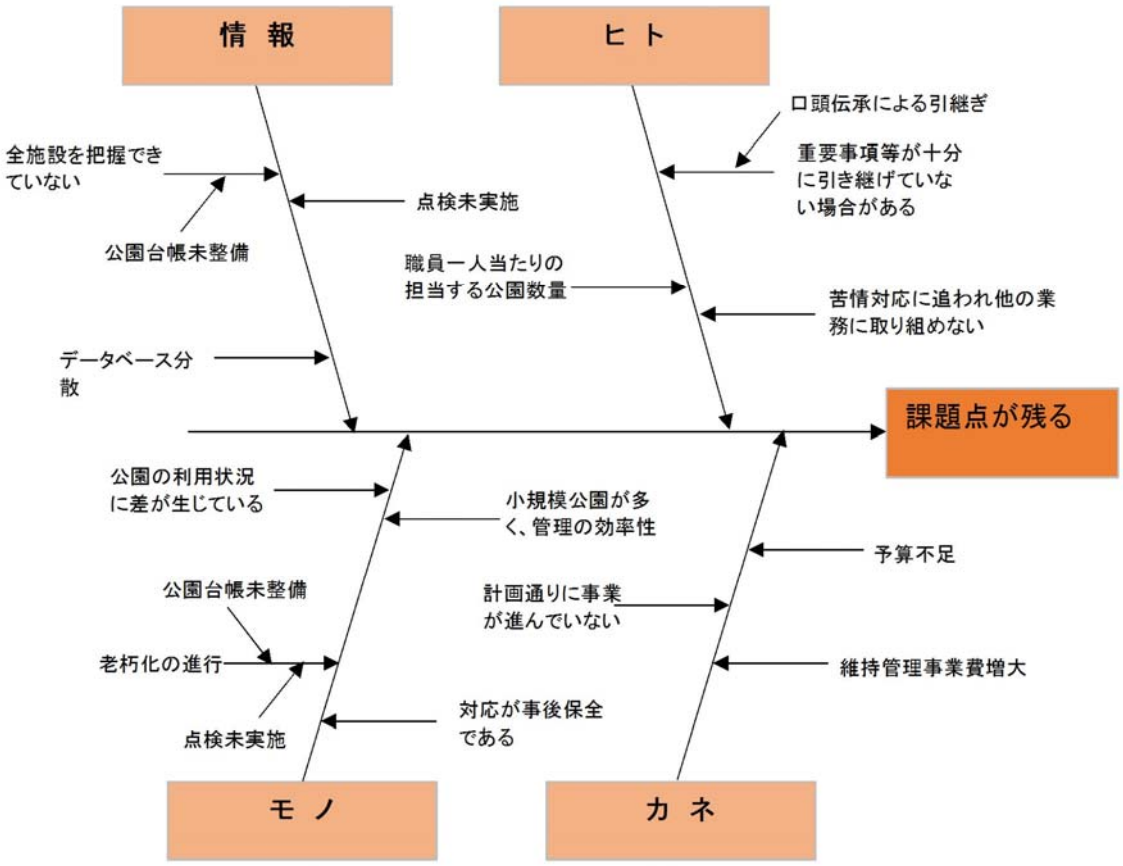

図 2-82　公園管理の課題

2.6.2 計画策定における着眼点

フィッシュボーンチャートにより整理した課題を踏まえて、計画策定における着眼点は以下のとおりとします。

①管理数量の見直し（公園立地[11]、公園施設[12]）が必要

- 小規模公園の多くは利用者が少なく、施設が限定されていることから公園の機能が不十分であり、管理するために費用をかけても利用されない場合があること、また、借地公園は長期に渡り借地費用がかかることから、維持管理費を有効に利用するために公園立地や公園施設の再編により最適化を行うことが必要（選択と集中）
- 老朽化した公園施設の膨大な更新や使用されていない施設の最適化が必要

②管理方針の設定とともに計画的な管理の実施が必要

- 将来コストの縮減と利用者の安全性を確保するため、施設の長寿命化（延命化）を図り、ライフサイクルコストを縮減することが必要
- ①「管理数量の見直し」も踏まえたうえで維持管理方針および優先順位を設定していくことが必要

③維持管理のさらなる効率化が必要

- 膨大な数量の公園を管理するためには、地域住民や民間活力も含めた日常管理の更なる効率化が必要
- 定期的かつ計画的な調査の実施により公園の状態を把握し、公園全体の維持管理に関するPDCAサイクルの確立が必要
- データの一元化とデータの蓄積を図るため、公園カルテの作成が必要

[11] 公園立地･･･公園が設置されている場所、土地。公園自体。
[12] 公園施設･･･公園内に設置されている施設

2.7　公園に関する市民の意識（市民アンケート調査結果）

市民アンケートは、春日部市都市インフラマネジメント計画の策定に当たって、公園および道路の街路樹に関する基本方針に市民意見を反映させるために実施しました。

なお、本計画では、公園についてのアンケート結果を記載しています。また、基本方針が市民の意見を反映していることが確認できるように、ここでは、アンケート項目のうち、「市のマネジメント計画(公園)の取組みについて」「公園管理のあり方に関する考え方について」に関して記載しています。

2.7.1 実施概要

実施概要を以下に示します。

調査対象：春日部市民 3,000 人（市で抽出）
調査方法：調査用紙を対象者に郵送し、郵便で回収
調査日程：2017 年 6 月 1 日～16 日（〆切 6 月 12 日）
回 答 数：【公園】880 部（回収率約 29.3%）【街路樹】873 部（回収率約 29.1%）

表 2-21　アンケート項目の概要

アンケート項目	備考
1. 市のマネジメント計画（公園）の取組みについて	・ 春日部市の公園の現状と課題に対する市民の意識（今後、管理に関するマネジメントを進めることへの理解）を確認する
2. 公園の管理のあり方に関する考えについて	・ 基本方針として検討する、再編についての市民の意向を確認する
3. 身近な公園の印象について	・ 現状の公園、公園施設、公園樹木に対する利用状況、関心、満足度について確認する ・ 今後の再編検討や優先順位付けの参考とする

2.7.2 アンケート結果

アンケート調査結果を以下に示します。

(1)市の都市インフラマネジメント計画(公園)の取り組みについて

【 設問１ 】

春日部市の公園の管理の現状と課題について、どのくらい関心をお持ちになりましたか？

「おおいに関心を持った」が約 36%、「どちらかといえば関心を持った」を含めると、約 83%が関心を持っています。

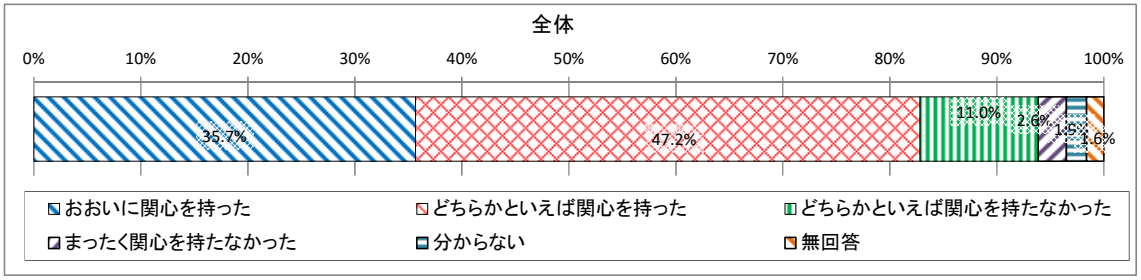

【 設問２ 】

春日部市が必要と考えている都市インフラマネジメント(公園)に取り組むことについてどう思いますか？

「賛成である」が約 57%、「どちらかといえば賛成である」を含めると、約 90%が実施することが望ましいとなっています。

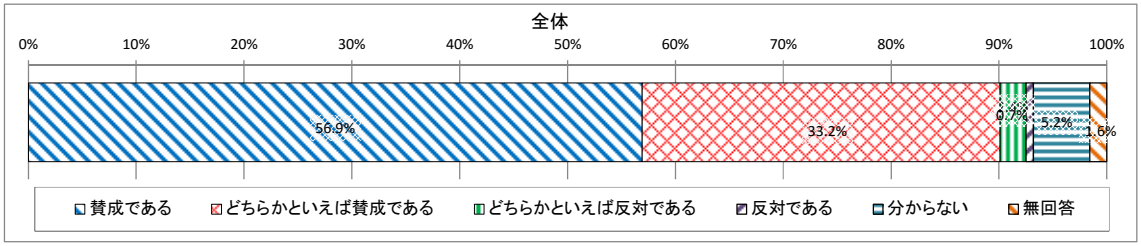

(2) 公園の管理のあり方に関する考え方について

【 設問１ 】
公園の整備や維持管理の適正化（コスト縮減等）に向けて考えられる以下の手法についてどう思いますか。手法ごとの選択肢から当てはまるものを選んで○印をつけてください。

① 遊具を中心とする公園、緑地を中心とする公園など公園ごとの役割（特性）をきめて維持管理をする

「実施すべき」が約 57%、「どちらかといえば実施すべき」を含めると、約 88%が実施することが望ましいとなっています。

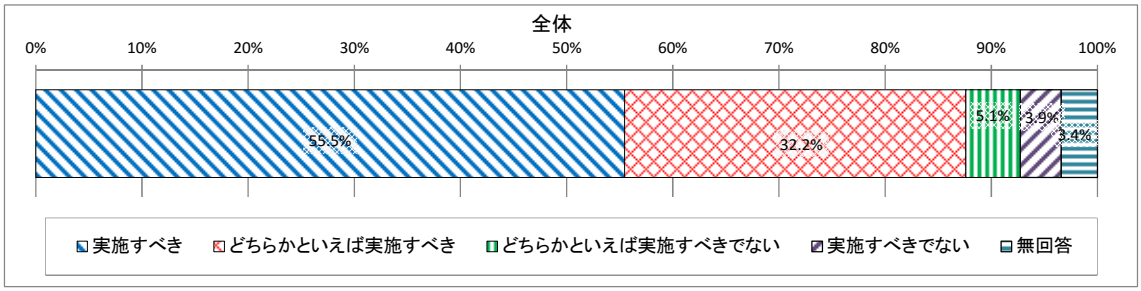

② 同じ施設がある公園が近くにある場合には、維持管理費を縮減するため、１つの公園に施設を集約する

「実施すべき」が約 51%、「どちらかといえば実施すべき」を含めると、約 79%が実施することが望ましいとなっています。

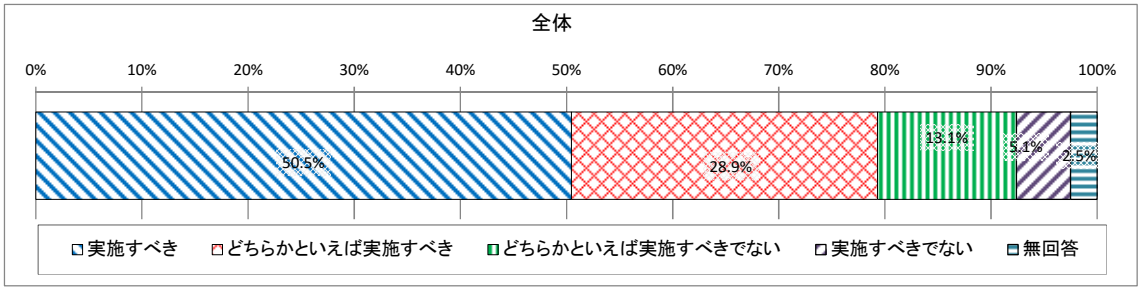

③ 小規模公園が近くに複数ある場合には、維持管理費を縮減するために、適正な再配置、再編、統合、集約化などをする

「実施すべき」が約 58%、「どちらかといえば実施すべき」を含めると、約 85%が実施することが望ましいとなっています。

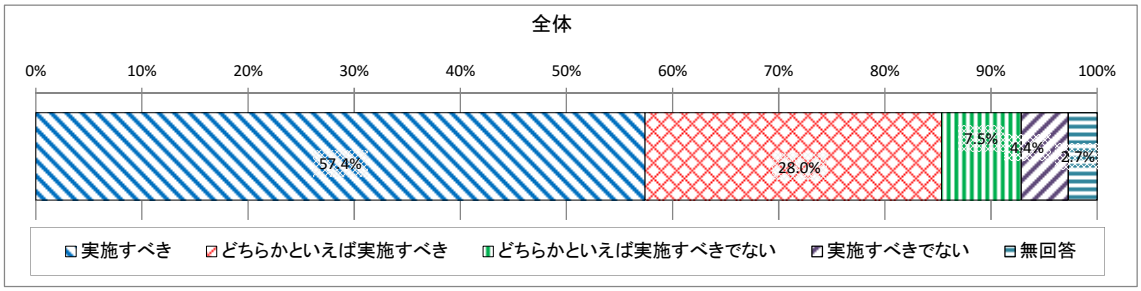

④ 利用の少ない公園は、維持管理費を縮減するために、適正な再配置、再編、統合、集約化などをする

「実施すべき」が 62%、「どちらかといえば実施すべき」を含めると、約 87%が実施することが望ましいとなっています。

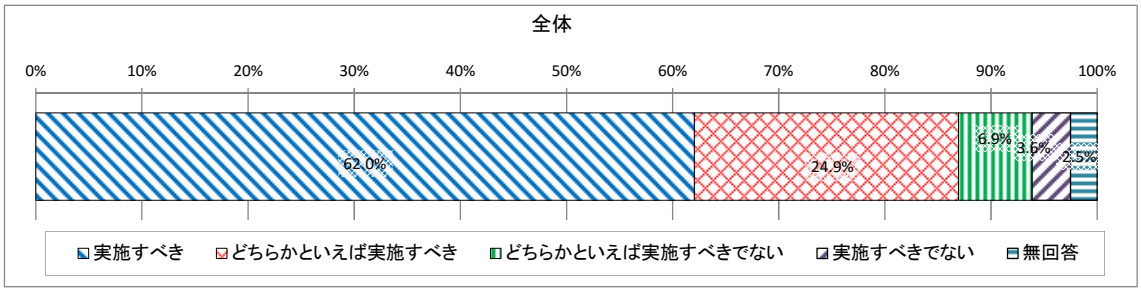

⑤ 使い勝手の悪い公園は、維持管理費を縮減するために、適正な再配置、再編、統合、集約化などをする

「実施すべき」が約 65%、「どちらかといえば実施すべき」を含めると、約 89%が実施することが望ましいとなっています。

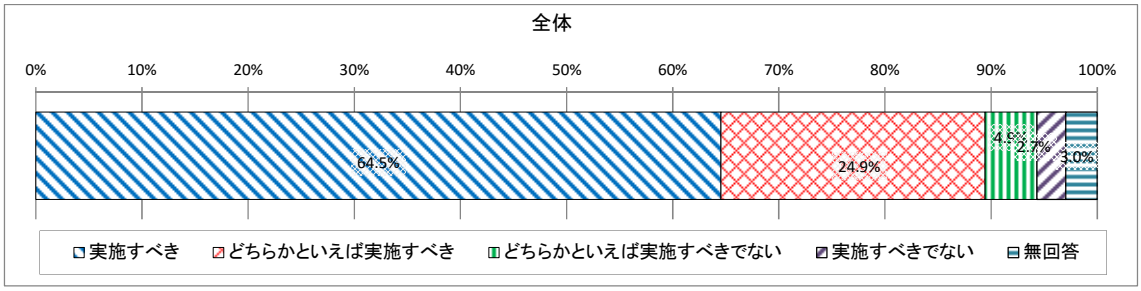

⑥ 老朽化した公園施設は、維持管理費を縮減するために、適正な再配置、再編、統合、集約化などをする

「実施すべき」が約 62%、「どちらかといえば実施すべき」を含めると、87%が実施することが望ましいとなっています。

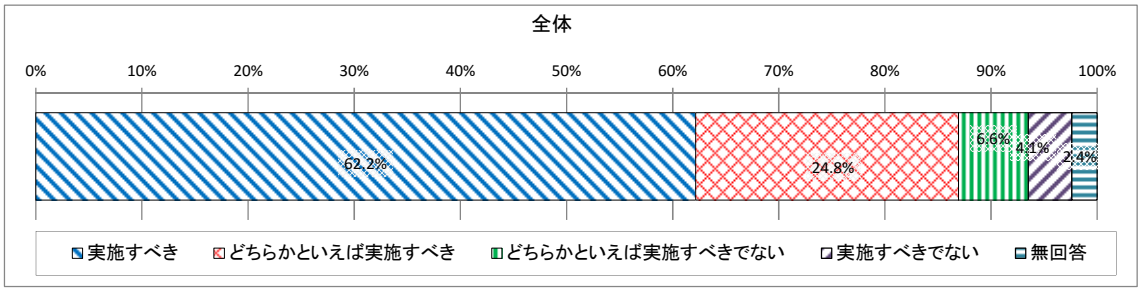

⑦ 満足度の低い公園は、維持管理費を縮減するために、適正な再配置、再編、統合、集約化などをする

「実施すべき」が約 55%、「どちらかといえば実施すべき」を含めると、約84%が実施することが望ましいとなっています。

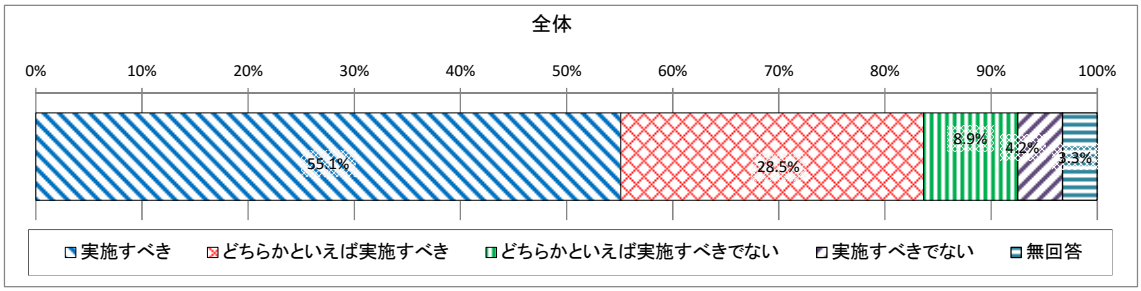

⑧ 利用する人のニーズに合わせて公園施設を配置する

「実施すべき」が約 65%、「どちらかといえば実施すべき」を含めると、約90%が実施することが望ましいとなっています。

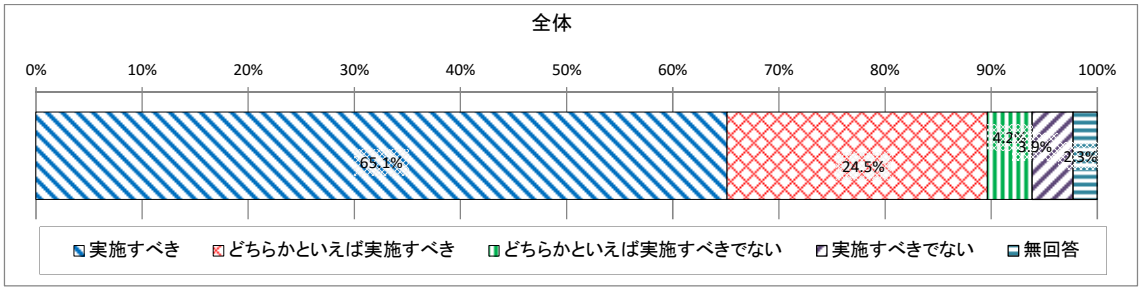

⑨ 身近な公園の清掃や除草などの維持管理は市民が行う

「実施すべき」が約 21%、「どちらかといえば実施すべき」を含めると、約 60%が実施することが望ましいとなっています。実施することが望ましくない回答は、「どちらかといえば実施すべきではない」「実施すべきでなない」を含めて、約 38%となっています。

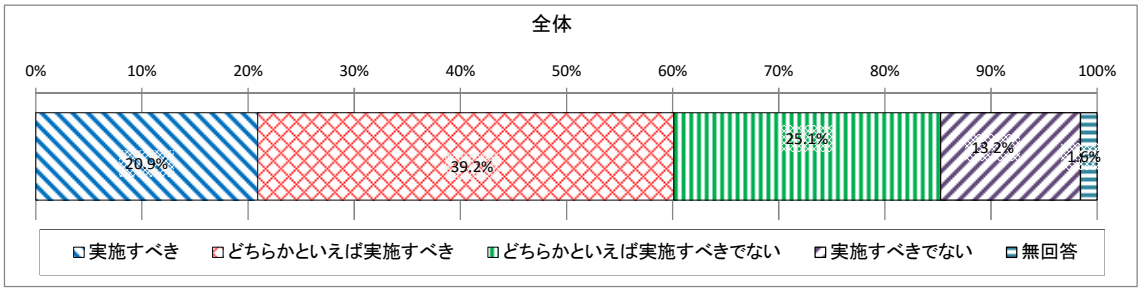

⑩ 大木化や樹種特性（生長が早いなど）により、管理費用が嵩む樹木については、維持管理費用を縮減するため、別の樹種への植え替えを行う

「実施すべき」が 43%、「どちらかといえば実施すべき」を含めると、約 80%が実施することが望ましいとなっています。

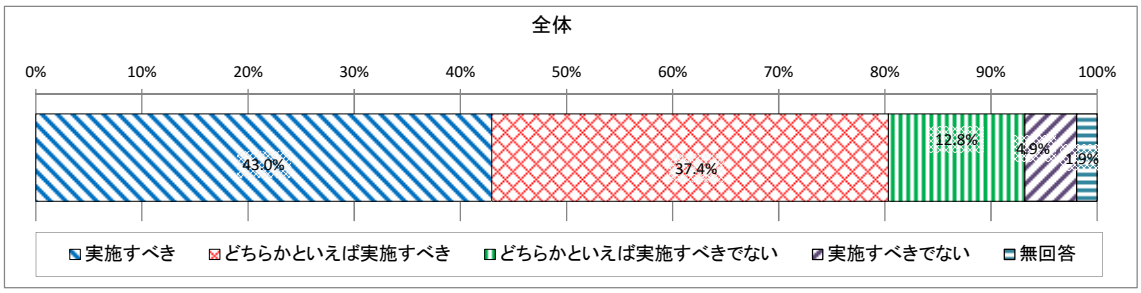

⑪ 借地公園（土地を所有者から借りて公園として利用している個所）は、借用費用を縮減するために、返却する

「実施すべき」が約 54%、「どちらかといえば実施すべき」を含めると、81%が実施することが望ましいとなっています。

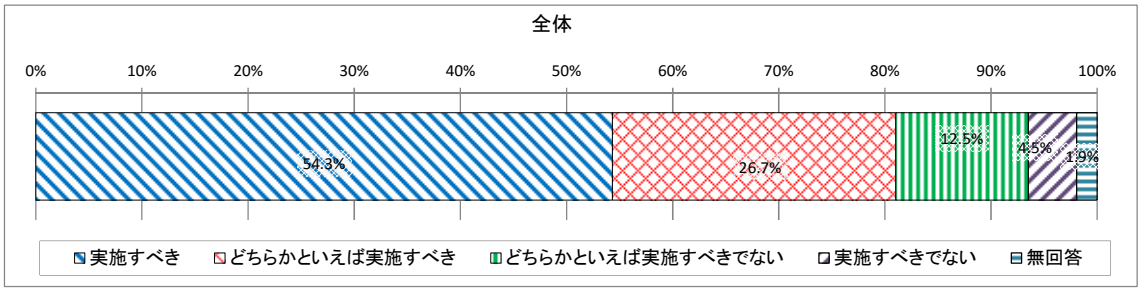

⑫ 借地公園で利用者の少ない公園や使い勝手の悪い公園は、借地費用を縮減するために、見直しの対象とする

「実施すべき」が約 75%、「どちらかといえば実施すべき」を含めると、約94%が実施することが望ましいとなっています。

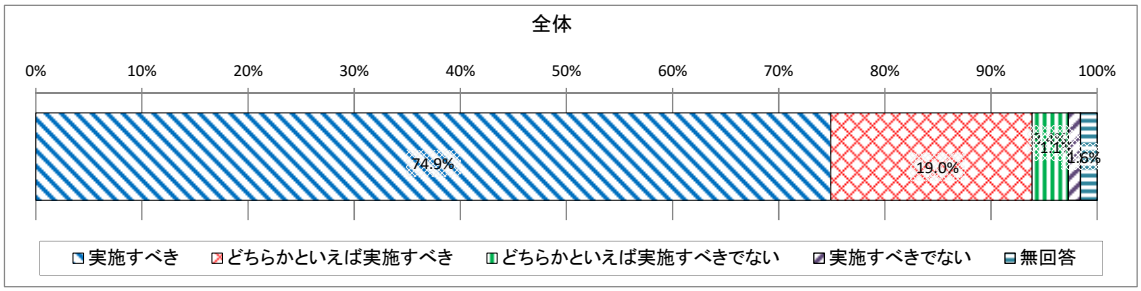

3.基本方針と目標の設定

3.1　基本方針

3.1.1 基本方針の設定

基本方針は、公園立地と公園施設の管理数量の適正化、効率的・効果的な維持管理による施設の長寿命化、および、公園利用者の安全・安心の確保と公園に求められる機能充実を目的としたうえで、実施するものです。

今後の公園施設は、下記の方針を確実に実施し、維持管理の効率化・高度化を目指します。

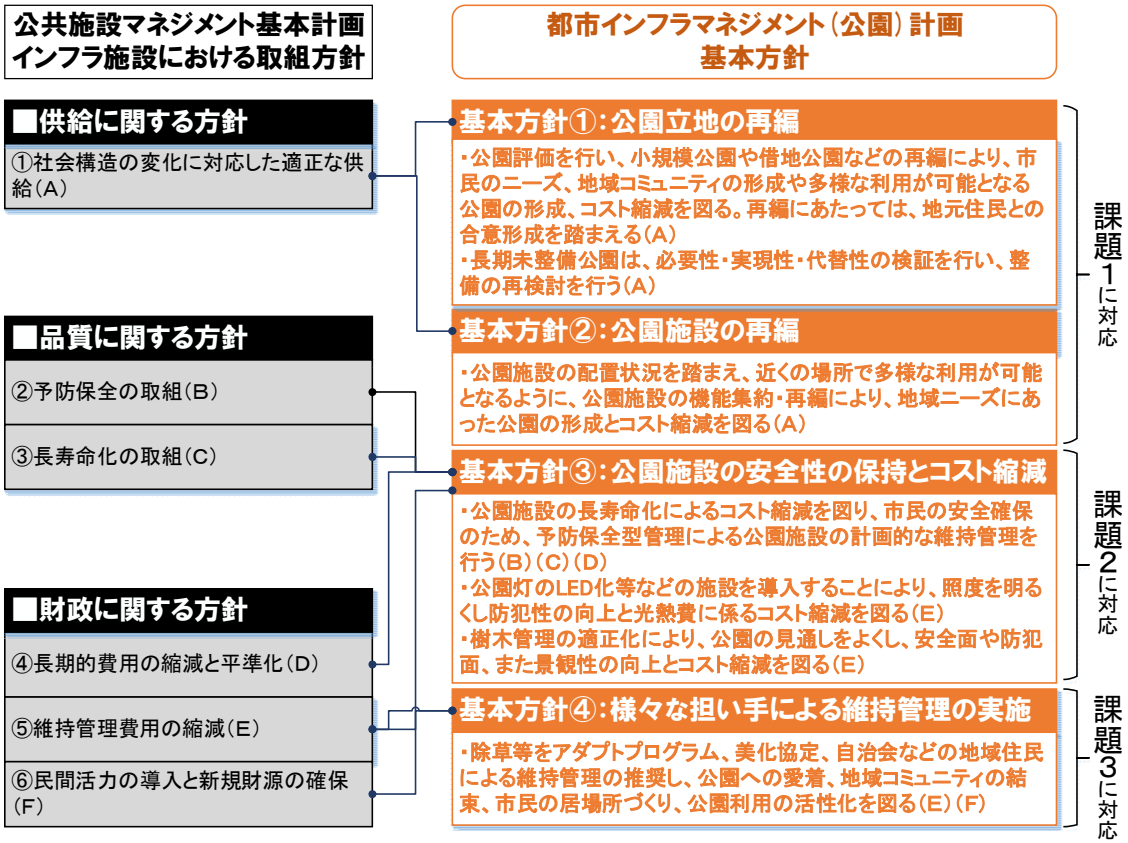

図 3-1　本市における公園のマネジメント基本方針

3.1.2 公園立地および公園施設再編検討フロー

公園立地および公園施設再編についての検討フローを次頁に示します。

まず、公園立地の再編の検討を行います。再編検討の対象外となった公園は、公園施設の長寿命化の対象公園となります。

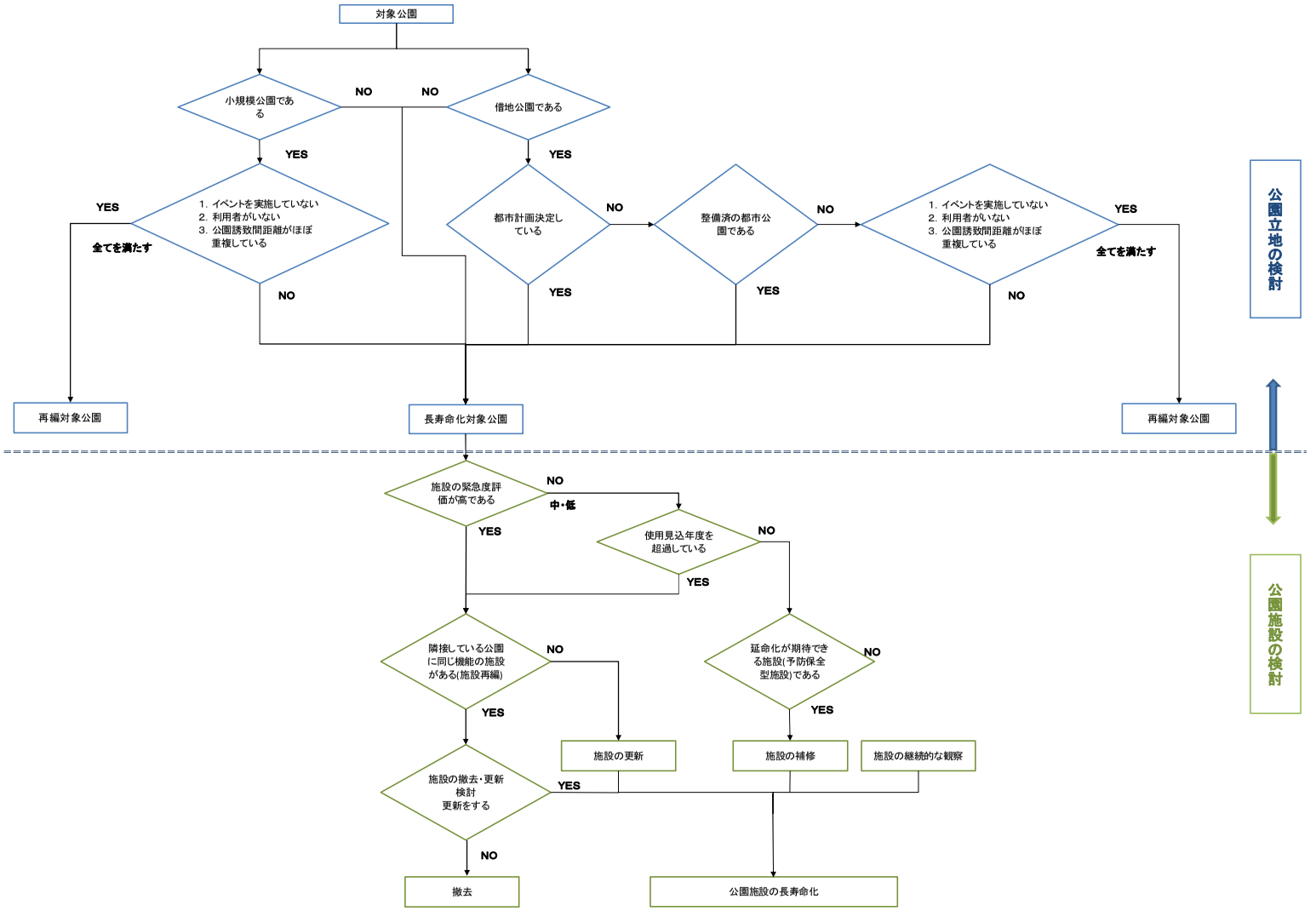

図 3-2　公園立地および公園施設再編検討フロー

3.2 【方針①】公園立地の再編

3.2.1 公園立地の再編

小規模公園の多くは利用者が少なく、施設が限定されていることから公園の機能が不十分であり、管理するために費用をかけても利用されない場合があること、また、借地公園は長期に渡り借地費用がかかります。そこで、公園立地の再編は、小規模公園と借地公園を対象に検討を進めていきます。

公園立地の検討においては、公益上の必要がある場合、代替公園を設置する場合、借地契約の終了する場合に限られるため、再編に当たっては、例えば市内に点在するちびっこ広場(借地公園)や生産緑地[13]などを活用し、近くにある公園の質的向上を図るなど、市民のニーズ、コミュニティの形成、多様な利用が可能となるように総合的な判断を行い、市全体としての公園配置バランスやサービスレベルを維持します。

また、公園の誘致距離[14]、および、公園利用度調査と市民アンケートを実施し、公園の利用状況や利用者ニーズを把握したうえで行うものとします。市民の意向も重視し、公園跡地についても有効に活用できるように検討をしていきます。

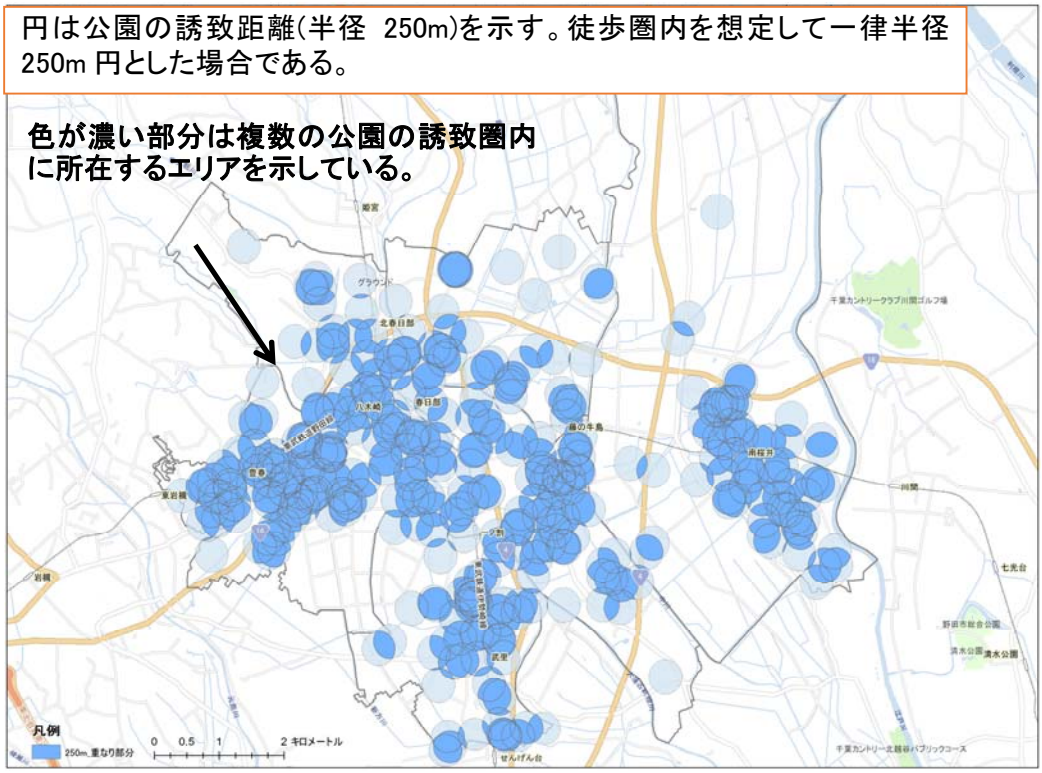

図 3-3 誘致距離のイメージ

[13] 生産緑地・・・生産緑地の所有者は、一定の事由が発生したときは、市長に対し当該生産緑地の買取り申出ができる。

[14] 誘致距離・・・当該公園を利用する人の徒歩圏内の範囲を表す距離。本市での誘致距離は、子供や高齢者に配慮して、街区公園は半径 250m、近隣公園は半径 500m、地区公園は 1km としている。

各公園種別の公園誘致距離の状況を以下に示します。

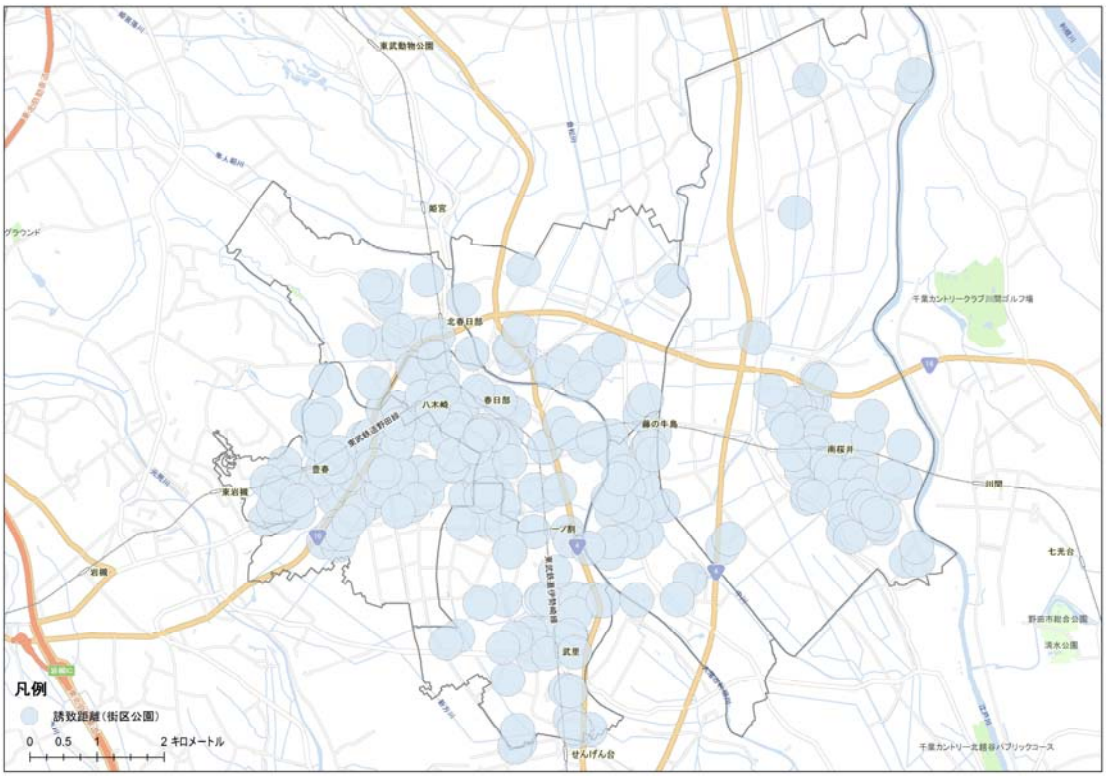

図 3-4　街区公園

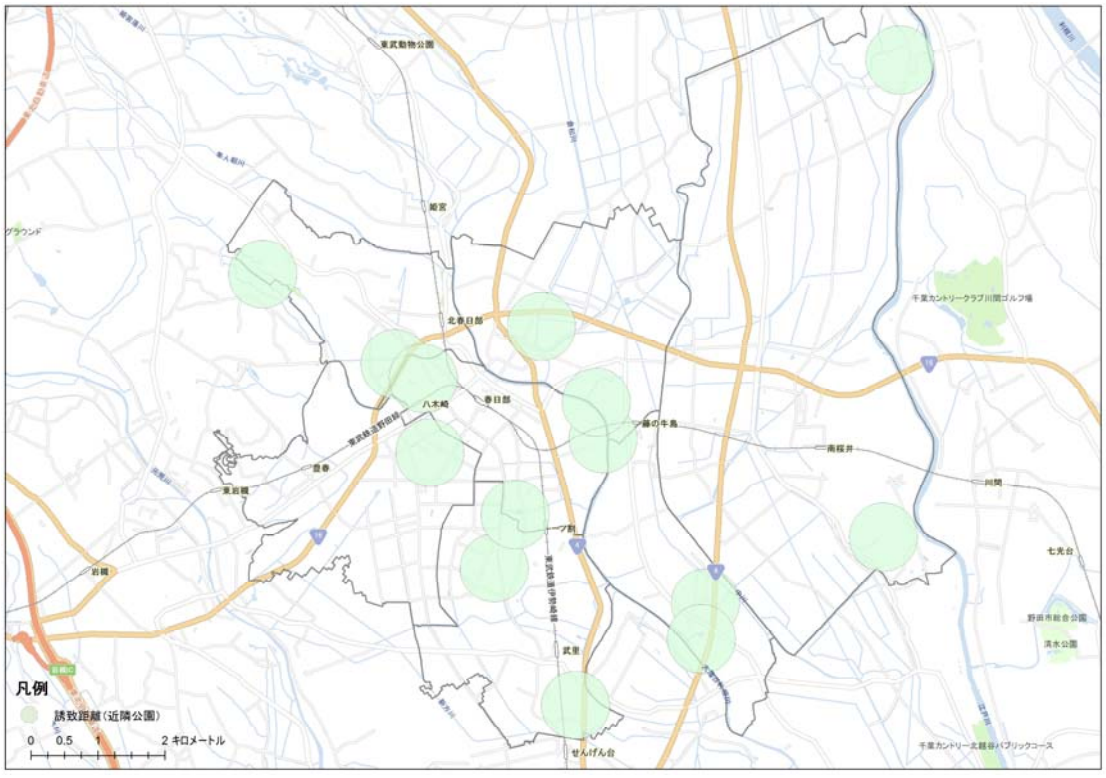

図 3-5　近隣公園

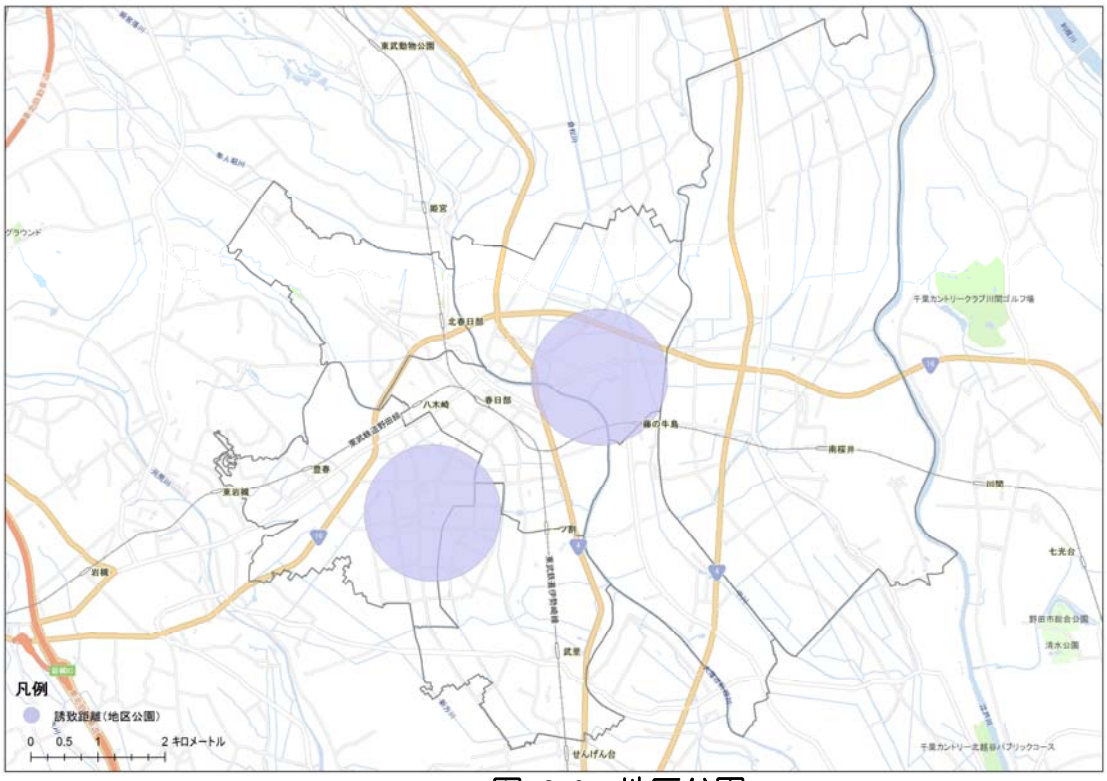

図 3-6　地区公園

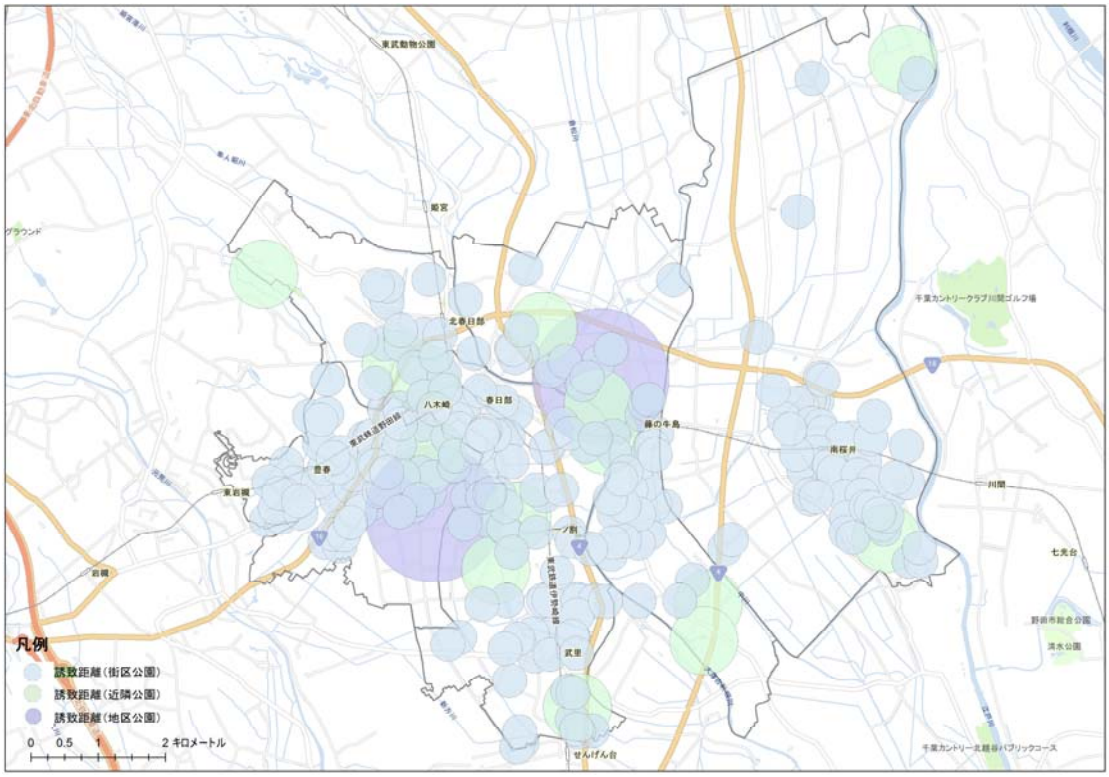

図 3-7　街区公園・近隣公園・地区公園

公園立地再編のイメージのパターンを以下に示します。

【再編イメージ例①】

- 既存公園の施設の機能の向上を図ります。
  - ✓ 広場(公園)の公園への転換

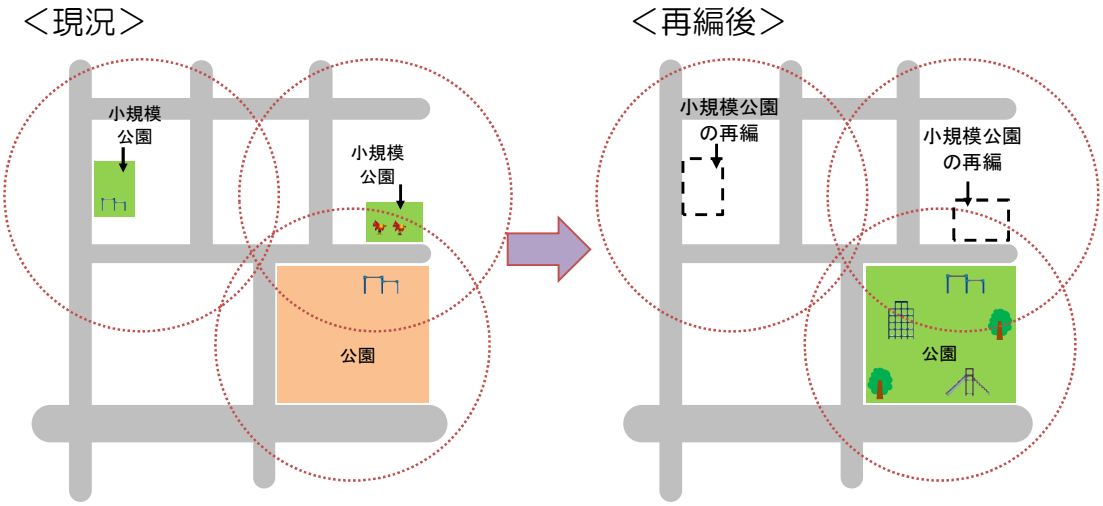

図 3-8　公園立地再編のイメージ(1)

【再編イメージ例②】

- 既存敷地を拡張し公園の充実化を図ります。

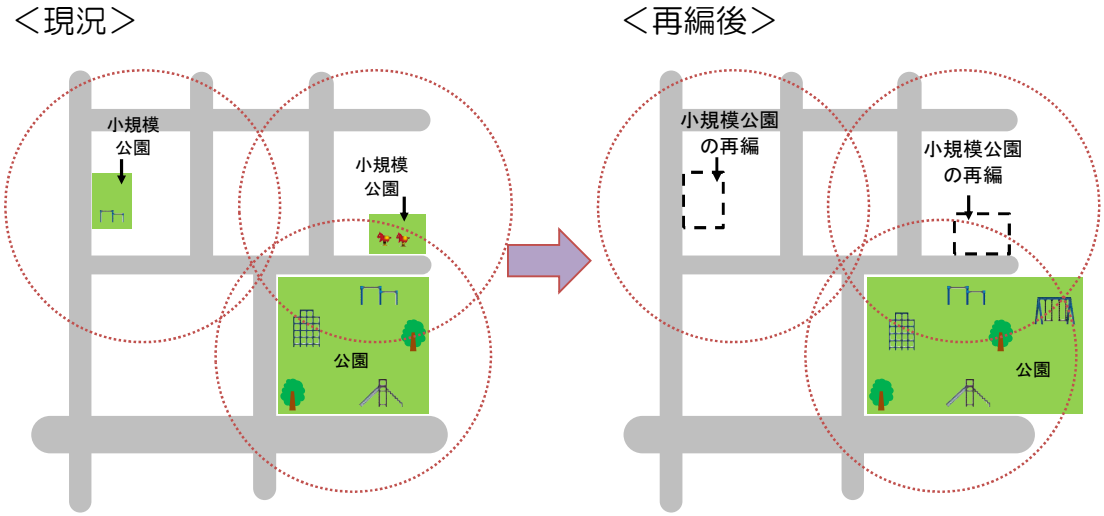

図 3-9　公園立地再編のイメージ(2)

【再編イメージ例③】

- 新たに公園の整備充実化を図ります。
  - ✓ 生産緑地の公園への転換

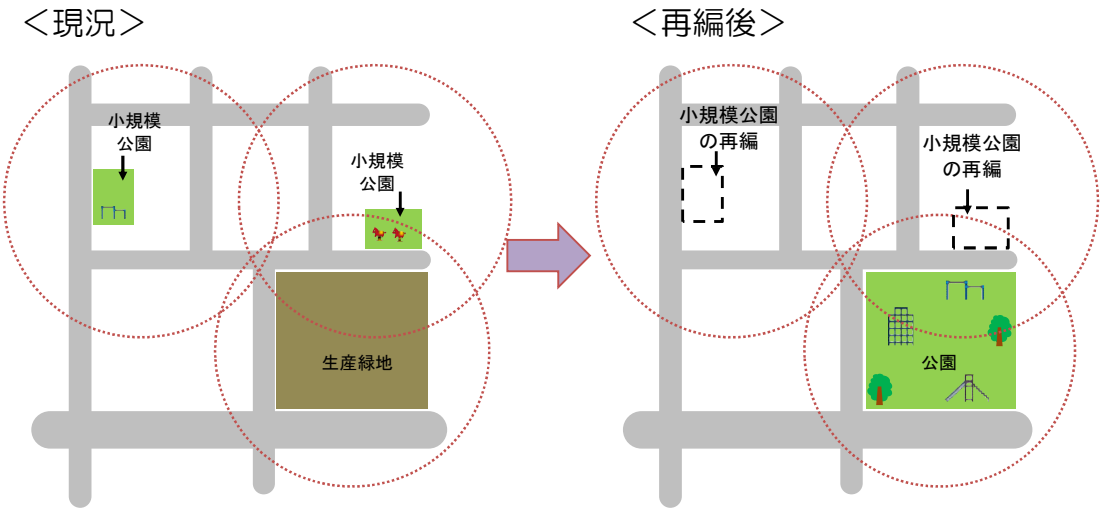

図 3-10　公園立地再編のイメージ(3)

【再編イメージ例④】

- 新たに公園の整備充実化を図ります。

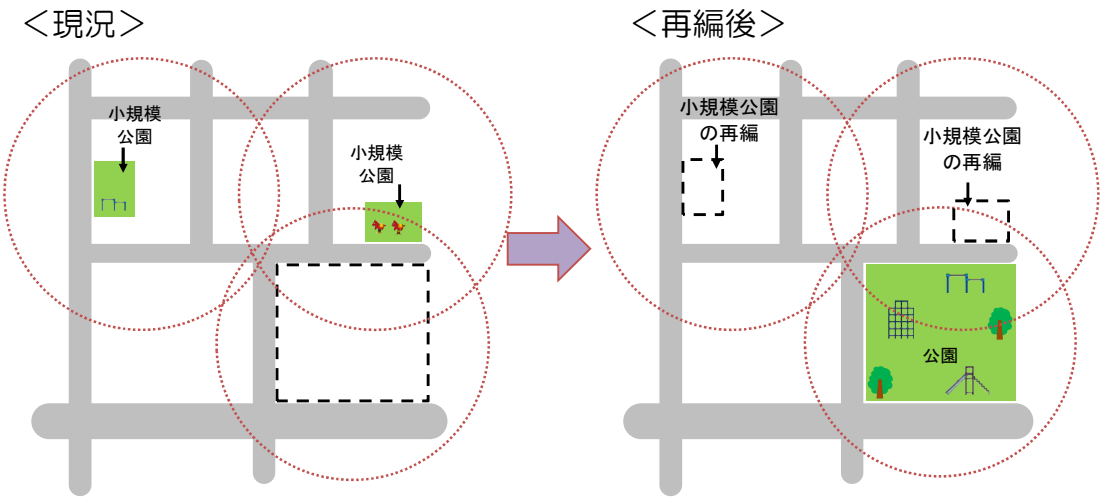

図 3-11　公園立地再編のイメージ(4)

【再編イメージ例⑤】

- 市民のニーズに応じた再編を図ります。
  - ✓ 小規模公園の跡地を農園に転換

＜現況＞　　＜再編後＞

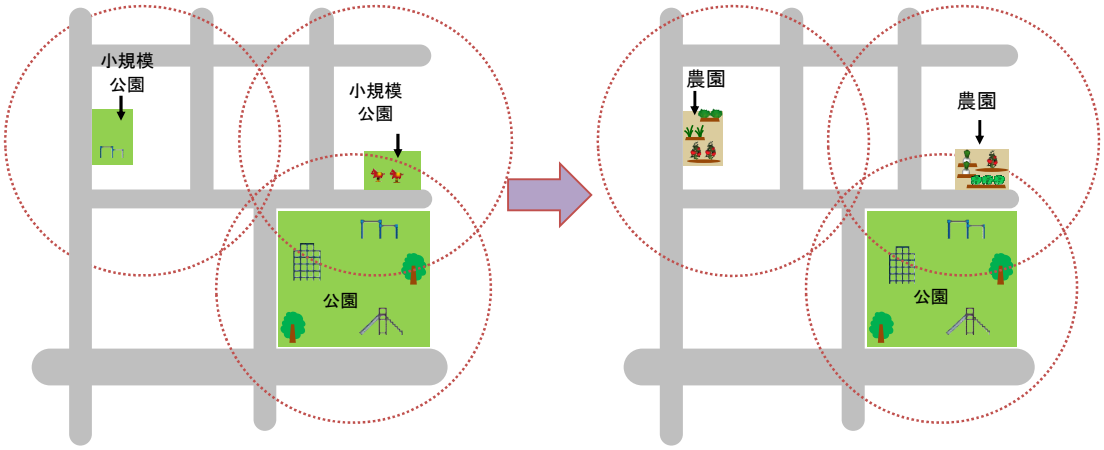

図 3-12　公園立地再編のイメージ(5)

【再編イメージ例⑥】

- 市民のニーズに応じた再編を図ります。
  - ✓ 機能の最小限化、合わせて美化協定等を締結

＜現況＞　　＜再編後＞

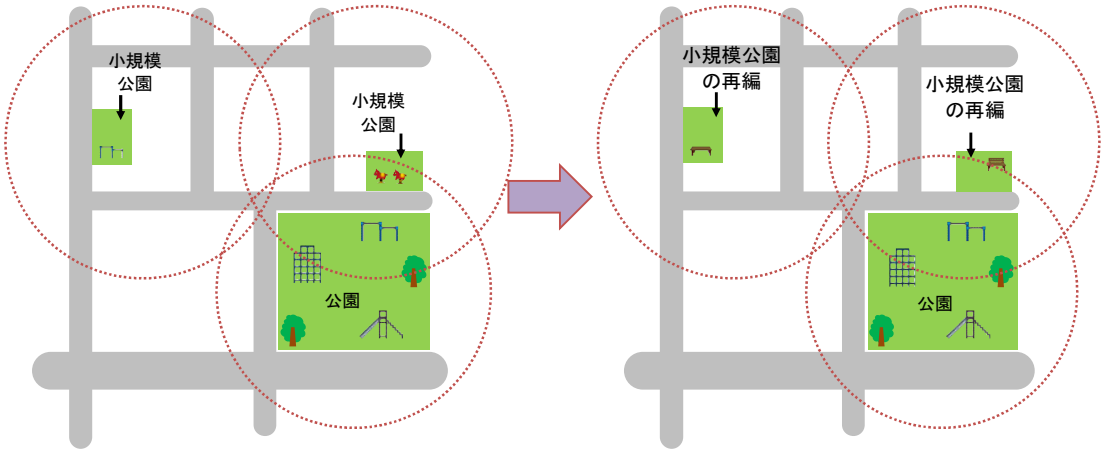

図 3-13　公園立地再編のイメージ(6)

【再編イメージ例⑦】

- 市民のニーズに応じた再編を図ります。
  - ✓ 小規模公園の跡地を芝生に転換

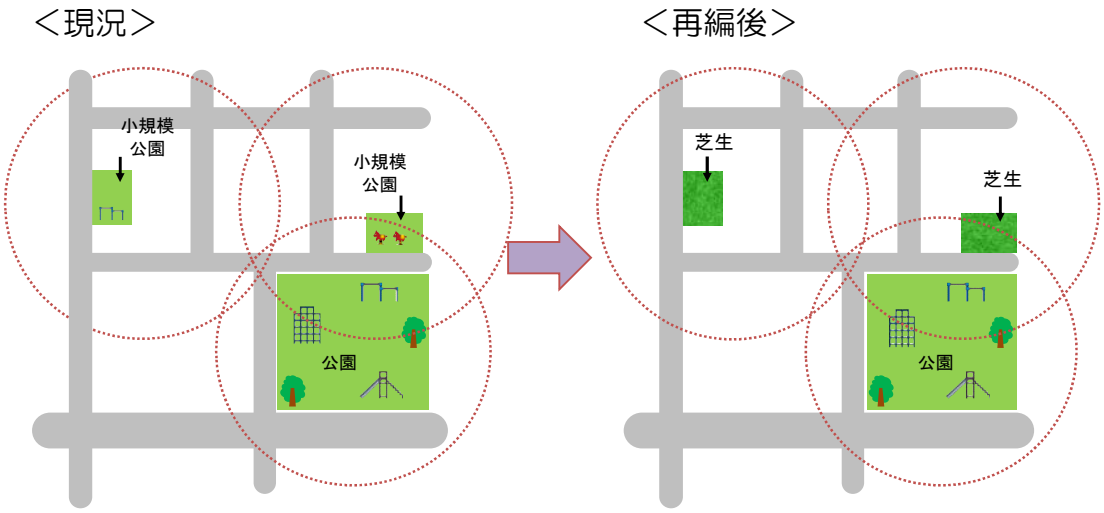

図 3-14　公園立地再編のイメージ(7)

(1) 対象公園の抽出

公園立地再編の対象となる公園は、再編対象公園と再編ができる可能性のある公園とし、小規模公園では 91 公園、借地公園では 19 公園となりました。

表 3-1　小規模公園の再編の方向性区分

区分		公園数	公園面積(m2)
再編対象	○	63	6,290
再編できる可能性はある	△	28	3,264
合計		91	9,554

表 3-2　借地公園の再編の方向性区分

区分		公園数	公園面積(m2)
再編対象	○	4	2,804
再編できる可能性はある	△	15	14,482
再編は困難である	□	10	29,578
公園を継続させる	■	17	73,521
合計		46	120,385

方向性の区分において、「○」は再編対象の公園、「△」は再編出来る可能性のある公園です。

また、借地公園おいては、「□」「■」の評価を追加しています。「□」は、イベントを実施しており再編が困難な公園です。「■」は、整備済等、借地を継続させることが、必要である公園としています。

(2) 対象公園の選定基準・評価

再編対象公園の選定基準を以下に示します。

◆ 対象公園：小規模公園、借地公園

◆ 選定基準

・なお、借地公園においては、借地を継続させる公園は対象外としています。

➢公園利用者の有無

✓ 公園利用度調査の結果から、平日、および、休日に利用者が見られない公園を対象とします。

➢イベントの状況

✓ イベントを実施していない公園を対象とします。イベントを実施している公園での再編は困難です。

➢公園誘致間距離の状況

✓ 公園誘致間距離が少しでも重なっている場合を対象とします。

✓ 誘致距離は、身近な公園を対象とし、250m とします。

再編対象公園の選定基準により、小規模公園と借地公園を評価した結果を次頁以降に示します。

◆ イベントを実施している公園の再編の考え方

イベントを実施している公園については、地域の活性化、愛着があることから、再編の対象外とします。イベントを実施している公園(借地公園)を以下に示します。

表 3-3　公園のイベント件数と借地公園

公園名	借地公園	件数
南四丁目運動広場	○	54
中野運動広場	○	49
谷原第4公園		48
藤塚野口公園		39
銚子口運動広場	○	34
上蛭田ふれあい広場		32
大枝公園		28
八幡公園	○	24
備後運動広場	○	22
上蛭田運動広場	○	20
大枝ふれあい広場		18
一の割公園		17
西宝珠花多目的広場		17
谷中公園		17
大沼第3公園		16
深町公園		15
大凧公園		14
内牧公園	○	12
大枝第2ちびっ子広場	○	11
豊町第1公園		8
元新宿ふれあい広場		7
庄和総合公園	○	6
藤塚第1公園		6
中央町第2公園		5
中央町第4公園		5
梅田本田公園		5
中央町第6公園		4
旧倉松公園		3
四方谷第1公園		3
豊町第2公園		3
川久保公園		2
藤塚三本木公園	○	2
藤塚第12公園		2
備後公園	○	2
備後第2公園		2
ガーデンタウン公園		1
サニータウン内第2遊水池広場		1
宮田記念公園		1
牛島古川公園	○	1
古利根公園橋		1
春日部駅西口南公園		1
松の木団地内遊水池広場		1
大池親水公園		1
大畑第2ちびっ子広場	○	1
東中野公園		1
藤塚ちびっ子広場		1
藤塚第10公園		1
藤塚第3公園		1
備後第1公園		1
武里第2ちびっ子広場		1
豊春第18公園		1
豊春第9公園		1
豊野町第1公園		1
豊野町第2公園		1

表 3-4　小規模公園の評価(1)

○:再編対象
△:再編できる可能性はある

公園数	公園名	公園面積(m2)	公園の供用年数(年)		小規模公園①	イベント②	公園利用度調査による利用人数③			公園間の誘致距離④			再編の方向性	再編の方向性	再編の方向性
			設置年度	経過年数	該当	イベント有	公園利用者数(人)	利用者無	利用者無カウント	0割以上重複している	0割以上重複しているカウント	重複していない		○の個数	△の個数
1	牛島第3公園	101	2009	8	○		0	○	1	○	1		○	1	
2	牛島第4公園	100	2009	8	○		0	○	2	○	2		○	2	
3	八丁目第1公園	29	1997	20	○		0	○	3	○	3		○	3	
4	八丁目第2公園	59	1997	20	○		0	○	4	○	4		○	4	
5	樋籠第1公園	126	1985	32	○		2			○	5		△		1
6	樋籠第2公園	125	1985	32	○		0	○	5	○	6		○	5	
7	牛島第1緑地	55	1999	18	○		0	○	6	○	7		○	6	
8	牛島第5緑地	8	1987	30	○		0	○	7	○	8		○	7	
9	牛島第5公園	134	1992	25	○		0	○	8	○	9		○	8	
10	小渕第2公園	141	1996	21	○		9			○	10		△		2
11	小渕ちびっ子広場	118	1994	23	○		11			○	11		△		3
12	樋籠第4公園	101	1997	20	○		0	○	9	○	12		○	9	
13	牛島第6公園	120	1998	19	○		0	○	10	○	13		○	10	
14	グリーンホーム地蔵公園	139	1971	46	○		0	○	11	○	14		○	11	
15	米島吉岡公園	136	1987	30	○		0	○	12	○	15		○	12	
16	東映団地暫定公園	109	1989	28	○		0	○	13	○	16		○	13	
17	松永住宅公園	110	1998	19	○		0	○	14	○	17		○	14	
18	大袋公園	129	1998	19	○		0	○	15	○	18		○	15	
19	米島第1公園	100	2005	12	○		0	○	16	○	19		○	16	
20	米島第2公園	131	2005	12	○		9			○	20		△		4
21	東中野吉岡第3公園	127	2008	9	○		0	○	17	○	21		○	17	
22	東中野榎台公園	138	2009	8	○		9			○	22		△		5
23	東中野駿河公園	112	2009	8	○		0	○	18	○	23		○	18	
24	米崎第1公園	108	2010	7	○		0	○	19	○	24		○	19	
25	東中野房田公園	130	2011	6	○		3			○	25		△		6
26	西金野井愛宕公園	150	2012	5	○		2			○	26		△		7
27	東中野南台公園	146	2012	5	○		8			○	27		△		8
28	谷頭なかよし公園	97	1990	27	○		1			○	28		△		9
29	藤米線ポケットパーク⑥	122	2012	5	○		3			○	29		△		10
30	藤米線ポケットパーク⑧	86	2012	5	○		0	○	20	○	30		○	20	
31	藤米線ポケットパーク⑦	47	2012	5	○		0	○	21	○	31		○	21	
32	上豊川緑地	138	1993	24	○		0	○	22	○	32		○	22	
33	小渕第1緑地	72	1989	28	○		0	○	23	○	33		○	23	
34	小渕第2緑地	6	1989	28	○		0	○	24	○	34		○	24	
35	梅田第2公園	100	1992	25	○		0	○	25	○	35		○	25	
36	小渕第3緑地	6	1989	28	○		0	○	26	○	36		○	26	
37	八木崎第2公園	141	1983	34	○		0	○	27	○	37		○	27	
38	粕壁東第1公園	100	1983	34	○		2			○	38		△		11
39	粕壁東第2公園	101	1983	34	○		0	○	28	○	39		○	28	
40	緑町第1公園	103	1983	34	○		0	○	29	○	40		○	29	
41	南町第1公園	51	1983	34	○		0	○	30	○	41		○	30	
42	八木崎第3公園	101	2001	16	○		6			○	42		△		12
43	南二丁目第1公園	142	2000	17	○		0	○	31	○	43		○	31	
44	緑町第3公園	148	1996	21	○		0	○	32	○	44		○	32	
45	緑町第4公園	104	1996	21	○		0	○	33	○	45		○	33	
46	中央町第10公園	100	1992	25	○		1			○	46		△		13
47	中央町第8公園	103	1983	34	○		10			○	47		△		14
48	中央町第9公園	77	1984	33	○		4			○	48		△		15
49	東西ふれあい通り西口第3公園	62	2009	8	○		0	○	34	○	49		○	34	
50	会之掘川ふれあい広場	85	2009	8	○		2			○	50		△		16
51	備後第3公園	126	1983	34	○		0	○	35	○	51		○	35	
52	備後第4公園	103	1983	34	○		0	○	36	○	52		○	36	
53	備後第5公園	111	1983	34	○		0	○	37	○	53		○	37	
54	備後第6公園	100	1983	34	○		1			○	54		△		17
55	備後第7公園	69	1983	34	○		2			○	55		△		18
56	武里第2公園	85	1983	34	○		0	○	38	○	56		○	38	
57	武里第3公園	90	1983	34	○		0	○	39	○	57		○	39	
58	武里第4公園	100	1983	34	○		2			○	58		△		19
59	武里第5公園	104	1983	34	○		14			○	59		△		20
60	武里第7公園	99	1983	34	○		0	○	40	○	60		○	40	
61	武里第8公園	100	1983	34	○		0	○	41	○	61		○	41	
62	武里第11公園	100	1985	32	○		0	○	42	○	62		○	42	
63	備後第8公園	99	1993	24	○		0	○	43	○	63		○	43	
64	武里第12公園	126	1993	24	○		6			○	64		△		21
65	武里第3ちびっ子広場	100	1986	31	○		0	○	44	○	65		○	44	

表 3-5　小規模公園の評価(2)

公園数	公園名	公園面積(m2)	公園の供用年数(年)		小規模公園①	イベント②	公園利用度調査による利用人数③			公園間の誘致距離④			再編の方向性	再編の方向性	再編の方向性
			設置年度	経過年数	該当	イベント有	公園利用者数(人)	利用者無	利用者無カウント	0割以上重複している	0割以上重複しているカウント	重複していない		○の個数	△の個数
66	武里第13公園	125	2001	16	○		0	○	45	○	66		○	45	
67	備後第9公園	145	2009	8	○		0	○	46	○	67		○	46	
68	一ノ割三丁目公園	110	2008	9	○		0	○	47	○	68		○	47	
69	武里中野北公園	120	2014	3	○		0	○	48	○	69		○	48	
70	豊春第11公園	102	1983	34	○		1			○	70		△		22
71	豊春第12公園	131	1983	34	○		1			○	71		△		23
72	豊春第13公園	100	1983	34	○		2			○	72		△		24
73	豊春第15公園	104	1984	33	○		0	○	49	○	73		○	49	
74	豊春第17公園	101	2009	8	○		0	○	50	○	74		○	50	
75	豊春第19公園	119	2009	8	○		0	○	51	○	75		○	51	
76	豊春第21公園	120	2009	8	○		0	○	52	○	76		○	52	
77	豊春第22公園	96	2009	8	○		0	○	53	○	77		○	53	
78	南中曽根第1公園	148	1983	34	○		4			○	78		△		25
79	豊春第28公園	103	1997	20	○		0	○	54	○	79		○	54	
80	豊春第30公園	134	1999	18	○		0	○	55	○	80		○	55	
81	豊町第5公園	143	1994	23	○		5			○	81		△		26
82	新方袋第1公園	100	1983	34	○		0	○	56	○	82		○	56	
83	大沼第8公園	144	1985	32	○		7			○	83		△		27
84	藤塚第8公園	101	1983	34	○		0	○	57	○	84		○	57	
85	藤塚第15公園	75	2009	8	○		0	○	58	○	85		○	58	
86	藤塚第16公園	148	1992	25	○		0	○	59	○	86		○	59	
87	藤塚文化村緑地	23	1981	36	○		0	○	60	○	87		○	60	
88	八木崎第1緑地	107	2000	17	○		0	○	61	○	88		○	61	
89	八木崎第3緑地	132	2000	17	○		1			○	89		△		28
90	東中野駿河第3公園	117	2016	1	○		0	○	62	○	90		○	62	
91	東中野南台第2公園	120	2016	1	○		0	○	63	○	91		○	63	
	合計(91公園)	2,968													
	合計(63公園)	6,290													

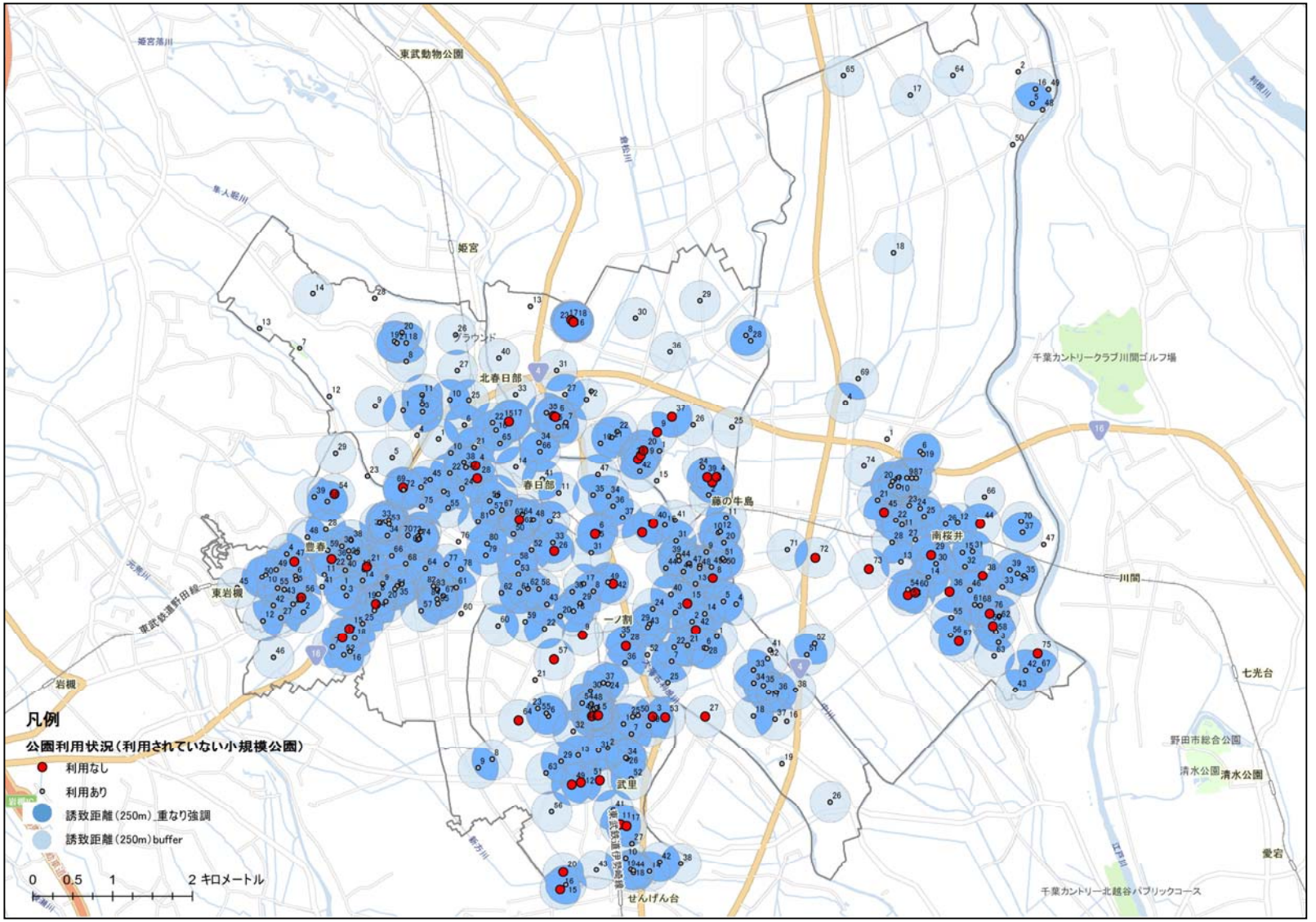

図 3-15　利用されていない小規模公園

表 3-6　借地公園の評価

公園数	公園名	公園面積(m2)	借地面積(m2)	都市計画区域	広場	未整備公園	都市計画決定公園	公園の供用年数(年)		借地公園①	イベントの有無②	公園利用度調査による利用人数③		公園間の誘致距離④		再編の方向性	再編の方向性			
								設置年度	経過年数	該当	イベント有	公園利用者数(人)	利用者無	0割以上重複している	重複していない		○の個数	△の個数	□の個数	■の個数
1	牛島公園	57,000	6,361	調		○	○	1996	21	○		2,599				■				1
2	小渕山下運動広場	3,760	3,760	調	○			1995	22	○		21				□			1	
3	牛島古川公園(第Ⅱ期)	9,549	4,709	調				2004	13	○		34				■				2
4	内牧高野の森	7,143	6,273	調				1998	19	○		10			○	■				3
5	新川ちびっ子広場	322	93	調	○			1991	26	○			○	○		○	1			
6	樋瀬ちびっ子広場	563	563	調	○			1991	26	○		4		○		△		1		
7	向島ちびっ子広場	1,286	1,286	調	○			1986	31	○		2		○		△		2		
8	不動院野ちびっ子広場	1,190	688	調	○			1991	26	○			○		○	□			2	
9	小渕前田ちびっ子広場	322	322	市	○			1996	21	○		15		○		△		3		
10	八丁目ちびっ子広場	693	693	市	○			1996	21	○		5		○		△		4		
11	八丁目第3ちびっ子広場	953	953	市	○			1986	31	○		38		○		△		5		
12	牛島古川公園	7,722	1,993	調				1994	23	○	○	134		○		■				4
13	庄和総合公園	149,000	1,425	調		○	○	2003	14	○	○	4,837				■				5
14	駅前トントン公園	698	698	市				2009	8	○		5		○		△		6		
15	犬塚・谷頭わんぱく公園	661	661	市				2009	8	○		34		○		△		7		
16	内牧公園	114,000	8,993	調		○	○	2000	17	○	○	2,431				■				6
17	内牧黒沼公園	14,143	12,593	調				1998	19	○		52				■				7
18	八幡公園	26,000	14,519	市			○	1992	25	○	○	136				■				8
19	南四丁目ちびっ子広場	1,256	1,257	市	○			1991	26	○		19		○		△		8		
20	南四丁目運動広場	5,044	5,044	市	○			1991	26	○	○	88				□			3	
21	南二丁目ちびっ子広場	2,158	1,934	市	○			1996	21	○		16		○		■				9
22	粕壁三丁目広場	537	101	市	○			2007	10	○			○	○		○	2			
23	一ノ割上根公園	4,064	1,307	市				1999	18	○		29		○		■				10
24	中野運動広場	5,311	5,311	調	○			1997	20	○	○	139				□			4	
25	備後公園	1,865	1,856	市				2000	17	○	○	68		○		■				11
26	備後須賀第1ちびっ子広場	980	978	市	○			1985	32	○		9		○		△		9		
27	備後須賀第2ちびっ子広場	1,032	1,032	市	○			2001	16	○		25		○		△		10		
28	備後宮田ちびっ子広場	1,982	1,982	市	○			2003	14	○		8		○		△		11		
29	備後宮田第2ちびっ子広場	1,009	1,009	市	○			1991	26	○		17		○		△		12		
30	正善ちびっ子広場	280	280	市	○			2002	15	○			○	○		○	3			
31	大畑第2ちびっ子広場	1,376	804	市	○			2003	14	○	○	2		○		□			5	
32	大枝第2ちびっ子広場	977	978	市	○			1991	26	○	○	8		○		□			6	
33	備後運動広場	2,783	464	市	○			2007	10	○	○	83				□			7	
34	備後西ちびっ子広場	842	842	市	○			2004	13	○		4		○		△		13		
35	上蛭田運動広場	3,814	3,814	市	○			1986	31	○	○	118				□			8	
36	下蛭田下道公園	1,877	1,903	市				1996	21	○		21		○		■				12
37	上蛭田公園	924	924	市		○		1993	24	○		6		○		△		14		
38	増戸ちびっ子広場	1,282	1,282	調	○			1991	26	○		11		○		△		15		
39	藤塚三本木緑地	3,811	2,742	市			○	1995	22	○		22		○		■				13
40	藤塚根郷下公園	1,423	750	市			○	1997	20	○		35		○		■				14
41	藤塚公園	3,550	2,330	市		○		2004	13	○			○	○		○	4			
42	藤塚緑道(上流部)	1,509	1,223	市				2000	17	○		107		○		■				15
43	赤沼ちびっ子広場	2,947	2,627	調	○			2004	13	○		15			○	□			9	
44	藤塚三本木公園	5,325	2,886	調				1997	20	○	○	37		○		■				16
45	銚子口運動広場	6,719	6,088	調	○			1999	18	○	○	168				□			10	
46	藤塚緑道(下流部)	6,046	2,055	調				2016	1	○		34		○		■				17

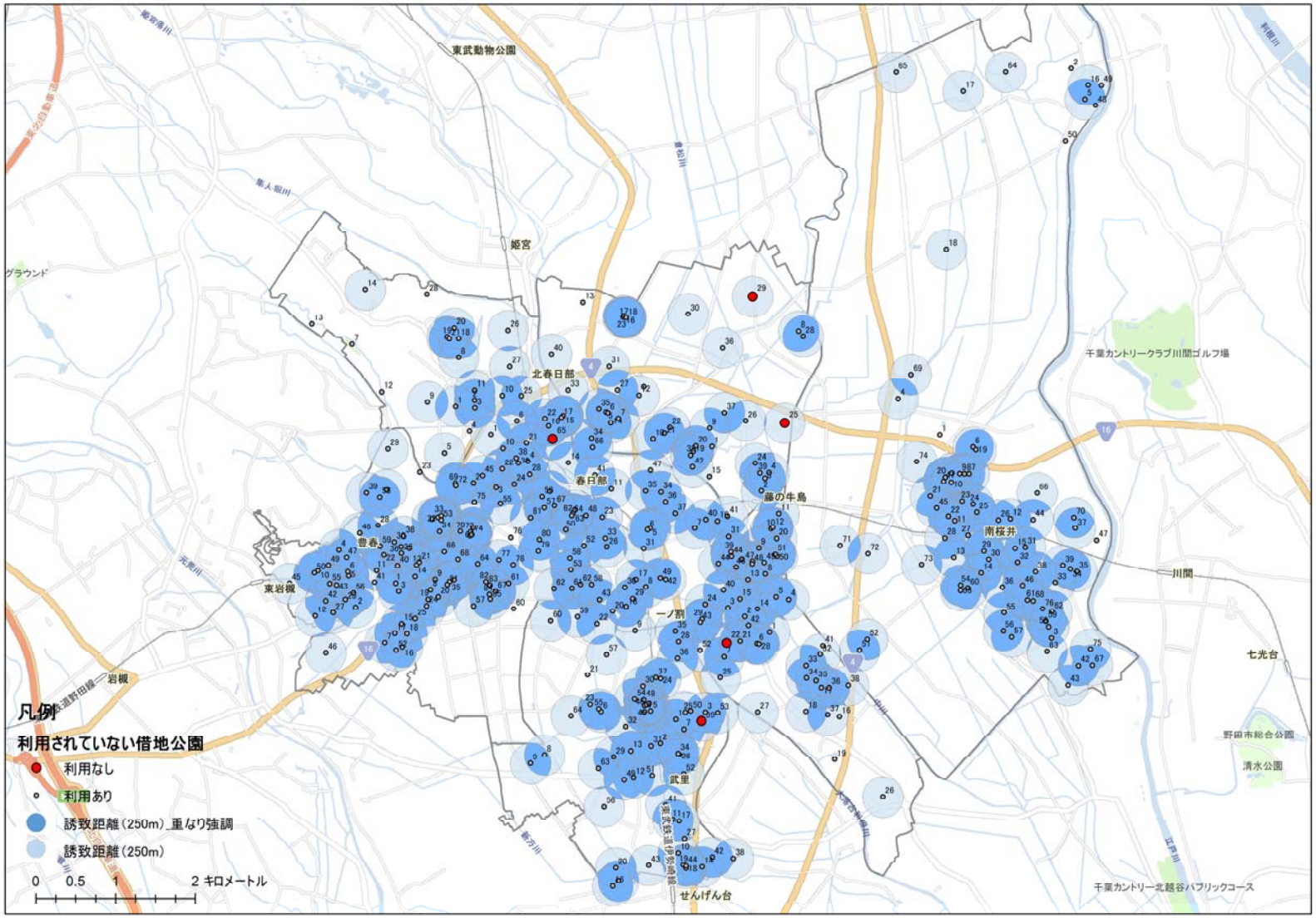

図 3-16　利用されていない借地公園

◆ 借地公園の区分

借地公園の区分は、表 3-7 のとおりで、①~③を踏まえて継続するかどうかの検討を行いました。全体では、再編可能な借地公園(借地を継続させる公園以外)は、29 公園(46 公園-17 公園(④))となっています。

表 3-7　借地公園の区分

No.	公園名	①都市計画公園	②都市公園	③まちづくり上必要な公園(地区計画)	④継続させる公園
1	牛島公園	○	○		○
2	小渕山下運動広場				
3	牛島古川公園(第Ⅱ期)		○		○
4	内牧高野の森		○		○
5	新川ちびっ子広場				
6	樋籠ちびっ子広場				
7	向島ちびっ子広場				
8	不動院野ちびっ子広場				
9	小渕前田ちびっ子広場				
10	八丁目ちびっ子広場				
11	八丁目第3ちびっ子広場				
12	牛島古川公園		○		○
13	庄和総合公園	○	○		○
14	駅前トントン公園				
15	犬塚・谷頭わんぱく公園				
16	内牧公園	○	○		○
17	内牧黒沼公園			○	○
18	八幡公園	○	○		○
19	南四丁目ちびっ子広場				
20	南四丁目運動広場				
21	南二丁目ちびっ子広場			○	○
22	粕壁三丁目広場				
23	一ノ割上根公園		○		○
24	中野運動広場				
25	備後公園		○		○
26	備後須賀第1ちびっ子広場				
27	備後須賀第2ちびっ子広場				
28	備後宮田ちびっ子広場				
29	備後宮田第2ちびっ子広場				
30	正善ちびっ子広場				
31	大畑第2ちびっ子広場				
32	大枝第2ちびっ子広場				
33	備後運動広場				
34	備後西ちびっ子広場				
35	上蛭田運動広場				
36	下蛭田下道公園		○		○
37	上蛭田公園				
38	増戸ちびっ子広場				
39	藤塚三本木緑地	○	○		○
40	藤塚根郷下公園	○	○		○
41	藤塚公園				
42	藤塚緑道(上流部)			○	○
43	赤沼ちびっ子広場				
44	藤塚三本木公園			○	○
45	銚子口運動広場				
46	藤塚緑道(下流部)			○	○
合計		6	12	5	17

(3) 対象公園の検討

1) 小規模公園

再編対象と再編できる可能性のある公園を対象として、シナリオを設定しコスト縮減額を算定しました。

◆ 前提条件

- 小規模公園において、再編対象と再編できる可能性のある（91 公園）を対象とします。
- 再編開始は 5 年後からとします。

表 3-8　小規模公園の検討シナリオ

シナリオ	内容	再編面積合計（m2）
ケース1	再編しない場合	0.0
ケース2	再編した場合	9,554.0

◆ 試算結果

- 試算をした結果、ケース 2 において、コスト縮減効果が期待できます。

表 3-9　コスト縮減額の試算

評価期間30年

	試算額（円）	コスト縮減額(円)（ケース1に対する削減額）	コスト縮減率（%）	単年度当たりコスト縮減額（円）
ケース1	80,253,600	ー	ー	ー
ケース2	80,096,040	157,560	0.2	5,252

2) 借地公園

再編対象と再編できる可能性のある公園を対象として、シナリオを設定しコスト縮減額を算定しました。

◆ 前提条件

- 借地公園において、再編対象と再編できる可能性のある公園（19 公園）を対象とします。
- 公園に要する費用として、ケース 2 では借地料と公園撤去費を考慮します。
- 対象は借地面積とします(公園面積ではない)。
- 借地料は、年間 53 百万円（2016 年度実績）とします。

表 3-10　借地公園の検討シナリオ

シナリオ	内容	再編面積合計（m2）
ケース1	返却しない場合	0.0
ケース2	返却する場合	17,285.6

◆ 試算結果

- 試算をした結果、ケース 2 において、コスト縮減効果が期待できます。

表 3-11　コスト縮減額の試算

評価期間30年

	試算額（円）	コスト縮減額(円)（ケース1に対する削減額）	コスト縮減率（%）	単年度当たりコスト縮減額（円）
ケース1	1,596,303,509	―	―	―
ケース2	1,497,666,242	98,637,267	6.2	3,287,909

(4) 公園立地再編の評価

公園立地再編をするに当たり、公園立地の評価設定を行いました。公園立地の評価は、小規模公園、借地公園でそれぞれ設定を行いました。

1) 小規模公園の評価指標

小規模公園について、表 3-12 の指標を基に、利用人数の少なさ、イベント実施の有無、要望件数、維持管理費の観点から、評価を行い、グループ分けを行いました。

表 3-12　小規模公園再編の評価指標

評価基準	具体の評価基準
利用に関する指標	◆公園利用度調査による利用人数 ◆イベントの実施有無
維持管理に関する指標	◆要望件数(2015・2016 年度) ◆維持管理費

i) 利用に関する指標

利用に関する指標は、公園利用度調査による利用人数およびイベントの有無としました。

表 3-13　公園利用度調査による利用人数の評価

ランク	定義
3	公園の利用人数が「0人」の公園
2	公園の利用人数が「1人～10 人」の公園
1	公園の利用人数が「11 人～30 人」の公園
0	公園の利用人数が「31 人～5,000 人」の公園

表 3-14　イベントの実施有無の評価

ランク	定義
3	イベントが実施されていない公園
0	イベントが実施されている公園

ii) 維持管理に関する指標

維持管理に関する指標は、要望件数と維持管理費としました。

表 3-15　要望件数の評価

ランク	定義
3	要望件数の合計が「7件～49 件」の公園
2	要望件数の合計が「3件～6件」の公園
1	要望件数の合計が「1件～2件」の公園
0	要望件数の合計が「0件」の公園

表 3-16　維持管理費の評価

ランク	定義
3	維持管理費が「1,000,001 円～　」の公園
2	維持管理費が「200,001 円～1,000,000 円」の公園
1	維持管理費が「1 円～200,000 円」の公園
0	維持管理費が「0円」の公園

iii) 小規模公園のグループ分け

小規模公園のグループ分けした結果を次頁に示します。

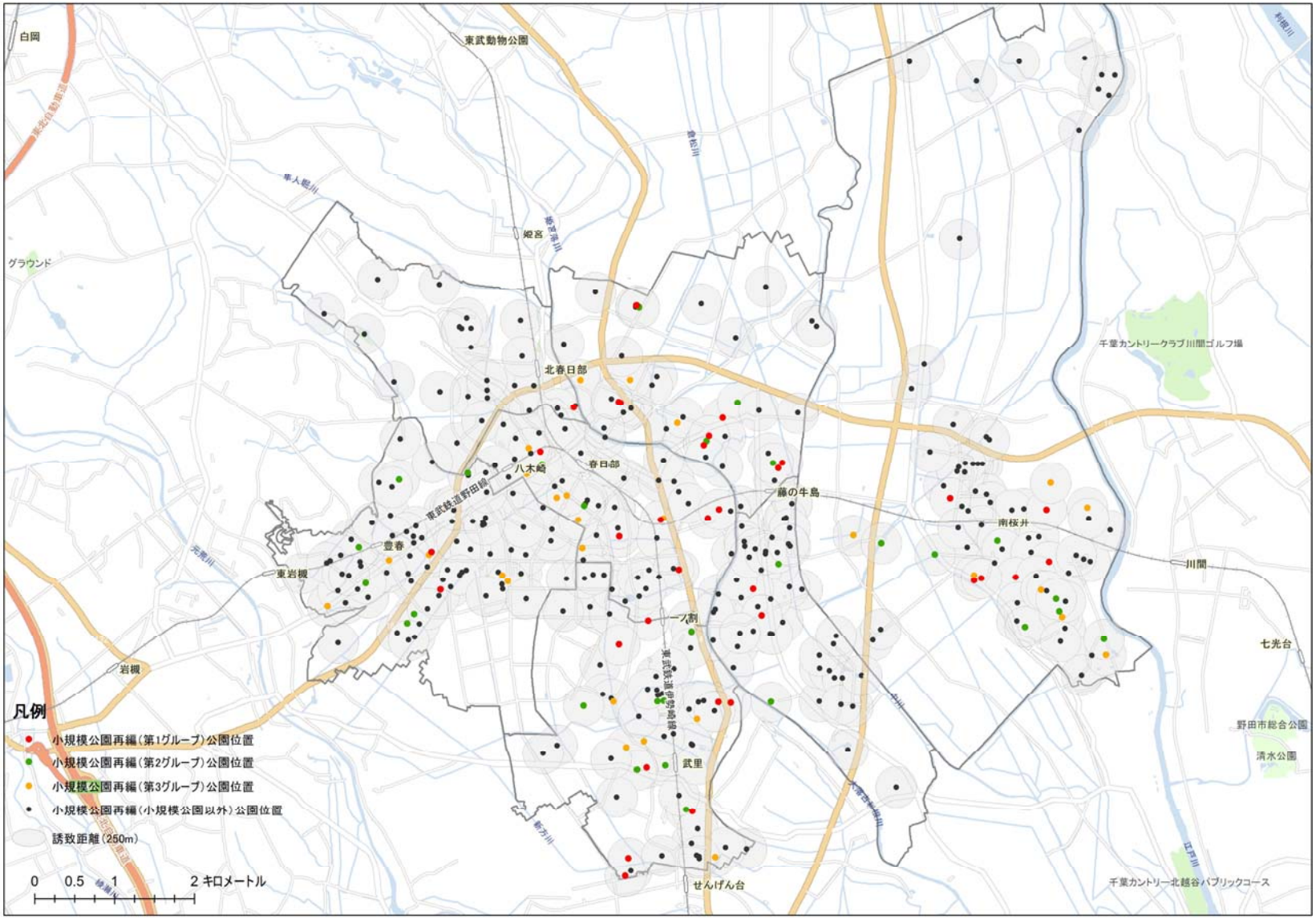

図 3-17　小規模公園のグループ分け

2) 借地公園

借地公園について、表 3-17 の指標を基に、利用人数の少なさ、イベント実施の有無、借地料、要望件数、維持管理費の観点から、評価を行い、グループ分けを行いました。

表 3-17　借地公園再編の評価指標

評価基準	具体の評価基準
利用に関する指標	◆公園利用度調査による利用人数 ◆イベントの実施有無
借地公園の関する指標	◆借地料
維持管理に関する指標	◆要望件数(2015・2016 年度) ◆維持管理費

i) 利用に関する指標

利用に関する指標は、公園利用度調査による利用人数およびイベントの有無としました。

表 3-18　公園利用度調査による利用人数の評価

ランク	定義
3	公園の利用人数が「0人」の公園
2	公園の利用人数が「1人～10 人」の公園
1	公園の利用人数が「11 人～30 人」の公園
0	公園の利用人数が「31 人～5,000 人」の公園

表 3-19　イベントの実施有無の評価

ランク	定義
3	イベントが実施されていない公園
0	イベントが実施されている公園

ii) 借地公園に関する指標

借地公園に関する指標は、借地料としました。

表 3-20　借地料の評価

ランク	定義
3	借地料が「1,000,001 円～」の公園
2	借地料が「500,001 円～1,000,000 円」の公園
1	借地料が「1円～500,000 円」の公園
0	借地料が「0円」の公園

iii) 維持管理に関する指標

維持管理に関する指標は、要望件数と維持管理費としました。

表 3-21　要望件数の評価

ランク	定義
3	要望件数の合計が「7件～49 件」の公園
2	要望件数の合計が「3件～6件」の公園
1	要望件数の合計が「1件～2件」の公園
0	要望件数の合計が「0件」の公園

表 3-22　維持管理費の評価

ランク	定義
3	維持管理費が「1,000,001 円～」の公園
2	維持管理費が「200,001 円～1,000,000 円」の公園
1	維持管理費が「1 円～200,000 円」の公園
0	維持管理費が「0円」の公園

iv) 借地公園のグループ分け

借地公園のグループ分けした結果を次頁に示します。

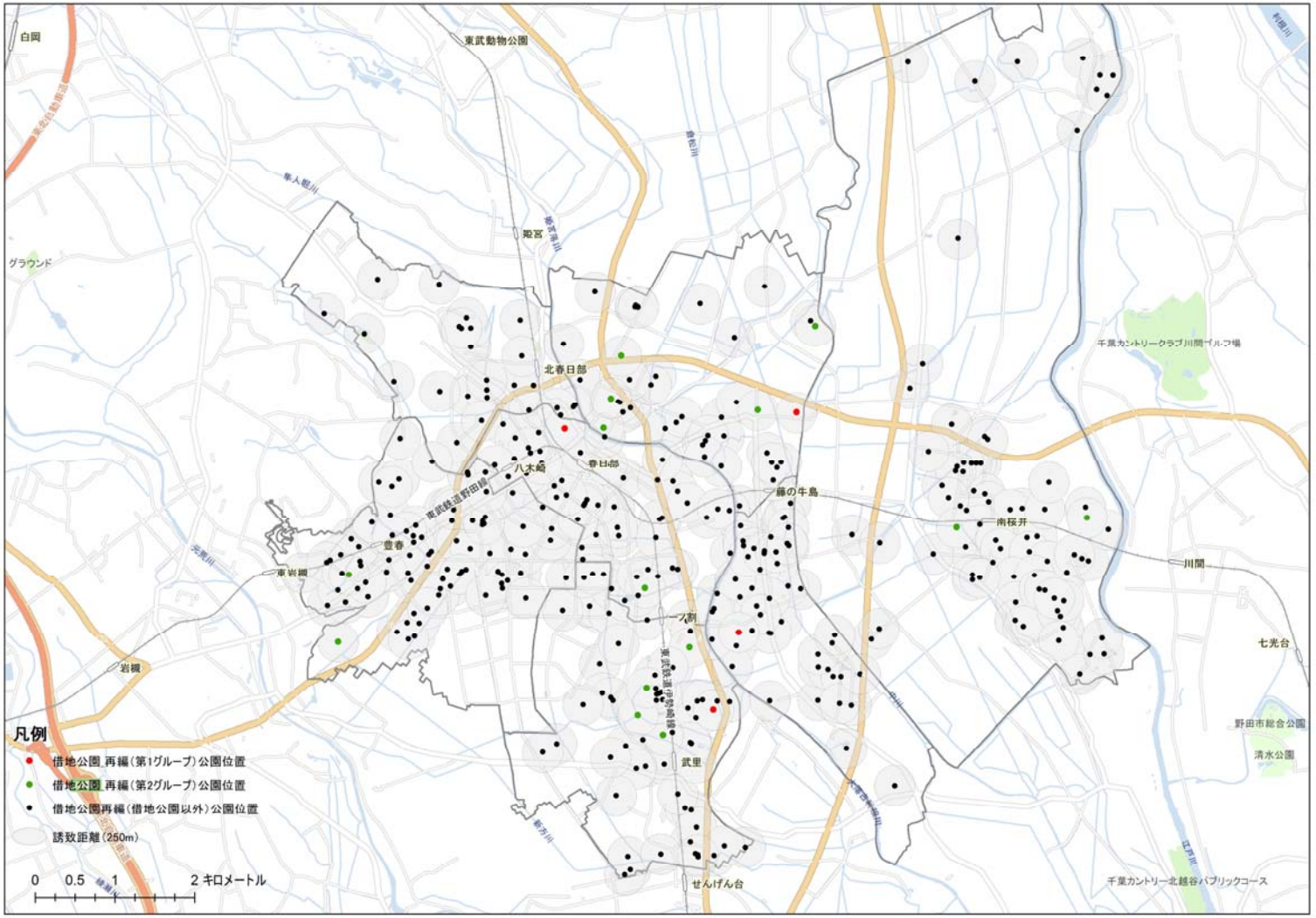

図 3-18　借地公園のグループ分け

(5) 再編による公園面積

公園は、都市公園法の都市公園とそれ以外の公園があり、特に都市公園については、都市公園法第１６条の規定等により、保存する必要があります。

都市公園については、法律や条例により、都市公園の住民１人当たりの敷地面積の標準の規定があり、現状では、標準を下回っていることから、１人当たりの公園面積を現状よりも極力減らさないようにすることが望ましいです。

（都市公園の保存）
第一六条　公園管理者は、次に掲げる場合のほか、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園を廃止してはならない。

一　都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合その他公益上特別の必要がある場合

二　廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合

三　公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該貸借契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合

＜参考資料＞

都市公園法運用指針(第３版)　平成 29 年６月

（参考「公益上特別の必要がある場合」について）

「公益上特別の必要がある場合」とは、その区域を都市公園の用に供しておくよりも、他の施設のために利用することの方が公益上より重要と判断される場合のことである。

その判断に当たっては客観性を確保しつつ慎重に行う必要がある。例えば土地収用法第４条においては、同法又は他の法律によって、土地等を収用し、又は使用することができる事業の用に供している土地等は、特別の必要がなければ収用し、又は使用することができない旨規定しているが、法第１６条で規定する「公益上特別の必要がある場合」においても、少なくとも土地収用法第４条に規定する程度の特別の必要が求められると考えられる。

一方、今後は人口減少等により設置目的を十分果たせなくなる都市公園が発生することも見込まれるため、地方公共団体が、地域の実情に応じ、都市機能の集約化の推進等を図るため、都市公園を廃止することの方が当該都市公園を存続させることよりも公益上より重要であると、客観性を確保しつつ慎重に判断した場合については、「公益上特別の必要がある場合」と解して差し支えない。

なお、都市機能の集約化の推進等を図るため都市公園の廃止を検討する場合には、主として以下の点に留意されたい。

・　人口減少の進行の程度や都市公園の整備状況等は都市によって異なるため、都市公園の統廃合を進める必要がある都市、都市公園の確保をさらに進める必要がある都市など、それぞれの都市の状況に応じた対応が必要であること
・　都市公園の再編による公園面積の増減は判断要素の一つではあるが、再編によって都市公園のストック効果が総合的に高まり、それによって都市機能が向上するか、都市が活性化するかという観点を重視すること
・　立地適正化計画、公共施設等総合管理計画等の都市やエリア全体の方針、計画等に基づき、地域のニーズを踏まえて計画的に行うこと
・　都市公園の全体的な量的整備水準の目標、地域レベルでの配置の目標などを総合的に判断すること

3.2.2 都市計画公園・緑地の見直し

長期にわたり未整備となっている公園は、必要性・実現性・代替性などの検証を行い、整備の再検討を行っていきます。
必要性では、各公園・緑地の機能を整理したうえで、都市計画公園・緑地の必要を検証します。実現性では、上位計画の位置付け、財源及び整備優先度の観点等から検証して、概ね 20 年以内に事業化が見込まれるのか検証します。代替性では、代替え可能な候補地として、空地等の存在、機能面からみた代替え可能施設の存在を検証します。

(1) 見直しの背景

本市における都市計画公園[15]・緑地は、1972 年の当初決定を行い、以降、必要に応じて変更してきました。2017 年 3 月現在、都市計画公園・緑地は、47 か所で面積は約 76.5ha となっています。このうち未整備面積は約 8.2ha となっており、計画決定後長期にわたり整備が行われていない公園も存在します。

今後、未整備面積については、少子高齢化の進行や人口減少などの社会情勢、環境問題や防災意識の高まりなどの市民意識の変化、及び計画決定時と比べ公園周辺の土地利用の状況が変化しているなどの理由を踏まえ、都市計画公園・緑地の見直しが必要となっています。一方で、国土交通省が策定する都市計画運用指針においては、「立地適正化計画を作成した場合においては、おおむね 5 年ごとに施策の実施状況について調査、分析、評価を行うことが望ましく、その結果、必要があれば、立地適正化計画の変更に加えて、関連する都市計画の変更にも結びつけていくことが重要である。」と示されています。

[15] 都市計画公園とは都市計画法第 11 条に規定されている都市施設のことであり、都市計画に都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるもの。

【将来人口と年齢別構成】

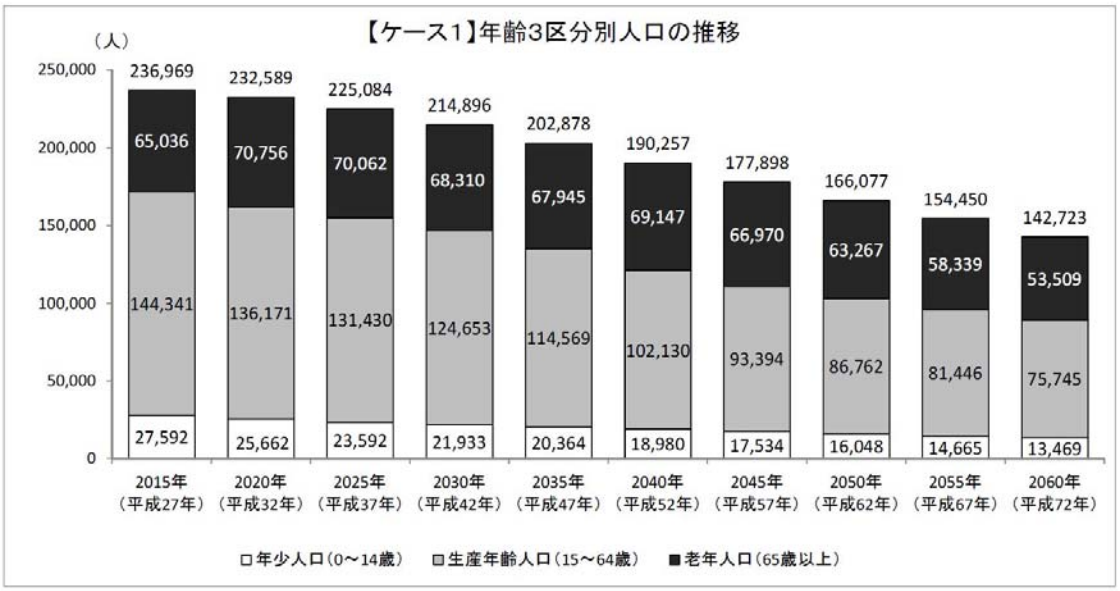

図 3-19　年齢 3 区分人口と年齢別割合の推移

【国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来人口(平成25(2013)年3月推計)」】

⑵ 見直しにおける位置づけ

「都市計画法運用指針」においては、長期未整備の都市計画施設の問題について、以下のように示されています。

そのことを踏まえ、「春日部市都市計画マスタープラン」に基づき、本市の都市計画公園について、長期未整備公園の計画見直しに際しての基本的な考え方及び必要性等の検証方法を示すものとし、その結果を都市計画の変更を行っていくものです。

> 都市の将来像を実現するために都市計画決定されたが、その後長期にわたり事業が行われていない施設の問題については、その計画の変更は慎重に行われるべきものではあるが、これまでの運用においては一度都市計画決定した施設の都市計画の変更についてあまりにも慎重すぎたきらいもある。長期的に見れば都市の将来像も変わりうるものであり、必要に応じ変更の検討を行うことが望ましい。
> この場合、都市施設の都市計画は都市の将来の見通しの下、長期的視点からその必要性が位置づけられているものであり、単に長期にわたって事業に着手していないという理由のみで変更することは適切ではない。都市施設の配置の変更や規模の縮小、廃止は、個別の箇所や区間のみを対象とした検討を行うのではなく、都市の将来像を踏まえ、都市全体あるいは影響する地域全体としての施設の配置や規模等の検討を行い、その必要性の変更理由を明らかにした上で行われるべきである。

【都市計画法運用指針より抜粋】

(3) 都市計画公園の現状

本市における都市計画公園・緑地は、平成 29 年 3 月現在、47 箇所で面積約 764,900 m2 が都市計画決定されています。このうち未整備の公園については、埼玉県により施行中の新たな森公園を除くと約 82,000m2 となっています。

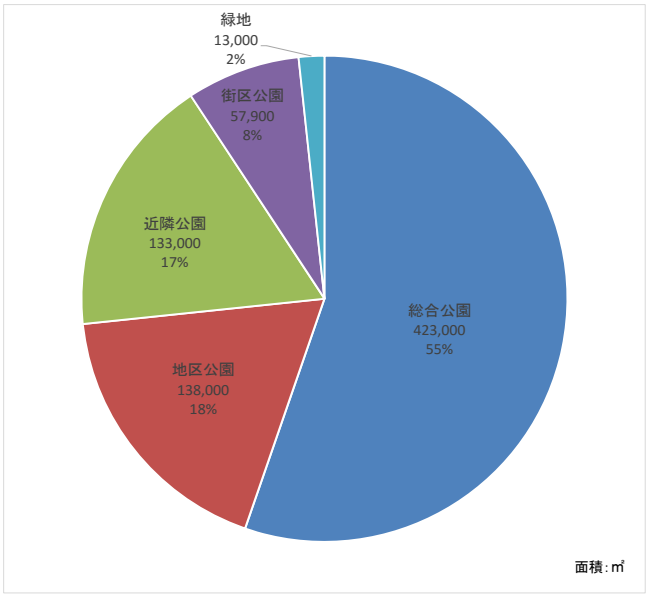

図 3-20　都市計画公園の内訳

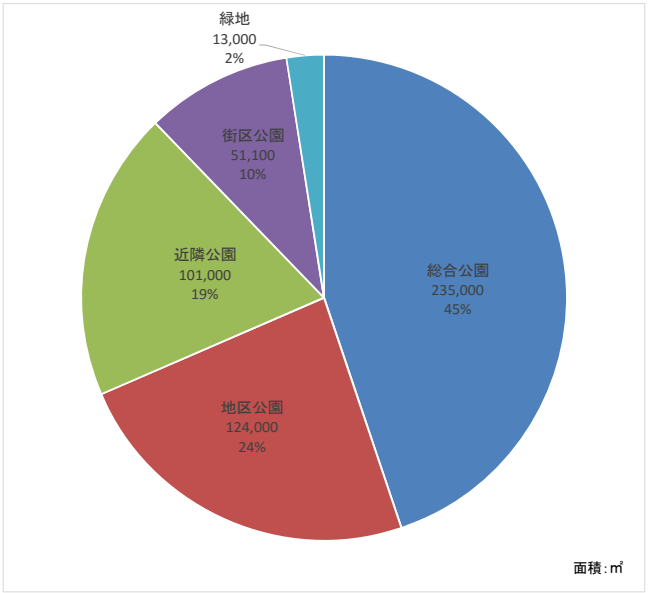

図 3-21　都市計画公園の供用状況

都市計画公園の整備状況を詳細に見ますと、整備済は約 516,800m2(85%)、暫定整備は 6,600m2(1%)、未整備は約 81,500m2(14%)、となっています（埼玉県施工中公園の新たな森公園を除く）。

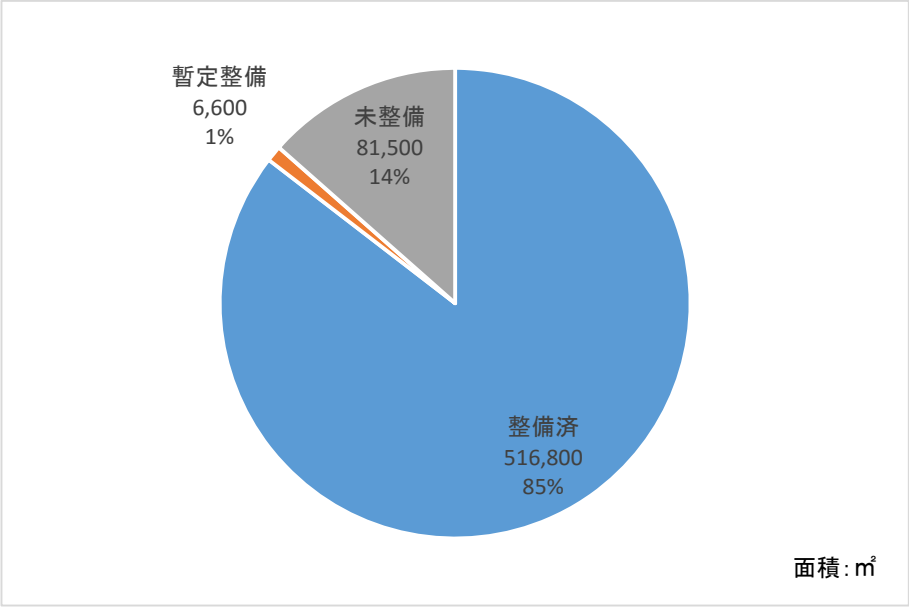

図 3-22　公園面積による整備状況

また、公園種別ごとでの整備状況は以下のとおりです。

表 3-23　公園種別ごとの整備状況

公園種別	整備状況
総合公園	・内牧公園、庄和総合公園の２公園で、公園面積 28,000m2 は、未買収、未整備 ・新たな森公園 160,000m2 は、県事業で現在、事業中
地区公園	・牛島公園、大沼公園のうち、牛島公園の面積13,700m2は、未買収、未整備。
近隣公園	・大凧公園、東中野公園の２公園で、合計面積33,000m2は、市有地であるが、未整備
街区公園	・上柳公園の面積6,800m2は市有地であるが、未整備

表 3-24　春日部市都市計画区域の都市公園・緑地(2017 年 3 月 31 日現在)

No.	名称		種別	面積（ha）
	番号	公園名		
1	5･5･01	内牧公園	総合	約 11.40
2	5･5･02	庄和総合公園	総合	14.90
3	5･5･03	新たな森公園	総合	16.00
4	4･4･01	牛島公園	地区	5.70
5	4･4･02	大沼公園	地区	8.10
6	3･3･01	南栄町第１近隣公園	近隣	1.60
7	3･3･02	一の割公園	近隣	1.60
8	3･3･03	八幡公園	近隣	2.60
9	3･3･04	旧倉松公園	近隣	2.00
10	3･3･05	川久保公園	近隣	1.40
11	3･3･06	大枝公園	近隣	0.90
12	3･3･07	大凧公園	近隣	1.70
13	3･3･08	東中野公園	近隣	1.50
14	2･2･01	南栄町中央児童公園	街区	0.64
15	2･2･02	浜川戸第１公園	街区	0.19
16	2･2･03	浜川戸第２公園	街区	0.17
17	2･2･04	八木崎公園	街区	0.11
18	2･2･05	中央町第４公園	街区	0.48
19	2･2･06	元町公園	街区	0.18
20	2･2･07	豊春第１公園	街区	0.06
21	2･2･08	豊春第２公園	街区	0.03
22	2･2･09	備後第１公園	街区	0.24
23	2･2･10	備後第２公園	街区	0.10
24	2･2･11	藤塚第２公園	街区	0.25
25	2･2･12	藤塚第３公園	街区	0.36
26	2･2･13	大沼第２公園	街区	0.25
27	2･2･14	大沼第３公園	街区	0.24
28	2･2･15	大沼第４公園	街区	0.21
29	2･2･16	大沼第５公園	街区	0.25
30	2･2･17	大沼第６公園	街区	0.24
31	2･2･18	春日部駅東口駅前公園	街区	0.06
32	2･2･19	備後正善公園	街区	0.14
33	2･2･20	藤塚根郷下公園	街区	0.14
34	2･2･21	上柳公園	街区	0.68
35	2･2･22	西宝珠花町通公園	街区	0.09
36	2･2･23	風早第１公園	街区	0.07
37	2･2･24	風早第２公園	街区	0.03
38	2･2･25	風早第３公園	街区	0.10
39	2･2･26	風早第４公園	街区	0.04
40	2･2･27	平松谷東公園	街区	0.06
41	2･2･28	大蔵屋公園	街区	0.07
42	2･2･29	ガーデンタウン公園	街区	0.06
43	2･2･30	外谷津第１公園	街区	0.08
44	2･2･31	外谷津第２公園	街区	0.10
45	2･2･32	殖産公園	街区	0.07
46	1	内牧黒沼緑道	緑地	0.90
47	2	藤塚三本木緑地	緑地	0.40

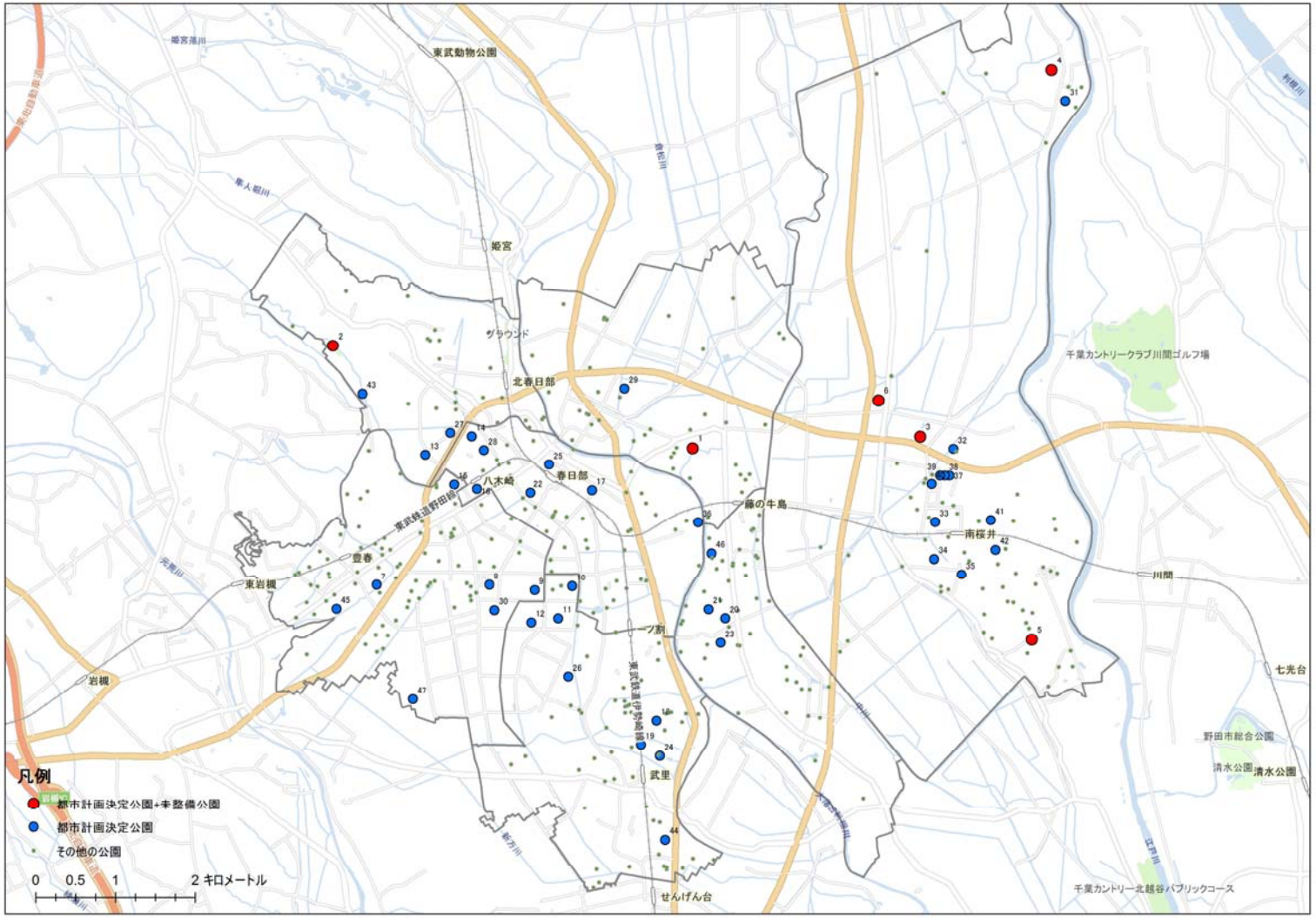

図 3-23　未整備公園(一部未整備を含む)の分布状況

表 3-25　長期未整備公園リスト

No.	公園名	都市公園種別
1	牛島公園	地区公園
2	内牧公園	総合公園
3	庄和総合公園	総合公園
4	大凧公園	近隣公園
5	東中野公園	近隣公園
6	上柳公園	街区公園

※大凧公園は、2017 年度整備済み（予定）

表 3-26　都市計画決定公園リスト

No.	公園名	都市公園種別	No.	公園名	都市公園種別
7	豊春第1公園	街区公園	28	八幡公園	近隣公園
8	大沼第2公園	街区公園	29	旧倉松公園	近隣公園
9	大沼第3公園	街区公園	30	大沼公園	地区公園
10	大沼第4公園	街区公園	31	西宝珠花町通公園	街区公園
11	大沼第5公園	街区公園	32	風早第1公園	街区公園
12	大沼第6公園	街区公園	33	大蔵屋公園	街区公園
13	南栄町中央児童公園	街区公園	34	外谷津第1公園	街区公園
14	浜川戸第1公園	街区公園	35	外谷津第2公園	街区公園
15	浜川戸第2公園	街区公園	36	川久保公園	近隣公園
16	八木崎公園	街区公園	37	風早第2公園	街区公園
17	元町公園	街区公園	38	風早第3公園	街区公園
18	備後第1公園	街区公園	39	風早第4公園	街区公園
19	備後第2公園	街区公園	40	平松谷東公園	街区公園
20	藤塚第2公園	街区公園	41	ガーデンタウン公園	街区公園
21	藤塚第3公園	街区公園	42	殖産公園	街区公園
22	中央町第4公園	街区公園	43	内牧黒沼緑道	緑地緑道
23	藤塚根郷下公園	街区公園	44	大枝公園	近隣公園
24	備後正善公園	街区公園	45	豊春第2公園	街区公園
25	春日部駅東口駅前公園	街区公園	46	藤塚三本木緑地	緑地緑道
26	一の割公園	近隣公園	47	新たな森公園	総合公園
27	南栄町第1近隣公園	近隣公園			

(4) 見直しの方向性

見直しの方向性について、以下に示します。

表 3-27　見直しの方向性

見直しの方向性	内容
存続	計画のままの存続、又は面積の減はなく区域の変更を行う公園
変更	計画面積の増減や、それを伴う区域の変更を行う公園
廃止	計画区域の廃止を行う公園

(5) 長期未整備公園の検証

長期にわたり未整備となっている公園は、公園ごとに現状と課題を抽出し、必要性・実現性・代替性の検証を行うものとします。

表 3-28　長期未整備公園の検証項目・内容

検証項目	概要	検証内容
必要性	必要とされる機能がある	・見直し対象が上位計画の配置方針や概ねの位置・規模等と整合しているか確認する。 ・社会経済情勢の変化等を踏まえ、今後求められる機能を整理して必要性を検証する。この際、概ね開設されている公園などは、整備済区域だけで、既に、今後求められる機能を満足しているかを検証して、未着手区域の廃止を検討する。
実現性	概ね 20 年以内に事業化が見込まれるか	・見直し対象について、宅地化が進行し、用地補償費が膨大になることから整備の見通しが立たない現状があるなど、財政上の観点から実現性を検証する。 ・周辺において、公園・緑地に係る制度等で整備された緑地や広場があることで整備優先度が低下し未着手となっている状況を踏まえ、整備優先度の観点から実現性を検証する
代替性	必要とされる代替え手法があるか	・周辺に同規模(面積)の空地等があるかを確認し、空地等があれば代替可能かを検討する。 ・代替可能な同規模の空地等が存在しない場合には、都市公園法や都市緑地法等の公園・緑地に係る制度等により、現に整備・保全された公園や緑地等の施設があるか確認し、機能の代替が可能か検討する

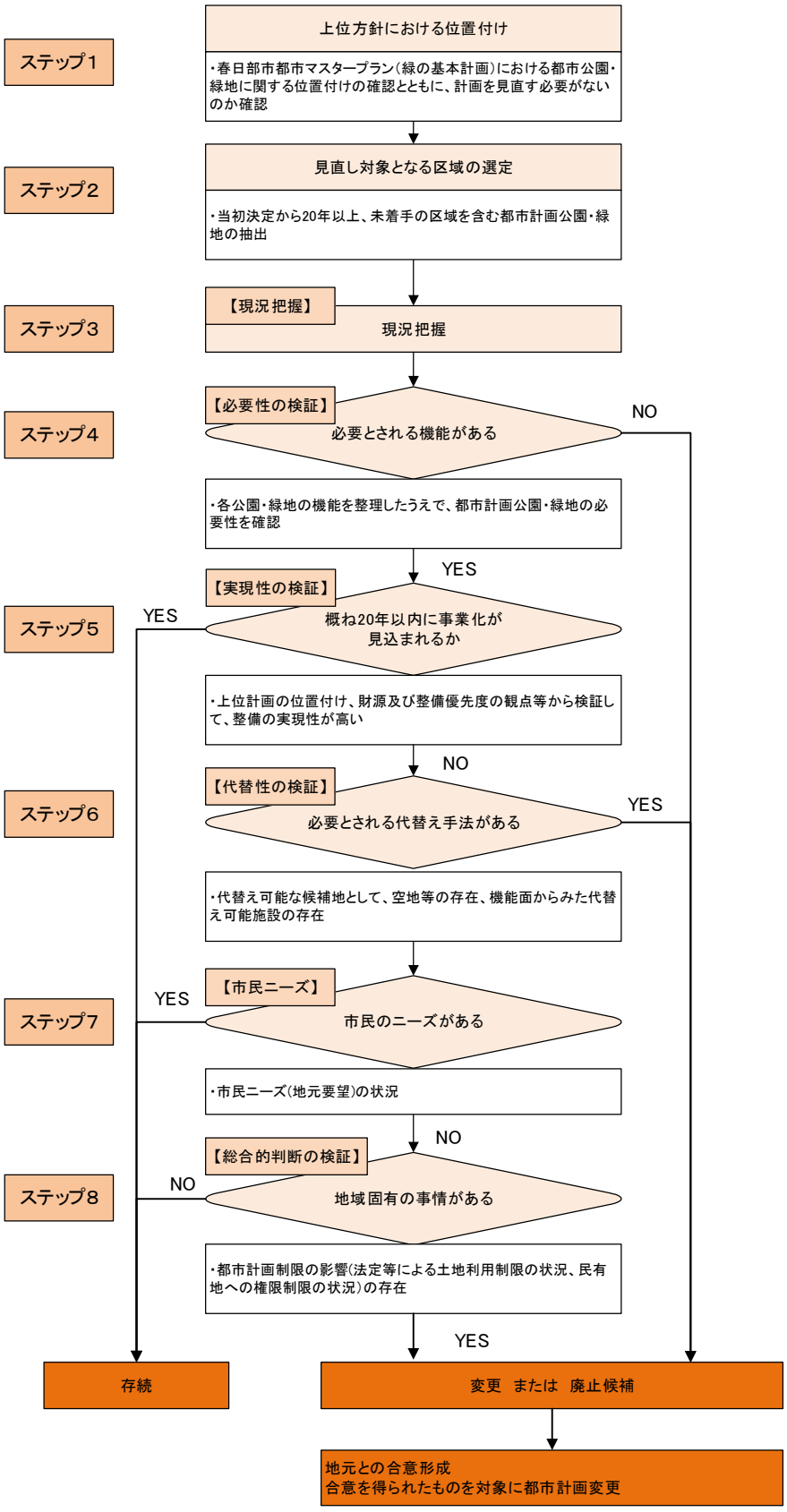

図 3-24　長期未整備公園の一般的な見直しフロー

3.2.3 公園の利活用

公園の再編においては、市民ニーズに応じて、公園以外の新たな利活用についても考えられます。市民アンケートでは、防災施設、市民農園、駐車場のほか、売却などの要望がありました。このため、新たな利活用にあたっては、地元住民との合意形成を得て、実施していきます。

なお、維持管理については、一例として、市民農園などに利用する場合、敷地の一部や全部に利用者である企業や市民による管理など、極力、維持管理がかからないような体制づくりを行い、維持管理費の節減に努めていきます。

＜市民アンケート調査結果より＞

【 設問 2 】

適正な再配置、再編、統合、集約化などにより、市が所有している公園が廃止された場合、跡地利用は、どのような施設の整備が望ましいと思いますか。(複数回答可)

「防災施設」が 581 回答(約 45%)と最も多く、市民農園が 253 回答(約 19%)、駐車場が 193 回答(約 15%)となっています(1304 回答)。

その他意見を次頁に示します。

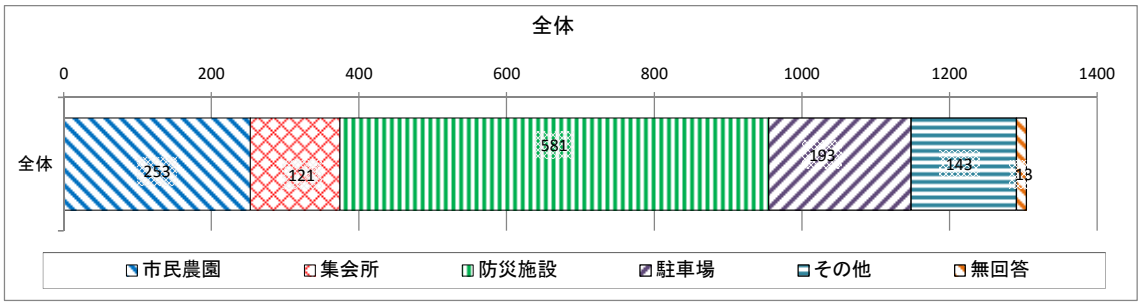

＊その他意見の内訳

その他意見	件数	その他意見	件数
売却	32	空地	3
スポーツ施設	10	借地	3
休養施設	7	駐輪場	3
住宅	7	不明	3
保育施設	7	有料施設	3
緑地	7	トイレ	2
広場	6	市民農園	2
公園	5	自治会管理	2
福祉施設	5	図書館	2
防災施設	5	駐車場	2
児童施設	4	その他意見	33
商業施設	4		

＜市民アンケート調査結果より＞

【 設問 3 】

自治会主体で、小規模公園や大規模公園に市民農園の機能を持たせた場合、利用しますか。

「利用しない」が約 44%であり、「利用する」の約 22%の約 2 倍となっています。

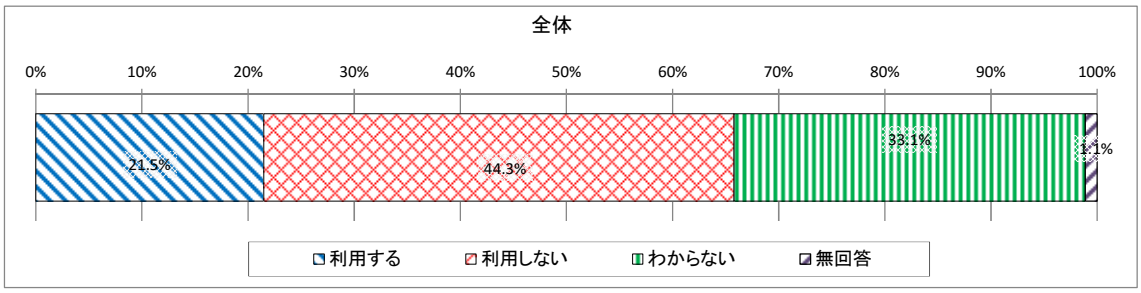

3.3 【方針②】公園施設の再編

公園に設置している施設は、利用度調査の結果を踏まえ、機能集約・再編を行い、サービス機能の維持をします。

公園施設の機能集約・再編の検討では、まず、現在の公園が持っている機能を明らかにします。今後、施設の更新の際には、周辺の公園のもっている機能を考慮したうえで、同じ施設への更新、又は置換えとともに不足している機能がある場合には追加を検討し、バランスの取れた施設の再配置をしていきます。

本市では、バランスの取れた施設の再配置をするために、施設を更新するときには、核となる公園[16]の誘致距離圏内に同様な機能をもつ施設があれば、更新をする施設を継続させるかどうかの検討を行い、施設の適正配置を行います。

施設の適正配置をすることにより、近くの場所で多様な利用が可能となるとともに、地域のニーズにあった公園となります。

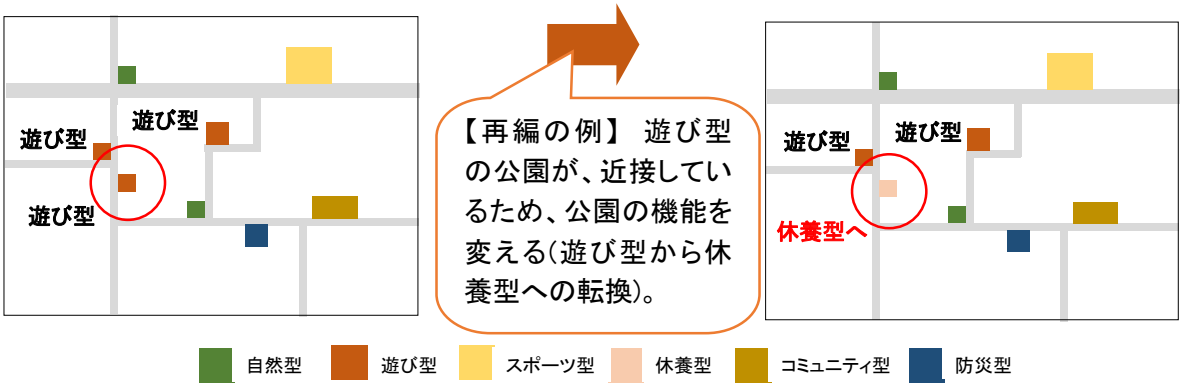

図 3-25 公園施設再編のイメージ(1)

[16] 核となる公園・・・公園面積が 1000m2 以上の街区公園とした。

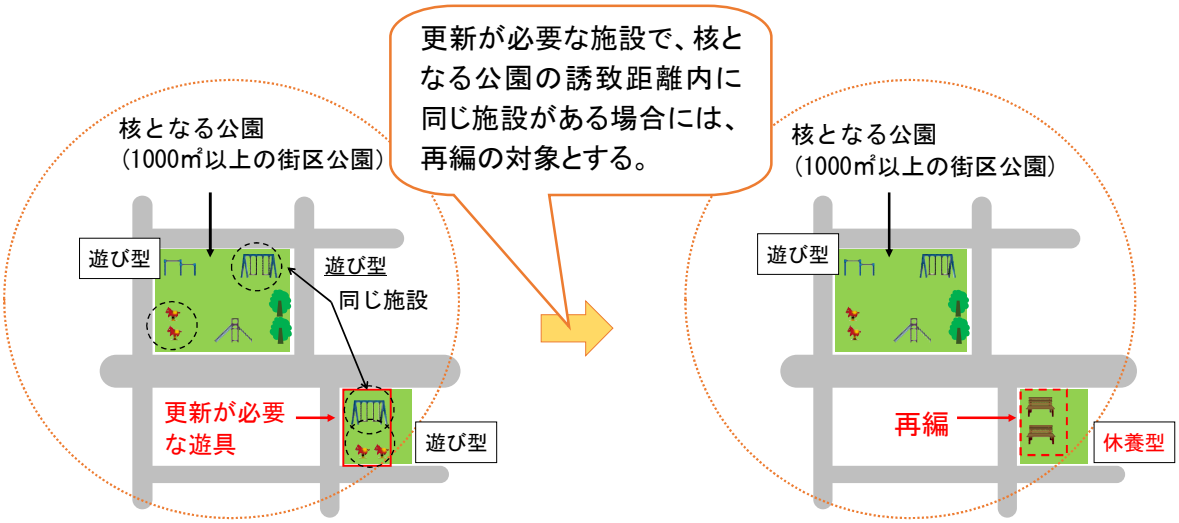

図 3-26　公園施設再編のイメージ(2)

公園施設再編のイメージのパターンを以下に示します。

【再編イメージ例①】

- 現状機能を維持しリニューアルを図ります。
  - ✓ 小型複合遊具の設置

＜現況＞　　＜再編後＞

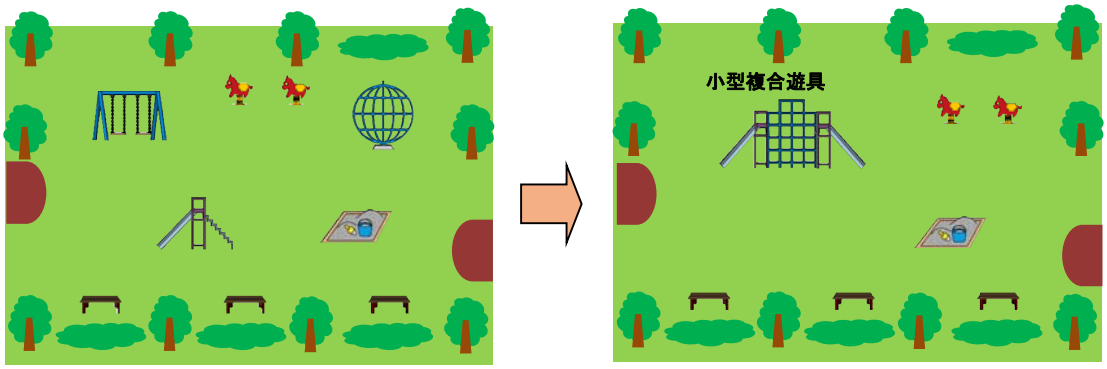

図 3-27　公園施設再編のイメージ(1)

【再編イメージ例②】

- 現状機能を維持しリニューアルを図ります。
  - ✓ 大型複合遊具の設置

＜現況＞　　＜再編後＞

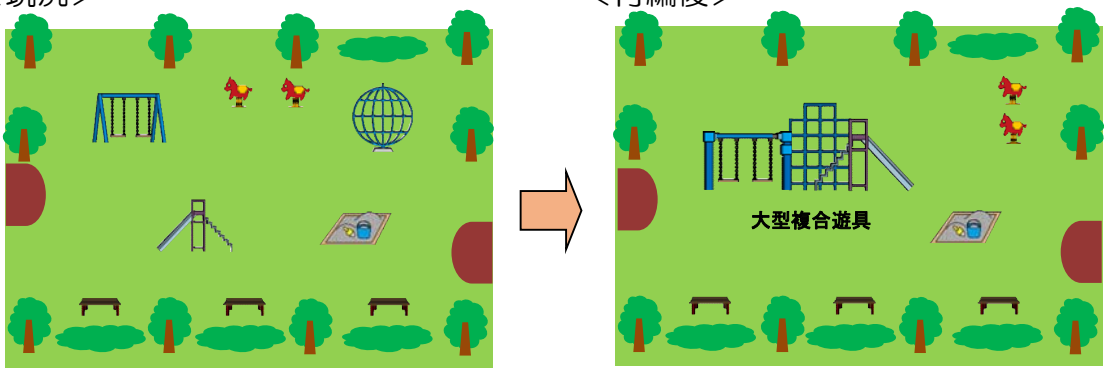

図 3-28　公園施設再編のイメージ(2)

【再編イメージ例③】

- 機能転換し、市民のニーズに応じた施設の再編を図ります。

＜現況＞

・開設時は子供を対象とした遊び型の公園として整備

＜再編後＞

・高齢者の利用を見越した、遊び型から健康づくり型＋休養型の公園へ

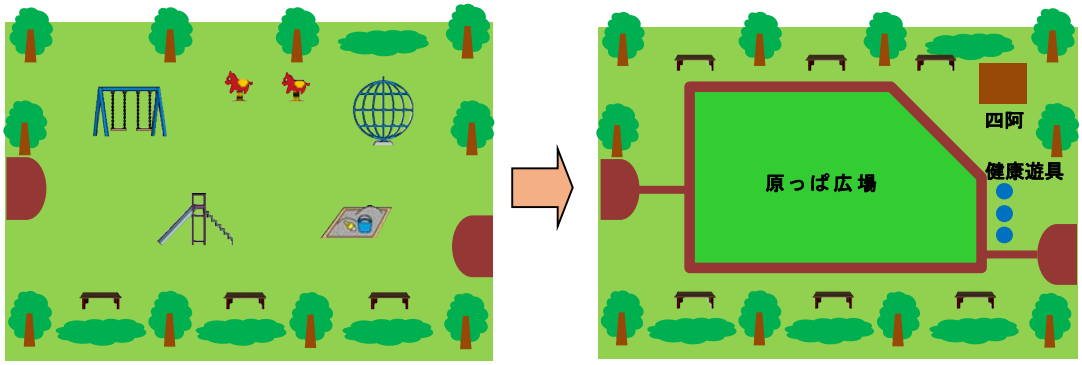

図 3-29　公園施設再編のイメージ(3)

【再編イメージ例④】

➢ 機能転換し、市民のニーズに応じた再編を図ります。

＜現況＞

・開設時は子供を対象とした遊び型の公園として整備

＜再編後＞

・地域コミュニティの結束と市民の居場所づくりのため、コミュニティ型＋スポーツ型の公園へ

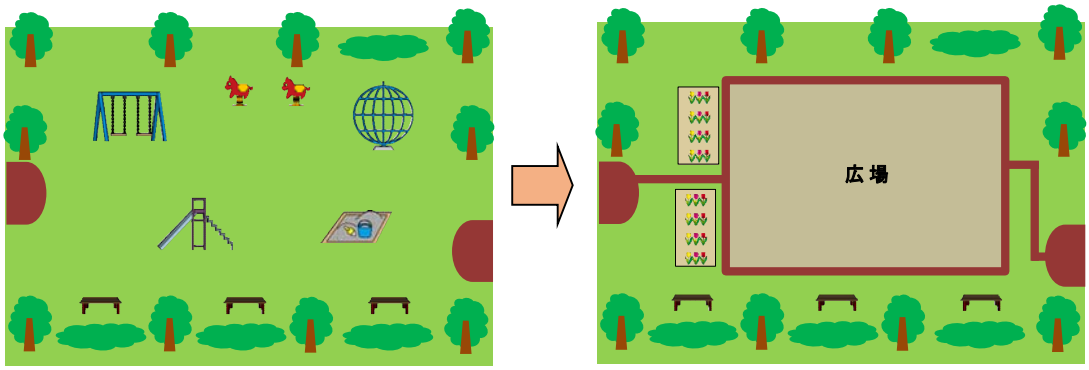

図 3-30　公園施設再編のイメージ(4)

【再編イメージ例⑤】

➢ 機能転換し、市民のニーズの応じた再編を図ります。

＜現況＞

・開設時は子供を対象とした遊び型の公園として整備

＜再編後＞

・市民の居場所づくりと高齢者の利用を見越した、スポーツ型＋健康づり型の公園へ

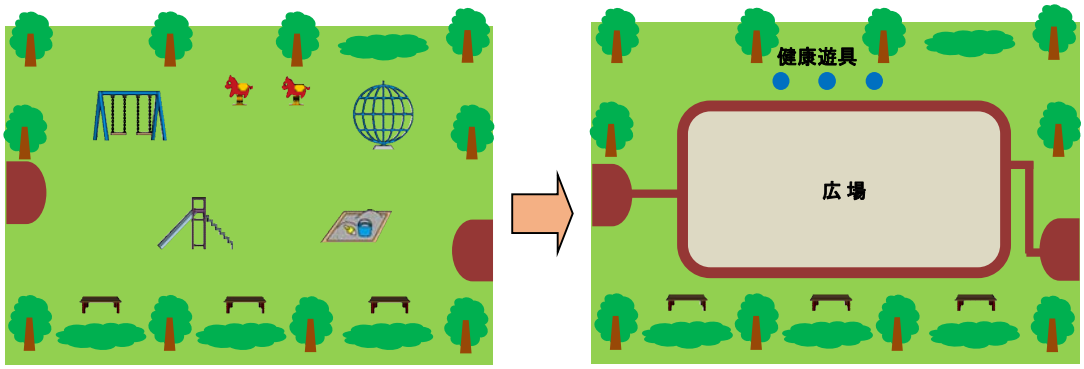

図 3-31　公園施設再編のイメージ(5)

3.3.1 公園施設の適正配置の考え方

公園施設の更新の際には、公園のサービス機能を維持、又は、向上させることを念頭におき、周辺の公園のもっている機能を考慮したうえで、同じ施設への更新、又は置換えとともに不足している機能がある場合には追加を検討し、バランスの取れた施設の再配置をします。

周辺の公園の検討範囲は、誘致距離を基本に考えます。誘致距離の中心には、1000m2 以上の街区公園を核となる公園として設定します。

次頁に、核となる 1000m2 以上の公園の配置状況を示します。

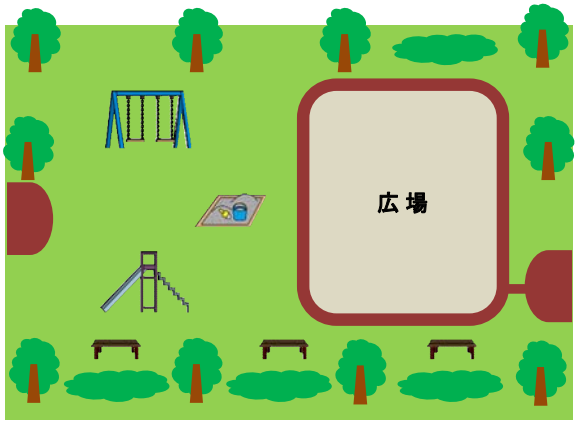

図 3-32　核となる公園のイメージ

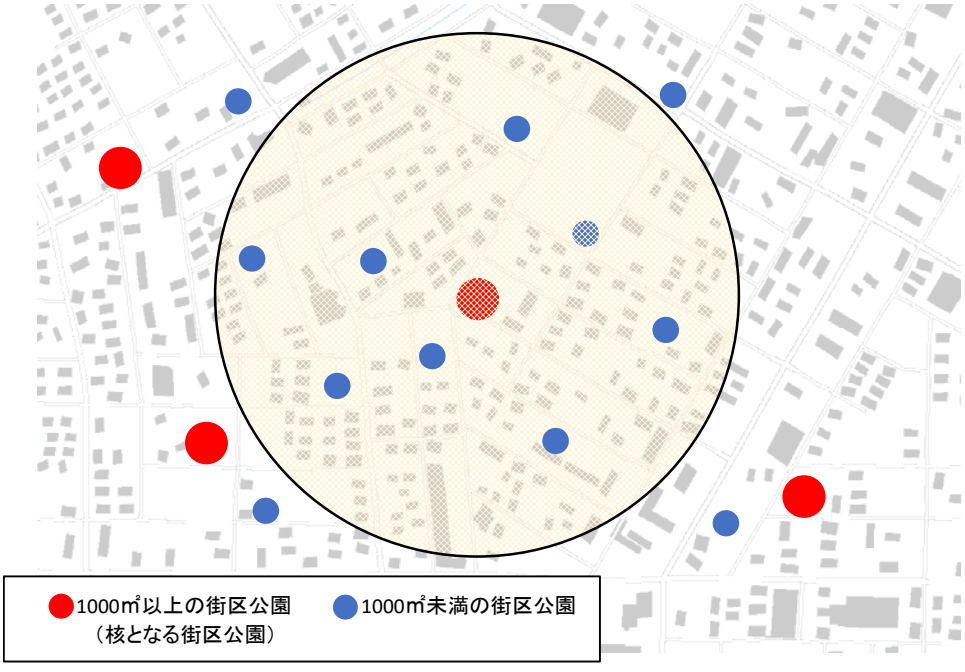

図 3-33　核となる公園との位置関係のイメージ

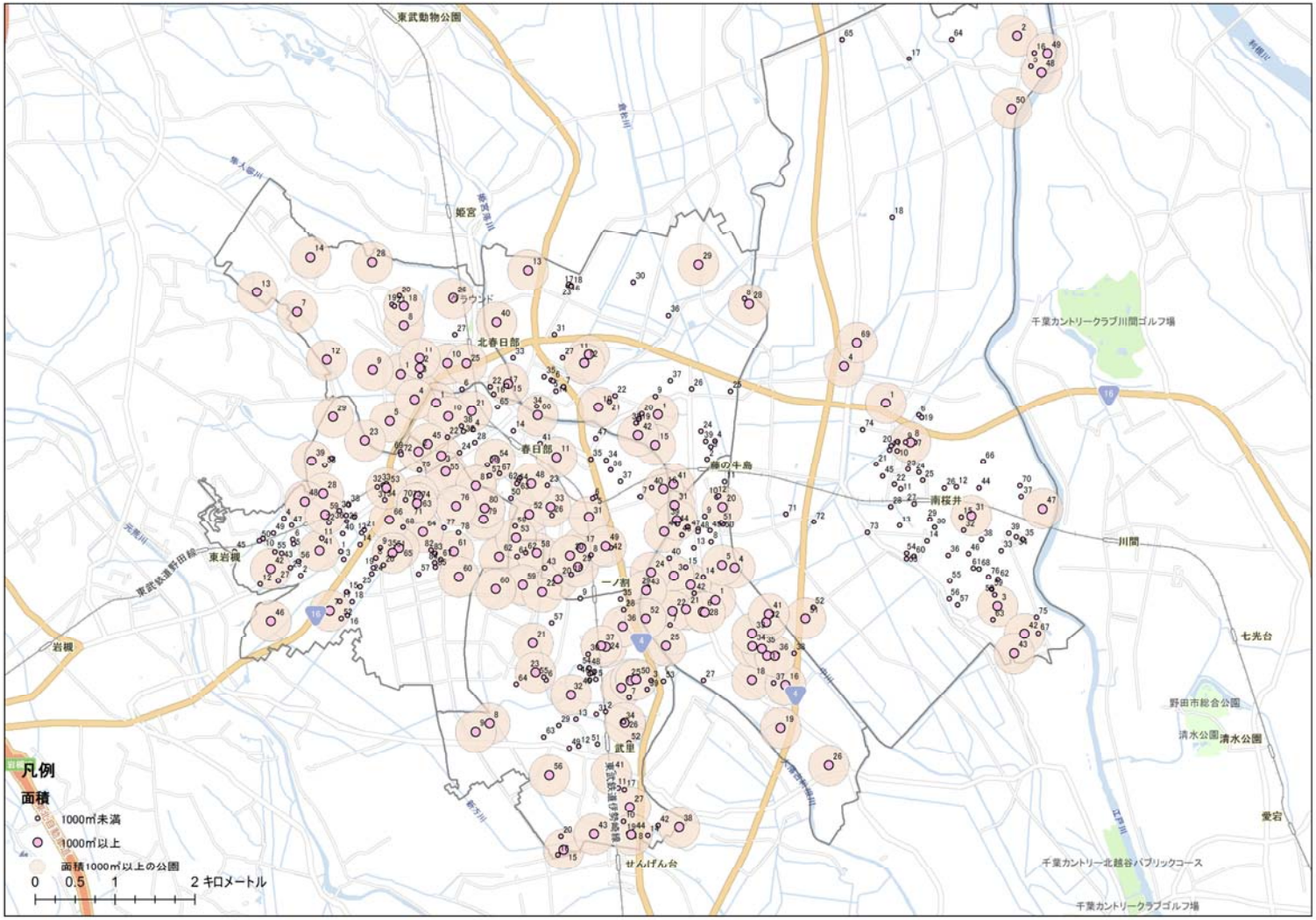

図 3-34　核となる公園(公園面積 1,000 ㎡以上（誘致距離 250m))

3.3.2 公園機能別分類

(1) 公園機能分類の定義

公園の施設の特性を踏まえて、公園の機能別分類を行いました。

表 3-29　公園機能分類

区分	区分	機能タイプ	評価項目	評価基準	機能タイプの説明
公園を特徴付ける機能	利用効果	遊び型	一般遊具	遊具が設置されている。	ぶらんこ、すべり台などの一般遊具や、複合遊具などの遊具で遊べる公園タイプ
			複合遊具	複合遊具が設置されている。	
		健康づくり型	健康遊具	健康遊具が設置されている。	ウィーキングや健康遊具を用いた軽運動等により、健康づくりができる公園タイプ
			園路	ウォーキングができる周回園路がある。 緑道である。	
		スポーツ型	広場	ラジオ体操や運動ができる広場がある。 ちびっこ広場、運動公園である。 ・ただし、ちびっこ広場、運動公園以外は、300m2以上の公園を対象とする。	
			スポーツ施設	野球場、テニスコート、バスケットボール等のスポーツができる専用施設又は球技等ができるグラウンドがある。	テニス、サッカー、野球等のスポーツ施設があり、球技や団体スポーツができる公園
		休養型	休養施設	休養施設が1つ以上設置されている。 ・ただし、ベンチは除くものとする。 ・ただし、ベンチのみが設置されている公園はベンチも対象とする。	四阿やベンチなどの休養施設があり、会話や読書など休養ができる公園
		自然型	植物・水辺	植物に係る費用が50万円以上である。 水路、池等の水辺環境がある。 緑道である。 緑地である。	樹木などの緑地の植物観賞や池などの水辺空間、それに伴い生物などとも触れ合うことができる公園
		コミュニティ型	コミュニティ活動	夏祭りなどのイベントが実施されている。 バーベキュー施設がある。	町会等による夏祭り等のイベント開催やラジオ体操に利用されている公園
基本機能	存在効果	防災型	防災施設	災害時に使用する施設が設置されている。 避難場所に指定されている。 調整池である。	災害時に使用する、防火水槽や防災倉庫、震災トイレなどの設置や避難場所に指定されている公園タイプ

(2) 公園機能分類の配置状況

次頁に公園機能分類を示します。

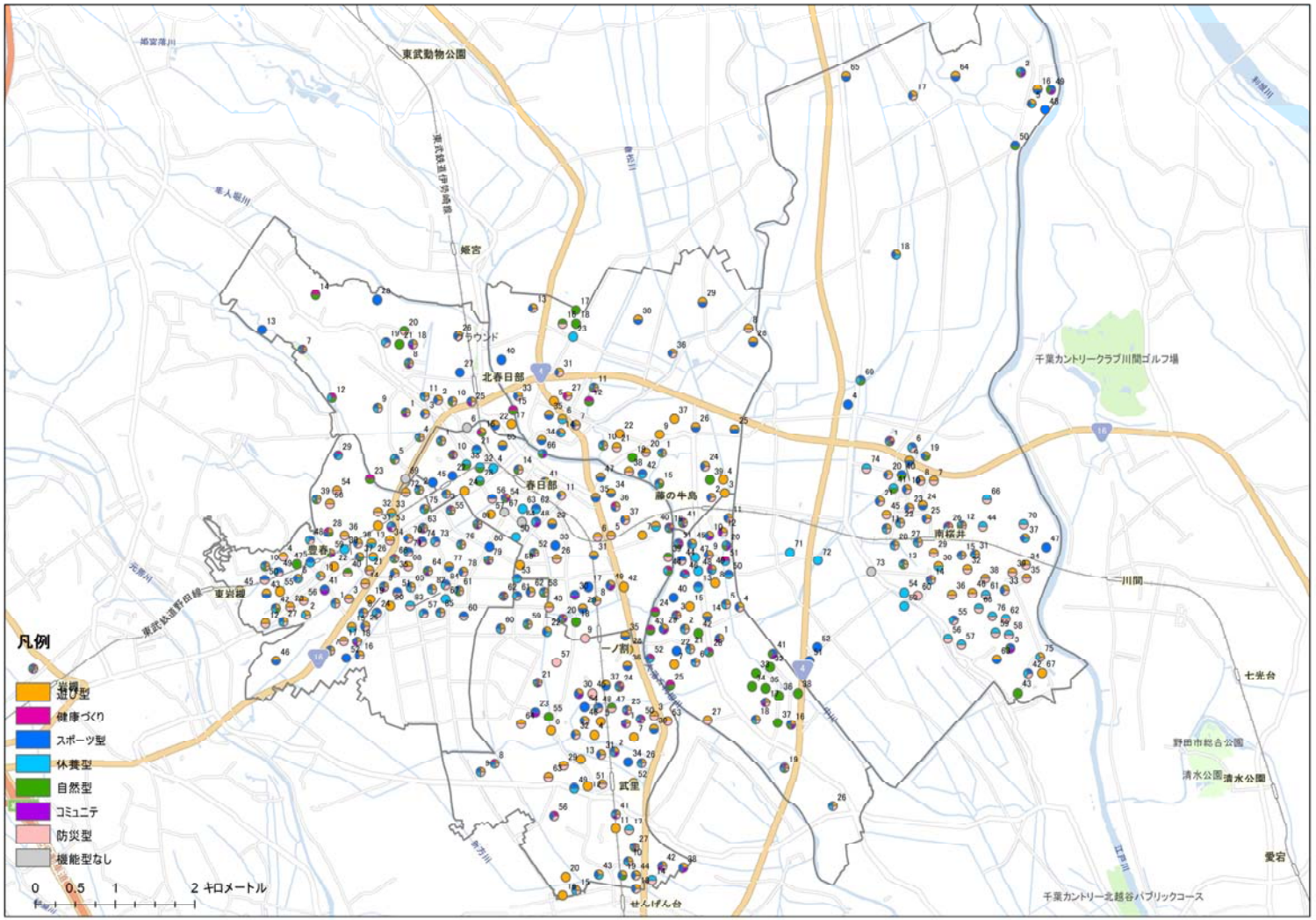

図 3-35　公園機能分類(全区)

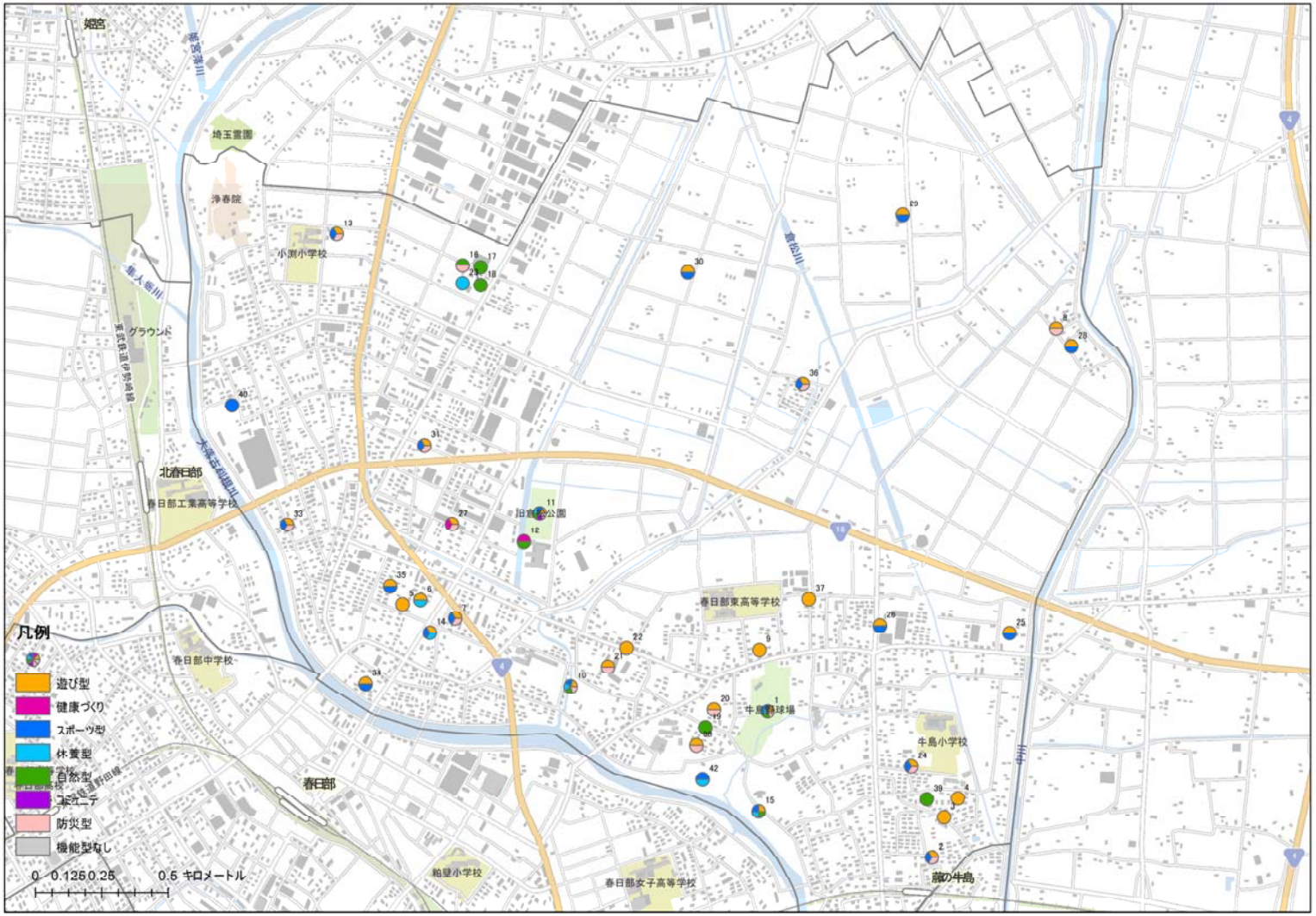

図 3-36　公園機能分類(幸松地区)

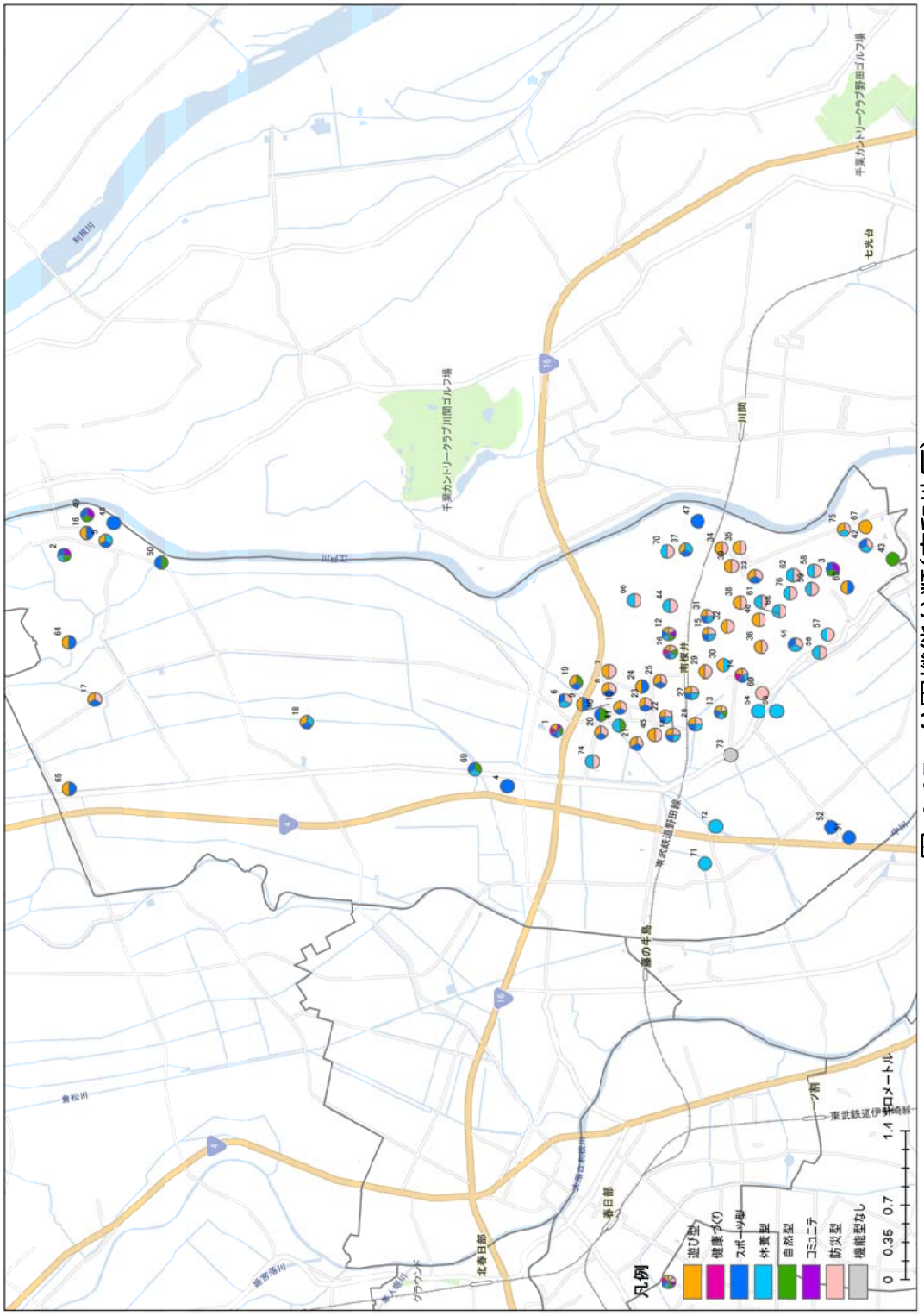

図 3-37 公園機能分類(庄和地区)

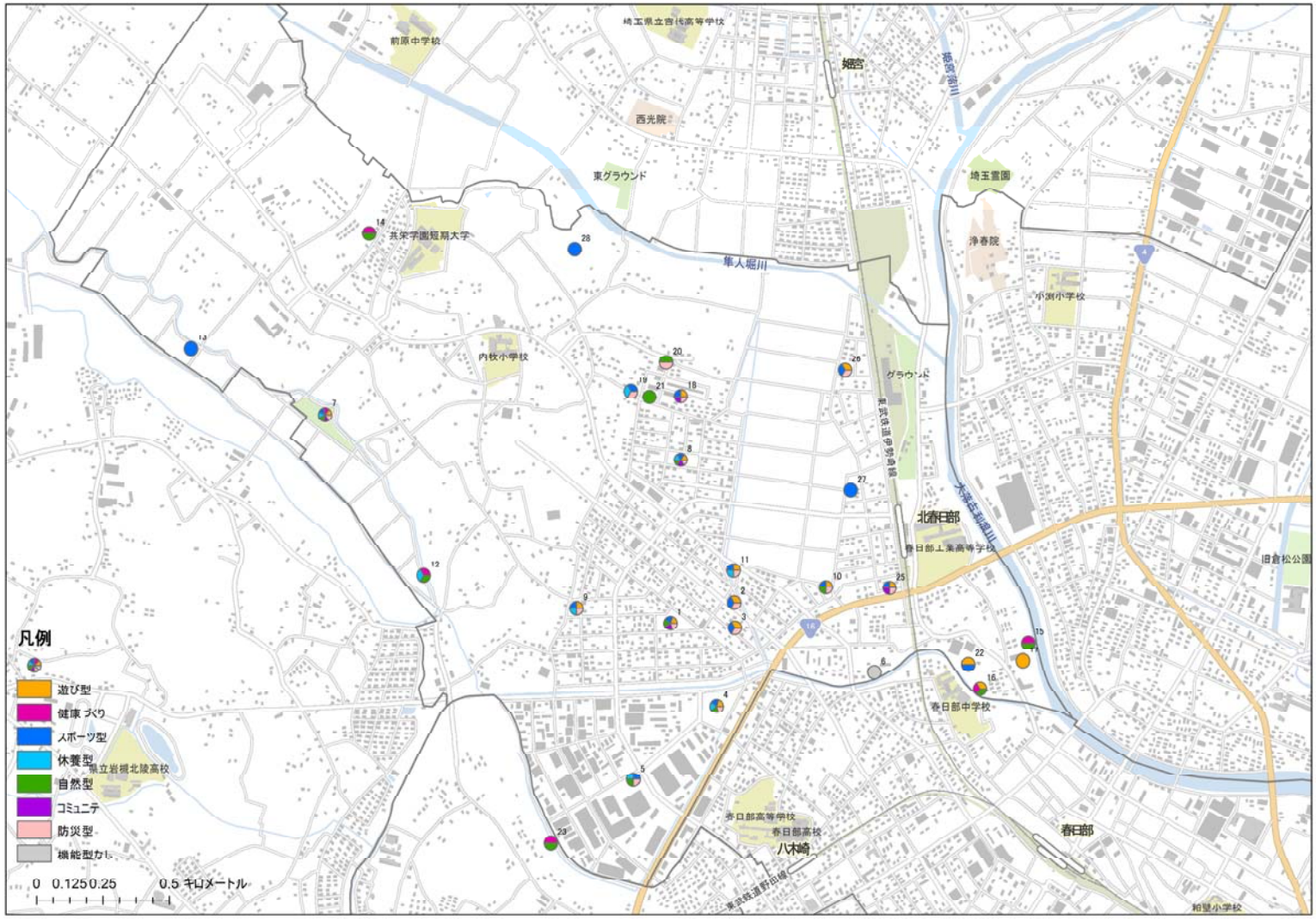

図 3-38　公園機能分類(内牧地区)

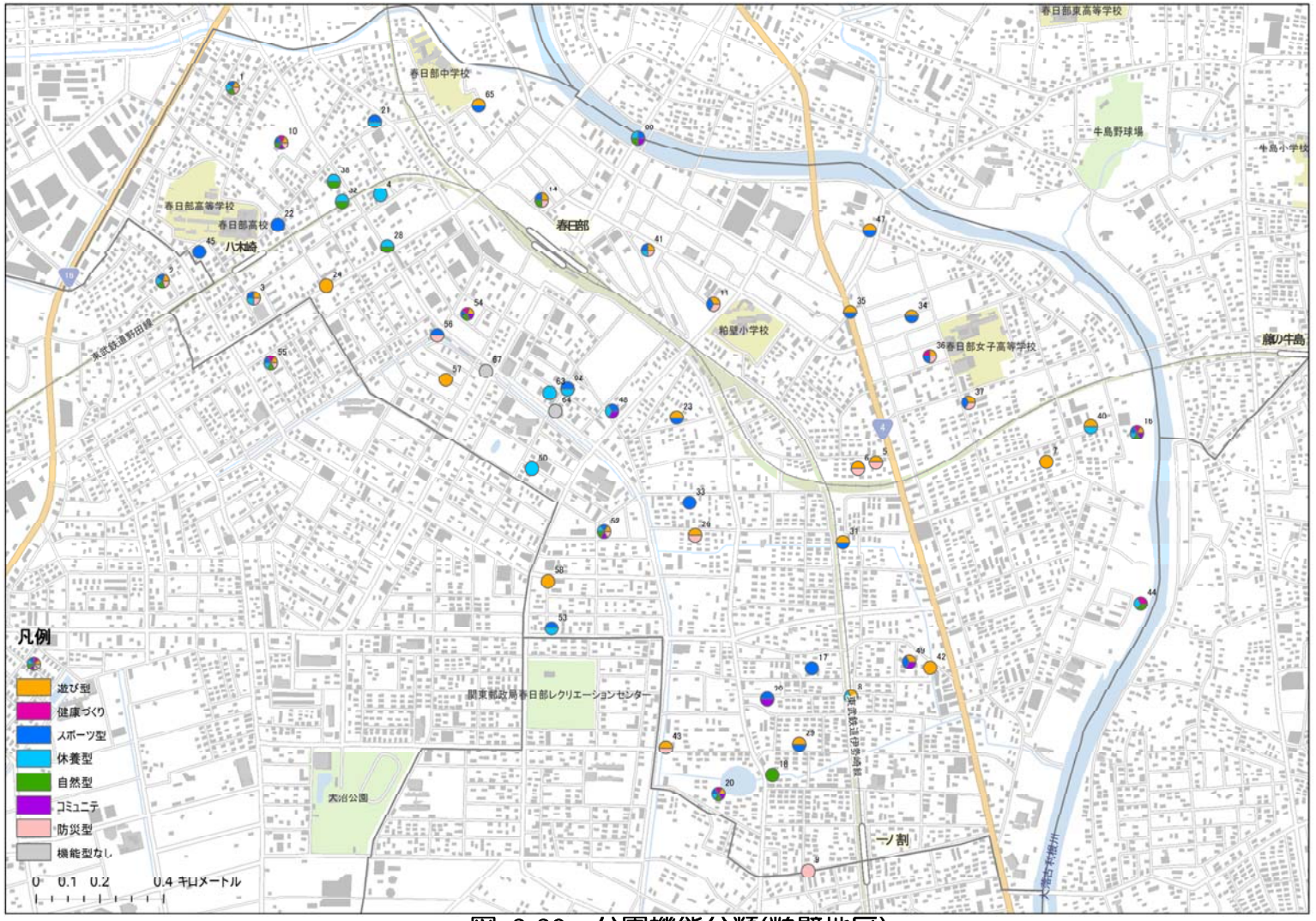

図 3-39　公園機能分類(粕壁地区)

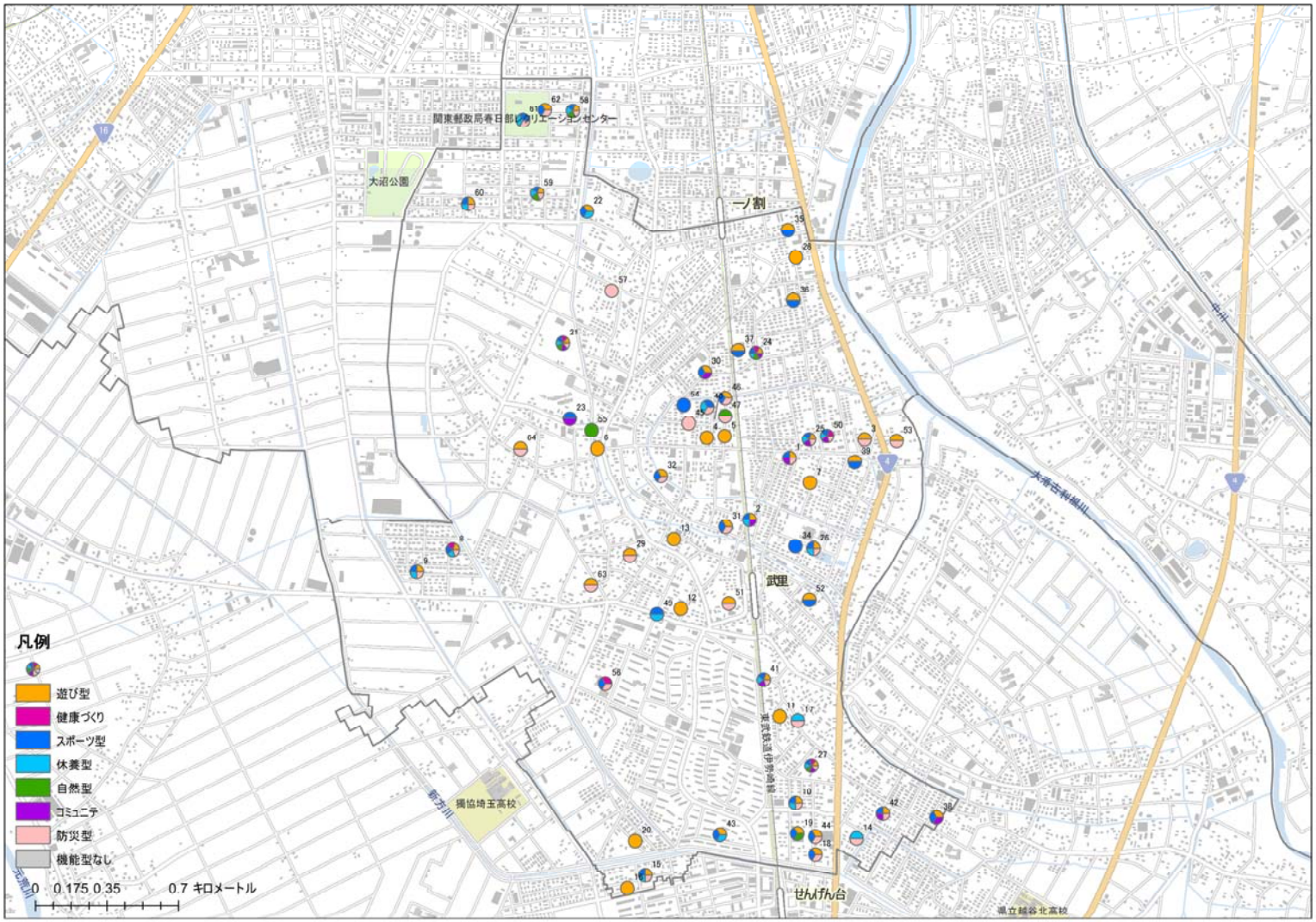

図 3-40　公園機能分類(武里地区)

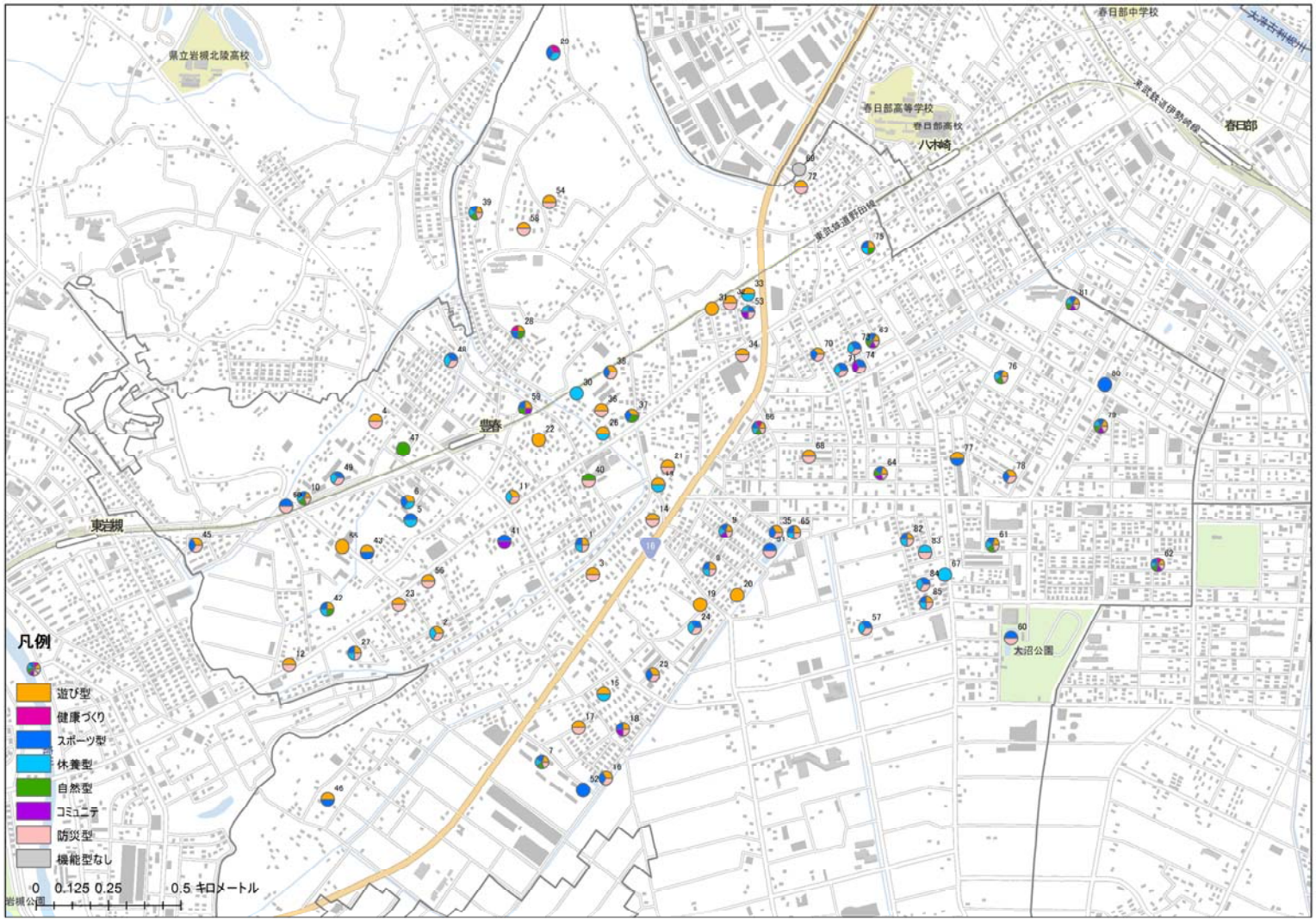

図 3-41　公園機能分類(豊春地区)

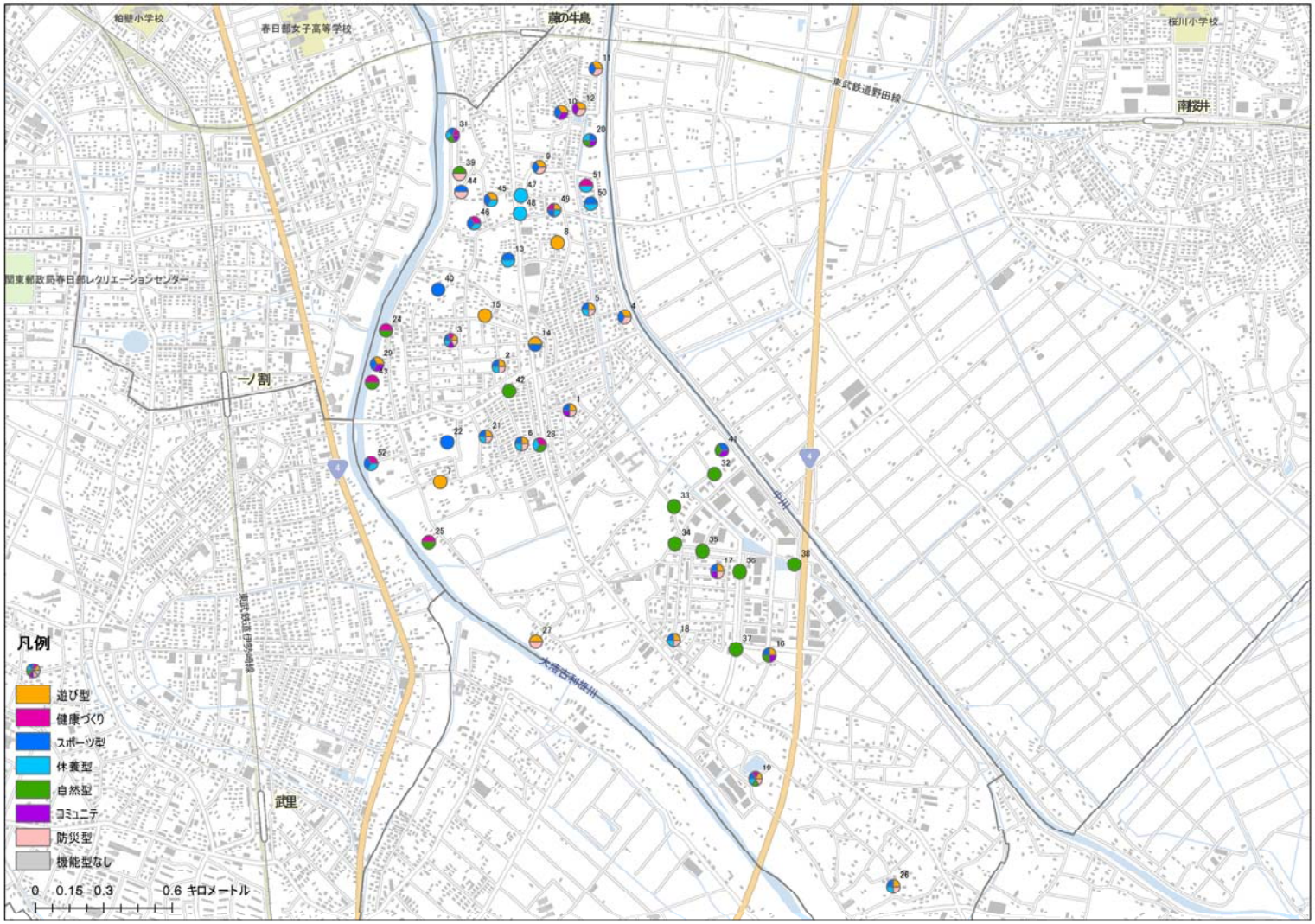

図 3-42　公園機能分類(豊野地区)

(3) 公園施設機能を踏まえた再整備計画

公園機能公園の再整備を行う時に、誘致距離内に同種機能を持つ公園がある場合には配置する施設の見直し、逆に不足している公園機能がある場合には追加を行い、バランスの取れた施設の再配置の検討を行います。

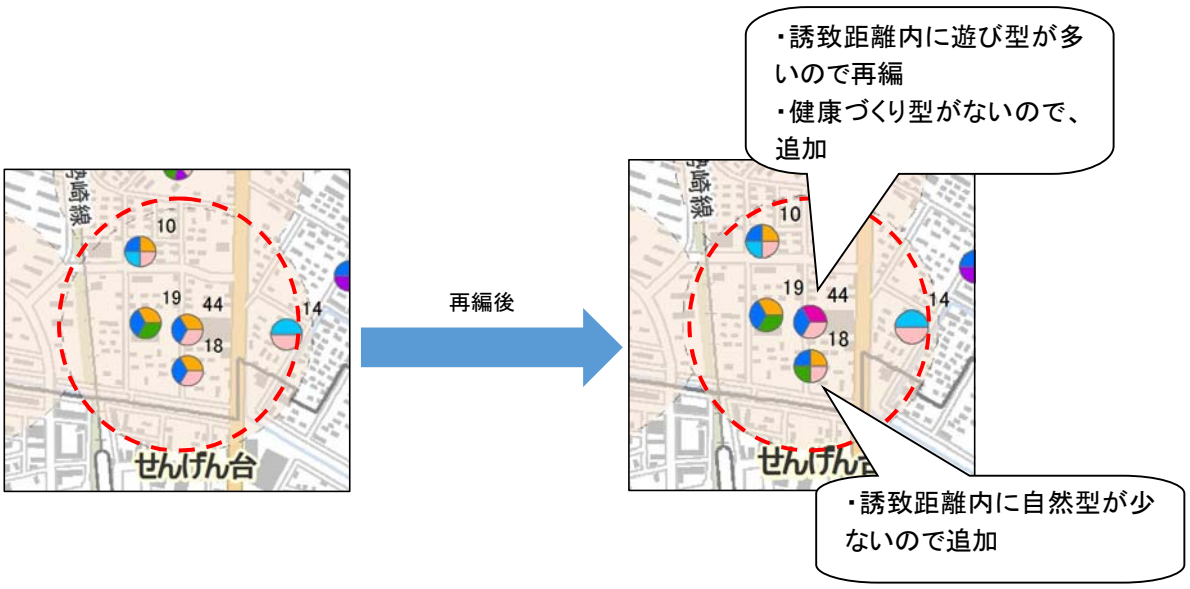

図 3-43　公園施設機能変更イメージ

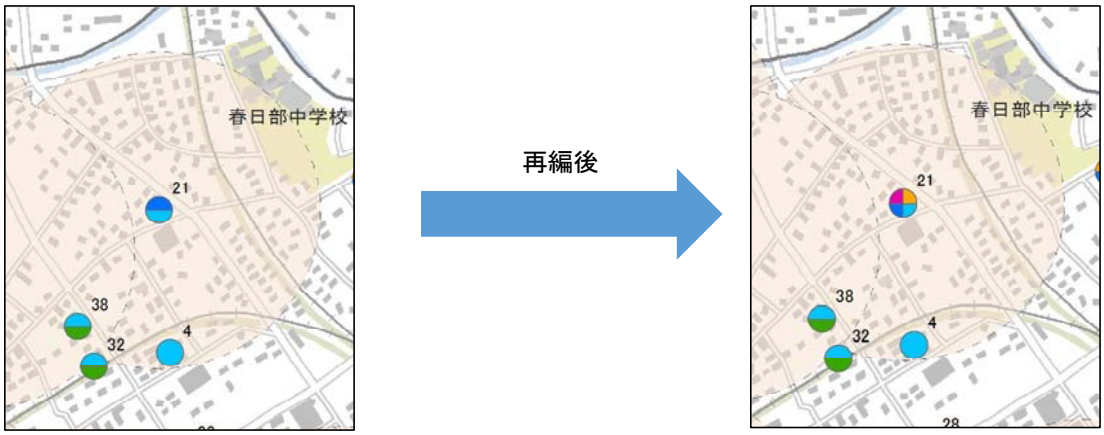

4：八木崎第２公園

再編前		再編後
自然型	→	自然型（変更なし）

21：浜川戸公園

再編前		再編後
自然型	→	自然型（変更なし）
スポーツ型	→	スポーツ型（変更なし）
		健康づくり型（追加）
		遊び型（追加）

32：八木崎第２緑地

再編前		再編後
自然型	→	自然型（変更なし）
休養型	→	休養型（変更なし）

38：八木崎第３緑地

再編前		再編後
自然型公園	→	自然型（変更なし）
休養公園	→	休養型（変更なし）

図 3-44　公園施設機能変更のイメージ(1)

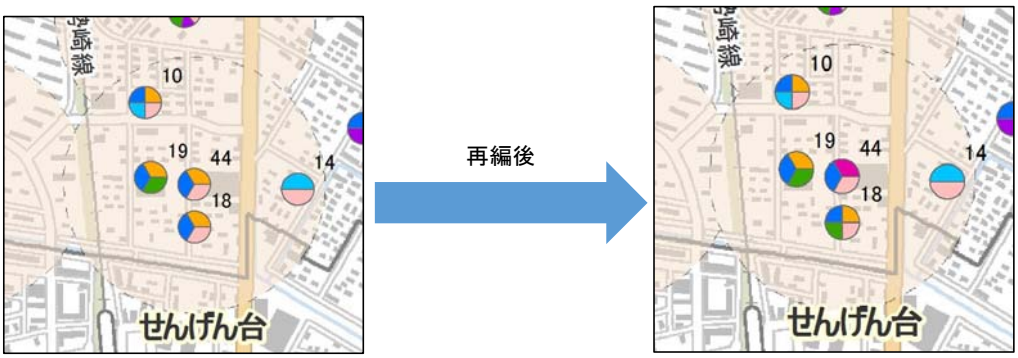

10：武里第１公園

再編前		再編後
遊び型	→	自然型（変更なし）
防災型	→	防災型（変更なし）
休養型	→	休養型（変更なし）
スポーツ型	→	スポーツ型（変更なし）

14：武里第５公園

再編前		再編後
防災型	→	防災型（変更なし）
休養型	→	休養型（変更なし）

18：武里第９公園

再編前		再編後
遊び型	→	自然型（変更なし）
防災型	→	防災型（変更なし）
スポーツ型	→	スポーツ型（変更なし）
		自然型（追加）

19：武里第１０公園

再編前		再編後
遊び型	→	自然型（変更なし）
防災型	→	防災型（変更なし）
スポーツ型	→	スポーツ型（変更なし）
休養型	→	休養型（変更なし）

44：シティプラザ内遊水池広場

再編前		再編後
遊び型	→	健康づくり型
防災型	→	防災型（変更なし）
スポーツ型	→	スポーツ型（変更なし）

図 3-45　公園施設機能変更のイメージ(2)

3.3.3 施設の再編の検討

施設の再編の検討を行います。

対象とする施設は、毎年、定期点検を実施している遊具とします。

点検結果より更新が必要となる遊具が、核となる公園(1000m2 以上の街区公園)の誘致距離圏内（250m）に同じ種類の遊具が複数設置されている場合には、再編対象とします。一方、更新が必要となる遊具の種類がその公園のみに設置されている場合には、更新を想定しています。

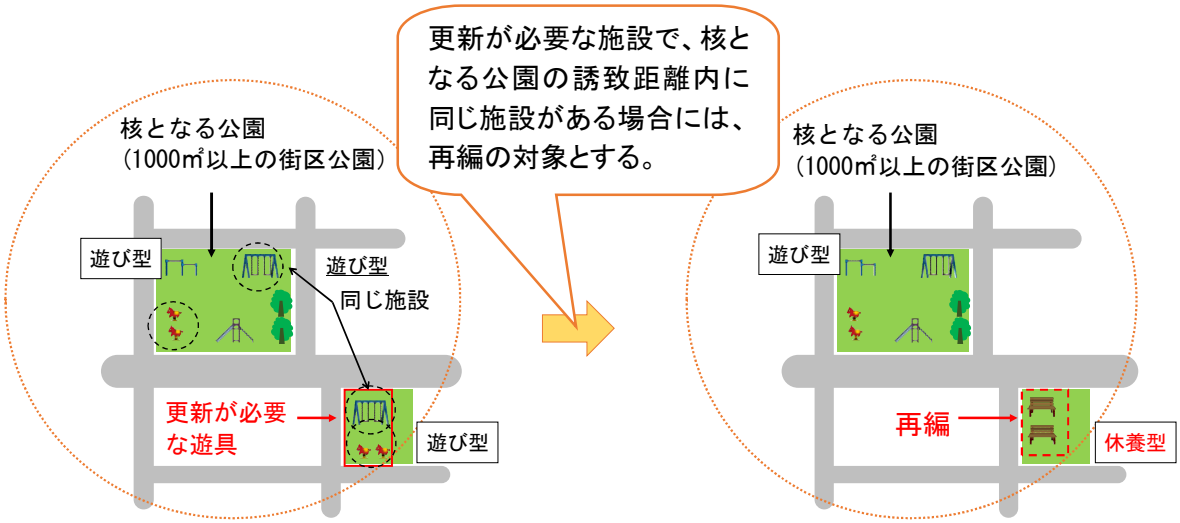

図 3-46　公園施設再編のイメージ

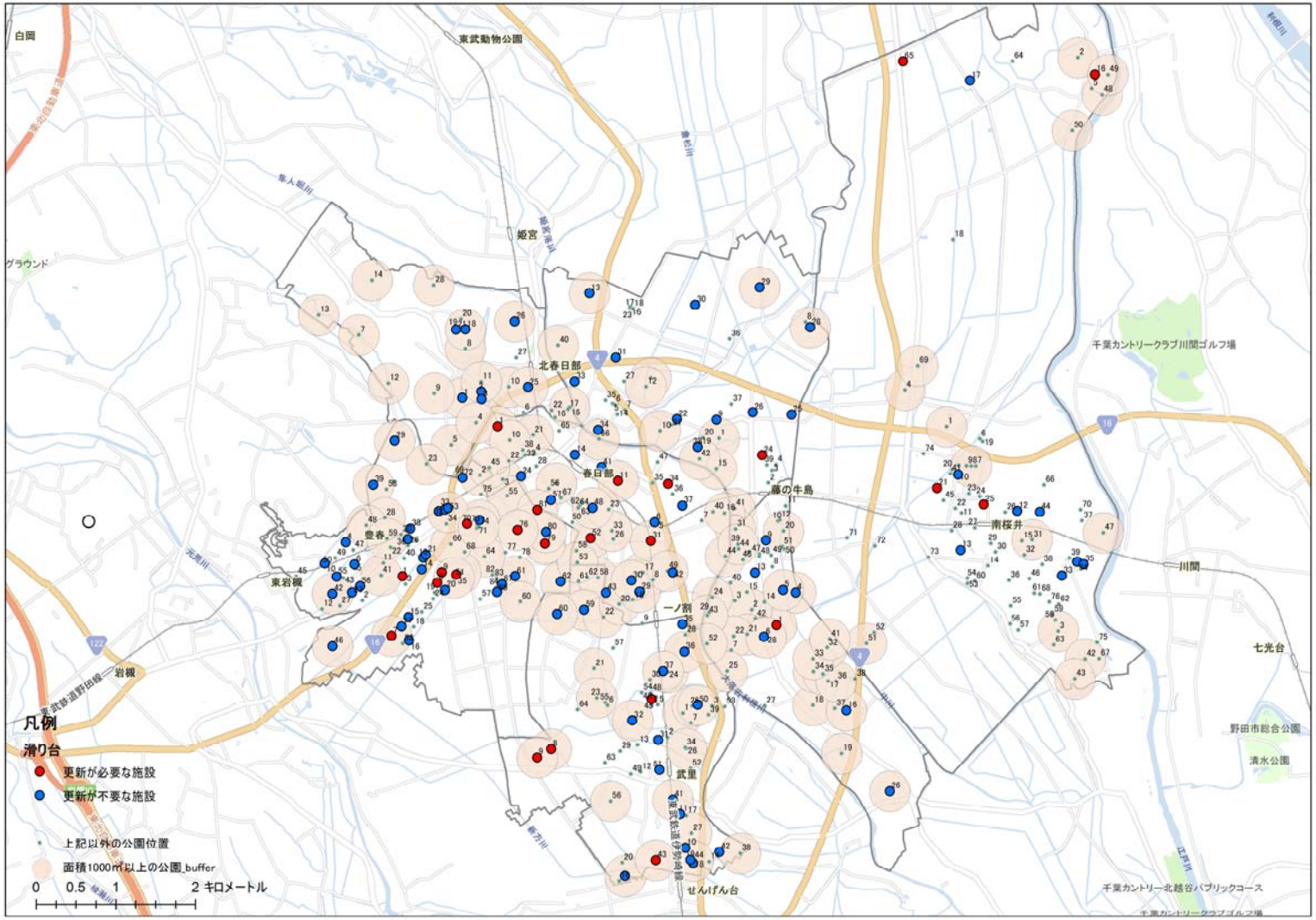

図 3-47　公園施設再編検討施設(滑り台)

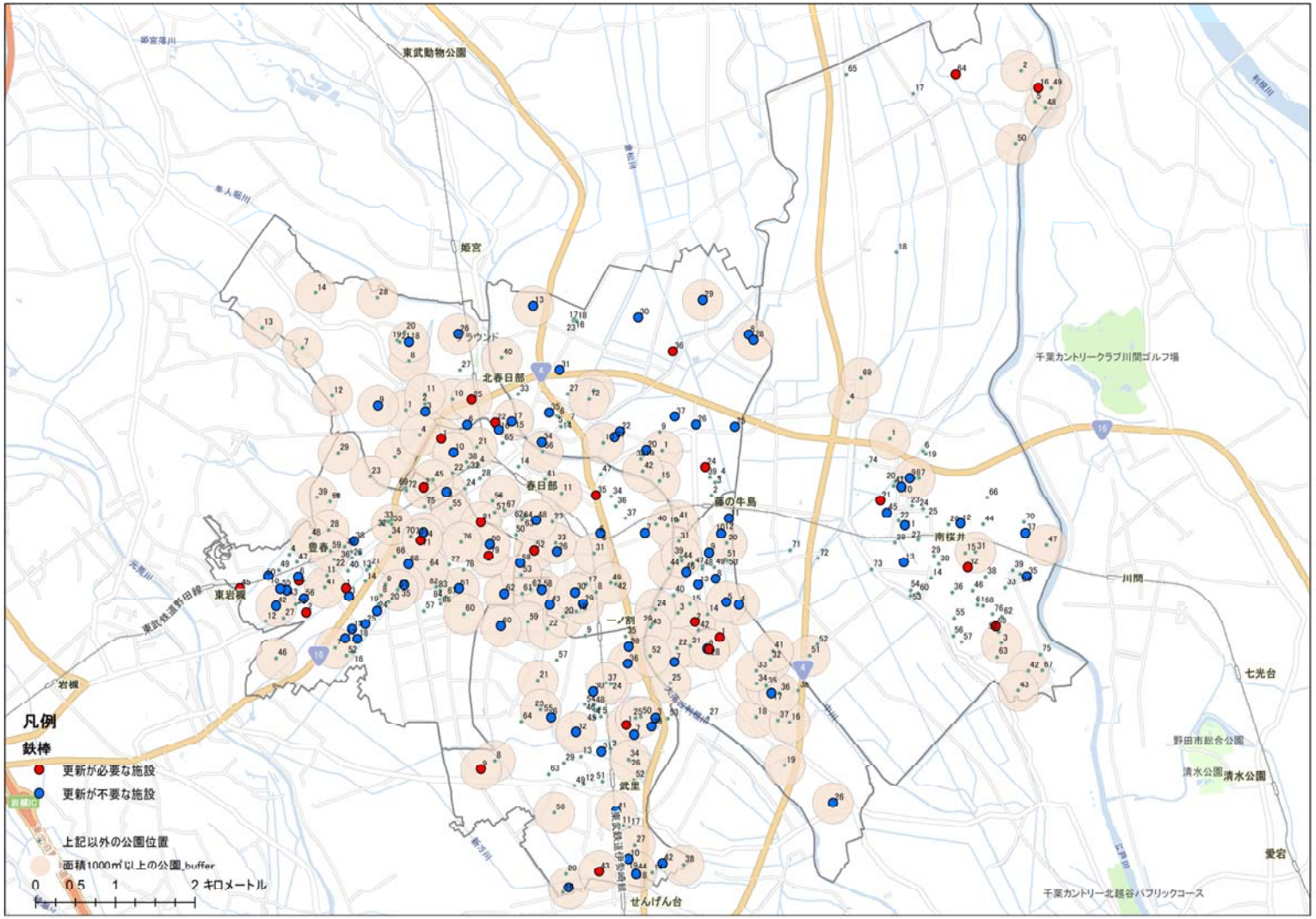

図 3-48　公園施設再編検討施設(鉄棒)

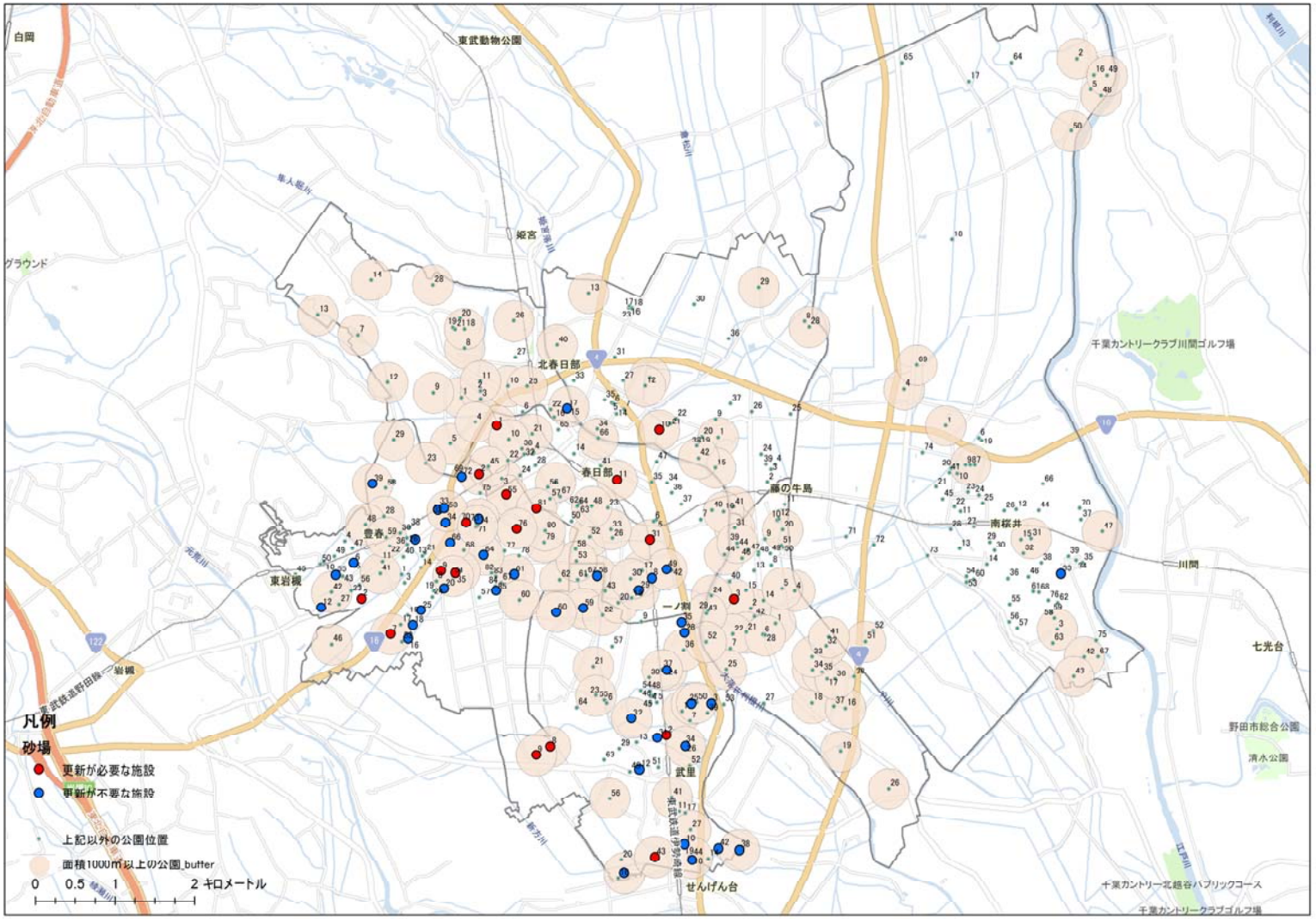

図 3-49　公園施設再編検討施設(砂場)

3.4 【方針③】公園施設の安全性の保持とコスト縮減

3.4.1 公園施設の長寿命化計画策定

本市では、2013 年度（H25 年度）に 12 公園について、公園施設長寿命化計画を策定し、計画的な維持管理を行っているところです。今回はそれらの公園を含めたすべての公園について、公園施設長寿命化計画を策定します（公園立地の再編対象公園は除く）。

また、施設を対策する順番は、公共施設等総合管理計画などの上位となる計画、公園の利用や機能、アンケート調査結果を踏まえて設定をした公園の重要度に従っていきます。

長寿命化計画の策定に当たっては、公園施設は、施設の特性を踏まえ、安全で快適な公園施設を市民に提供するために予防保全型管理、又は事後保全型管理に分類し、適切な維持管理を行います。

予防保全型管理に分類された施設は、子供が利用する遊具などが含まれており、適切な施設点検を定期的に行い、損傷や劣化が軽微な段階で補修をすることにより、施設の長寿命化（延命化）を図っていきます。また、施設の劣化の進行を防ぐために、予防的な劣化防止対策（塗装の塗替え等）を図ります。

事後保全型管理に分類された施設は、日常点検により状況を把握し、劣化や損傷により施設に求められる機能が確保できないと判断された場合に対応します。

公園施設の長寿命化では、定期的な点検を行い、損傷や劣化が軽微な段階で補修をすることにより、危険な施設が無くなり、公園施設の安全性が保持されます。

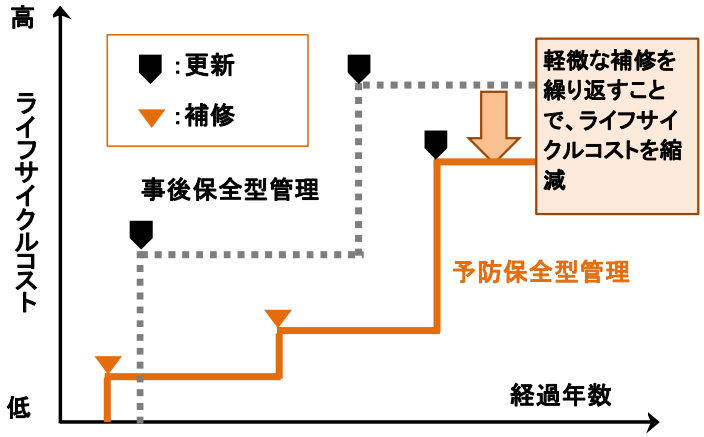

図 3-50　予防保全型管理と事後保全型管理のイメージ

表 3-30　維持管理類型

予防保全型	事後保全型
遊具、便所、休憩所、等	舗装、柵、縁石、等
約 1,300施設	約 3,700 施設

図 3-51　劣化要因を排除する対策の例(木製のベンチ)

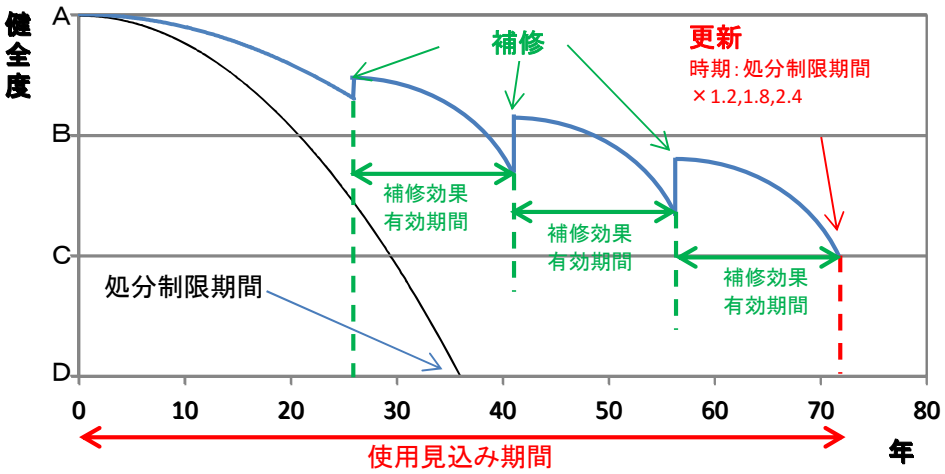

図 3-52　対策時期のイメージ（予防保全型管理）

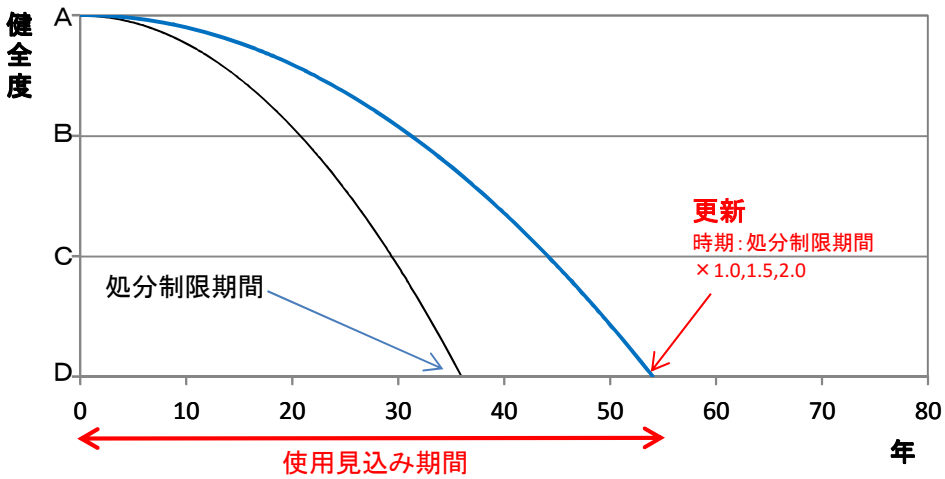

図 3-53　対策時期のイメージ（事後保全型管理）

(1) ライフサイクルコストの算定

公園施設の長寿命化を図り、長寿命化計画によるライフサイクルコストの縮減額の算定を行いました。

1) 基本方針の設定

長寿命化計画の基本方針は、以下の 2 点を設定しました。

1 点目として施設の維持管理方針は、「予防保全型管理」と「事後保全型管理」に分類しました。施設毎の分類方法は、国交省の公園施設長寿命化計画策定指針（案）（以下、指針（案））に基づいて設定しました。

2 点目としては、日常点検及び定期点検により施設の劣化状況を把握し、計画にフィードバックするという PDCA サイクルの運用を図るものとしました。

2) 長寿命化対策の検討

長寿命化対策は、以下の項目について検討しました。

◆ 健全度判定　◆対策時期の設定　◆対策費用の設定

i) 健全度判定

健全度は、指針（案）の健全度判定 A～D の 4 段階で判定しました。ここで、遊具など点検済みの施設については、計画を取りまとめ時の直近（平成 27 年度）の点検結果を用いましたが、点検が未実施の施設については、施設の使用年数（設置時からの経過年数）が耐用年数および使用見込み年度（期限）を超えているかどうかで判定しました（表 3-32 参照）。

表 3-31　健全度判定[17]

ランク	定義
A	全体的に健全である。 緊急の補修の必要はないため、日常の維持保全で管理するもの。
B	全体的に健全だが、部分的に劣化が進行している。 緊急の補修の必要性はないが、維持保全での管理の中で、劣化部分について定期的な観察が必要なもの。
C	全体的に劣化が進行している。 現時点では重大な事故につながらないが、利用し続けるためには部分的な補修、若しくは更新が必要なもの。
D	全体的に顕著な劣化である。 重大な事故につながる恐れがあり、公園施設の利用禁止あるいは、緊急な補修、若しくは更新が必要とされるもの。

[17]「公園施設等長寿命化計画策定指針(案) 平成 24 年 4 月　国土交通省」より抜粋

表 3-32　補修時期の設定（健全度推定）

経過年数の状況	健全度
経過年数＞使用見込み年度	C
耐用年数＜経過年数＜使用見込み年度	B
経過年数＜耐用年数	A

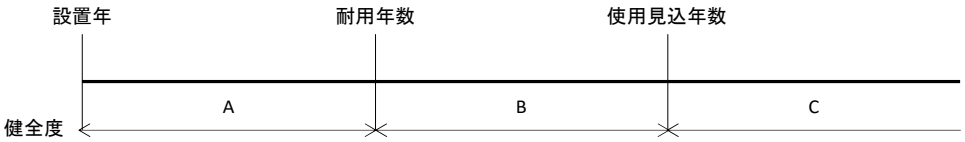

※補修時期の設定（健全度推定）において健全度 D を設定していないのは、健全度 D の施設は全体的に顕著な劣化であるため地元ボランティアの管理や公園利用者からの要望により適宜対応しているため。

施設の緊急度判定については、点検が未実施の施設があり、健全度評価と同様に緊急度を評価することが困難であるため以下のとおり設定しました。

表 3-33　緊急度の判定方法

管理区分	健全度	考慮すべき事項	緊急度
予防保全型	D	―	高
	C	便所、遊具	高
		―	中
	B	―	低
	A	―	低
事後保全型	D	―	高
	C	―	中
	B	―	低
	A	―	低

※考慮すべき指標は、便所及び遊具とした。

表 3-34　緊急度評価基準

緊急度	判定の目安
高	健全度の判定がDの施設。若しくは、Cの中で更新を行うべき施設
中	緊急度「高」への対応の進捗状況により、補修を行うべき施設
低	上記以外、健全度A・Bの施設

ii）対策時期の設定

更新時期は、指針（案）に基づき、「使用見込み期間　＝　処分制限期間、又は、整備時からの経過期間　＋　延命期間」としました。

補修時期は、劣化予測式を設定して設定しました。

点検調査時期は、5 年に 1 回としました。ただし、遊具については、毎年実施するものとしました。

表 3-35　緊急度と経過年数に応じた対応区分

緊急度	経過年数	予防保全型	事後保全型	備考
低	使用見込み期間未満	補修を行う。	対策しない。	計画 2 年目以降又は、計画初年度に計上
	使用見込み期間以上	更新を行う。	更新を行う。	
中	使用見込み期間未満	補修を行う。	対策しない。	
	使用見込み期間以上	更新を行う。	更新を行う。	
高	ー	年数に関わらず、計画初年度で更新とする。	年数に関わらず、計画初年度で更新とする。	計画初年度に計上

表 3-36　使用見込み期間

	事後保全型管理における使用見込み期間	予防保全型管理における使用見込み期間
処分制限期間が 20 年未満の施設	処分制限期間の 2 倍	処分制限期間の 2.4 倍
処分制限期間が 20 年以上 40 年未満の施設	処分制限期間の 1.5 倍	処分制限期間の 1.8 倍
処分制限期間が 40 年以上の施設	処分制限期間の 1 倍	処分制限期間の 1.2 倍

表 3-37　消耗部材の交換計画

管理区分	公園施設名	消耗部材	交換計画
遊戯施設	ベンチぶらんこ	・吊り金具、チェーン、回転軸など	5 年
遊戯施設	シーソー	・回転軸、衝撃吸収材など	5 年
遊戯施設	スプリング遊具	・スプリング	5 年
遊戯施設	ぶらんこ	・吊り金具、チェーン、回転軸など	5 年
遊戯施設	メリーゴーラウンド	・回転軸など	5 年
遊戯施設	グローブジャングル	・回転軸など	5 年
管理施設	照明施設	・ランプ	ランプ切れの場合、若しくはその兆候が出た段階

ⅲ) 対策費用の設定

更新費用は、過年度に策定済みの長寿命化計画の設定値及び積算資料、製品費用等にて設定しました。

補修費用は、補修費率を設置費用の 10%と設定し、設置費用との積により設定しました。

維持保全費用は、維持保全単価を 280 円／m2 と設定し、公園面積との積により算出しました。

諸経費は、直接工事費の 65%としました。

3) コスト縮減効果の検討

コスト縮減効果は、以下のとおり検討しました。

ⅰ) 維持管理シナリオの設定

維持管理シナリオは、長寿命化シナリオと従来管理シナリオの 2 パターンを検討しました。各シナリオの内容は以下のとおりです。

表 3-38　維持管理シナリオ

シナリオ	シナリオ内容	維持管理方式
長寿命化シナリオ	長寿命化対策により延命化を図る。	予防保全　＋　事後保全 ※施設特性に応じて設定
従来管理シナリオ	壊れてから更新を実施する。	全施設事後保全

※長寿命化シナリオでは舗装など一部の事後保全型管理施設においても補修実施に長期供用を図る。

ⅱ) 計画の評価期間

計画の評価期間は 30 年間としました。

iii) **コスト算出結果**

上述の条件設定により各シナリオのコスト総額は以下のとおりとなりました。

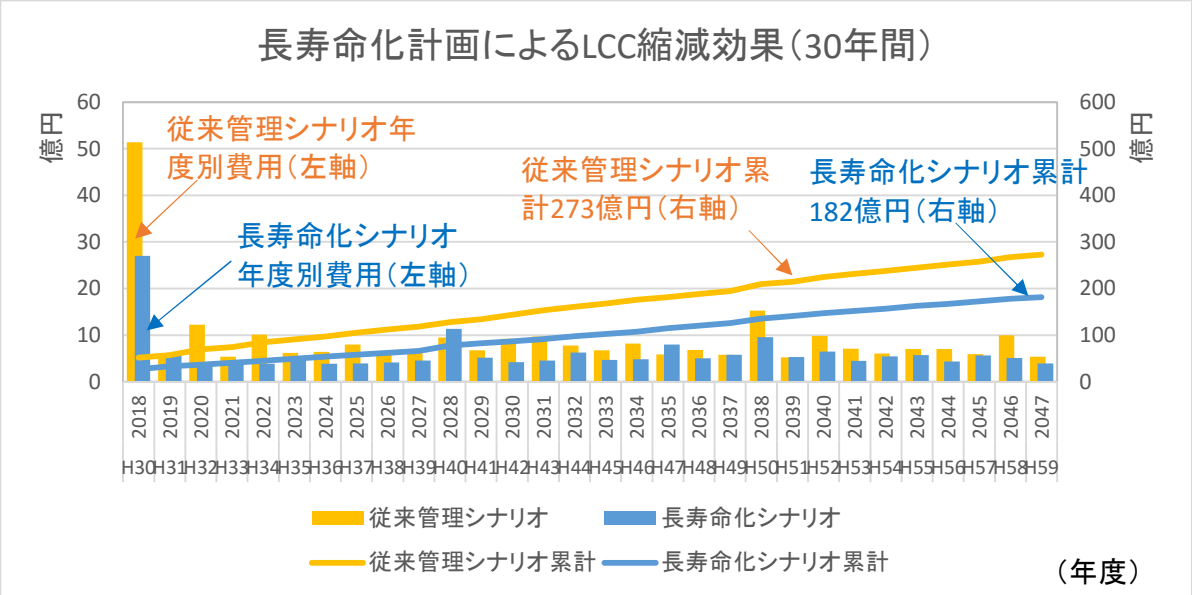

図 3-54　コスト縮減効果

表 3-39　ライフサイクルコスト縮減額

	コスト累計（30 年間）	単年度当たり
長寿命化シナリオ	182 億円	6.1 億円
従来管理シナリオ	273 億円	9.1 億円
ライフサイクルコスト縮減額	-91 億円	-3.0 億円

(2) 公園の重要度

公園施設長寿命化計画において、施設の年度当りの更新費が突出した場合には、平準化を行います。平準化には、公園の重要度に従って行うものとし、公園の機能や利用に関する指標から、公園の重要度を設定します。

公園の重要度は、指標ごとにランクを設定して評価します。評価方法は、各指標の加点方式とし総得点が多いほど重要な公園であると評価されます。

表 3-40　重要度評価

重要度評価基準	具体の重要度評価基準(案)
利用に関する指標	◆公園利用度調査による利用人数 ←利用度調査を活用 ◆公園規模(大きさ) ◆イベントが実施されている公園
劣化環境に関する指標	◆公園の供用年数
公園の機能に関する指標	◆欲しい公園・欲しい身近な公園 ←市民アンケートを活用 ◆防災施設型公園
特定の公園に関する指標	◆自宅近くで利用している公園・利用していない公園・思い入れのある公園 ←市民アンケートを活用
市の上位方針に関する指標	◆立地適正化計画の都市機能誘導区域

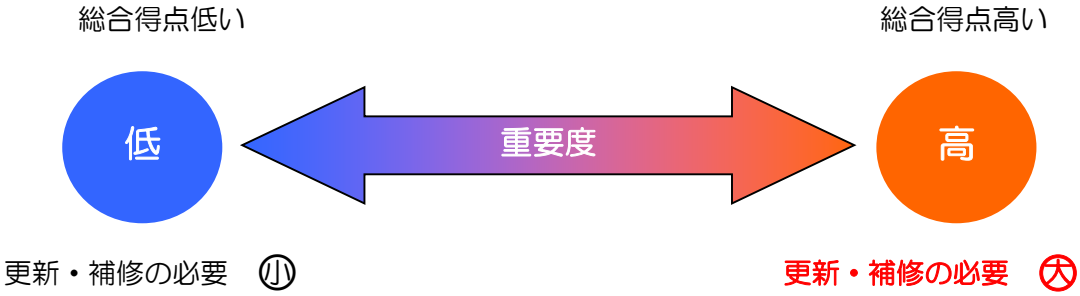

図 3-55　重要度と総合得点の関係

1) 利用に関する指標

利用に関する指標は、公園利用度調査による利用人数、公園規模(大きさ)、イベントの有無としました。

表 3-41 公園利用度調査による利用人数の評価

ランク	定義
3	公園の利用人数が「31 人～5,000 人」の公園
2	公園の利用人数が「11 人～30 人」の公園
1	公園の利用人数が「1 人～10 人」の公園
0	公園の利用人数が「0人」の公園

表 3-42 公園規模（大きさ）の評価

ランク	定義
3	公園の面積が「1,201 ㎡～150,000 ㎡」の公園
2	公園の面積が「201 ㎡～1,200 ㎡」の公園
1	公園の面積が「1㎡～200 ㎡」の公園

表 3-43 イベントの実施有無の評価

ランク	定義
3	イベントが実施されている公園
0	イベントが実施されていない公園

2) 劣化環境に関する指標

劣化環境に関する指標は、公園の供用年数としました。

表 3-44 公園の供用年数の評価

ランク	定義
3	公園の供用年数が「36 年～70 年」の公園
2	公園の供用年数が「26 年～35 年」の公園
1	公園の供用年数が「1 年～25 年」の公園

3) 公園の機能に関する指標

公園の機能に関する指標は、市民アンケート結果から、「身近な公園をどのような目的で利用するか」「あなたが欲しい身近な公園」「あなた（お子様）が欲しい身近な公園」の回答結果を参考としています。また、公園機能の分類を以下に示します。

表 3-45　公園機能分類

番号	機能	番号	機能
①	遊び型	⑤	自然型
②	健康づくり型	⑥	コミュニティ型
③	スポーツ型	⑦	防災型
④	休養型		

表 3-46　公園機能の評価

ランク	定義
利用する公園	①3点、④2点、⑤1点
欲しい公園	④3点、②･⑤2点
欲しい公園（小学生以下がいる）	①3点、②2点、③1点

＜市民アンケート調査結果より＞

【 設問 4 】

あなたは身近な公園をどのような目的で利用しますか？（複数回答可）

＊設問1において、自宅近くの公園を利用する市民を対象とした質問

「子供の遊び場」が 224 回答(約 30%)で最も多く、続いて、「休息・散歩の場」が 181 回答、「自然観察・自然に親しむ場」が 109 回答となっています。

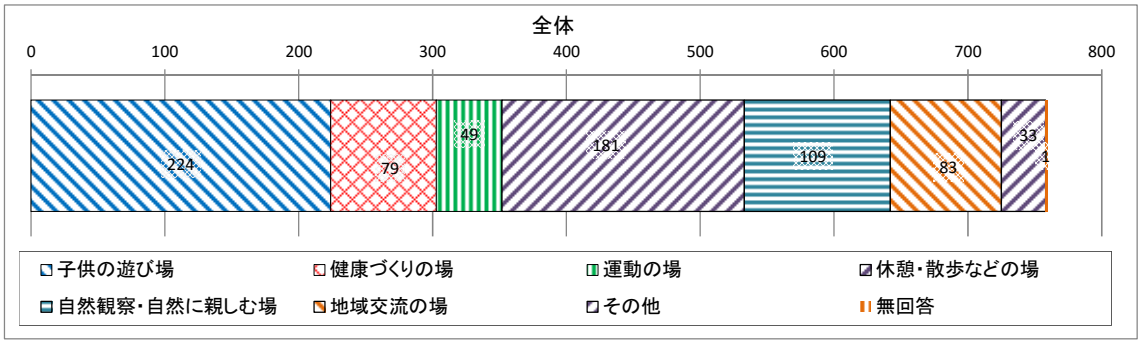

【 設問 9 】

あなたが欲しい身近な公園をお答えください。（1つ）

＊設問1において、自宅近くの公園を利用する市民を対象とした質問

「休憩・散歩などの場」が約 25%で最も多く、続いて、「健康づくりの場」が約 16%、「特にない」が約 15%となっています。

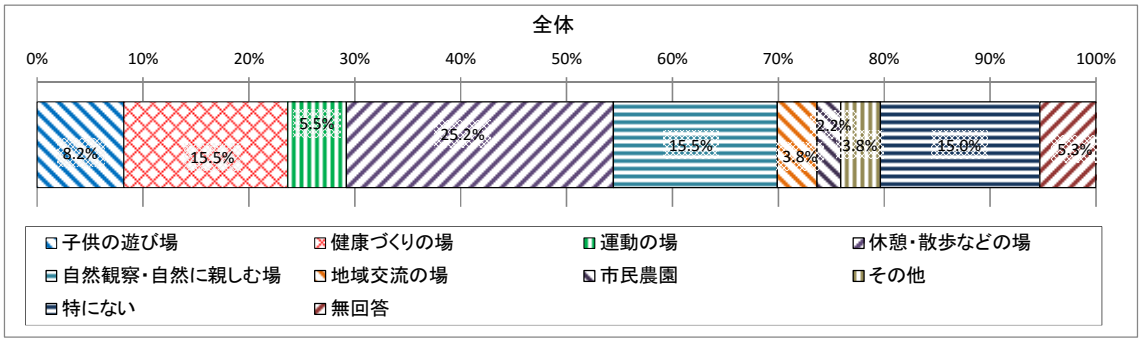

＜市民アンケート調査結果より＞

【 設問 17 】

あなた（お子様）が欲しい身近な公園をお答えください。（複数回答可）

＊小学生以下の子供がおり、身近な公園を利用しない市民を対象とした質問

「遊具が多い」が約 25%で最も多く、続いて、「走り回れる広場がある」約 23%、「ボール遊びができる運動場がある」約 15%となっています。約 63%が遊べる施設が望ましいとなっています。

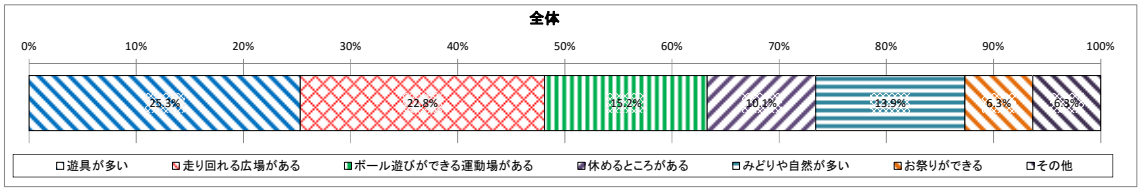

表 3-47　防災施設型公園の評価

ランク	定義
3	防災施設型公園
0	防災施設型公園以外

4) 特定の公園に関する指標

特定の公園に関する指標は、市民アンケート結果から、「よく利用する身近な公園」「自宅近くで利用している公園」「思い入れのある公園」「利用しない公園」の回答結果を参考としています。

表 3-48　よく利用する身近な公園の評価

ランク	定義
3	回答数が「40」以上の公園
2	回答数が「20～39」の公園
1	回答数が「1～19」の公園
0	回答数が「0」の公園

表 3-49　自宅近くで利用している公園の評価

ランク	定義
3	回答数が「12」以上の公園
2	回答数が「6～11」の公園
1	回答数が「1～5」の公園
0	回答数が「0」の公園

表 3-50　思い入れのある公園の評価

ランク	定義
3	回答数が「40」以上の公園
2	回答数が「20～39」の公園
1	回答数が「1～19」の公園
0	回答数が「0」の公園

表 3-51　利用しない公園の評価

ランク	定義
-3	回答数が「8」以上の公園
-2	回答数が「4～7」の公園
-1	回答数が「1～3」の公園
0	回答数が「0」の公園

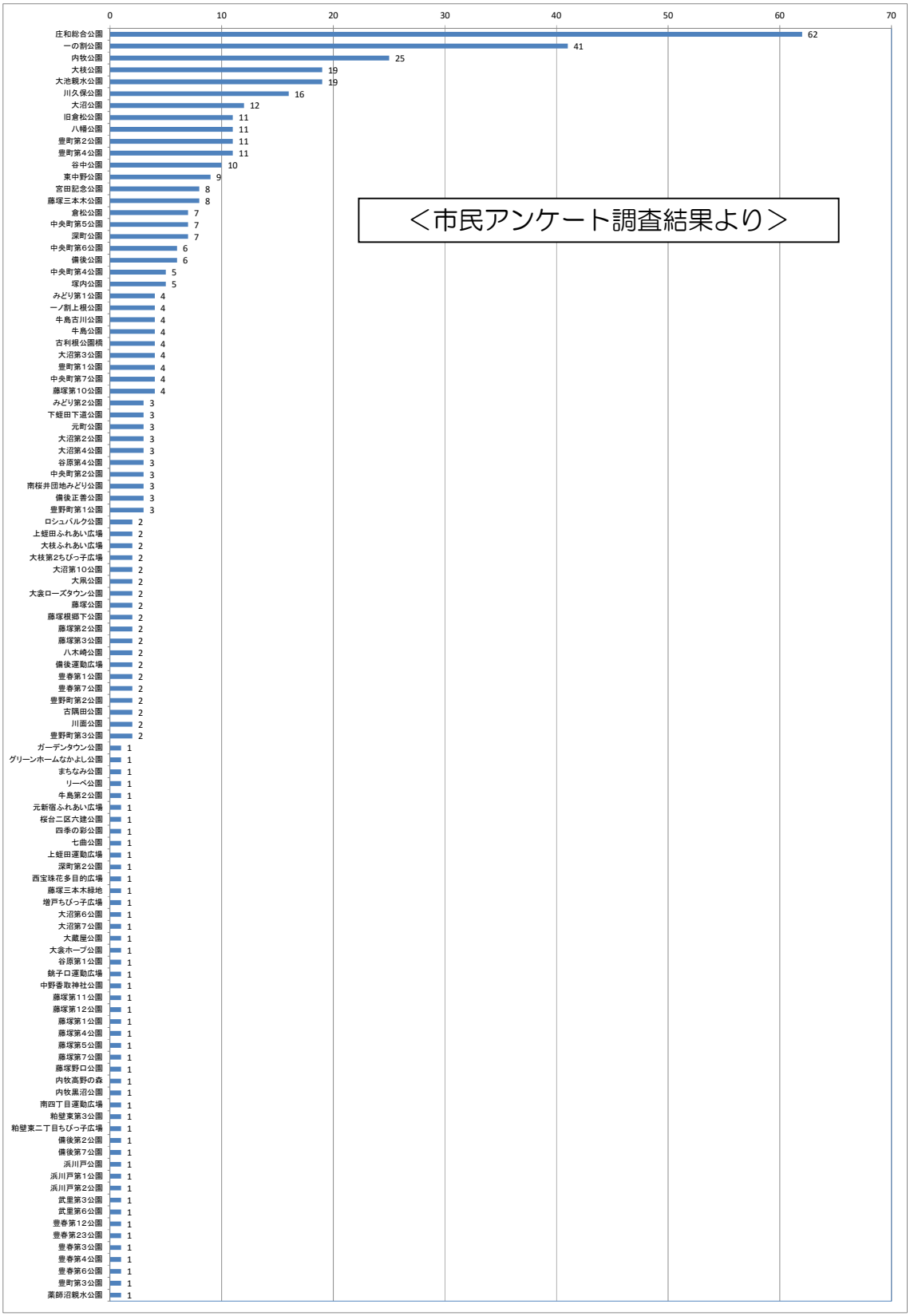

図 3-56　よく利用する身近な公園

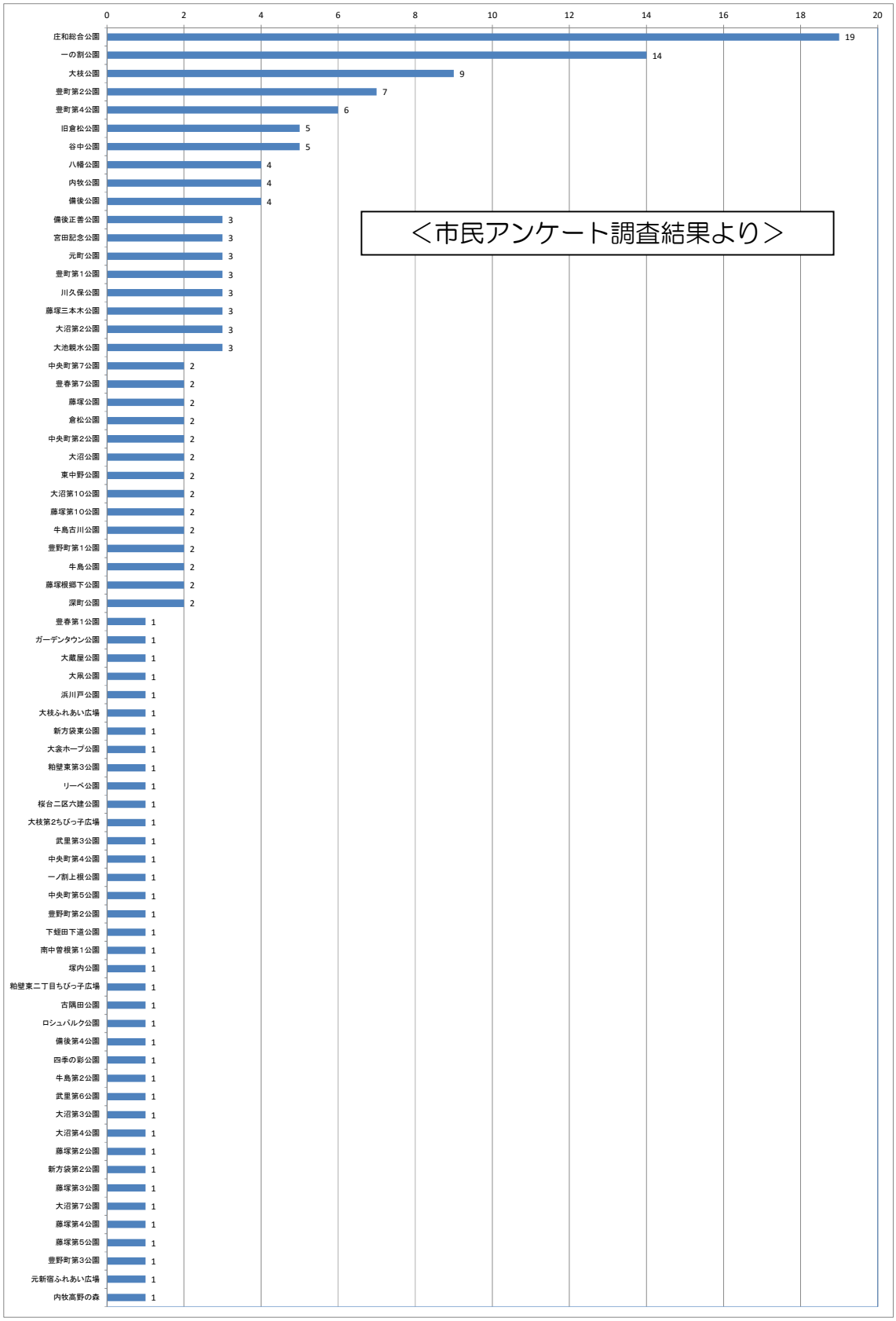

図 3-57　自宅近くで利用している公園

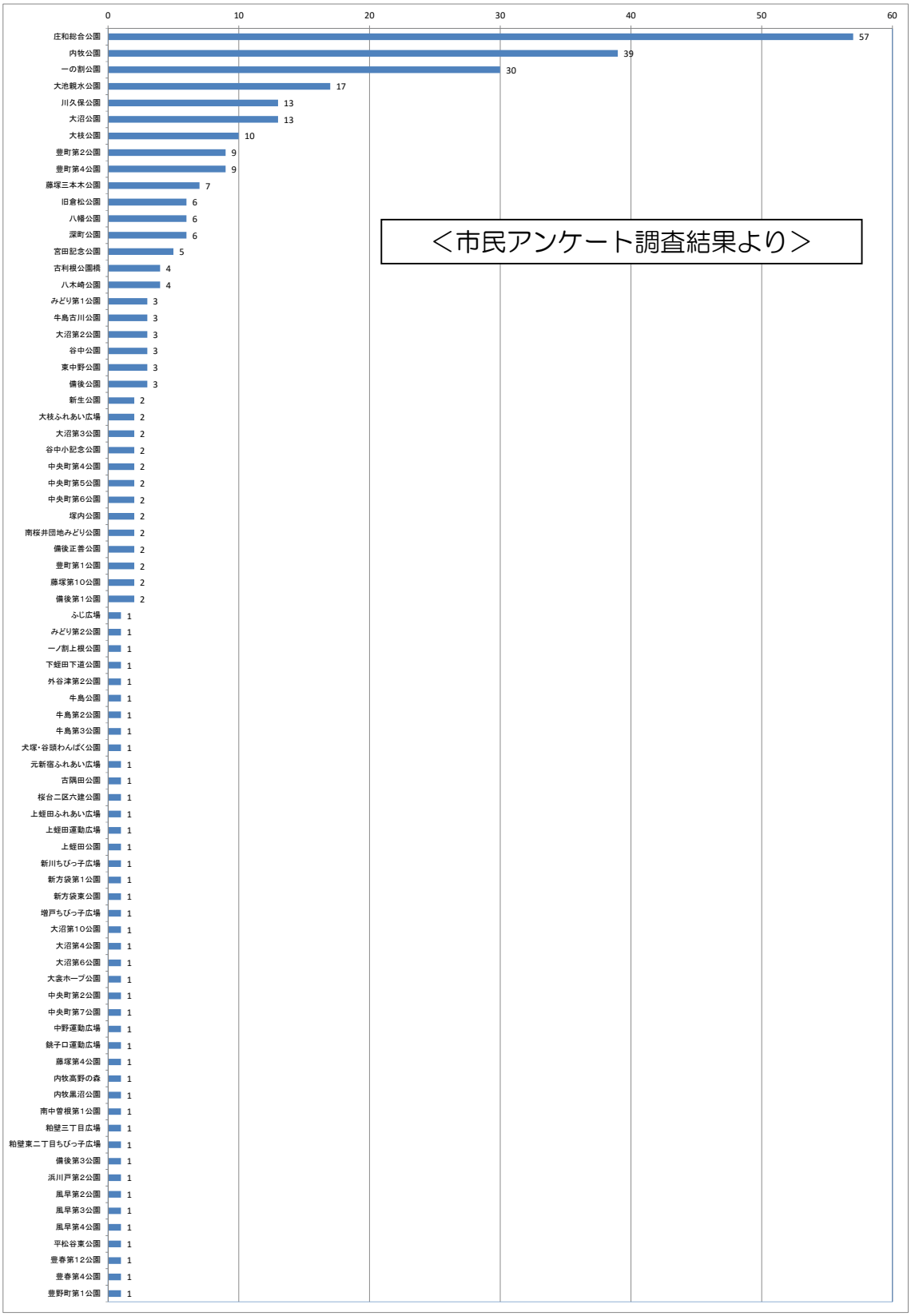

＜市民アンケート調査結果より＞図 3-58　思い入れのある公園

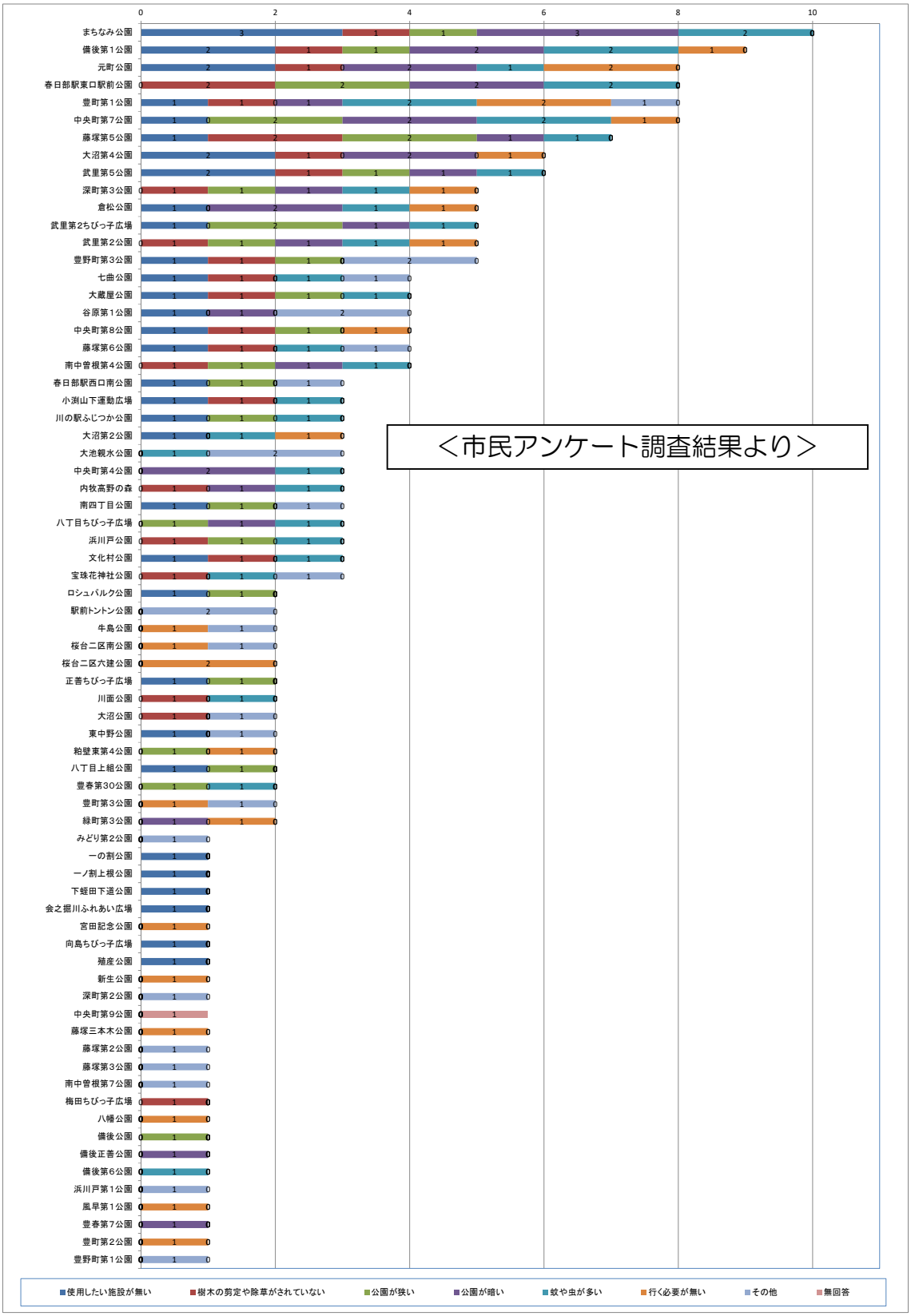

図 3-59　利用していない公園

5) 都市公園機能誘導区域（予定）

春日部市立地適正化計画で予定している、都市機能誘導区域に設置されている公園の重要度を高く設定しました。

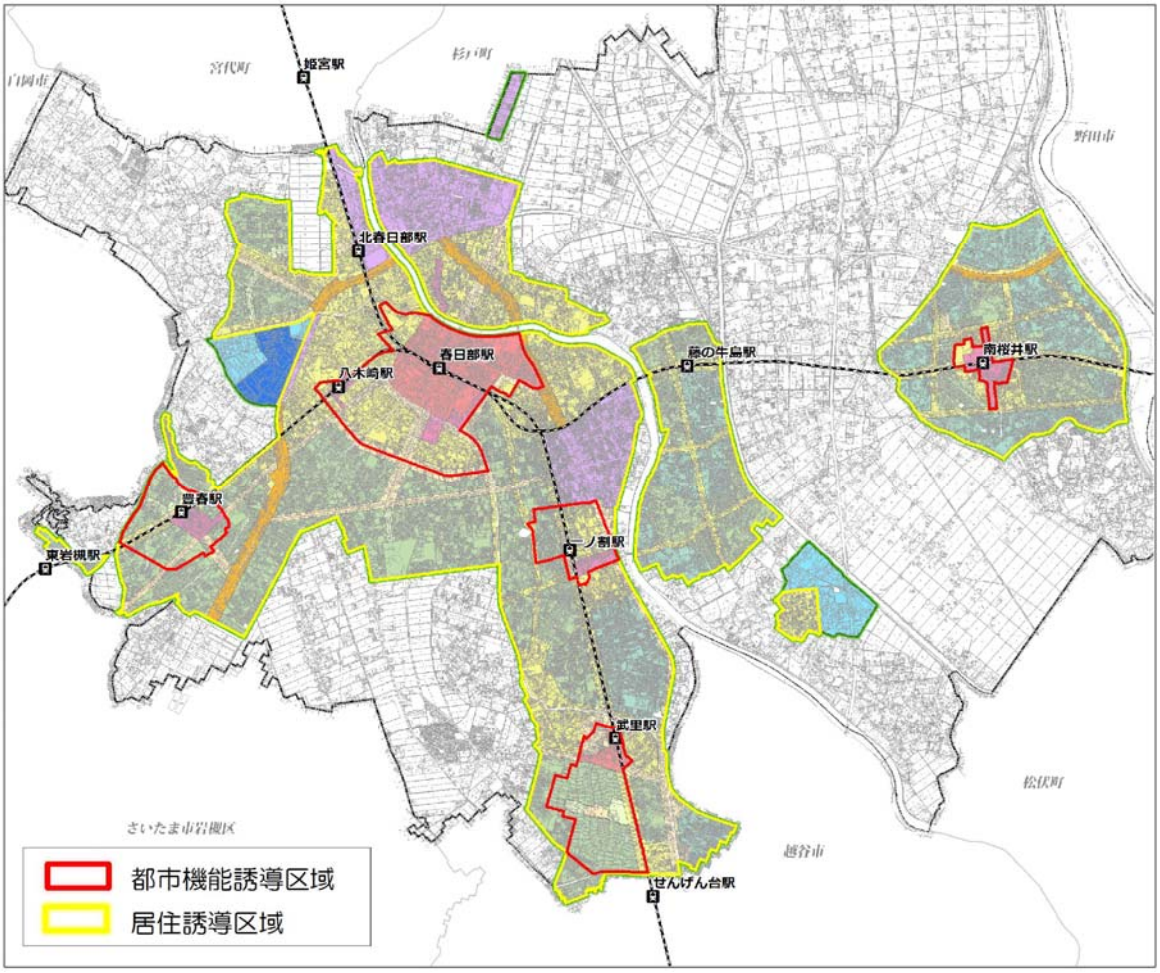

図 3-60　都市機能誘導区域（予定）[18]

表 3-52　都市機能誘導区域の評価

ランク	定義
3	都市機能誘導区域内公園
0	都市機能誘導区域外公園

[18]「春日部市立地適正化計画(案)」より抜粋

6) 公園重要度ランキング

公園の重要度ランキングを示します。

表 3-53　公園の重要度ランキング

ランク	公園名	合計
1	一の割公園	40
2	庄和総合公園	38
3	内牧公園	37
3	中央町第5公園	37
5	中央町第2公園	36
5	大枝公園	36
5	大沼第3公園	36
8	牛島古川公園	35
8	中央町第6公園	35
10	豊町第4公園	34
11	谷中公園	32
11	川久保公園	32
11	藤塚第3公園	32
14	旧倉松公園	31
14	大池親水公園	31
14	中央町第4公園	31
14	宮田記念公園	31
14	谷原第4公園	31
19	南桜井団地みどり公園	30
19	薬師沼親水公園	30
21	ガーデンタウン公園	29
21	八幡公園	29
21	みどり第1公園	29
21	豊町第1公園	29
25	浜川戸第2公園	28
25	八木崎公園	28
25	豊春第7公園	28
25	大沼第2公園	28
29	牛島公園	27
29	倉松公園	27
29	外谷津第2公園	27
29	深町公園	27
29	備後公園	27
29	大沼第4公園	27
29	豊町第2公園	27
36	南栄町第1近隣公園	26
36	大畑第2ちびっ子広場	26
36	大沼第5公園	26
36	豊春第10公園	26
36	谷原第1公園	26
41	外谷津第1公園	25
41	浜川戸第1公園	25
41	豊春第9公園	25
41	古隅田公園	25
41	川面公園	25
41	上蛭田ふれあい広場	25
41	藤塚三本木公園	25
48	塚内公園	24
48	武里第6公園	24
48	備後止善公園	24
48	備後運動広場	24
48	大沼第6公園	24
48	豊春第1公園	24
48	藤塚第2公園	24
48	藤塚根郷下公園	24
56	大袋ホーラ公園	23
56	備後第2公園	23
56	五街区広場	23
56	豊春第6公園	23
56	下蛭田下道公園	23
56	藤塚第1公園	23
56	豊野町第1公園	23
56	豊野町第3公園	23
64	牛島古川公園（第Ⅱ期）	22
64	新生公園	22
64	古利根公園橋	22
64	みどり第2公園	22
64	大枝ふれあい広場	22
64	豊春第2公園	22
64	豊春第8公園	22
64	新方袋東公園	22
64	大沼第7公園	22
64	大沼第10公園	22
64	藤塚第5公園	22
75	サニータウン三角公園	21
75	七曲公園	21
75	元町公園	21
75	粕壁東第3公園	21
75	豊春第11公園	21
75	豊町第3公園	21
75	藤塚第4公園	21
75	豊野町第2公園	21
75	赤沼ちびっ子広場	21
84	内牧黒沼緑道	20
84	大凧公園	20
84	大蔵屋公園	20
84	旭産公園	20
84	四方谷第1公園	20
84	梅田本田公園	20
84	まちなみ公園	20
84	元新宿ふれあい広場	20
84	備後第1公園	20
84	武里第1公園	20
84	一ノ割上根公園	20
84	大枝第2ちびっ子広場	20
84	日立住宅内遊水池広場	20
84	藤塚野口公園	20
84	藤米線ポケットパーク③	20
99	大落古利根川緑道（右岸）	19
99	桜台二区六建公園	19
99	犬塚・谷頭わんぱく公園	19
99	南栄町中央児童公園	19
99	山王公園	19
99	豊春第18公園	19
99	豊春第27公園	19
99	藤塚第6公園	19
99	藤塚第10公園	19
99	藤塚文化村緑道	19
109	平松谷東公園	18
109	駅前トントン公園	18
109	豊春第4公園	18
109	南中曽根第5公園	18
109	藤塚第12公園	18
114	牛島第2公園	17
114	大袋ロータウン公園	17
114	グリーンホームなかよし公園	17
114	緑町第2公園	17
114	春日部駅東口駅前公園	17
114	南四丁目ちびっ子広場	17
114	粕壁東二丁目ちびっ子広場	17
114	春日部駅西口南公園	17
114	ロシュバルク公園	17
114	豊春第25公園	17
114	上蛭田運動広場	17
114	ルネ春日部内第1遊水池広場	17
114	松の木団地内遊水池広場	17
114	新方袋第2公園	17
114	藤塚ちびっ子広場	17
129	八丁目上組公園	16
129	牛島ちびっ子広場	16
129	小渕第2公園	16
129	西宝珠花町通公園	16
129	東急南桜井タウンハウス東公園	16
129	三栄団地公園	16
129	西宝珠花多目的広場	16
129	深町第2公園	16
129	梅田新田公園	16
129	武里第9公園	16
129	シティプラザ内遊水池広場	16
129	備後角栄団地内第2遊水池広場	16
129	四季の彩公園	16
129	増戸ちびっ子広場	16
129	藤塚第11公園	16
129	銚子口運動広場	16
129	藤塚三本木第1公園	16
129	川の駅ふじつか公園	16
129	東中野南台第2公園	16
148	小渕山下運動広場	15
148	小渕前田ちびっ子広場	15
148	不動院野大栄住宅内遊水池広場	15
148	東中野公園	15
148	風早第2公園	15
148	風早第3公園	15
148	有楽三角公園	15
148	桜台二区南公園	15
148	文化村公園	15
148	リーベ公園	15
148	農村公園	15
148	中央町第3公園	15
148	武里第10公園	15
148	備後須賀第1ちびっ子広場	15
148	備後須賀第2ちびっ子広場	15
148	備後東第1公園	15
148	谷中小記念公園	15
148	豊春第3公園	15
148	豊春第5公園	15
148	豊春第12公園	15
148	豊春第13公園	15
148	豊春第26公園	15
148	古隅田第2公園	15
148	南中曽根第3公園	15
148	南中曽根第7公園	15
148	南中曽根第8公園	15
148	上蛭田公園	15
148	花積ちびっ子広場	15
148	大沼公園	15
148	新方袋第3公園	15
148	藤塚第9公園	15
148	古隅田川緑道（第1）	15
180	内牧高野の森	14
180	小渕ちびっ子広場	14
180	八丁目第3ちびっ子広場	14
180	風早第1公園	14
180	宝珠花神社公園	14
180	木崎神社公園	14
180	桜谷二区中央公園	14
180	パークアベニュー桜井団地東公園	14
180	ユリノキ橋上流部緑道（左岸）	14
180	深町第3公園	14
180	倉松緑道	14
180	緑町ちびっ子広場	14
180	東西ふれあい通り西口第1公園	14
180	粕壁三丁目広場	14
180	武里第2ちびっ子広場	14
180	備後角栄団地内第4遊水池広場	14
180	武里第1３公園	14
180	豊春小学校前緑地	14
180	豊春第15公園	14
180	豊春第16公園	14
180	豊春第24公園	14
180	南中曽根第2公園	14
180	新方袋第4公園	14
180	サニータウン内第1遊水池広場	14
180	藤塚橋上流部緑道	14
180	藤塚橋下流部緑道	14
180	古隅田川緑道（第2）	14
180	藤塚三本木第2公園	14
208	八丁目第2公園	13
208	穐籟第1公園	13
208	風早第4公園	13
208	グリーンホーム地蔵公園	13
208	パークアベニュー桜井団地北公園	13
208	中野香取神社公園	13
208	四方谷第2公園	13
208	粕壁東第1公園	13
208	南四丁目連動広場	13
208	粕壁東第4公園	13
208	東西ふれあい通り西口第2公園	13
208	備後第3公園	13
208	備後宮田第2ちびっ子広場	13
208	備後角栄団地内第3遊水池広場	13
208	古隅田第3公園	13
208	南中曽根第6公園	13
208	藤塚三本木緑地	13
208	高島屋住宅内遊水池広場	13
208	豊春第30公園	13
208	サニータウン内第2遊水池広場	13
208	大沼第9公園	13
208	八木崎第1緑地	13
208	藤米線ポケットパーク⑤	13
231	八丁目第3公園	12
231	梅田緑道	12
231	穐籟第1公園	12
231	新川ちびっ子広場	12
231	穐籟ちびっ子広場	12
231	向島ちびっ子広場	12
231	下谷ちびっ子広場	12
231	牛島ポケットパーク	12
231	米島吉岡公園	12
231	東映団地暫定公園	12
231	金崎有楽西緑地	12
231	ミニ工業団地内公園	12
231	吉岡東公園	12
231	東中野吉岡公園	12
231	芦橋香取神社公園	12
231	谷頭なかよし公園	12
231	梅田ちびっ子広場	12
231	粕壁東第2公園	12
231	南一丁目第1公園	12
231	八木崎第3公園	12
231	緑町第3公園	12
231	中野運動広場	12
231	武里第12公園	12
231	備後宮田ちびっ子広場	12
231	武里第14公園	12
231	大場長島公園	12
231	豊春第14公園	12
231	豊春第23公園	12
231	南中曽根第1公園	12
231	南中曽根第4公園	12
231	時島公園	12
231	豊町第6公園	12
231	谷原第2公園	12
231	谷原第3公園	12
231	大沼第8公園	12
267	牛島第5公園	11
267	不動院野ちびっ子広場	11
267	牛島第6公園	11
267	ふるさと公園	11
267	大袋公園	11
267	東中野榎台公園	11
267	東中野房田公園	11
267	塚崎雷電神社公園	11
267	西金野井愛宕公園	11
267	八木崎第2公園	11
267	浜川戸公園	11
267	南二丁目第1公園	11
267	一宮町ちびっ子広場	11
267	南五丁目第1公園	11
267	中央町第10公園	11
267	中央町第8公園	11
267	備後第7公園	11
267	武里第3公園	11
267	武里第5公園	11
267	武里第8公園	11
267	備後第8公園	11
267	備後第9公園	11
267	武里中野北公園	11
267	豊春第17公園	11
267	豊春第21公園	11
267	豊春第22公園	11
267	豊春第28公園	11
267	谷原新田第1公園	11
267	ふじ広場	11
267	藤塚第7公園	11
267	藤塚第16公園	11
267	八木崎第2緑地	11
267	八木崎第3緑地	11
267	金崎秀地公園	11
301	八丁目ちびっ子広場	10
301	松永住宅公園	10
301	西宝珠花緑地	10
301	東中野吉岡第2公園	10
301	東中野吉岡第3公園	10
301	東中野駿河公園	10
301	東中野駿河第2公園	10
301	東中野房田第2公園	10
301	内牧黒沼公園	10
301	備後第4公園	10
301	武里第4公園	10
301	藤塚第13公園	10
301	藤塚第14公園	10
301	南四丁目緑地	10
301	藤米線ポケットパーク④	10
301	東中野駿河第3公園	10
317	牛島第3公園	9
317	穐籟第2公園	9
317	西金野井グランド	9
317	西宝珠花グランド	9
317	東中野南台公園	9
317	小渕第1緑地	9
317	緑町第1公園	9
317	南町第1公園	9
317	中央町第9公園	9
317	備後第5公園	9
317	備後第6公園	9
317	武里第7公園	9
317	武里第11公園	9
317	正善ちびっ子広場	9
317	武里第3ちびっ子広場	9
317	豊春第20公園	9
317	ルネ春日部内第2遊水池広場	9
317	豊春第29公園	9
317	藤塚第8公園	9
336	牛島第4公園	8
336	八丁目第1公園	8
336	穐籟第3公園	8
336	小渕第1公園	8
336	穐籟第4公園	8
336	米島第2公園	8
336	藤米線ポケットパーク⑥	8
336	上葛川緑地	8
336	梅田第2公園	8
336	緑町第4公園	8
336	税務署跡地	8
336	豊春第19公園	8
336	豊町第5公園	8
336	藤塚第15公園	8
336	四方谷第1緑地	8
336	藤米線ポケットパーク①	8
336	藤米線ポケットパーク②	8
353	小渕彩龍公園	7
353	金崎有楽東緑地	7
353	米島第1公園	7
353	藤米線ポケットパーク⑧	7
353	豊野町第1緑地	7
353	豊野町第2緑地	7
353	豊野町第3緑地	7
353	宮本町公園	7
353	豊野町第4緑地	7
353	豊野町第5緑地	7
353	南二丁目ちびっ子広場	7
353	武里第2公園	7
353	備後角栄団地内第1遊水池広場	7
353	藤塚公園	7
353	藤塚文化村緑地	7
353	ミニ工業団地内緑地	7
353	藤塚遊水池広場	7
370	牛島第5緑地	6
370	上柳公園	6
370	小渕第2緑地	6
370	小渕第3緑地	6
370	南四丁目公園	6
370	豊野町第7緑地	6
370	備後止善第2公園	6
370	備後第1緑地	6
370	四方谷第2緑地	6
379	牛島第1緑地	5
379	米崎第1公園	5
379	一宮町第2ちびっ子広場	5
379	豊野町第6緑地	5
379	東西ふれあい通り西口第3公園	5
379	会之郷川ふれあい広場	5
379	備後西ちびっ子広場	5
379	一ノ割三丁目公園	5
379	増富バスケット広場	5
379	藤塚新田公園	5
379	（仮称）内牧三堂公園	5
390	水角第1公園	4
390	水角第2公園	4
390	梅田第1公園	4
390	梅田本町二丁目ふれあい広場	4
390	新方袋第1公園	4
395	藤米線ポケットパーク⑦	2

3.4.2 光熱費のコスト縮減

公園灯は、光熱費を削減するために、既存照明（水銀灯やナトリウム灯など）からLED化を図ります。LED照明は、長寿命化が図れるだけではなく、照度が明るくなり、防犯性の向上を図ることができます。

(1) 公園灯のLED化

街路灯の試算結果を参考に試算しました。

効率的な維持管理により、公園灯をLED化することにより、約221万円/年(縮減率約53%)の縮減が見込まれます(ただし、設定から11年以降)。

街路灯　13,882 本　単位：百万円

LED化の財政効果	電気料金	リース料	維持管理費	削減分
現行（H25実績）	95	0	14	0
LED化（開始から10年後）	48	49	3	9
LED化（11～13年後）	48	0	3	58

公園灯（街路灯を比率で計算）　530 本　単位：千円

LED化の財政効果	電気料金	リース料	維持管理費	削減分
現行（街路樹を参考に試算）	3,627	0	535	0
LED化（開始から10年後）	1,833	1,871	115	344
LED化（11～13年後）	1,833	0	115	2,214

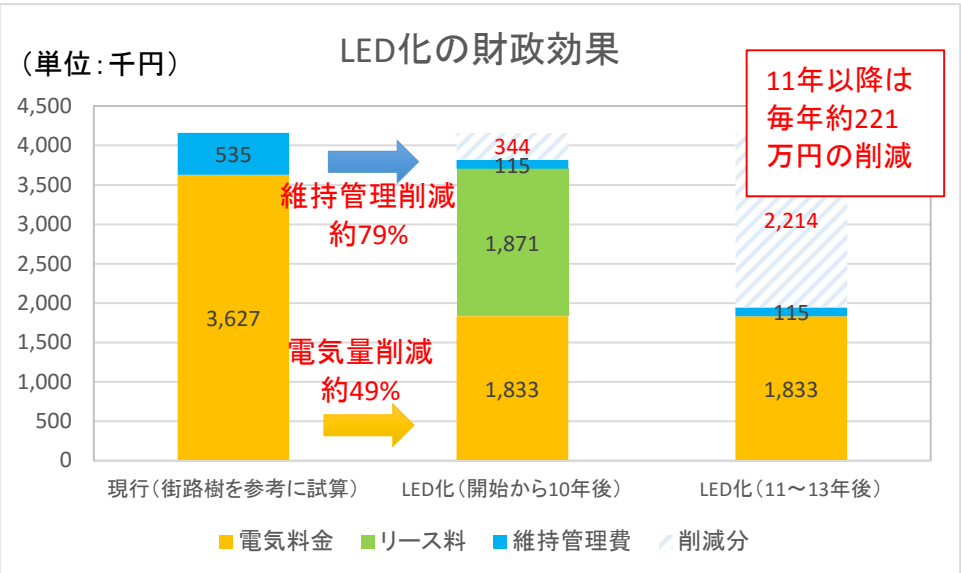

【LED化による効果】

〇財政面

・導入により電気代が約49%削減、維持管理費が約79%削減される。
・11年以降はリース料を考慮せずに済むため単年度当たり約221万円(53%)の縮減効果が得られる。

〇環境面

・排出CO2が3kg抑えられ、環境面からも大きく貢献する。

以下、街路灯における LED 化の検討結果を示します(街路灯・道路照明の試算結果[19])。

1．現在の春日部市内街路灯の状況について　（H26．3月末時点）

春日部市内には現在、１４，１７３灯の街路灯があり、市民等からの要望で毎年増加しています。これを平成２６年度から新規及び器具交換時にエネルギー効率が良いＬＥＤ照明とし、電力使用量及びＣＯ２の削減を図っているものです。
しかし、電気料金の値上げによる財政負担の増加や器具の老朽化による維持管理費の増加、また、環境負荷の軽減が進まないなどの課題が生じていることから早急にＬＥＤ化を進める必要があると考えます。

1．市内の街路灯数

○街路灯（暮らしの安全課管理）

種　類	16W	20W	32W	40W	42W	80W	合　計
蛍光灯	0灯	2，438灯	2，967灯	0灯	1，393灯	0灯	6，798灯
水銀灯	0灯	0灯	0灯	1，373灯	0灯	4，185灯	5，558灯
ＬＥＤ灯	14灯	0灯	0灯	0灯	0灯	0灯	14灯
合　計	14灯	2，438灯	2，967灯	1，373灯	1，393灯	4，185灯	12，370灯

○道路照明灯（暮らしの安全課管理）

種　類	100W	150W	200W	220W	300W	400W	合　計
水銀灯	11灯	78灯	658灯	0灯	9灯	41灯	797灯
高圧ナトリウム	0灯	0灯	0灯	10灯	0灯	0灯	10灯
合　計	11灯	78灯	658灯	10灯	9灯	41灯	807灯

○道路照明灯（道路管理課管理）

種　別	100w未満	100w～200w未満	200w～300w未満	300w～400w未満	400w以上	合　計
水　銀　灯	2灯	106灯	211灯	76灯	161灯	556灯
高圧ナトリウム	0灯	45灯	40灯	0灯	5灯	90灯
蛍　光　灯	136灯	11灯	0灯	0灯	0灯	147灯
ネオハロゲン	0灯	0灯	60灯	0灯	0灯	60灯
ツインアーク	13灯	0灯	0灯	0灯	0灯	13灯
Ｌ　Ｅ　Ｄ	40灯	90灯	0灯	0灯	0灯	130灯
合　計	191灯	252灯	311灯	76灯	166灯	996灯

春日部市内の合計　１４，１７３灯

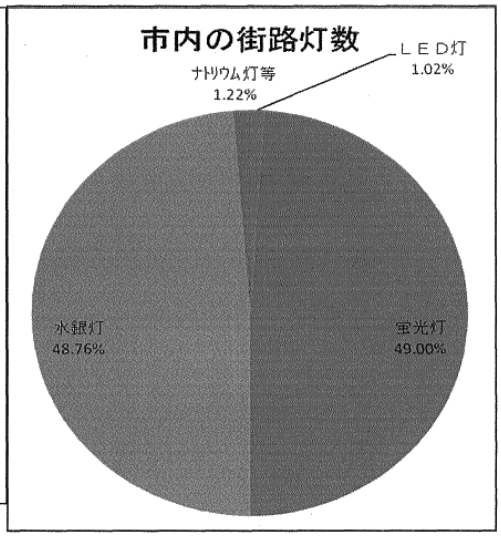

2．現状の電気料金と維持管理費

年　度	H23年度	H24年度	H25年度
電気料金	66，149千円	79，893千円	① 94，819千円
メンテナンス	12，135千円	12，579千円	② 14，152千円
合　計	78，284千円	92，472千円	108，971千円

○電気料金は年々上昇傾向
○メンテナンスは、今後、耐用年数が経過した器具が多くなるので、年々上昇していく。

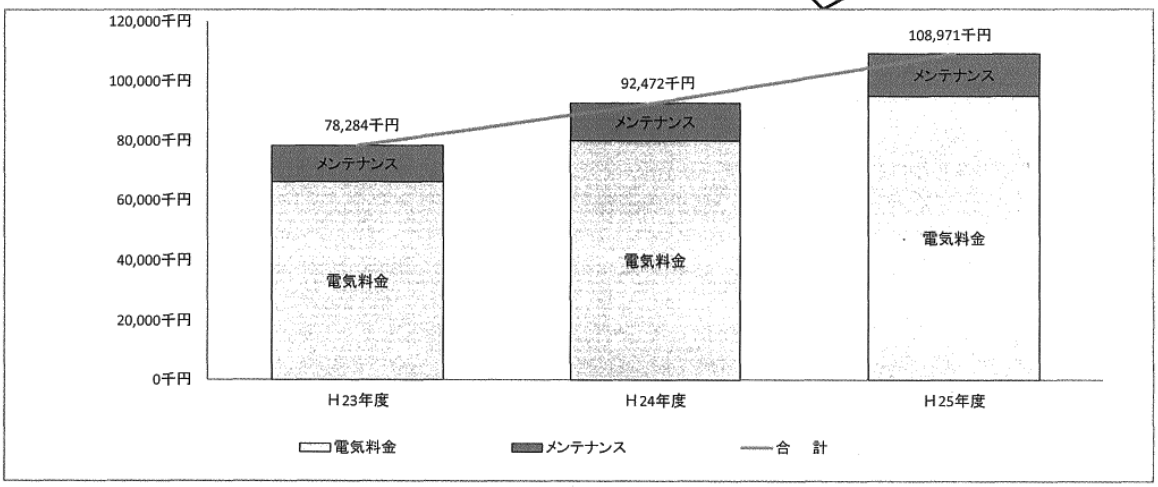

[19]「春日部【資料 2】街路灯及び道路照明の LED 化調査・導入計画書」より

3．LED導入による電気料金・維持管理費の削減

市内全域の街路灯をＬＥＤ照明に置き換えることによって、電気料金の削減、維持管理費の削減、ＣＯ２排出の削減などが見込まれ、次のような効果をもたらすと考えられる。

1．消費電力の削減による市の財政的負担の軽減

2．光源寿命によるメンテナンスの軽減

3．環境に配慮した低炭素社会への寄与

見込まれる電気料金の削減効果　（年間）

種　類	灯　数	更新前			更新後			電気料金削減額
		規　格	電気料金	総　額	規　格	電気料金	総　額	
街　灯	12,370灯	20W～400W	2,500円～39,400円	94,819,000円	20W以下	2,500円	30,926,000円	46,841,000円
道路照明	1,803灯				85W～200W	8,200円～15,700円	17,052,000円	
合　計	14,173灯			94,819,000円			④ 47,978,000円	46,841,000円

※電気料金は、東京電力㈱HPより、公衆街路灯Ａの平成２６年５月の契約単価を採用した。
上記の総額は、四捨五入しているので計算が合わない場合があります。

見込まれる維持管理費用の削減効果　（年間）

種　類	灯　数	現状の維持管理費	電球交換代	更新後の維持管理費
街　灯	12,370灯	10,545,000円	8,277,000円	2,268,000円
道路照明	1,803灯	3,607,000円	2,698,000円	909,000円
合　計	14,173灯	14,152,000円	10,975,000円	⑤ 3,177,000円

○蛍光灯（電球交換）の光源寿命を２０，０００時間、水銀灯（電球交換）の光源寿命を１２，０００時間とする。
○点灯時間は、年間４，０００時間として算出する。
○現状の維持管理費は、平成２５年度の実績による。
※交換費用は、暮らしの安全課で単価契約を行っている費用を採用している。また、光源寿命は、大手メーカーの仕様による。

見込まれる温室効果ガス排出削減量　（年間）

種　類	灯　数	消費電力	ＬＥＤ照明	更新後消費電力	CO2排出削減量	1灯当り削減量
蛍　光　灯	6,798灯	808,840kwh	15W	407,880kwh	208,900kg	31kg
水銀灯（街灯）	5,558灯	1,558,880kwh	15W	333,480kwh	638,433kg	115kg
水銀灯（道路照明）	1,353灯	1,214,640kwh	85W～110W	488,160kwh	378,496kg	280kg
高圧ﾅﾄﾘｳﾑ灯等	173灯	118,960kwh	85W～110W	59,320kwh	31,072kg	180kg
合　計	13,882灯	3,701,320kwh		1,288,840kwh	1,256,902kg	⑥ 平均　91kg

○既存照明器具及びＬＥＤ照明器具のワット数は、カタログ数値を採用する。
○年間点灯時間は、約４，０００時間とする。（３６５日×１１時間）
○ＣＯ２排出係数は、カタログ数値の０．５２１ｋｇ-ＣＯ２/ｋｗｈを採用する。

91kgは、家庭用エアコン1台を1ヶ月（1日12～13時間）稼動した量になります。

4．リース方式によるLED導入

ＬＥＤ照明導入による予想事業費の総額（１０年間でのリース料金）の算出

種　　類	灯　数	リース単価	リース料総額	備　　考
街　灯　15W	12,356灯	2,660円/年間	32,867,000円	道路照明については、共架式のアーム及びポールは既存のものを使用する。
道路照明　85W	1,234灯	10,000円/年間	12,340,000円	
道路照明　110W	292灯	12,000円/年間	3,504,000円	
合　計	13,882灯		③　48,711,000円	
		10年リース総額	487,110,000円	

１．リース料金に含まれるもの
- ○ＬＥＤ照明器具
- ○ＬＥＤ照明器具設置工事費＋付帯工事費等
- ○リース契約期間（１０年間）の動産総合保険料
- ○１０年間の金利（固定資産税は計上しない）

２．動産総合保険について
- ○補償される主な損害
  - ・火災、水害、爆発・破裂・落雷、風・ひょう・雪害
  - ・その他破損による損害
  - ・車両による衝突、接触による損害
- ○補償されない主な損害
  - ・地震、噴火、津波による損害
  - ・自然消耗、瑕疵、性質損（変色、変質、さび等）、虫食い等による損害
  - ・原子力による損害
  - ・部品消耗品の単独損害、管球損害（維持管理にて対応）
  - ・戦争、暴動その他事変による損害

◆ＬＥＤ化の移行条件

１．電気料及び維持管理費の削減分でＬＥＤ化が図れるものとする。

２．道路照明は専用柱あるいは電柱共架型のため、照明器具以外の工事も必要となるので、先端の照明器具が取替え可能なものを置き換え対象とする。

３．特殊な意匠によるものでＬＥＤ照明器具に交換するとデザインが大きく変わるものについても更新対象外とする。

４．上記２及び３の現地調査を行うためにリース契約に調査業務を含める。また、調査結果に基づき変更契約が必要となる。

5．LED化の財政効果

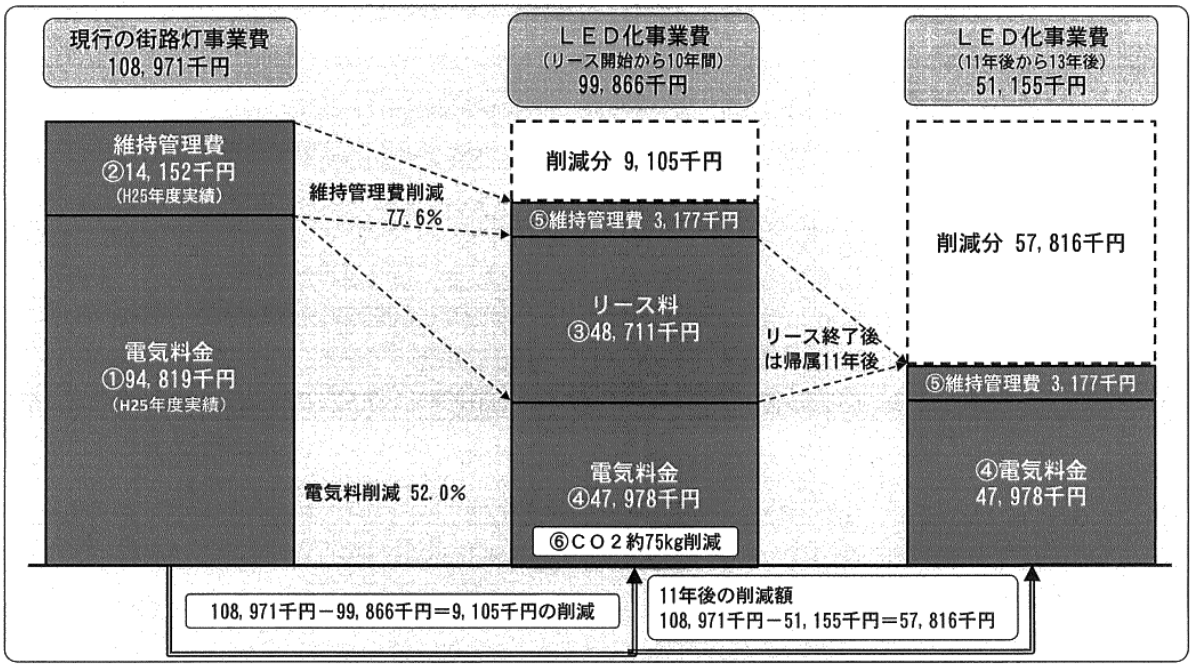

3.4.3 公園樹木の維持管理

公園の樹木、および、緑地・緑道は、樹木管理費に多額の費用を要しているとともに、市民からの要望が多くなってきています。そのため、国土交通省の「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)」を参考として、樹木管理の基本方針を設定します。また、設定した方針を用いて、樹枝の樹姿パターンや見通し確保を意識した剪定、また、樹勢の悪化や倒木の危険性がある樹木は、撤去を行っていきます。これにより、公園全体の見通しがよくなり、安全面や防犯面で有利となり、景観性にも優れます。

(1) 樹木管理の基本方針

公園樹木と緑道・緑地管理の基本方針は以下のとおりとします。

- ◆ 公園樹木管理の基本方針
  - ➢ 基本方針１：樹姿のパターン化による管理
  - ➢ 基本方針２：見通し確保を意識した管理
  - ➢ 基本方針３：公園周辺との調和
- ◆ 緑地・緑道管理の基本方針
  - ➢ 基本方針１：樹林のまとまりとして管理
  - ➢ 基本方針２：適度な明るさと見通しを確保できる樹林
  - ➢ 基本方針３：周辺環境との調和

1) 公園樹木管理の基本方針

i) 基本方針１：樹姿のパターン化による管理

樹木本来の自然樹形を保ち、周辺環境と調和のとれた樹形を作るとともに、健全な生育を促す管理を行います。

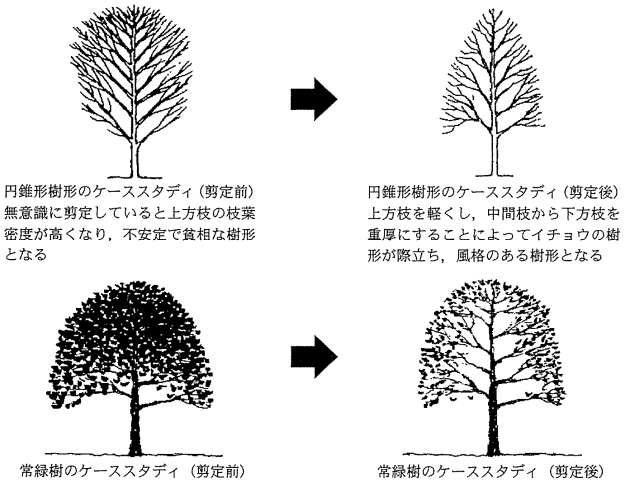

図 3-61　管理目標樹形とケーススタディの事例[20]

[20]「改訂５版　公園･緑地の維持管理と積算　一般財団法人経済調査会」より抜粋

ii) **基本方針２：見通し確保を意識した管理**

周囲から目が届かない空間が犯罪に利用されやすいことから、犯罪を行おうとする者や不審な行動を早期に発見できるよう、人の目線の高さを意識して公園内の見通しを確保します。

- 高木については、周辺の道路や住宅からの園内の見通しを広く確保し、死角が生じないよう 2m 程度の高さを目安に下枝を剪定します。
- 生垣及び低木については、見通しを確保する必要がある場所では、1.2m 程度の高さを目安に剪定します。
- 整備時には公園内の見通しに留意し、樹種の選定や配置計画を行います。

iii) **基本方針３：公園周辺との調和**

樹木が成長して繁茂することで、周辺の施設への越境や日照障害、落葉の増加など問題も発生していることから、周辺環境に配慮した維持管理を行います。

- 隣地との境界から控えた位置で全体樹形を考慮し、整姿剪定を行います。
- 敷地境界線から生活道路へ越境した枝葉は、建築限界を遵守した剪定を行います。
- 電線などの架空線がある場合、樹木の枝葉から電線を保護する保護カバーの設置を検討します。

2) **緑地・緑道管理の基本方針**

i) **基本方針１：樹林のまとまりとして管理**

緑地は、樹木がある程度の密度でまとまっている区域であり、樹林そのものが緑地を形成する主たる要素です。したがって、公園のような剪定による樹木ごとの樹形管理ではなく、ある程度の規模を持った樹林区域を１つのまとまりとして管理します。

ii) **基本方針２：適度な明るさと見通しを確保できる樹林**

緑地の持つ機能や効果を十分発揮させるため、間伐や枝打ちなどの維持管理作業が必要です。緑地利用に適した樹林密度を考慮しつつ、木漏れ日が林床を照らす程度の明るさに管理します。

iii) **基本方針３：周辺環境との調和**

公園樹木と同様に、樹木が成長し繁茂することで、周辺の施設への越境や日照障害、落葉の増加などの問題も発生しています。こうしたことから、周辺の施設等に近接している樹木については、あらかじめ伐採や枝打ちを行うなど周辺環境にも配慮した維持管理を行います。

(2) 点検・診断の実施方針

点検・診断に関しては、国土交通省より「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)」が策定されているところです。ここには、樹木に関して通常有すべき安全性を確保するため、点検・診断の実施における基本的な考え方や、点検・診断の流れ、留意点、内容などについて示されています。この指針(案)をもとに、点検と診断は実施します。

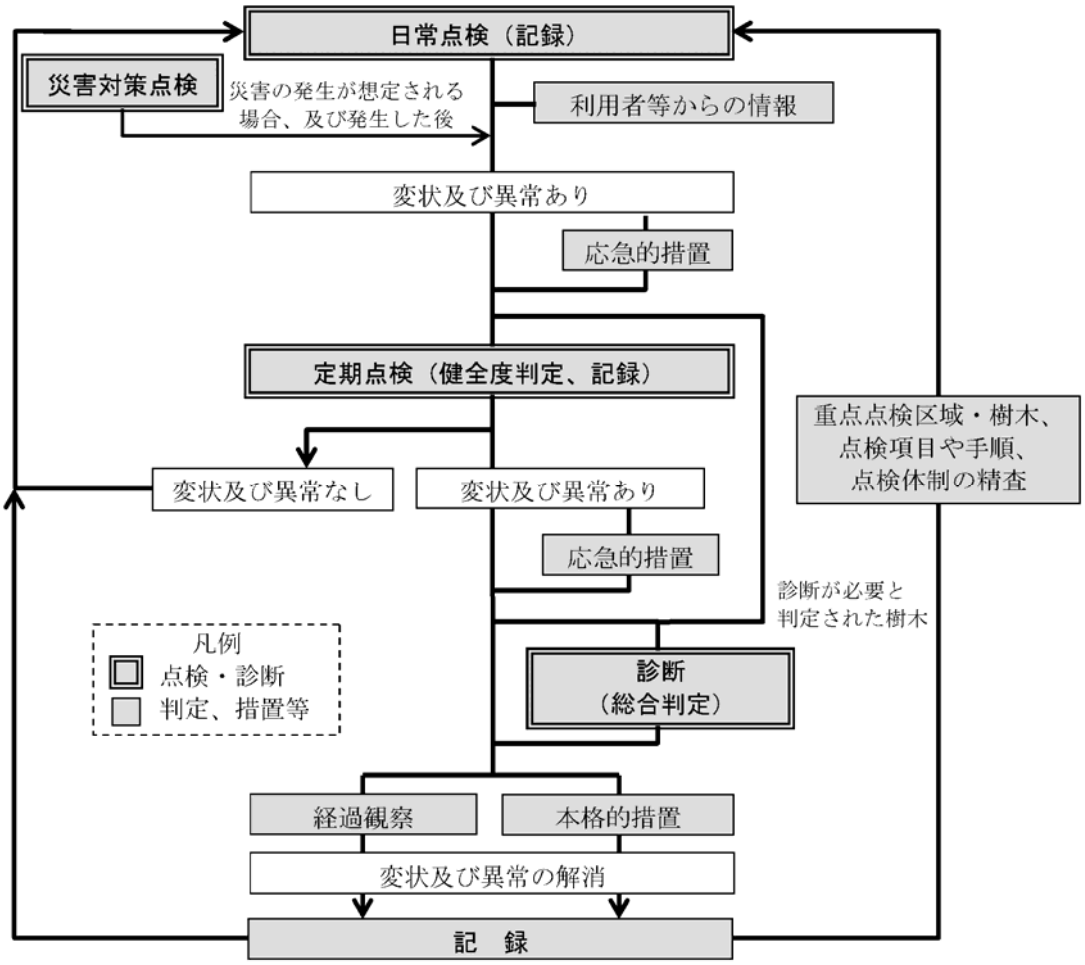

図 3-62　点検・診断フロー[21]

[21] 国土交通省「都市公園の樹木の点検・診断に関する指針(案)」より抜粋

【樹木の点検・診断のポイント】

- 点検•診断に携わる者は、その技術力の向上を図ることが望ましい。また、点検・診断の種類や内容を踏まえ、必要に応じて樹木に関する専門技術者の協力を得ることが望ましい。
- 点検に当たっては、対象都市公園の規模や利用者数等の諸条件を踏まえ、安全確保の重要度の高い区域等に重点化するなど、効率的に実施することが望ましい。
- 点検時期や項目は、区域、樹木の重点度、点検の種類に応じて適切に設定する。特に都市公園では、落枝による事故が比較的多いため、枯損したまま放置された大枝など、落枝の兆候が明らかな変状及び異常は速やかに把握することが重要である。
- 点検・診断の結果や措置の実施状況等の記録は、対象樹木ごとに点検票等を作成し、点検・診断項目ごとに発見された変状及び異常等を記入して整理保存する必要がある。
- 措置・対策は、健全度の判定結果と点検項目の重要度や周辺状況から、放置するとどのような被害が引き起こされるかを予測し、これに応じて適切な実施内容を検討することが望ましい。

(3) 樹木管理費のコスト縮減検討

1) 巨木化した樹木の伐採

高木の剪定費用は、幹周が 120cm 以上となると高額になることから、幹周が 120cm 以上の場合に伐採する方針とします。

また、市民アンケート調査結果からも、大木化した樹木の更新は肯定的です。

【巨大化した樹木の適正配置】

〇社会要求への対応

・市民アンケートにより約 80%の住民より同意を得ている。

〇維持管理面

・管理数量の削減により維持管理費の縮減効果が見込まれる。現状では、数量や樹種のデータが不完全であるため最初のステップとして現況調査を実施し、樹木に関する維持更新計画を策定することが重要である。

〇防犯面

・巨木の縮小化により視界が確保され、防犯面での効果も得られる。

＜市民アンケート調査結果より＞

① 大木化や樹種特性（生長が早いなど）により、管理費用が嵩む樹木については、維持管理費用を縮減するため、別の樹種への植え替えを行う

「実施すべき」が 43%、「どちらかといえば実施すべき」を含めると、約 80%が実施することが望ましいとなっています。

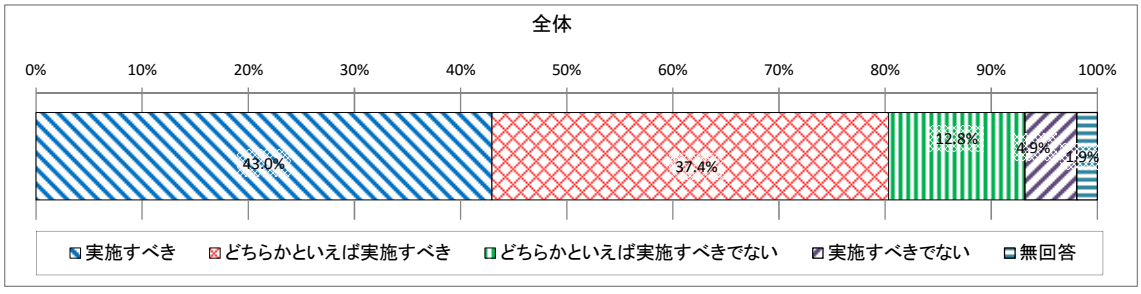

2) 適正な公園樹木配置による間引き（伐採）

公園樹木は、見通し確保による安全性や防犯性の向上、公園全体の景観性向上を図るために、適正な配置を検討します。

公園樹木の適正配置においては、高木を対象として、公園モデルを設定します。

i) 公園モデルの設定

公園モデルは以下のように設定します。

- 公園面積が 1,000m2 の街区公園をモデルとします。
- 樹木の配置間隔は、離隔距離は 5m、配置間隔は 10m とします。

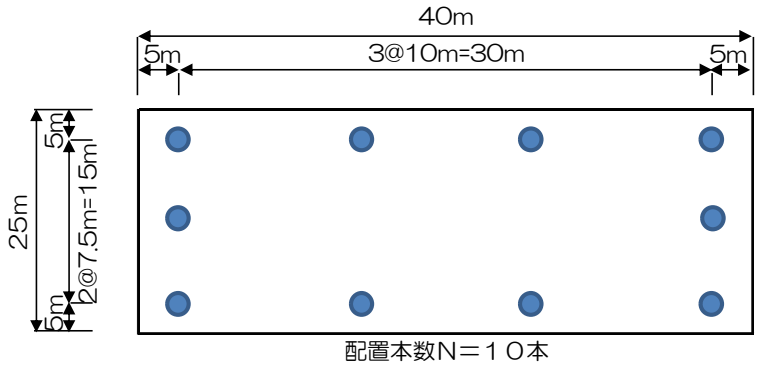

図 3-63　1,000m2 の公園モデルのイメージ

表 3-54　対象施設

項目	数量	備考
公園	257 公園	2016 年度、街区公園数
公園面積	263,695m2(26ha)	2016 年度
樹木	7,493 本	高木

ii) 配置本数の設定

公園モデルから、街区公園全体での適正な樹木本数を試算すると、2,637 本(=1,000(m2)/ 263,695(m2)×10(本)となります。この本数は、現状の樹木本数の 35%(=2,637(本)/7,493(本))に相当します。

達成するためには、65%の削減が必要です。

表 3-55　街区公園における高木数

公園名	高木（本数）
牛島第2公園	22
牛島第3公園	4
八丁目第2公園	1
樋籠第1公園	3
倉松公園	281
八丁目上組公園	33
牛島第5公園	1
樋堀第1公園	11
樋籠第3公園	1
小渕第1公園	9
小渕第2公園	1
樋籠第4公園	7
牛島第6公園	4
小渕彩龍公園	20
牛島古川公園	207
上柳公園	9
西宝珠花町通公園	29
風早第1公園	52
風早第2公園	10
風早第3公園	40
風早第4公園	8
平松谷東公園	32
大蔵屋公園	33
ガーデンタウン公園	56
外谷津第1公園	61
外谷津第2公園	38
殖産公園	36
宝珠花神社公園	43
木崎神社公園	13
東急南桜井タウンハウス東公園	9
有楽三角公園	16
大衾ローズタウン公園	29
大衾ホープ公園	13
桜台二区六建公園	5
桜台二区中央公園	24
桜台二区南公園	5
南桜井団地みどり公園	28
サニータウン三角公園	43
駅前トントン公園	7
グリーンホームなかよし公園	11
新生公園	4
三栄団地公園	38
文化村公園	26
パークアベニュー桜井団地北公園	19
パークアベニュー桜井団地東公園	12
米島吉岡公園	1
犬塚・谷頭わんぱく公園	1
東映団地暫定公園	5
リーベ公園	16
ミニ工業団地内公園	52
大衾公園	2
水角第1公園	31
東中野吉岡公園	7
深町公園	41
深町第2公園	5
深町第3公園	2
南栄町中央児童公園	207
梅田第1公園	1
谷中公園	99
塚内公園	44
山王公園	65
七曲公園	10
梅田第2公園	12
四方谷第1公園	22
四方谷第2公園	14
梅田本田公園	18
梅田新田公園	18
浜川戸第1公園	244
浜川戸第2公園	71
八木崎公園	24

公園名	高木（本数）
八木崎第2公園	2
緑町第1公園	4
緑町第2公園	15
元町公園	12
春日部駅東口駅前公園	16
浜川戸公園	21
宮本町公園	5
南一丁目第1公園	6
八木崎第3公園	2
粕壁東第3公園	2
粕壁東第4公園	1
緑町第3公園	4
まちなみ公園	54
緑町第4公園	4
南五丁目第1公園	2
春日部駅西口南公園	8
中央町第10公園	4
中央町第2公園	100
中央町第3公園	101
中央町第4公園	128
中央町第5公園	46
中央町第6公園	46
中央町第7公園	18
中央町第8公園	5
中央町第9公園	3
備後第1公園	84
備後第2公園	21
備後第3公園	1
備後第4公園	1
備後第5公園	5
備後第6公園	1
みどり第1公園	80
みどり第2公園	75
武里第2公園	9
武里第4公園	17
武里第5公園	6
武里第6公園	10
武里第7公園	1
武里第8公園	11
武里第9公園	32
武里第10公園	31
武里第11公園	7
一ノ割上根公園	17
宮田記念公園	33
備後公園	11
備後正善公園	32
備後第8公園	7
武里第12公園	4
備後東第1公園	4
武里第13公園	1
武里第14公園	14
谷中小記念公園	33
大沼第4公園	64
大沼第5公園	75
大沼第6公園	33
四季の彩公園	69
ロシュパルク公園	19
豊春第1公園	16
豊春第2公園	2
豊春第3公園	5
豊春第5公園	34
豊春第6公園	18
豊春第7公園	236
豊春第8公園	32
豊春第9公園	38
豊春第10公園	13
豊春第11公園	3
豊春第13公園	3
豊春第14公園	13
豊春第15公園	2

公園名	高木（本数）
豊春第16公園	16
豊春第18公園	48
豊春第19公園	1
豊春第20公園	26
豊春第21公園	6
豊春第23公園	9
豊春第24公園	77
豊春第25公園	4
豊春第27公園	7
古隅田公園	590
古隅田第2公園	172
古隅田第3公園	6
南中曽根第3公園	13
南中曽根第4公園	8
南中曽根第5公園	22
南中曽根第6公園	8
南中曽根第7公園	1
南中曽根第8公園	15
川面公園	33
下蛭田下道公園	27
上蛭田公園	15
豊春第28公園	1
豊春第29公園	8
谷原新田第1公園	3
時鳥公園	14
大沼第2公園	24
大沼第3公園	95
豊町第1公園	72
豊町第2公園	44
豊町第3公園	168
豊町第4公園	38
豊町第5公園	4
豊町第6公園	7
新方袋第1公園	4
新方袋第2公園	39
新方袋第3公園	7
新方袋第4公園	7
新方袋東公園	11
谷原第2公園	21
谷原第3公園	5
谷原第4公園	61
ふじ広場	47
大沼第7公園	37
大沼第9公園	31
大沼第10公園	30
藤塚第1公園	59
藤塚第2公園	72
藤塚第3公園	76
藤塚第4公園	35
藤塚第5公園	4
藤塚第6公園	45
藤塚第7公園	13
藤塚第9公園	6
藤塚第10公園	6
藤塚第11公園	16
藤塚第12公園	13
藤塚第14公園	17
藤塚第15公園	1
豊野町第2公園	29
豊野町第3公園	37
藤塚野口公園	1
藤塚根郷下公園	13
藤塚公園	80
藤塚三本木公園	96
藤塚新田公園	28
藤塚三本木第1公園	3
藤塚三本木第2公園	651
川の駅ふじつか	112
合計	7493

iii) **コスト縮減額の試算結果**

コスト縮減額の試算では、以下のパターンで検討をしました。検討をした結果、「ケース 2：現状の枯れ木や老木の伐採費で対応する場合」において、コスト縮減を図ることができました。

コスト縮減額は、年間 65 本の高木を伐採した場合、365,170(円)/年となり、これは、樹木管理費全体 115,058,236(円)に対して、約 0.3(%)の縮減になります。

ケース 1：撤去費をかけて、公園樹木を伐採して対応する場合

- 樹木本数が減少するため、公園維持管理費は縮減できますが、樹木の撤去費が維持管理費の縮減額を大幅に上回るため、コスト縮減の達成は困難です。

ケース 2：現状の枯れ木や老木の伐採費で対応する場合

- 現状の枯れ木や老木の伐採費が約 1,000 万円となっている実績を踏まえ、その費用内で樹木を伐採する計画とします。伐採費が約 1,000 万円では、年間 65 本の樹木伐採することができます。

  10,000,000(円) / 150,398(円/本)=66.5(本)　→　65(本)

【コスト縮減額の試算】

- 1 本当りの樹木管理費：42,092,392(円/本) /7,493(本)=5,618(円)
- 年間 65 本当たりのコスト縮減額：5,618(円/本)×65(本)=365,170(円)
- コスト縮減率：365,170(円)/115,058,236(円)　×100=0.317(%)

iv) **今後の課題**

現状の配置が境界からの離隔距離が異なる公園が多くあると想定されますが、その場合は、公園の再整備（リニューアル）する際に植替などを行うことにより対応をします。

3.5 【方針④】様々な担い手による維持管理の実施

今後、市民に公園への愛着を持っていただくために、市民も含めた様々な担い手により公園の維持管理をすすめていく必要があります。

現在、本市では、除草・清掃・草刈などの維持管理について、地元自治会・グラウンドゴルフ団体・野球団体などと美化協定を締結して行っている公園があります。これらの公園は、150 公園ほどであり、今後、さらに締結を増やしていくことで、市民と行政の協働につなげ、公園への愛着、地域コミュニティの結束、市民の居場所づくり、公園利用の活性化を図ります。

内牧公園や庄和総合公園などの 7 公園では、本市が委託している指定管理者が公園の維持管理と運営を行っています。今後、先進事例を参考に公園利用者の方々のニーズを踏まえた運営と安全性に重視した維持管理を進めていきます。

また、これ以外の公園においても、指定管理者による管理のほか、包括契約や複数年契約を検討するなど、維持管理の効率化と公園に係る維持管理費の削減に努めていきます。

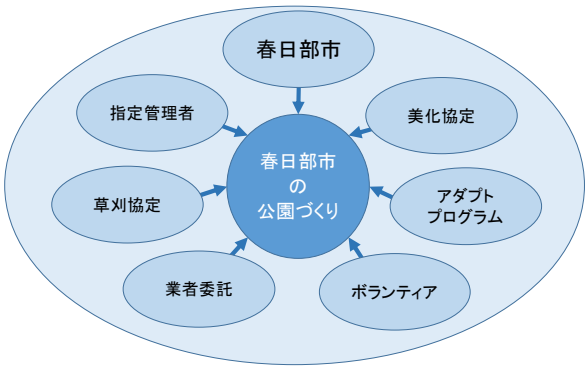

図 3-64 公園づくりの体系(イメージ)

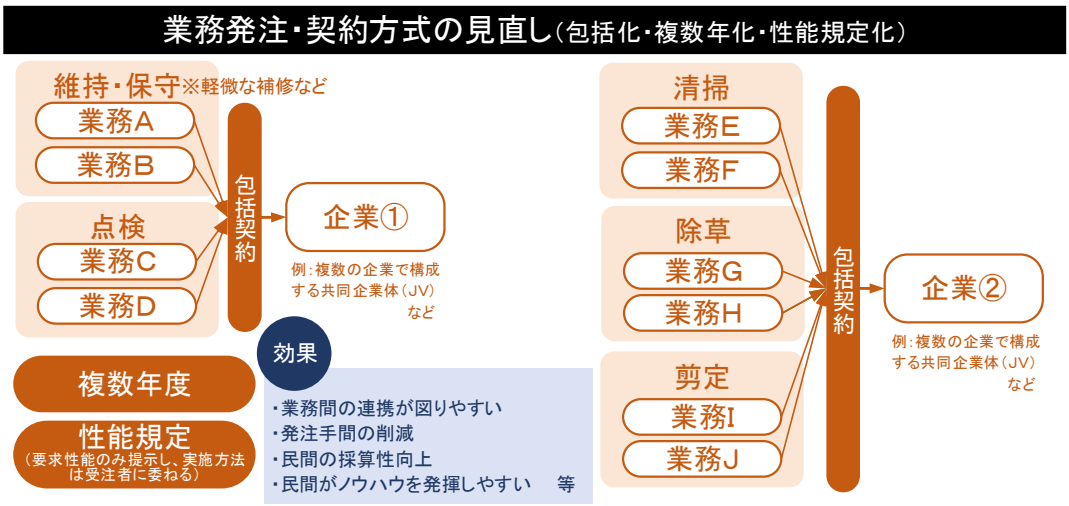

図 3-65 日常管理に関する業務の効率化の推進

3.5.1 地元管理による維持管理

(1) 美化協定の推進

現在、除草・清掃などの維持管理は、地元自治会・グラウンドゴルフ団体・野球団体などと美化協定を締結しています。

美化協定を締結している公園は、150 公園ほどであり、さらに美化協定が締結を出来る公園数を増やしていきます。

美化協定は、庄和地区、武里地区で多くなっています。豊野地区や幸松地区は少ない状況であり、少ない地区での推進を進めていきます。その一方で、市民アンケート調査結果では、「身近な公園の清掃や除草などの維持管理は市民が行う」の設問に対して、肯定的な意見が比較的少ない地区でもあり、市民との協働意識の共有・醸成を図っていくことにします。

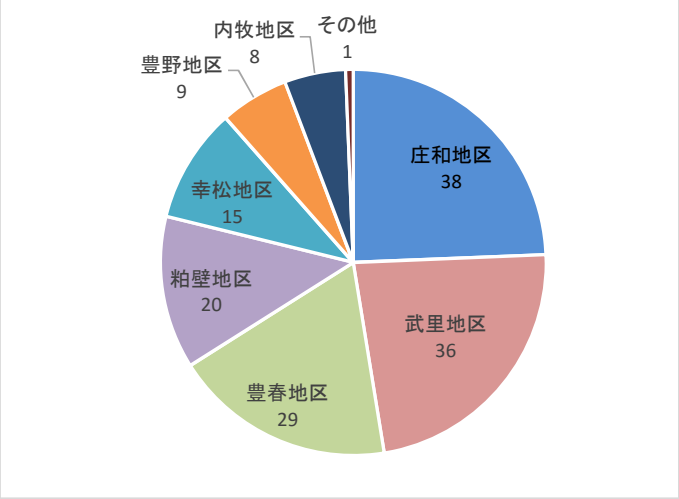

図 3-66　地区ごとの美化協定件数

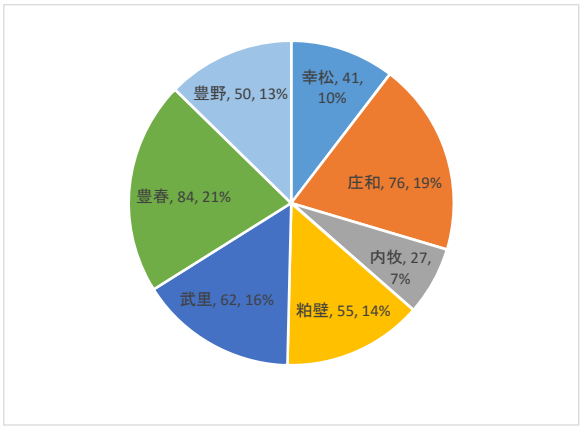

図 3-67　地区ごとの公園数(参考)

＜市民アンケート調査結果より＞

② 身近な公園の清掃や除草などの維持管理は市民が行う

「実施すべき」が約 21%、「どちらかといえば実施すべき」を含めると、約 60%が実施することが望ましいとなっています。実施することが望ましくない回答は、「どちらかといえば実施すべきではない」「実施すべきでなない」を含めて、約 38%となっています。

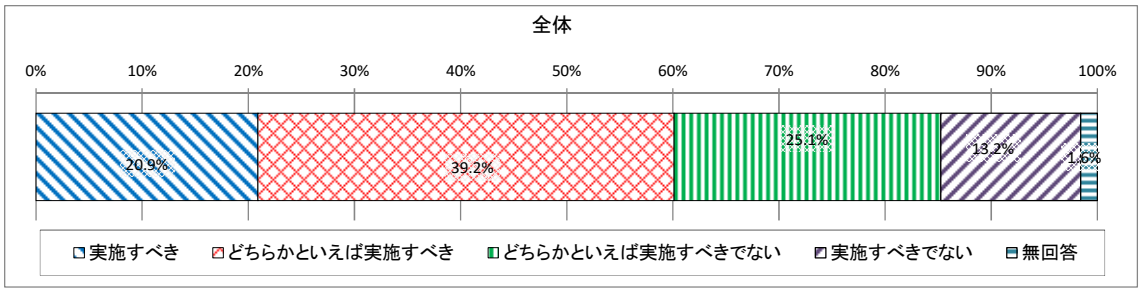

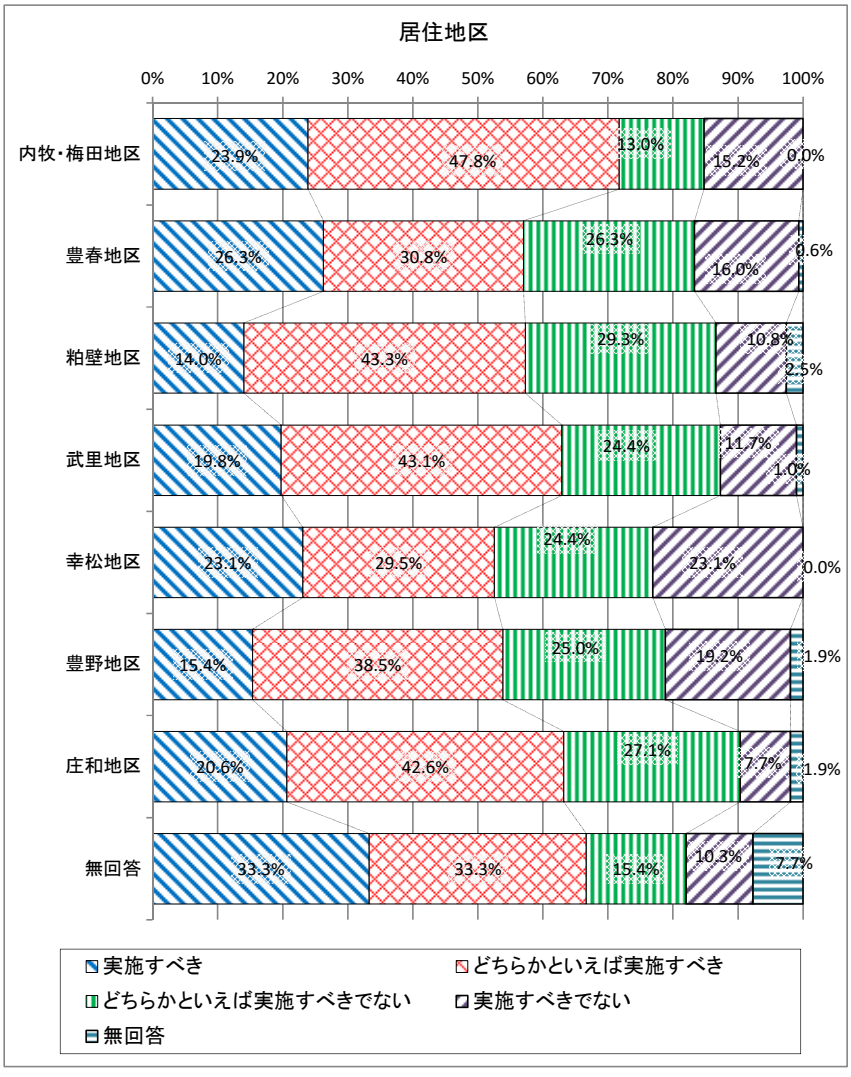

(2) 活動活性化のための取組み

地元住民参加の活性化させるための取組みとして、用具や資機材の貸与・提供の充実を図ります。また、活動内容に関して表彰する制度、市と活動団体とのコミュニケーションの強化、活動中に活動団体名等を看板に掲げることにより活動の励みとなるような仕組み、活動 PR の強化を図ります。

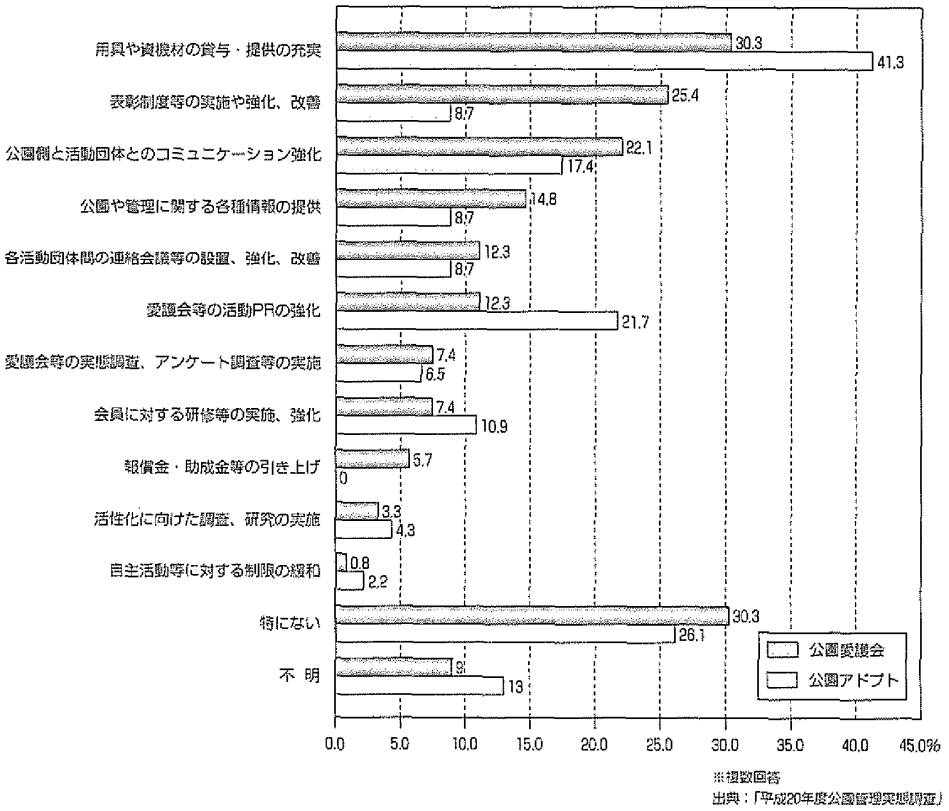

図 3-68　活動活性化のための取組み[22]

図 3-69　(左)横浜市の愛護会活動看板、(右)台東区まちの美化里親制度のサインボード[23]

[22]「公園管理ガイドブック　一般財団法人公園財団」より抜粋
[23] 同上

(3) 美化協定推進によるコスト縮減検討

◆ 前提条件

- 美化協定未実施の街区公園(91 公園)を対象とします。
- 再編の可能性のある公園、指定管理公園、除草費が不要な公園は対象外とします。
- 美化協定の推進は 5 年後からとします。

表 3-56　美化協定推進の検討シナリオ

シナリオ	内容	対象面積合計（m2）
ケース1	美化協定を締結しない場合	0.0
ケース2	美化協定を締結する場合	104,047.0

◆ 試算結果

- 試算をした結果、美化協定を締結する場合において、コスト縮減効果が期待できます。

表 3-57　コスト縮減額の試算

評価期間30年

	試算額（円）	コスト縮減額(円)（ケース1に対する削減額）	コスト縮減率（%）	単年度当たりコスト縮減額（円）
ケース1	349,597,920	―	―	―
ケース2	115,596,217	234,001,703	66.9	7,800,057

表 3-58　美化協定締結の検討

No.	公園名	公園種別	面積（㎡）	除草費(円)	手数料		
					1団体費用(円)	面積当り費用(40円/m2)	手数料(円)
1	牛島第2公園	街区公園	922	119,096	7,500	36,880	44,380
2	八丁目第3公園	街区公園	169	15,453	7,500	6,760	14,260
3	倉松公園	街区公園	6,167	994,918	7,500	246,680	254,180
4	八丁目上組公園	街区公園	930	83,700	7,500	37,200	44,700
5	樋籠第3公園	街区公園	189	333,872	7,500	7,560	15,060
6	小渕彩龍公園	街区公園	1,080	77,274	7,500	43,200	50,700
7	牛島古川公園	街区公園	7,722	671,400	7,500	308,880	316,380
8	風早第1公園	街区公園	663	61,944	7,500	26,520	34,020
9	ふるさと公園	街区公園	879	58,606	7,500	35,160	42,660
10	東急南桜井タウンハウス東公園	街区公園	544	50,730	7,500	21,760	29,260
11	ミニ工業団地内公園	街区公園	1,011	94,384	7,500	40,440	47,940
12	吉岡東公園	街区公園	172	16,020	7,500	6,880	14,380
13	水角第1公園	街区公園	1,031	50,830	7,500	41,240	48,740
14	水角第2公園	街区公園	722	35,602	7,500	28,880	36,380
15	東中野吉岡公園	街区公園	300	28,035	7,500	12,000	19,500
16	東中野吉岡第2公園	街区公園	174	16,153	7,500	6,960	14,460
17	東中野駿河第2公園	街区公園	155	10,279	7,500	6,200	13,700
18	東中野房田第2公園	街区公園	176	11,748	7,500	7,040	14,540
19	南栄町中央児童公園	街区公園	6,539	600,219	7,500	261,560	269,060
20	梅田第1公園	街区公園	282	25,857	7,500	11,280	18,780
21	山王公園	街区公園	1,363	125,001	7,500	54,520	62,020
22	七曲公園	街区公園	2,490	304,776	7,500	99,600	107,100
23	梅田本田公園	街区公園	2,967	272,340	7,500	118,680	126,180
24	梅田新田公園	街区公園	2,492	228,735	7,500	99,680	107,180
25	浜川戸第1公園	街区公園	1,889	216,315	7,500	75,560	83,060
26	春日部駅東口駅前公園	街区公園	637	69,246	7,500	25,480	32,980
27	南四丁目公園	街区公園	2,155	174,510	7,500	86,200	93,700
28	浜川戸公園	街区公園	1,185	126,837	7,500	47,400	54,900
29	宮本町公園	街区公園	397	54,621	7,500	15,880	23,380
30	南一丁目第1公園	街区公園	443	13,950	7,500	17,720	25,220
31	南五丁目第1公園	街区公園	199	15,903	7,500	7,960	15,460
32	春日部駅西口南公園	街区公園	1,247	95,319	7,500	49,880	57,380
33	東西ふれあい通り西口第1公園	街区公園	371	17,019	7,500	14,840	22,340
34	東西ふれあい通り西口第2公園	街区公園	253	13,671	7,500	10,120	17,620
35	宮田記念公園	街区公園	2,761	389,826	7,500	110,440	117,940
36	備後公園	街区公園	1,865	167,850	7,500	74,600	82,100
37	備後正善公園	街区公園	1,432	178,299	7,500	57,280	64,780
38	備後正善第2公園	街区公園	496	60,588	7,500	19,840	27,340
39	備後東第1公園	街区公園	741	18,360	7,500	29,640	37,140
40	武里第14公園	街区公園	300	50,220	7,500	12,000	19,500
41	大沼第4公園	街区公園	2,122	202,050	7,500	84,880	92,380
42	ロシュパルク公園	街区公園	867	99,450	7,500	34,680	42,180
43	大場長島公園	街区公園	173	15,759	7,500	6,920	14,420
44	豊春第1公園	街区公園	555	48,303	7,500	22,200	29,700
45	豊春第3公園	街区公園	216	22,338	7,500	8,640	16,140
46	豊春第4公園	街区公園	244	68,544	7,500	9,760	17,260
47	豊春第5公園	街区公園	747	42,381	7,500	29,880	37,380
48	豊春第9公園	街区公園	826	115,227	7,500	33,040	40,540
49	豊春第14公園	街区公園	171	26,010	7,500	6,840	14,340
50	豊春第16公園	街区公園	739	67,779	7,500	29,560	37,060
51	豊春第18公園	街区公園	420	55,800	7,500	16,800	24,300
52	豊春第23公園	街区公園	153	13,923	7,500	6,120	13,620
53	豊春第26公園	街区公園	234	21,420	7,500	9,360	16,860
54	豊春第27公園	街区公園	688	65,808	7,500	27,520	35,020
55	古隅田公園	街区公園	4,000	510,012	7,500	160,000	167,500
56	古隅田第2公園	街区公園	2,000	244,800	7,500	80,000	87,500
57	古隅田第3公園	街区公園	236	22,950	7,500	9,440	16,940
58	南中曽根第2公園	街区公園	228	37,944	7,500	9,120	16,620
59	南中曽根第3公園	街区公園	226	37,665	7,500	9,040	16,540
60	南中曽根第4公園	街区公園	257	25,677	7,500	10,280	17,780
61	南中曽根第5公園	街区公園	566	94,581	7,500	22,640	30,140
62	南中曽根第6公園	街区公園	273	24,939	7,500	10,920	18,420
63	南中曽根第7公園	街区公園	328	29,988	7,500	13,120	20,620
64	南中曽根第8公園	街区公園	761	79,470	7,500	30,440	37,940
65	下蛭田下道公園	街区公園	1,877	193,824	7,500	75,080	82,580
66	豊春第29公園	街区公園	178	16,218	7,500	7,120	14,620
67	谷原新田第1公園	街区公園	213	35,433	7,500	8,520	16,020
68	時鳥公園	街区公園	228	20,808	7,500	9,120	16,620
69	豊町第1公園	街区公園	3,656	530,379	7,500	146,240	153,740
70	豊町第2公園	街区公園	3,072	498,294	7,500	122,880	130,380
71	豊町第6公園	街区公園	234	39,060	7,500	9,360	16,860
72	新方袋第2公園	街区公園	736	65,376	7,500	29,440	36,940
73	新方袋第3公園	街区公園	791	80,082	7,500	31,640	39,140
74	新方袋東公園	街区公園	998	117,144	7,500	39,920	47,420
75	ふじ広場	街区公園	1,230	205,902	7,500	49,200	56,700
76	大沼第7公園	街区公園	546	62,631	7,500	21,840	29,340
77	大沼第9公園	街区公園	566	60,435	7,500	22,640	30,140
78	大沼第10公園	街区公園	489	55,917	7,500	19,560	27,060
79	藤塚第5公園	街区公園	1,432	229,878	7,500	57,280	64,780
80	藤塚第9公園	街区公園	583	28,980	7,500	23,320	30,820
81	藤塚第10公園	街区公園	616	56,457	7,500	24,640	32,140
82	藤塚第11公園	街区公園	701	116,955	7,500	28,040	35,540
83	藤塚第12公園	街区公園	256	23,409	7,500	10,240	17,740
84	藤塚第14公園	街区公園	399	34,119	7,500	15,960	23,460
85	豊野町第2公園	街区公園	2,498	216,045	7,500	99,920	107,420
86	豊野町第3公園	街区公園	1,801	155,592	7,500	72,040	79,540
87	藤塚根郷下公園	街区公園	1,423	184,185	7,500	56,920	64,420
88	藤塚三本木公園	街区公園	5,325	607,464	7,500	213,000	220,500
89	藤塚新田公園	街区公園	660	47,709	7,500	26,400	33,900
90	藤塚三本木第1公園	街区公園	400	36,720	7,500	16,000	23,500
91	藤塚三本木第2公園	街区公園	599	54,927	7,500	23,960	31,460
合計			104,047	11,696,267			4,844,380
面積当り単価				112			47

3.5.2 指定管理者による維持管理

本市では、7 公園において、指定管理者により公園の管理と運営を実施しています。指定管理期間は、2016 年度から 2021 年度です。市の所管は、公園緑地課とスポーツ推進課となっています。7 公園のうち、公園緑地課が管理している施設、および、その作業内容を以下に示します。

指定管理制度を導入したことにより、コスト縮減が達成できていることもあり、今後も、7 公園の指定管理者による維持管理を継続させます。ただし、継続においては、施設の管理頻度などの要求水準の最適化を行い、利用者ニーズに確保とさらなるコスト縮減を目指します。

また、今後、7 公園以外の公園に関しても、先進事例を参考として、指定管理者導入の可能性を検討していきます。

表 3-59　公園緑地課が管理する施設

公園名	所在地	面積 (m2)	公園緑地課が管理する施設
大沼公園	大沼七丁目12番地	81,102	-
中央町第3公園	中央八丁目6番地	2,383	-
南栄町第1近隣公園	南栄町17番地1	15,618	公園内の遊具のみ、公園緑地課が管理
谷原第1公園	谷原一丁目3番地	10,189	公園内の遊具のみ、公園緑地課が管理
牛島公園	牛島626番地	43,254	野球場・トイレ（清掃）・多目的広場の受付以外の施設等は、公園緑地課が管理
庄和総合公園	金崎746番地1	140,400	体育館・テニスコート・野球場以外の施設は、公園緑地課が管理
内牧公園	内牧2735番地1	87,904	アスレチック広場、バーベキュー広場、ピクニック広場、徒渉池、多目的広場、竪穴式住居広場、トイレ、駐車場

指定管理者の導入前(2007 年度)と導入後(2016 年度)において、指定管理料の比較をしました。導入前は約 5,500 万円/年、導入後は約 5,200 万円/年となっており、約 300 万円/年のコスト縮減を達成し、コスト縮減率は約 5%となっています。コスト縮減効果はあまり大きくはありませんが、指定管理者が自主的にイベント等を実施していることにより、市民の賑わいや活性化が図れています。

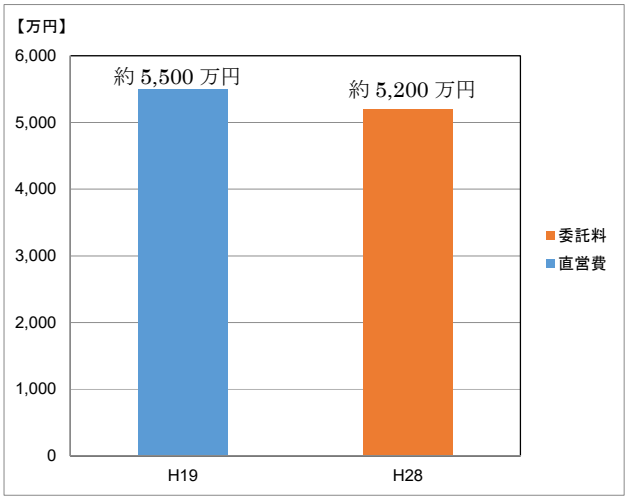

図 3-70　指定管理導入によるコスト推移

3.6　計画の効果

全体目標である従来型管理の将来コストの 3 割縮減を達成するために、基本方針に基づく実施計画を行い、従来型管理から計画的管理への転換を図ることによって、最大で約 40%[24]（約 3.6 億円／年）が縮減可能となります。

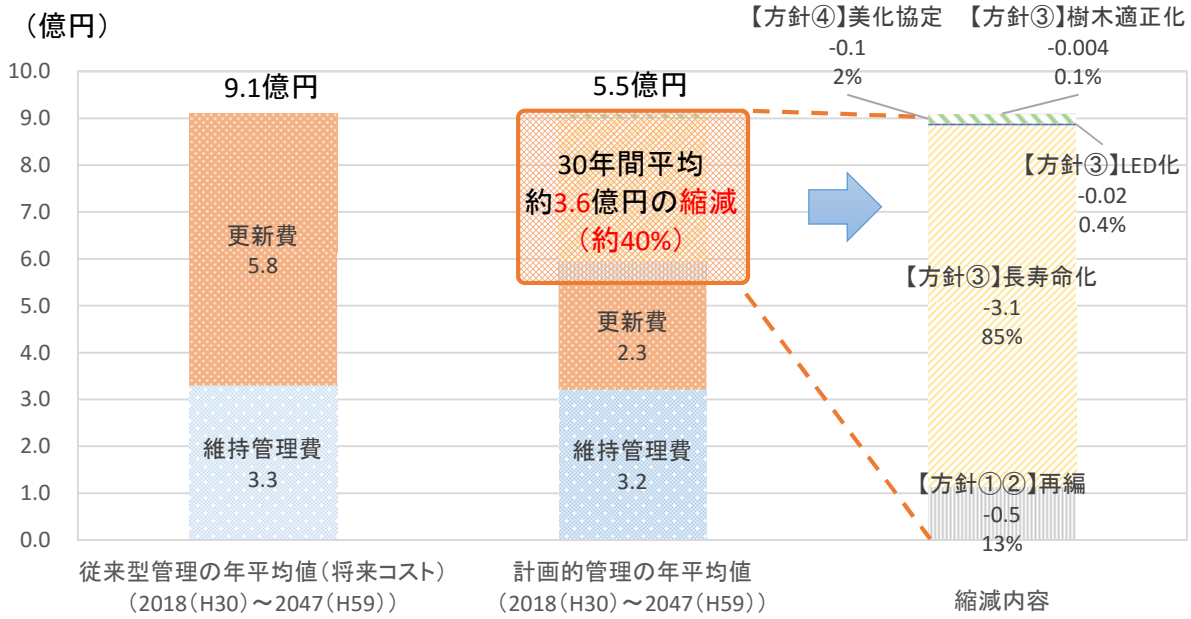

図 3-71　計画のコスト縮減結果

また、コスト縮減の他に、計画的管理によって以下のような効果があります。

- 公園立地と公園施設の再編により、市民のニーズ、地域コミュニティの形成、多様な利用が可能となります（方針①、②）。
- 公園施設の長寿命化により、定期的な点検を行い、損傷や劣化が軽微な段階で補修をすることにより、危険な施設が無くなり、公園施設の安全性が保持されます（方針③）。
- 公園灯の LED 化により、照度が明るくなり、防犯性の向上を図ることができます（方針③）。
- 公園樹木の維持管理により、公園の見通しがよくなり、防犯面で有利となり、景観性にも優れます（方針③）。
- 様々な担い手による維持管理を実施し、市民と行政の協働につなげていくことにより、公園への愛着、地域コミュニティの結束、市民の居場所づくり、公園利用の活性化が図れます（方針④）。

[24] 最大で 40%とは、対象となる小規模公園や借地公園すべてを再編できた場合を想定したものである。なお、目標額（3 割縮減）を超えたコスト縮減額については、再編により、新たに公園機能向上などの施設整備費用（新規整備費）にあて、市全体としての公園配置バランスやサービスレベルの維持を図る。

(1) 計画的管理コスト算定

計画的管理は、各公園施設について長寿命化対策によるコスト縮減を図りつつ、将来かかる維持管理費用（公園施設の維持保全費及び更新費）を算出します(基本方針③)。また、将来コストには、長寿命化対策のほか、公園立地と公園施設の再編(基本方針①②)、公園灯の LED 化(基本方針③)、公園樹木の適正化(基本方針③)、美化協定の締結(基本方針④)による対策を考慮しています。

長寿命化対策を図った公園施設については、従来の管理を続けた場合と比較してどの程度維持管理費用が縮減されたかを算出してコスト縮減効果として整理しています。

表 3-60　コストの総額

	コスト総額（30 年間）	年平均費用（30 年間）
計画的管理コスト	165 億円	5.5 億円
従来型管理コスト	273 億円	9.1 億円
コスト縮減効果	−108 億円（−40%）	−3.6 億円（−40%）

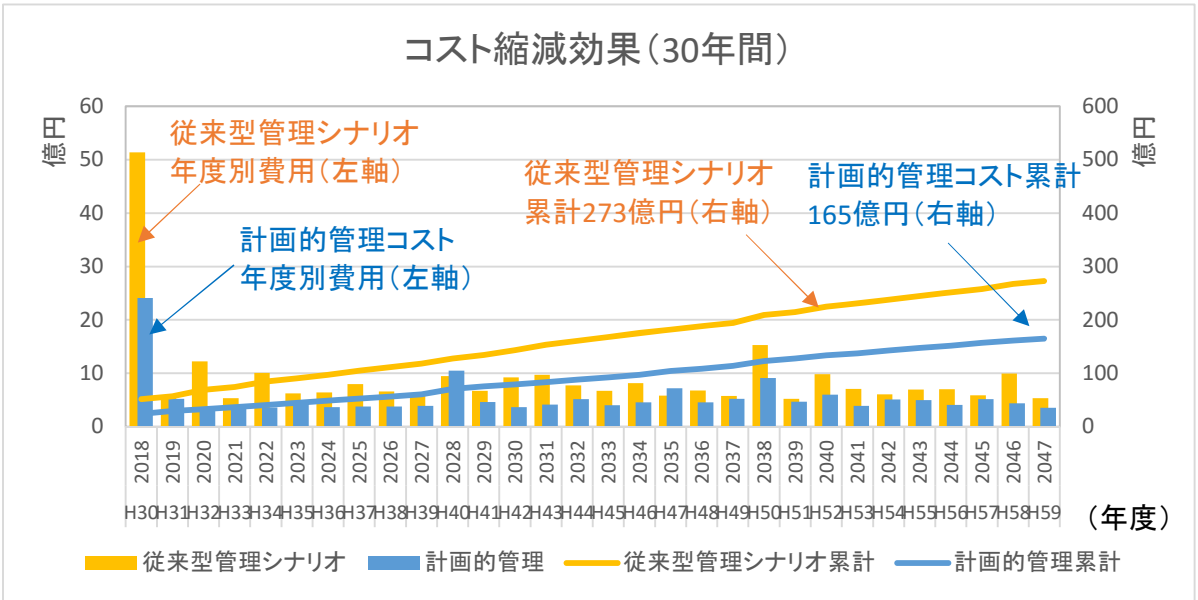

図 3-72　コスト縮減効果

4.具体的な取組方法

4.1　概要

基本方針に基づく公園マネジメント事業は、第 1～3 期実施計画（各期 10 年間）からなるものとし、下図のとおり推進します。

図 4-1　公園マネジメント事業の推進（実施計画）

(1) 公園施設

1)　点検

予防保全型施設のうち、休憩所、便所等については、5 年に 1 回の定期点検としますが、子供が利用し最も安全を保つことが必要な遊具に関しては、1 年に 1 回の定期点検を実施します。

2)　補修

予防保全型施設は、定期点検の結果を踏まえて、長寿命化を図るための補修工事

を計画的に実施します。

（補修の例．鋼材：塗替え塗装、コンクリート部材：ひび割れ補修、等）

事後保全型施設については、日常管理を行い、施設の機能低下や安全性に問題が生じた場合に補修、又は更新を実施します。

3) **更新（街路灯の LED 化）**

公園灯は、維持管理費や電気料の削減、照度を明るくし防犯性の向上を図るために、LED 化を図ります。

(2) 公園樹木、緑地・緑道

1) **剪定管理**

公園樹木、緑地・緑道については、剪定管理の徹底を基本とした適正な保全を推進します。剪定管理により、公園樹木では、樹姿のパターンによる管理、見通し確保を意識した管理、公園周辺との調和を図ります。緑地・緑道では、樹林のまとまりとしての管理、適度な明るさと見通しを確保できる樹林、周辺環境との調和を図ります。

2) **樹木管理**

日常管理や剪定管理において、樹木の樹勢悪化が確認された場合には、伐採を行います。倒木の危険性等がある場合は、撤去等の対策を検討します。

街区公園の高木では、適正な樹木配置を図ります。適正量としては現状の維持管理費における伐採費用相当とし、1 年当たり 65 本程度減らしていき、明るい公園を目指します。

(3) 効率化・高度化に向けた取り組み

公園の維持管理については、指定管理者により管理を委託している 7 公園は、2020 年度までとなっていますが、引き続き、指定管理者の選定を行い、先進事例を参考に公園の管理と運用を進めていきます。また、本市では地元管理として美化協定を締結しているところですが、さらに、市民の公園への愛着を深めてもらうために、美化協定の取組みを推奨していきます。

4.2 実施計画

(1) 公園立地

- 公園立地の維持管理の適正化を図るため、利用者が少なく公園機能が十分ではない小規模公園と借地料が必要となるちびっこ広場など（借地公園）を対象とし、小規模公園は 91 公園、借地公園では 19 公園の再編を進めていきます
- 再編は、再編後の都市公園の適正配置、及び、維持管理費の縮減が図られて

いることが前提

- 前半期（5 年間）で地元住民の合意形成を得るための地元説明を実施
- 後半期（5 年間）で合意形成が得られた公園について再編を実施
- 再編対象公園の条件
  - 公園でのイベントが実施されていないこと
  - 公園の利用者がいないこと（利用度調査を実施）
  - 公園の誘致距離が重複していること（徒歩圏内半径 250m）

【再編イメージ例①】

- 既存公園の施設の機能の向上を図ります。

＜現況＞　　＜再編後＞

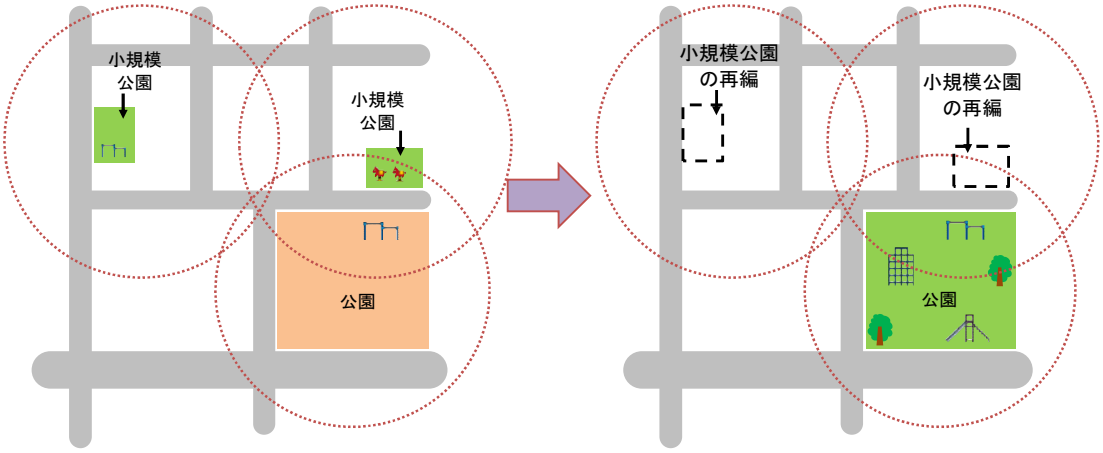

図 4-2　公園立地再編のイメージ(1)

【再編イメージ例②】

- 市民のニーズに応じた再編を図ります。

＜現況＞　　＜再編後＞

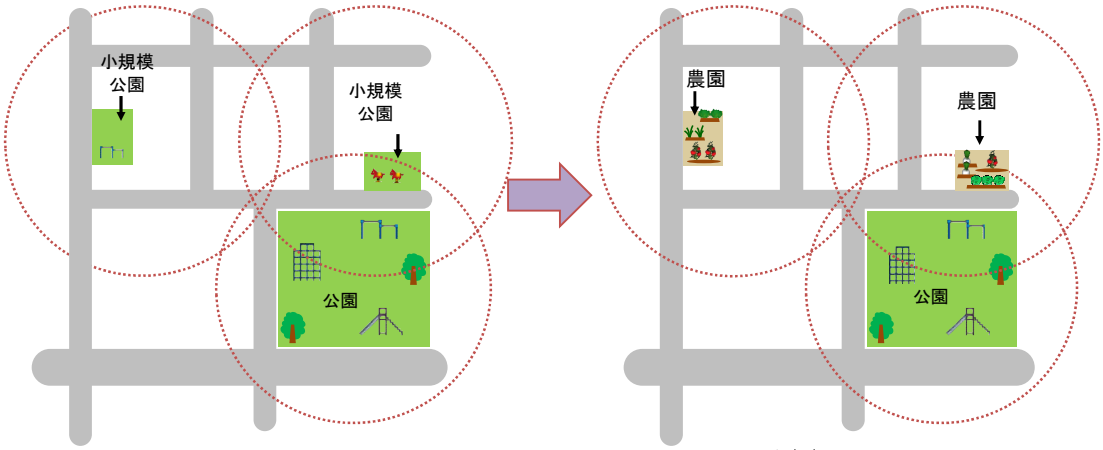

図 4-3　公園立地再編のイメージ(2)

(2) 公園施設

■ 公園施設の維持管理の適正化と利用者の安全性を確保するため、公園施設の長寿命化と公園施設の再編を推進

■ 公園施設の長寿命化

- 長寿命化計画に従って、施設の補修や更新を実施
- 予防保全管理型施設の長寿命化工事を実施

■ 公園施設の再編

- 街区公園のうち公園面積が 1,000m2 以上となる公園を核となる公園と位置付け、同じ機能を持つ施設が誘致距離圏内にあれば、再編の対象
- 核となる公園、及び、その誘致距離圏内の公園の施設で、更新時期を迎えており、原則、早く更新時期を迎える施設を先に撤去

【再編イメージ例①】

- 現状機能を維持しリニューアルを図ります。

＜現況＞　　＜再編後＞

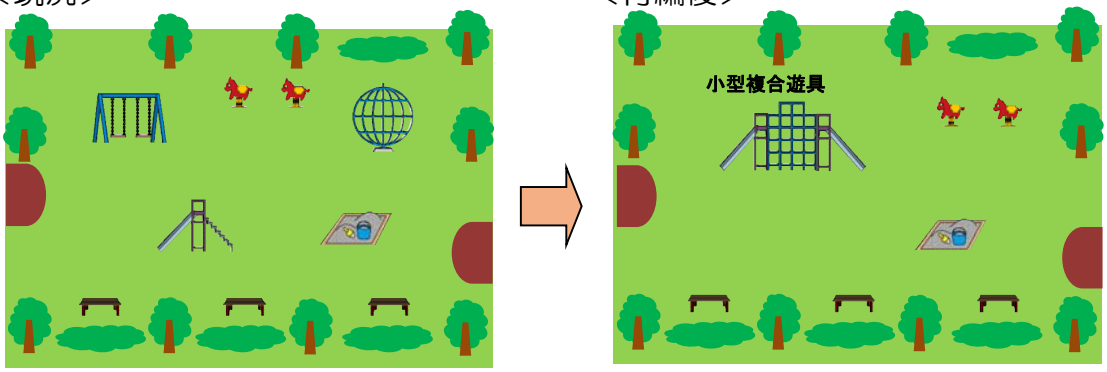

図 4-4　公園施設再編のイメージ(1)

【再編イメージ例②】

- 機能転換し、市民のニーズに応じた施設の再編を図ります。

＜現況＞

・開設時は子供を対象とした遊び型の公園として整備

＜再編後＞

・高齢者の利用を見越した、遊び型から健康づくり型＋休養型の公園へ

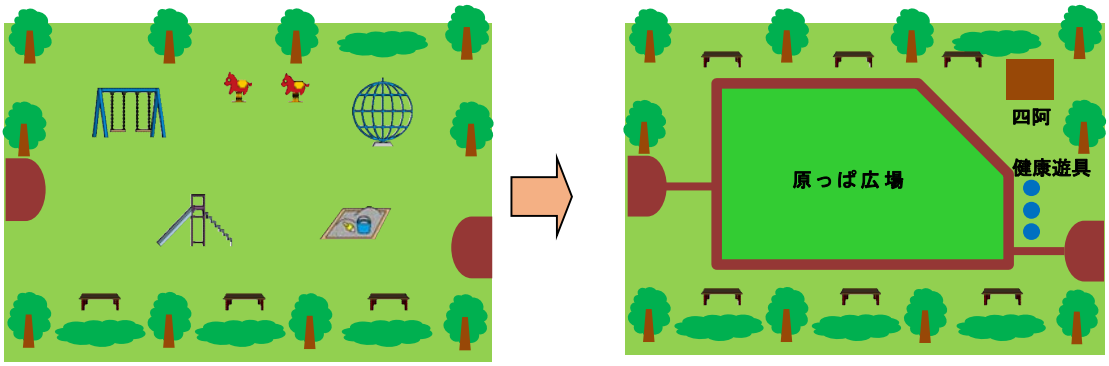

図 4-5　公園施設再編のイメージ(2)

■ 公園灯の LED 化
  - 開始から 10 年間はリース契約
  - 市内公園灯約 530 基について、現況調査により照明の規格を把握し、それに対応した LED 照明に交換

(3) 公園樹木

■ 街区公園の高木は、安心安全な公園とするため、1 年当たり約 65 本の伐採を行います

(4) 公園管理

■ 市民の公園への愛着と除草や公園清掃費を削減するため、美化協定の推進を図ります

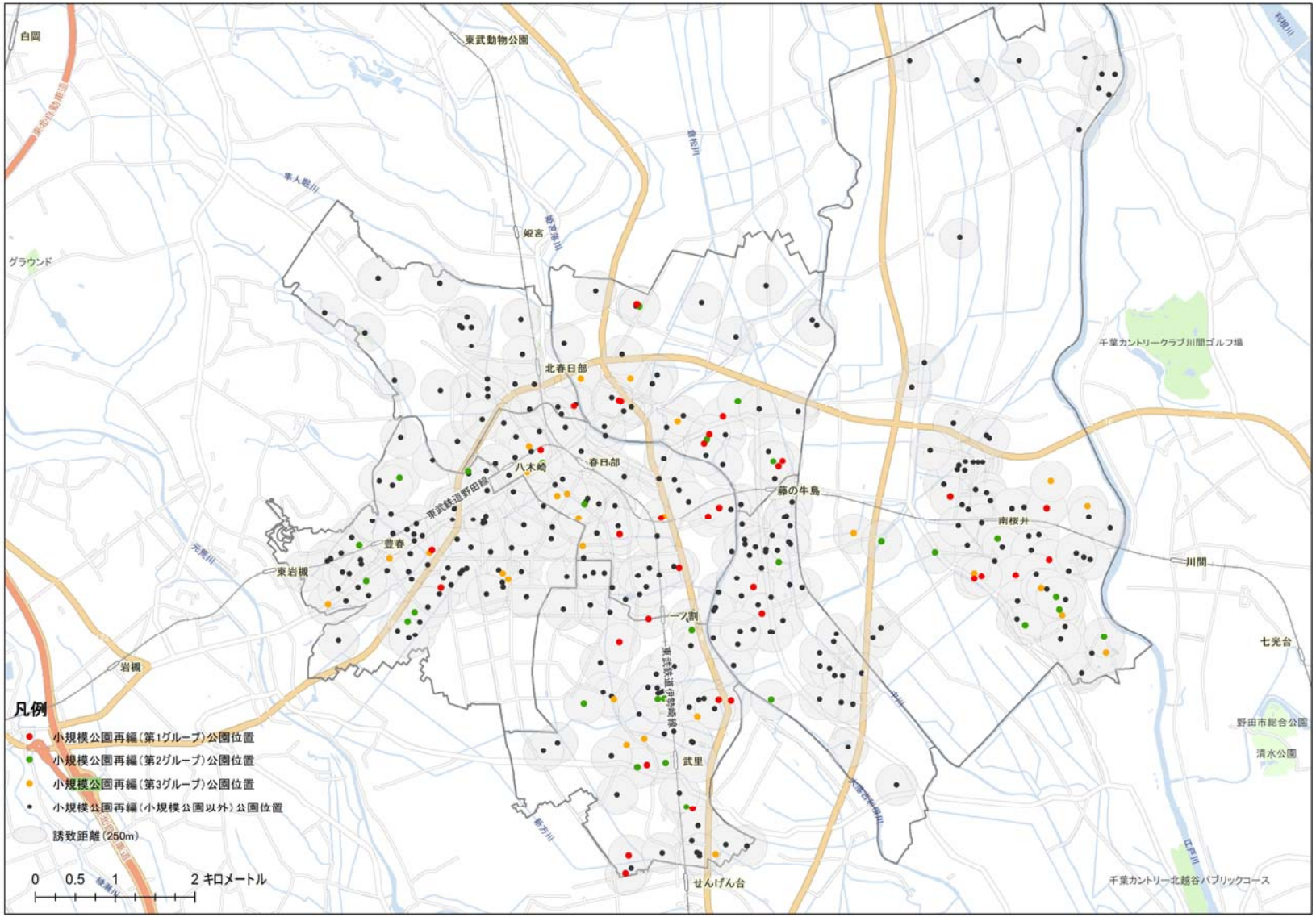

図 4-6　再編公園位置（小規模公園）

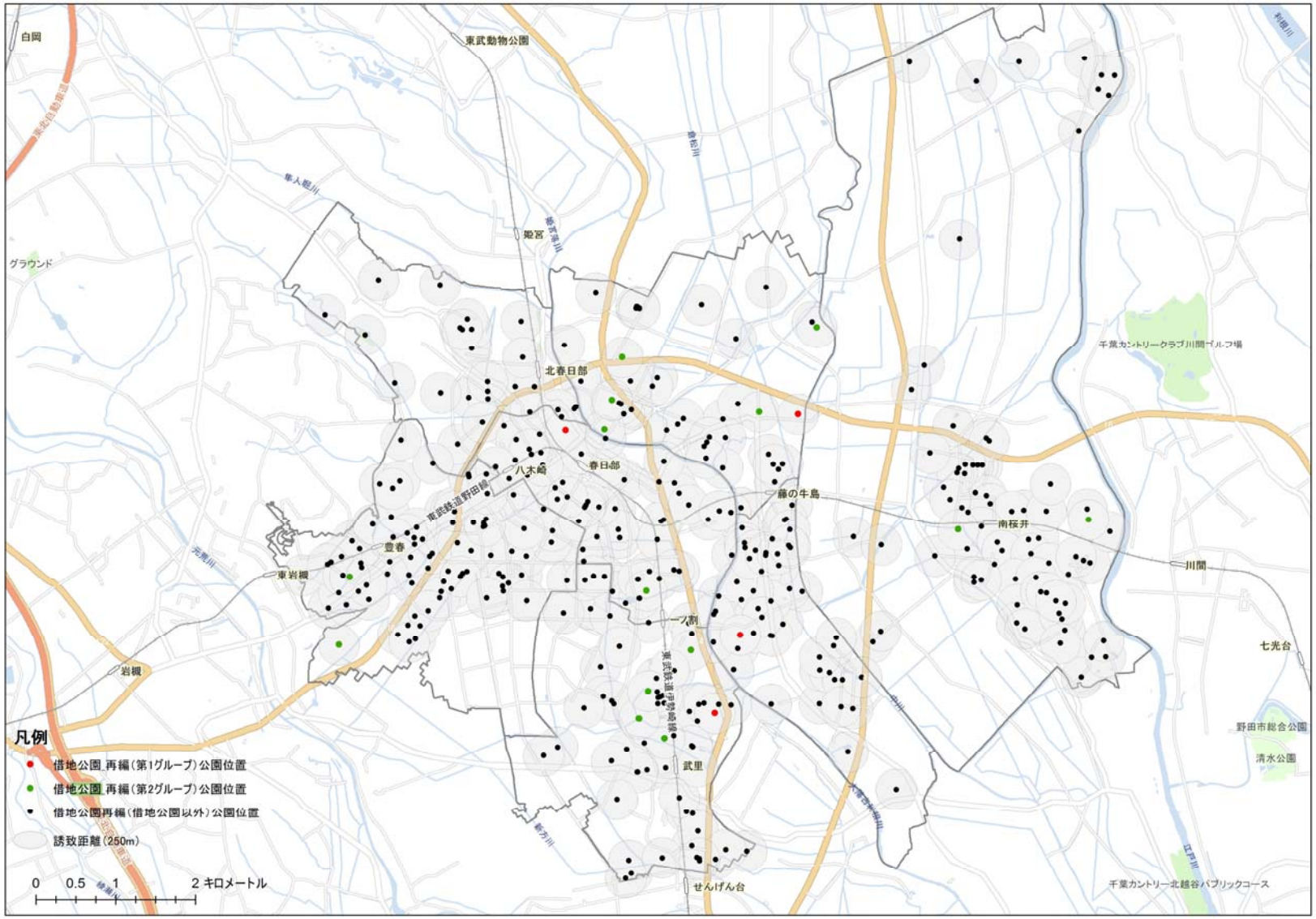

図 4-7　再編公園位置（借地公園）

資 料 編

1.本計画の策定体制

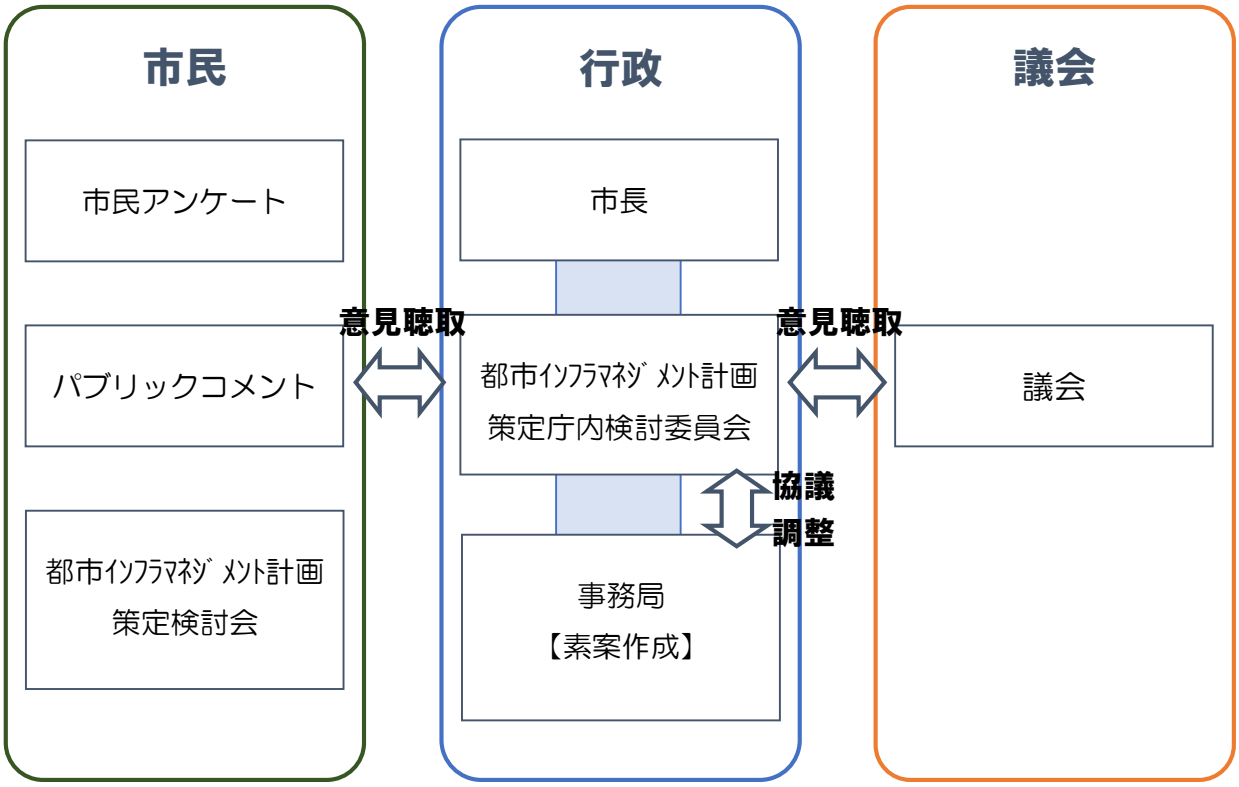
市民
市民アンケート
パブリックコメント
都市ｲﾝﾌﾗﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ計画
策定検討会
意見聴取
行政
市長
都市ｲﾝﾌﾗﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ計画
策定庁内検討委員会
協議
調整
事務局
【素案作成】
意見聴取
議会
議会

2.市民意見の把握

2.1　市民アンケート調査概要

調査地域	春日部市全域
調査対象	満 18 歳以上の市内在住者 3,000 人を 住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送によるアンケート調査
調査期間	平成 29 年 6 月 1 日～16 日（〆切 6 月 12 日）
主な調査内容	・市のマネジメント計画の取組について ・市の公園に関する計画の基本方針について ・市の道路の街路樹に関する計画の基本方針について
発送数・回収状況	発送数：3,000 部 回収数：【公　園】880 部（回収率約 29.3%） 【街路樹】873 部（回収率約 29.1%）

2.2　市民意見提出手続き

(1) 意見募集期間

平成 30 年 1 月 4 日（木）～平成 30 年 2 月 2 日（金）

(2) 意見募集方法

① 市の施設への資料配架による意見募集

市役所４階道路管理課・河川課、市役所別館１階市政情報室、庄和総合支所２階公園緑地課・市政情報室、教育センター１階学習情報サロン、市民活動センター、男女共同参画推進センター、勤労者会館、及び公民館（16 館）へ、提出書及び書類資料を配架し、提出書に意見を記入いただいた上で、持参、郵送またはファックスで提出される。

② 市公式ホームページによる意見募集

ホームページの市民意見提出手続のページに資料データを掲載し、ホームページ上の規定の書式に意見を入力いただき、送信されることにより、メールとして受信する。

(3)意見提出者数及び意見提出件数

意見提出者数	直　接	0人
	郵　送	0人
	ファックス	0人
	メール	1人
	計	1人
意見提出件数	直　接	0件
	郵　送	0件
	ファックス	0件
	メール	1件
	計	1件
意見反映件数	1件中	0件

(4)市民意見提出手続きで出された意見の反映状況

①　春日部市都市インフラマネジメント計画共通編について

意見の概要	市の考え方
都市計画との関係がはっきりといたしません。インフラ整備は市民が住みよいまちづくりには欠かせないものと思いますが、都市計画の実行はインフラ整備も含めた計画なのでしょうか。その場合、インフラの実施責任者は都市計画推進責任者と同じでしょうか。	本計画は、中長期的な視点から、既存のインフラ施設の維持管理・更新に関する基本方針を策定するもので、道路・河川・公園の新規計画を除く、維持管理の計画でございます。また、上位計画として位置づけられている、本市の総合的かつ計画的な行政運営の指針となる、総合振興計画に即して策定したものでございます。

3.検討会

3.1　春日部市都市インフラマネジメント計画策定検討会要綱

春日部市都市インフラマネジメント計画策定検討会要綱

（開催）

第１条　市の都市インフラ施設（市が管理する道路、河川及び公園をいう。）の総合的かつ計画的な管理を推進するに当たり、春日部市都市インフラマネジメント計画の策定に関し必要な意見交換を行うため、春日部市都市インフラマネジメント計画策定検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

（活動内容）

第２条　検討会は、次に掲げる事項について意見交換を行う。

⑴ 春日部市都市インフラマネジメント計画の策定に関すること。

⑵ その他検討会が必要と認めた事項

（検討会の構成）

第３条　検討会は、委員７人以内をもって構成する。

２　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

⑴ 学識経験者

⑵ 市内各種団体を代表する者

（会長及び副会長）

第４条　検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、検討会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　検討会の会議は、会長が招集する。

２　検討会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

（意見聴取等）

第６条　検討会は、意見交換のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（守秘義務）

第７条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第８条　検討会の庶務は、建設部道路管理課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、検討会が定める。

附　則

この要綱は、平成２９年６月２０日から施行する。

3.2　春日部市都市インフラマネジメント計画策定検討会委員名簿

委員区分	氏名	所属・役職名
第１号委員	加藤　佳孝	東京理科大学理工学部 土木工学科 教授
	堀　　大才	東京農業大学 講師 NPO 法人樹木生態研究会 代表 ほか
	福手　　勤	東洋大学理工学部都市環境デザイン学科 教授
	柳井　重人	千葉大学園芸学研究科緑地環境学コース 准教授 園芸学部緑地環境学科 准教授
第２号委員	廣田　雅司	株式会社埼玉りそな銀行地域ビジネス部・プロジェクト開発推進室長
	尾堤　英雄	春日部商工会議所 会頭
	鈴木　敏仁	春日部市自治会連合会 副会長

3.3　検討経過

開催日	内容
第１回 平成 29 年 8 月 2 日	・春日部市都市インフラマネジメント計画の概要とスケジュールについて ・各分野の現状と課題について（道路・河川・公園） ・春日部市都市インフラマネジメント計画の基本方針（案）について（道路・河川・公園）
第２回 平成 29 年 11 月 13 日	・都市インフラマネジメント計画（案）について（共通編・道路・河川・公園）
第３回 平成 30 年 2 月 9 日	・パブリックコメント実施結果について ・都市インフラマネジメント計画について

4.庁内検討会議

4.1 春日部市都市インフラマネジメント計画策定庁内検討委員会要領

春日部市都市インフラマネジメント計画策定庁内検討委員会要領

（設置）

第１条　春日部市都市インフラマネジメント計画の策定に関する調査、計画立案等の総合的調整を行うため、春日部市都市インフラマネジメント計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（定義）

第２条　この要領において「都市インフラマネジメント計画」とは、春日部市公共施設マネジメント計画に即して策定される「春日部市都市インフラマネジメント計画」における道路・河川・公園に関する個別計画をいう。

（所掌事務）

第３条　委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

⑴ 春日部市都市インフラマネジメント計画の策定に関すること。

⑵ 春日部市都市インフラマネジメント計画の総合的調整に関すること。

⑶ その他委員会が必要と認めた事項

（組織）

第４条　委員会は、市長公室長、総合政策部長、財務部長、市民生活部長、環境経済部長、都市整備部長、建設部長及び審議事項関係部長として委員長がその都度指名する部長をもって組織する。

２　委員長は、建設部長をもって充てる。

３　副委員長は、総合政策部長をもって充てる。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

２　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集する。

２　委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　委員は、委員会に自ら出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

（意見聴取等）
第７条　委員会は、審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（作業部会）
第８条　委員会は、第３条に掲げる事項に関し、調査及び研究を行うため、作業部会を置く。
２　作業部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
３　部会長は、道路管理課長をもって充て、副部会長は、河川課長をもって充て、部会員は、別表に掲げる者をもって充てる。
４　部会長は、作業部会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
５　副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は、部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
６　部会長は、必要があると認めたときは、部会員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
７　各部会員は、会議に自ら出席できないときは、代理の者を出席させることができる。

（庶務）
第９条　委員会および作業部会の庶務は、建設部道路管理課において処理する。

（その他）
第１０条　この要領に定めるもののほか、委員会及び作業部会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則
（施行期日）
１ この要領は、平成２９年４月２４日から施行する。
（この要領の失効）
２ この要領は、春日部市都市インフラマネジメント計画の策定が完了した日に、そ

の効力を失う。

別表（第８条関係）

防災対策課長　政策課長　行政改革推進課公共施設マネジメント推進担当課長 財政課長　市民参加推進課長　農政課長　道路維持担当課長、道路建設課長 道路管理課長　河川課長　下水道課長　公園緑地課長　都市計画課長 開発調整課長

5.策定経過

年月	市民・議会	検討会	庁内検討委員会
2017 年 （平成 29 年）			
5 月			第 1 回作業部会 （5 月 11 日）
6 月	市民アンケート （6 月 1 日～16 日）		第 1 回委員会 （6 月 19 日）
7 月			第 2 回作業部会 （7 月 20 日） 第 2 回委員会 （7 月 26 日）
8 月		第 1 回 （8 月 2 日）	
10 月			第 3 回作業部会 （10 月 24 日） 第 3 回委員会 （10 月 31 日）
11 月		第 2 回 （11 月 13 日）	
12 月	12 月議会建設委員会報告 （春日部市都市インフラマネジメント計画(案)について）		
2018 年 （平成 30 年）			
1 月	市民意見提出制度 （1 月 4 日～2 月 4 日）		
2 月		第 3 回 （2 月 9 日）	第 4 回作業部会 （2 月 6 日） 第 4 回委員会 （2 月 7 日）

6.用語集

＜共通＞　（50 音順）

【あ行】	
維持管理費	公共施設の維持管理に係るコストのこと。光熱水費、修繕費、施設保守管理委託費等。
インフラ（施設）	インフラストラクチャー（infra-structure）の略。公共施設のうち、都市活動を支える道路・橋梁等の道路施設や環境施設などのプラント施設、公園、上下水道等の施設の総称。
【か行】	
公共施設マネジメント基本計画	市が保有する公共施設について、人口動態や市民ニーズ、財政状況等を踏まえ、将来の望ましいあり方を検討し、効果的・効率的かつ計画的な維持管理計画を策定するもの。本市では、2014 年度（平成 26 年度）に策定した「春日部市公共施設等総合管理計画」をもとに、より実行性のある計画として、2016 年度（平成 28 年度）に策定。
公共施設	公共事業によって供給される施設のこと。「春日部市公共施設マネジメント基本計画」においては、ハコモノ施設（建築物系施設）だけでなく、インフラ施設を含んでいる。
公共施設等総合管理計画	2014 年（平成 26 年）4 月総務省の要請により、地方公共団体が所有するすべての公共施設等を対象に、地域の実情に応じて、総合的かつ計画的に管理する計画を策定するもの。公共施設等の全体を把握し、長期的な視点をもって更新・統合・廃止・長寿命化等を計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現するもの。本市においては、2015 年（平成 27 年）3 月に策定済みである。
更新（インフラの更新）	老朽化したインフラ公共施設を整備し直すこと。道路面を舗装し直したり、街路樹の植替えをしたり、上下水道管の布設替えを行ったりすることなどを指す。
【さ行】	
縮減	面積やコストを減らすこと。
新規整備	新たにインフラ施設を整備すること。
総合振興計画	市のすべての計画の基本となり、将来における市のまちづくりの指針となる総合的な計画。計画は、基本構想、基本計画及び実施計画から構成される。第 2 次春日部市総合振興計画は平成 30 年度を初年度とする。

【た行】	
長寿命化	インフラ施設の維持管理において、点検や修繕・改修を計画的に行うことにより、不具合や故障が生じる前に適切な対応を行い、施設を将来に渡って長く使い続けること。
都市計画マスタープラン	2009 年（平成 20 年）3 月に策定した総合振興計画に掲げる将来都市像「人・自然・産業が調和した環境創造都市」を実現するための都市づくりの基本方針として、2012 年度（平成 23 年度）に策定したもの。
【は行】	
（予算の）平準化	年度によってばらつきのある予算を長期計画期間内で割り振り、一定の年間予算規模とすること。
【や行】	
予防保全	インフラ施設の損傷が顕在化する前に、計画的に点検などを行い、予防的に対策を行う管理手法。計画保全ともいう。一般に、予防保全を行うことによって、施設の寿命が長くなることから、短期的にはコスト増となるが、中長期的なライフサイクルコストは縮小することが期待される。（⇔事後保全）
【ら行】	
立地適正化計画	人口の急激な減少と高齢化を背景として改正された「都市再生特別措置法」に基づき、福祉や交通等も含めて都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりを推進するための計画。本市では、平成 29 年度策定予定。

＜公園＞

【あ行】	
アダプトプログラム	ボランティア活動の新しいシステム。市民が一定区間の道路や公園等を自ら「養子」とみなし、散乱ごみの収集等、清掃・美化活動を行うもの。市では清掃用具の貸与やボランティア保険への加入等、ボランティア活動をサポートしている。
維持管理費	公園の維持管理に係る費用（例．樹木管理、除草、清掃等）。
維持保全	公園施設の日常的な維持管理として行う、清掃、保守、修繕を指す。
延命期間	計画期間内の初回の補修（対策時期）から、使用見込み期間の終了までの期間を指す。
【か行】	
協働	行政と市民、企業や NPO 等の複数の主体が連携して取り組むこと。
緊急度判定	健全度判定に基づき、公園施設の補修、もしくは撤去・更新に対する緊

	急度を三段階（高・中・低）に評価することをいう。
健全度調査	現地において、公園施設の構造材及び消耗材などの劣化や損傷の状況を目視等により確認する調査のこと。
健全度判定	健全度調査で得られた情報をもとに公園施設ごとの劣化や損傷の状況や安全性などを確認し、公園施設の補修、もしくは撤去・更新の必要性について総合的な評価と判定を行うことをいう。
公園施設	公園内に設置されている施設。
公園立地	公園が設置されている場所、土地。公園自体。
更新費	遊戯施設、休養施設、便益施設、管理施設等の更新や補修に係る費用
【さ行】	
市街化調整区域	「市街化を抑制すべき区域」のこと（都市計画法）。用途地域を定めず、開発行為や施設新設・増築を規制によって原則として制限する区域を指す。
事後保全	インフラの損傷が顕在化した後に、損傷箇所の補修・修理を行って復帰させる管理手法（⇔予防保全（計画保全）））
指定管理者（制度）	公の施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用し、市民サービスの向上と経費と節減を図ることを目的に、市が指定する法人その他の団体などに、公の施設の管理を委ねる制度。指定管理者の範囲については、特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定される。
修繕	公園施設において、経年により通常発生する施設の損耗、機能低下に対する復旧措置を行い、機能を回復させること。
集約化	既存にある複数の施設や機能などを一か所にまとめること。なお、統合や複合化は、集約化の考え方に含まれる。
使用見込み期間	公園施設ごとのライフサイクルコストを算定するため、実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として設定する期間のことを指す。
市民農園	都市の住民がレクリエーションとしての自家用野菜・花の栽培、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園のこと。
生活道路	市民生活において、通勤通学・買い物・散歩等に日常的に利用する、住宅から主要道路に徒歩・自転車等でアクセスするまでの歩行者通行が多い道路。
生産緑地	市街化区域内にある農地の緑地機能に着目して、公害や災害の防止、都市の環境保全等に役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図るために設けられた制度。

【た行】	
長寿命化対策	予防保全型管理において、公園施設の使用見込み期間の延伸及びライフサイクルコストの縮減に寄与する定期的な健全度調査や補修を指す。
定期点検	遊具の指針等に基づく点検や建築設備はじめ各種設備などの法令の規定に基づく検査を指す。
都市計画区域	市町村の中心的な市街地とその周辺地域を一体の都市として総合的に整備・開発・保全するために、原則として都道府県が指定する区域。
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。
【な行】	
日常点検	公園施設の異常の発見と対処を目的とした目視による巡視点検を指す。
【は行】	
美化協定	公園等の美化実施を行う団体と協定を結び助成金を交付している。
包括 （包括契約、包括化）	効率的な維持管理を実現するために個々に行っていた点検や清掃、補修などの管理業務をまとめたり、複数年契約や性能発注とする方法等も含まれる。包括化することで、事務手続きが簡素化されるとともに、受託者が創意工夫を発揮しやすくなり、効率化が図られやすくなる。
補修	予防保全型管理において、施設の寿命を延ばすことを目的に行う大幅な修理や交換を指す。
【や行】	
誘致距離	当該公園を利用する人の徒歩圏内の範囲を表す距離。本市での誘致距離は、街区公園は半径 250m、近隣公園は半径 500m、地区公園は 1km としている。
【ら行】	
ライフサイクルコスト (LCC：Life Cycle Cost)	評価期間内（今後３０年間等）において維持管理・更新等に必要となる経費の合計額又は年度ごとの金額の推移

春日部市都市インフラマネジメント公園計画

発行　春日部市
編集　建設部公園緑地課
作成　平成 30 年 3 月
〒344-0192　埼玉県春日部市金崎 839 番地 1
電　話 048-746-1111（代表）
URL　https://www.city.kasukabe.lg.jp